

令和 7 年 3 月定例会 文教厚生常任委員会記録

令和 7 年 3 月 14 日（金）

令和 7 年 3 月 17 日（月）

令和 7 年 3 月 18 日（火）

令和 7 年 3 月 19 日（水）

場所：鳥栖市議会 第 3 委員会室

目 次

令和 7 年 3 月 14 日（金）		5 頁
令和 7 年 3 月 17 日（月）		53 頁
令和 7 年 3 月 18 日（火）		173 頁
令和 7 年 3 月 19 日（水）		269 頁

令和 7 年 3 月 定例会 日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 14 日（金）	審査日程の決定 スポーツ文化部審査 議案乙第 3 号 〔説明、質疑〕 健康福祉みらい部審査 議案乙第 3 号 〔説明、質疑〕 報告（こども育成課） こども家庭センターについて 〔報告、質疑〕 教育部審査 議案乙第 3 号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案乙第 3 号 〔採決〕

日 次	月 日	摘 要
第 2 日	3 月 17 日（月）	スポーツ文化部審査 議案乙第 9 号、議案甲第 12 号・第 15 号 〔説明、質疑〕 報告（スポーツ振興課） サガン鳥栖 U-15 練習場について 〔報告、質疑〕 健康福祉みらい部（地域福祉課・高齢障害福祉課）審査 議案乙第 9 号、議案甲第 8 号 〔説明、質疑〕 健康福祉みらい部（こども育成課・健康増進課）審査 議案乙第 9 号、議案甲第 6 号・第 7 号 〔説明、質疑〕 報告（こども育成課） 鳥栖市公立保育所再編計画（案）について 〔報告、質疑〕
第 3 日	3 月 18 日（火）	教育部（教育総務課・学校教育課・学校給食課）審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕 教育部（生涯学習課）審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕
第 4 日	3 月 19 日（水）	現地視察 市民相撲場、市民弓道場、市民球場（体育施設改修事業） （宿町） 自由討議 議案審査 議案乙第 9 号、議案甲第 6 号～第 8 号・第 12 号、第 15 号 〔総括、採決〕

3 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和 7 年 3 月 13 日付託〕

議案乙第 3 号令和 6 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 8 号）〔可決〕

〔令和 7 年 3 月 14 日 委員会議決〕

議案乙第 9 号令和 7 年度鳥栖市一般会計予算〔可決〕

議案甲第 6 号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例〔可決〕

議案甲第 7 号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例〔可決〕

議案甲第 8 号鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例〔可決〕

議案甲第 12 号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例〔可決〕

議案甲第 15 号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例〔可決〕

〔令和 7 年 3 月 19 日 委員会議決〕

2 報 告

こども家庭センターについて（こども育成課）

サガン鳥栖 U-15 練習場について（スポーツ振興課）

鳥栖市公立保育所再編計画（案）について（こども育成課）

令和 7 年 3 月 14 日（金）

1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

委員 田村弘子

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 犬丸喜代子

地域福祉課地域福祉係長 有馬健次

地域福祉課生活支援係長 原裕人

高齢障害福祉課長 竹下徹

高齢障害福祉課高齢者支援係長 大石美由紀

高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下村志保

こども育成課長 高松隆次

こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 豊住佐知子

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 八尋茂子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼保険年金課長補佐兼係長 井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長兼保険年金課係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕
スポーツ振興課スポーツ振興係長 佐藤義勉
スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司
スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子
国スポ・全障スポ推進課総務企画係長 小石基博
国スポ・全障スポ推進課競技式典係長 安川直樹
文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子
文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長 佐藤直美
文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長兼市民課係長 久保山智博

教育部長 姉川勝之
教育総務課長 佐藤正己
教育総務課長補佐兼総務係長 西木純子
教育総務課長補佐兼教育支援係長 辻亮子
学校教育課長 井手崇雄
学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事 権藤暢道
学校教育課インクルーシブ教育推進係長 古賀直美
学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕
学校給食課長補佐兼学校給食センター係長 岡本澄久
学校給食課学校給食センター係総務主査 原田浩子
教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦
生涯学習課参事 久家喜男
生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長 豊増裕規
生涯学習課長補佐 久山高史
生涯学習課文化財係長 島孝寿
生涯学習課文化財係総務主査 大庭敏男
生涯学習課図書係長 中溝雄二
生涯学習課放課後児童クラブ支援室放課後児童クラブ支援係長 佐藤臣久

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

5 日程

審査日程の決定

スポーツ文化部審査

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部審査

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

〔説明、質疑〕

報告（こども育成課）

こども家庭センターについて

〔報告、質疑〕

教育部審査

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

〔採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午後 1 時12分開会

樋口伸一郎委員長

それでは、ただいまから令和7年3月定例会の文教厚生常任委員会を開会いたします。

~~~~~

## 審査日程の決定

樋口伸一郎委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。付託された案件は、乙議案２件、甲議案５件、合計７件でございます。

審査日程につきましては、本日14日に令和6年度補正予算関係の議案の審査及び採決を行い、来週、17日月曜日は、スポーツ文化部及び健康福祉みらい部関係議案の審査、18日は教育部関係議案の審査、そして19日に現地視察、自由討議、総括、採決ということをお願いしたいと考えております。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長から御説明をいたします。

なお、当初予算審査の執行部からの説明内容は、新規の事業や事業費を拡大するもの、予算の増減の大きかったもの、特に説明の必要なものとさせていただいて、簡潔な説明の中で審査を進めることについて、事前に御確認をさせていただいておりますが、改めて御了承いただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのように進めさせていただきます。

審査の進み具合によっては、日程の変更をお諮りすることもあるかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

審査日程については以上のとおり決したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして御説明をお願いいたします。

成富牧男副委員長



### 小川智裕スポーツ振興課長

それでは、議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）について、御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目7教育使用料、節2保健体育使用料につきましては、体育施設におけるJリーグ2025シーズンの開催及び決算見込みに伴う補正でございます。

以上でございます。

### 古賀友子スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長

款17県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節5保健体育費県補助金のSAGA2024新しい大会に向けた市町準備経費補助金につきましては、昨年開催いたしました第78回国民スポーツ大会SAGA2024国スポの準備経費として、県から市町に交付されるものでございます。

当初予算では、県から示された補助金の上限額で計上しておりましたが、今回、歳出予算の実績に応じまして補助金額を減額いたしております。

その下の、SAGA2024市町運営費補助金につきましては、国スポ大会の開催経費に対しまして県から交付されるものでございますが、歳出経費の減額により補助金額も減額するものでございます。

内容の詳細につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

以上でございます。

### 田中綾子文化芸術振興課長

3ページを御覧ください。

款23市債、項1市債、目7教育債、節3社会教育債につきましては、12月補正で計上いたしました市民文化会館改修工事事業の昇降機設置等工事額の確定及びひさし拡張工事費などの追加による減額補正でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

4ページを御覧ください。

続きまして、歳出について御説明いたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費及び目7定住・交流センター費につきましては、決算見込みによる補正でございます。

目6文化振興費の主なものといたしましては、節10需用費につきましては、ホールや諸室の利用は見込みどおりでございましたが、空調の使用が少なかったため燃料費及び光熱費が減

額補正となっており、節14工事請負費につきましては、市民文化会館改修工事の入札残などによる減額補正でございます。

目7定住・交流センター費の主なものといたしましては、節10需用費につきまして、諸室及びホールの利用が見込みより多く、空調利用も多かったため、光熱費を増額補正するものでございます。

以上でございます。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

5ページをお願いいたします。

款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、節2給料から節4共済費までにつきましては、12月及び1月の人事異動及び決算見込みに伴う減額補正でございます。

その他、節1報酬、節7報償費から節24積立金につきましては、決算見込みに伴う減額補正でございます。

なお、節24積立金につきましては、例年、スポーツ振興基金条例に基づき翌年度のスポーツ振興奨励金の交付に備え、スポーツ振興基金に積立てておりましたが、本年度末をもってスポーツ振興基金条例を廃止し、新たな制度へ移行することとし、本定例会におきまして、廃止する条例を上程しているところでございます。

次に、目2体力づくり運動推進事業費につきましては、決算見込みに伴う減額補正でございます。

6ページをお願いいたします。

目3体育施設費につきましても、決算見込みに伴う減額補正でございます。

以上でございます。

#### **古賀友子スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長**

その下、目4国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進費の節1報酬及び節8旅費につきましては、昨年12月まで任用しておりました国スポ・全障スポ推進課会計年度任用職員2名分の決算見込みに伴う補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金のSAGA2024実行委員会負担金につきましては、鳥栖市実行委員会の運営費に対する負担金でございます。

負担金額が大きく減額となっておりますのは、選手、監督の皆さんの移動手段となる計画バスを全ての競技の全てのチームが利用されることを見込んで予算計上しておりましたが、実際には約6割のチームの利用となったことや、競技会場の設営におきまして、例えば、サッカー競技でプレハブでの仮設物で予算計上しておりましたものをテントに切り替えるなどの対応を行ったことなどが主な理由でございます。

以上でございます。

**小川智裕スポーツ振興課長**

7ページをお願いいたします。令和6年度繰越明許費について、御説明いたします。

款10教育費、項5保健体育費の陸上競技場写真判定設備整備事業につきましては、機器調達に期間を要し、年度内の工事、事業完了が困難なため、翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

また、株式会社サガン・ドリームスよりスタジアム観覧席を寄附いただいております、経過報告書に記載をさせていただいております。

以上、御説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手にて御発言をお願いします。

**西依義規委員**

4ページの定住・交流センターの需用費が増額補正されてるんですけど、例えば使用料のところは、歳入が補正されてないんですけど、そっちと比例はしてないんですか。

**田中綾子文化芸術振興課長**

使用料につきましては、見込みどおりの使用料をちょっと超過する程度でございますが、空調等の利用が多かったため、今回、光熱費についてプラス補正をさせていただくものでございます。

**西依義規委員**

いや、説明のときに利用も多かった、空調使用も多かったと聞いたんで、使用料が当初で1,800万円ぐらいあったんですかね。どれぐらいオーバーする見込みなんですか。

**久保山智博文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長**

本年度の使用料の見込みが1,872万円ほどになる予定でございます。

**西依義規委員**

いや、ちょっと計算根拠がよく分からない。使用料は収入が70万円増えて、支出の光熱費が119万円増えてるんですよね。そういう比率でいいんですかね。

全体の光熱費が110万円増えて、収入は70万円しか増えてない。大体そういう感じの計算なんです。

**石丸健一スポーツ文化部長**

これ文化会館もそうなんですけれども、大体、平均でどのぐらい光熱水費がかかるかというのを出してるんですけど、団体さんによって、めちゃくちゃ使う団体さんとか、逆に使わ

ない団体さんとか、そういうのが多々ありますので、最終的にはぎりぎりまで調整——調整ちゅうか見込みを出して——させていただいておりますので、比例しているというわけではございませんけれども、それを目安にして予算をまず計上させていただいて、実際の形で、補正が必要であれば補正をさせていただいておるという形になります。

以上です。

#### **西依義規委員**

いや、サンメッセは民間運営じゃないけん、とんとんになれとは言っていないですよ。

ただ、それなら、例えば料金の見直しをもう一回考えると、結局、使えば使う分だけ、光熱費を使われたほうが、使用料もらおうが利用料は追いつかんわけでしょう。

クーラー使ったら、クーラー代が高いんでしょううちゅうことではないですか。クーラー代を持つぐらいの利用料を頂いてるんですか。

#### **石丸健一スポーツ文化部長**

これはスポーツ施設もそうなんですけれども、電気代とか物すごく安く抑えてます。ですので、例えば文化会館、サンメッセ以外でも、体育施設であっても、使えば使うほど赤字になるというような形になります。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

6 ページ。款10教育費のところです。

これ、念のためのお尋ねですけど、さっき節18の負担金、補助及び交付金で、当初予定しとった団体さんの使用が少なかったんで、6割ぐらいということで、こんな感じの1億6,000万円ぐらいのマイナス補正をしますということだと思んですけど、これってやっぱり、かなりの大きな金額なんで、もう少し早く分かるっていうのは難しかったんでしょうか。

#### **古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長**

計画バスにつきましては、県全体での配車を県がしておりましたので、1台当たりのバスの金額が出るのが大会終了後で、県のほうで精算されてからということでございましたので、12月補正には間に合わないというような状況でございました。

#### **成富牧男委員**

よく分かりました。もっと工夫してもらったらいいですね、県に。はい、いいです。

#### **中川原豊志委員**

5 ページの一番上の報酬なんですけど、スポーツ推進委員の報酬49万5,000円と大きくはないんですけども、スポーツ推進委員さんの欠員が出てるっていうことで減額になってるのかなと思いますが、何人ぐらい欠員になっていて、その補填するとか、募集——募集とい

小川智裕スポーツ振興課長

あと、研究大会等が、熊本とあと県内でもあっておりますけれども、そういったときの欠席の方が若干おられる関係で、こういった減額補正をさせていただいているところでございます。

中川原豊志委員

あともう一点、最後に、繰越明許になってる陸上競技場の写真判定機は今、どんな状況なのかというのと、いつ頃完成予定なのかを確認させてください。

写真判定システムの今の状況ですけど、今、足場等がほぼ組み終わって、形が外観等も含めて出来上がってる状態になっています。

以上です。

ほかにございせんか。

よろしいですね。

それでは、質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

~~~~~

– 16 –

それでは、再開いたします。



健康福祉みらい部

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

樋口伸一郎委員長

続きまして、健康福祉みらい部関係の議案の審査を行います。

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

高松隆次こども育成課長

それでは、議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算案（第8号）のうち、健康福祉みらい部関係分について説明いたします。

委員会資料に沿って、主なものについて御説明申し上げます。

2 ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金の節2児童福祉費負担金の保育所保育料につきましては、入所児童が当初見込みより少なかったことによります減額補正でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、資料 3 ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金、節 1 社会福祉費国庫負担金の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保被保険者の保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金の決算見込みによる補正でございます。県負担金につきましても同様に、補正をいたしております。

竹下徹高齡障害福祉課長

同じく節１社会福祉費国庫負担金のうち、障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金につきましては、障害者に対する福祉サービス給付に係る国の負担金で、決算見込みによる補正でございます。同様に、県負担金につきましても増額補正をいたしております。

高松隆次こども育成課長

その下でございます、節2児童福祉費国庫負担金でございます。

施設型等給付費負担金につきましては、主に人事院勧告に伴い公定価格が4月に遡及して改定されたこと及び処遇改善等の加算の給付見込みによります増額補正でございます。

なお、同様の理由により、県の負担についても増額補正といたしております。

二つ下、児童扶養手当費負担金につきましては、児童扶養手当費の決算見込みによります減額補正でございます。

その下、児童手当費負担金につきましては、令和6年10月に行われました制度拡充に伴い、交付率の変更が行われ、国の負担割合が増加したことによる国庫負担金の増額及び決算見込みによる補正でございます。拡充後の負担割合は年代等で変わりますが、国は、3歳未満の被用者が10分の10、3歳未満の被用者が15分の13、3歳以上から高校生までは9分の7でございます。

また、県の負担割合も変更になりまして、3歳未満の被用者が15分の1、3歳以上の高校生世代までが9分の1でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、節3生活保護費国庫負担金の生活保護費負担金につきましては、医療扶助の決算見込みの増額補正に伴う国庫負担の補正でございます。

高松隆次こども育成課長

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目2教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、幼稚園等の入園児童が当初見込みより少なかったことによる減額補正でございます。

なお、同様の理由により、県の負担金についても減額補正しております。負担割合は、国が2分の1、県が4分の1でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じく3ページ、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金、地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する補助金の交付決定による減額補正でございます。同様に、県補助金につきましても減額いたしております。

高松隆次こども育成課長

節2児童福祉費国庫補助金のうち、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育士宿舍借り上げ支援事業の決算見込みによります減額補正でございます。

子ども・子育て支援交付金につきましては、特別保育事業の国の補助基準額が増額して改定されたことに伴い、増額の補正となっております。同様の理由により、県の子ども・子育

て支援事業費補助金においても増額補正とさせていただいております。

三つ下の出産子育て応援交付金につきましては、決算見込みによります減額補正でございます。同様の理由により、県の補助金についての減額補正とさせていただいております。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

4 ページをお願いいたします。

目 3 衛生費国庫補助金、節 1 保健衛生費国庫補助金の一番下、出産・子育て応援交付金につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和 7 年 4 月 1 日から妊婦のための支援給付に事業名が変わり、実施に必要なシステムの構築や改修を行うもので、補助率は10分の10でございます。

高松隆次こども育成課長

款17県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 2 児童福祉費県負担金のうち、3 つ目の児童手当費負担金につきましては、国の負担金で御説明しましたけれども、令和 6 年度中の制度拡充に伴いまして、交付率の変更が行われまして、国の負担割合が増加し、県の負担割合が減少したこと及び決算見込みによります減額補正となっております。

林康司地域福祉課長

続きまして、節 3 生活保護費県負担金につきましては、居住地が明らかでない被保護者——例とすれば、ホームレスの状況で鳥栖市に來られ、そこから入院や施設入所などされた方になります——の方の保護費、保護施設費及び委託事業費に要する県負担金の決算見込みによる減額補正でございます。

高松隆次こども育成課長

款17県支出金、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金、節 2 児童福祉費県補助金のうち、上から 2 番目の子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子どもの医療費助成の決算見込みによります減額補正でございます。

保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育体制強化事業補助金、保育保護者、雇上強化事業補助金の決算見込みによります減額でございます。

すいません、その下、一番下になりますけれども、款19寄附金、項 1 寄附金、目 4 民生費寄附金、節 1 児童福祉費寄附金は、寄附金として林保冷工業株式会社様より頂いたものでございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

6 ページをお願いいたします。

款20繰入金、項 2 特別会計繰入金、目 1 国民健康保険特別会計繰入金、節 1 国民健康保険特別会計繰入金につきましては、保健事業のがん検診、若い方を対象とした健康診査、妊婦

の歯科検診及びフッ化物応用虫歯予防事業等、国保事業の運営の安定化に対する事業への交付金でございます。

その下、款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節2衛生費受託収入の休日救急医療運営受託料につきましては、休日救急医療センター運営費の決算見込みにより、基山町からの受託料を増額するものでございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、項6雑入、目4雑入、節1生活保護雑入の生活保護費返還金につきましては、生活保護費の支給後に年金等の収入があった場合に、生活保護費の返還を受けたもので、決算見込みによる補正でございます。

続きまして、節4雑入のうち、上から2番目の低所得世帯支援給付金返還金につきましては、令和5年度に実施いたしました物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金におきまして、給付金を受給されていた方におかれまして、修正申告をされましたことにより課税世帯となったことが把握できましたことから、支給対象外となり、給付金の返還をいただいたものでございます。

高松隆次こども育成課長

節4雑入のうち、上から7番目、中ほどですけれども、施設型等給付費返還金につきましては、令和5年度分の保育所・幼稚園において施設型給付費の実績について修正の報告があったための返還金でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

節4雑入、一番下の新型コロナワクチン接種費用助成金につきましては、新型コロナワクチン接種は、令和6年度から高齢者を対象にした定期接種となり、令和6年10月から令和7年3月31日までの接種に対するワクチン代の一部が助成されるもので、接種見込みによる減額補正でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

林康司地域福祉課長

続きまして、資料7ページをお願いいたします。

歳出でございます。主なものにつきまして説明いたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の一番下、節27繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の繰出金等の補正によるものでございます。

その他につきましては、決算見込みによります減額補正となっております。

竹下徹高齢障害福祉課長

続きまして、8ページをお願いいたします。

目 2 障害者福祉費でございます。

節12委託料の主なものにつきましては、システム改修委託料につきまして、障害福祉サービス報酬改定等に伴いシステム改修が必要となったため増額をお願いするものでございます。

次に、節19扶助費につきまして、障害児施設給付費は未就学の障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適性訓練及び学校に就学している障害児に対する生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うものです。

事業内容といたしましては、児童発達支援や放課後等デイサービスが主なものでございますが、市内の事業所数、利用件数ともに増加しているため、障害児施設給付費の増額をお願いするものでございます。

その他の節につきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

次に、目 3 老人福祉費でございます。節 2 給料につきましては、地域支援事業の事業費支弁人件費としての高齢者支援係職員の人件費の一部に充てるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、1 番目の鳥栖地区広域市町村圏組合負担金の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、節19扶助費の主なものにつきましては、養護老人ホームに入所する方の老人保護措置費の決算見込みによる減額でございます。

その他の節につきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

次に、目 4 老人福祉センター費につきましては、それぞれ中央老人福祉センター及び若葉まちづくり推進センターの決算見込みによる減額でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、目 6 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費のうち、節18負担金、補助及び交付金につきましては、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金の給付事業費等の決算見込みによる減額補正でございます。

令和 6 年度に、新たに非課税世帯または均等割のみ課税世帯及びそれらの世帯で子育て世帯の児童に対しての給付金でございました。

実績といたしましては、非課税世帯に対し832世帯、均等割世帯が482世帯、子育て世帯の児童数として234名分を給付いたしております。

続きまして、節22償還金、利子及び割引料につきましては、雑入で御説明いたしました低所得世帯支援給付金返還金におきまして、返還いただいた給付金を国に返還するものでございます。

高松隆次 こども育成課長

資料の10ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の主なものについて申し上げます。

節19扶助費につきましては、児童扶養手当、母子家庭等自立支援給付金及び子どもの医療費等の決算見込みによります減額補正でございます。

続きまして、目 2 保育園費について、主なものを申し上げます。

節 1 報酬につきましては、公立保育所の会計年度任用職員の報酬でございます。当初予定しておりました保育士及び看護師等の職員の確保ができなかったため、減額としております。

節 2 給料につきましては、保育所職員46名分の決算見込みに伴う減額補正でございます。46名のうち、正職、産休、育休利用者 4 名分の会計年度任用職員によります代替職員の報酬等が総務課より別途支払われることになったことによるものでございます。

節 3 職員手当等につきましても、同様の要因によります、決算見込みに伴う減額補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、私立保育所、認定こども園等に対する運営費の施設型給付費増額補正または保育士の負担軽減や保育士確保等の各補助事業の決算見込みによります補正でございます。

内訳の主なものといたしまして、施設型等給付費につきましては、歳入でも御説明いたしましたが、人事院勧告を反映して公定価格が4月の給与まで遡及して変更となったため、増額補正となったものでございます。

保育士宿舍借り上げ支援事業につきましては、減額となっております。理由といたしましては、当初見込みより取組み予定の園が実施に至らなかったためでございます。

保育体制強化事業補助金につきましては、当初 3 園分の予算計上をしておりましたが、実績といたしまして、7 園が取り組まれており、決算見込みとして増額とさせていただいております。

保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、当初10園の予算を計上しておりましたが、実績としては7園で、実施園における雇用期間が見込みより少なかったため減額となっております。

続きまして、目 3 児童手当費、節19扶助費につきましては、児童手当の決算見込みによります減額補正でございます。

続きまして、12ページをお願いします。

目 4 出産・子育て応援交付金事業費について、節18負担金、補助及び交付金につきましては、出産・子育て応援交付金の決算見込みによります減額補正でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、項３生活保護費、目１生活保護総務費につきましては、決算見込みによる減額補正となっております。

続いて、目２扶助費、節19扶助費につきましては、医療扶助の決算見込みによる増額補正でございます。

昨年度と比較いたしまして、入院費で一月当たり平均で800万円ほど増額していることや、インフルエンザの流行などを考慮し増額いたしております。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

13ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費の節12委託料につきましては、産後ケア事業の利用、妊婦・乳児健康診査受診者の数の見込みによる減額補正及び出産子育て応援交付金事業におけるシステム改修のための必要な経費でございます。

そのほかは、決算見込みによるものでございます。

14ページをお願いいたします。

目２予防費の節12委託料につきましては、予防接種の接種者数、がん検診等受診者数の見込みによる減額補正でございます。

そのほかは、決算見込みによるものでございます。

高松隆次こども育成課長

款10教育費、項１教育総務費、目４幼稚園費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、幼児教育保育の無償化に伴う子育て支援施設等利用給付金について、幼稚園等での通常保育及び預かり保育料の利用者が、当初見込みより少なかったことにより減額補正でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

引き続き、繰越明許費について御説明いたします。15ページをお願いいたします。

款４衛生費、項１保健衛生費、出産・子育て応援交付金事業につきましては、令和７年４月１日から、妊婦のための支援給付に事業名が変わり、実施に必要なシステムの構築や改修を行うものですが、令和７年度に標準化準拠システムへの移行を予定しており、その時期に合わせて改修を行うため、繰越を行うものでございます。

以上で、議案乙第３号令和６年度鳥栖市一般会計補正予算（第８号）の、健康福祉みらい部の説明を終わります。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

発言のある方どうぞ。

牧瀬昭子委員

御説明ありがとうございます。

13ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生費総務費の節12委託料の産後ケア事業委託料について教えていただきたいんですが、見込みからすると、減額補正になったということで利用者の数が見込みに達しなかったのかなと思いますが、その辺りは、その差額の分はどのようにお考えでしょうか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

当初は見込みを多めにとっておりまして、決算報告でも御説明していたとおり、決算自体が少なかったと、令和5年度も落としたところでの人数でございますけれども、今、利用者数的には令和5年度とあまり変わらない人数で利用していただいている状況です。

詳しくは、決算のほうで実績を御説明したほうがいいんじゃないかと思っております。

牧瀬昭子委員

分かりました。

成富牧男委員

これ、単純に教えてもらいたいんですけど、2ページの下から2番目の、款15、項1、目3。この補正前、補正額、補正後の金額の流れ。

ちょっと普通とは流れが違うみたいですけど、補正額わざわざ、1,000円なのか、まだ端数あるのか。こういう上げ方をあえてしなければならなかった理由、1,000円増額補正しなければならなかった理由を教えてください。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

最終的に実績報告で御説明してもよかったと思うんですけども、1月に既に予算よりも多く入っていたってところで計上させてもらってますので、また今後、1月以降の収入見込みによれば、金額が変わってくるとは思います。

使用料ですので、実際入った金額をもう既に上げております。

成富牧男委員

いや、そこまで厳密に報告されるのかなと思って。これ、全てがこんな感じではないですよ、ほかのところ。少なくとも、健康福祉みらい部はこんな感じなんですか。

部長に答弁をお願いします。びっくりして、うわって思って感心して聞いてます。

古賀達也健康福祉みらい部長

使用料関係につきましては、正確に調定して収入できた場合については、タイミング的に間に合えば補正予算のほうに計上をさせていただいております。

具体的には、民生使用料——その上のほうですね——についても、老人福祉センターの使用料とか社会福祉会館の使用料等も今回、僅かな金額ですけれども、一応補正をさせていただいております。

保健センター使用料におきましても、当初で2,000円を予算として計上いたしております。今回新たに歳入がありましたので、補正として1,000円を計上したところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

基本、小まめに、なるべく、歳入見込みをより正確なものにするっちゅうことでしょうか、これは、結局、いつぐらいまでの分が反映されてるんですか。この分は、でいいです。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

1月までの分が、1月の初めの分になります。

成富牧男委員

はい、わかりました。オーケーです。

西依義規委員

6ページの生活保護費返還金の説明いただいたんですけど、これは頭出し1,000円なんで、あんまりこういうことを予想されてなかったっていうことですか。この経緯をちょっと教えていただきたいんですけど。

林康司地域福祉課長

生活保護費返還金の当初の1,000円につきましては、議員御指摘のとおり頭出しで出させていただいております。

今回の178万3,000円につきましては、生活保護費を毎月受給されてある方が、例えば65歳等となって年金を受けられましたという、遡って受けられている場合もありますので、その分を収入と見ますので、今まで保護費として渡してた年金の分をお返しいただくっていうようなことになっております。

西依義規委員

それは、1名の方のやつってことですか。

林康司地域福祉課長

内訳といたしましては、今回の分では9件ありまして、年金等の収入が4件、保護廃止による過支給が4件、敷金の返還で1件、計9件の内訳になります。

西依義規委員

そういうのは、担当のほうで全部把握できるもんなんですか。この人年金もらいだしたとか、どうやって把握……、分かるもんなんですか。

原裕人生活支援係長

毎年度当初におきまして、60歳以上の方を抽出しまして、65歳になられる方、今年度で65歳になられる方とか、そういった者の随時名簿を作りまして、何月に誕生日を迎えるので65歳とかっていう把握をしております。

その中で、年金手続を行っていただくんですが、こちらは、指導を——指導というか助言をさせてもらうんですけれども、手続が遅れたりとかそういう場合には遡及して年金を受給することがままあります。その場合に、本来受け取るべき月に支給した保護費分については、返還という処理を行う必要がございますので、今回、返還ということになっております。

御質問については、毎年、年金の受給資格について把握をしているということでございます。

西依義規委員

分かりました。ありがとうございます。

ただ、その下、それこそ決算のときに聞けばいいんでしょうけど、このあと、多分当初の予算とも関係しますんで、例えば、新型コロナワクチン接種費用助成の収入減ってということは、これは受けられた方が少なかった。どういうことですか。

当初これぐらい持って、結果どれぐらいっていう、何%とかそういうのを把握できるんですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

当初、65歳以上の方の50%、9,000人近くを見てまして、補助額が8,300円です。

実際10月から始まったんですけれども、実績報告が2か月遅れで来ますので、今、分かるところで、10月・11月分で、残りは見込みで提出してたんですけれども、大体10月・11月での接種者数が大幅に少なかったっていうところで、今回減額をさせていただいております。

西依義規委員

結局、50%見積もったけど、実際は何%ぐらい接種する予定なんですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

20%ぐらいじゃないかと思います。

まだ、それは最終的に3月31日までですので、それはまた実績のほうで、お知らせしたいと思います。

西依義規委員

もう全部決算で聞けとばかり言うんで、ちょっと他のも聞きますけど、9ページの高齢

者福祉乗車券の減額補正でも同じようなことを聞きたいなと思うんですけれども。

あと、老人会補助金も何で減額されてるのかなっていう、2点。

竹下徹高齢障害福祉課長

高齢者福祉乗車券につきましては、一応、今年度については、最終的な見込みで691万1,000円を見込んでまして、当初見込みが840万円で見込んでましたけれども、購入者が見込みよりも少なかったっていうことでの減額となっております。

それから、敬老会補助金については、当初は、75歳以上の高齢者の方の全員のリストに基づいて各町区が申請をされますけれども、敬老会当日に来られなかったので減らしたとか、そういうことで実績報告に基づいてお支払いしますので、その分で減額がございます。

以上です。

西依義規委員

続けていいですか、ほかのところも。

11ページの保育士宿舎借り上げ支援事業補助金の減額補正なんですけど、これもう何軒予定で何軒使って、何かこの事業が使い勝手が悪いんじゃないかなという気がちょっとするんですけど、これ国がやって……、従わないかとでしようけど、どうなんですか。

高松隆次こども育成課長

保育士宿舎借り上げ支援事業につきましては、当初、10名の見込みを立てておりますけれども、実績としましては4名というような状況にとどまっております。

議員おっしゃいますように、事業者の負担が4分の1ありますので、その辺の使い勝手の悪さとかもあるような気はします。

以上です。

西依義規委員

そういう事業者負担を鳥栖市で負担する場合は、国から何か言われるんですか。事業者負担を減らし、比率を減らすとか。それは自治体独自でできるものなのか、もう国で決まっているのでそのルールは守らないといかんのか、そこはどうですか。

高松隆次こども育成課長

おそらく国の制度によりますので、やはり一部負担ということで進めてますので、その補填は考えていないところでございます。

脇由紀子こども育成課課長補佐兼保育幼稚園係長

国の事業になりまして、国2分の1、市4分の1、事業者4分の1っていうのが定められております。そのために、事業者様は4分の1負担していただくということになります。

樋口伸一郎委員長

多分、その分の補填はできませんかっていう、御指摘だと思います。

西依義規委員

いや、もちろんそれはそれでその事業を使ってもらって、使われた事業者には、そういう補助金、補助金って言っちゃいかん。何て言うんですか、何かそういうことをしてる自治体は一個もないのかなと思って。

どんなことでも考えて、結局、保育士を確保するためにあの手この手を使うんでしょう、いろんな自治体が。

だから、それはいろいろ、国に見つかったら駄目とかあるかもしれんけど、その辺はいろいろ、もっと使いやすい、保育士を獲得できるように、事業者さんが、もうちょっとあの手この手を考えてもいいんじゃないかなっていう気がしたんで、聞いたんで、無理なら無理でいいです。

樋口伸一郎委員長

部長、この辺は制度の話になってくるんで、制度としてそれが可能か不可能かというか、その辺りでまとめてもらっていいですけど、いかがでしょうか。不可能なことはないと思うんですけど、お願いします。

古賀達也健康福祉みらい部長

西依議員の、市の補助ができないかということでございますけれども、基本的に国の補助制度を活用する場合は、その補助の基準に従う必要がございますので、事業者負担分について、市が独自で負担するというのは困難であるというふうに思っております。

樋口伸一郎委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

中川原豊志委員

さっきの西依議員の生活保護の返還金のところ、もう一回戻りますけれども、今回返還された金額というのが178万4,000円で、この金額っていうのが、返還請求をした全ての金額なのか。返還請求をもっとしたばってん、これだけしか返還できなかったというところの差額があれば、ちょっと教えてほしいなと。

古賀達也健康福祉みらい部長

決算のときには、調定額に対して収入済額というところで、収入未済の分が出てくるかと思えますけど、その分について中川原議員がおっしゃってるような、今、不正請求とかで返還を求めている分で、まだ戻ってきてない部分もございます。そういった部分については、今回の補正の中には上がっておりません。

実際には、そういう不正請求とかでの返還金については、まだ調定を起こしている段階で
ございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

じゃあ、決算のときということですね。

あと最後に、僕のほうからよかですか。

施設型給付費の増額が、6,500万円ほどあるんですけれども、説明によると、人事院勧告に
よるものというふうなことで話があったんですが、要は、人事院勧告ということになると、
保育士さんの給与の見直しに伴う追加の補正という考え方でいいのか。その辺が、園側でき
ちんと処理されるだろうとは思いますが、その辺のところの徹底までされているのかとい
うのを確認させていただきたいと思います。

脇由紀子こども育成課課長補佐兼保育幼稚園係長

中川原議員がおっしゃられたとおりで、人勧による公定価格が4月に遡って上がったこと
によるもので、全額、保育士さんの給料という考えができるかと思います。

それにつきましては、既に国のほうが、次年度に支給されたことを公表するように、報告
するように求められております。

このため各園に対しましても、今回上がった分については全て保育士さんにお支払いされ
たということで措置と報告が必要ですよということで御説明しておりますので、各園で適切に
対応されるものと考えております。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

10ページの母子家庭等自立支援給付金の減額があるんですけど、これもちょっと聞いてい
いますか。

内容的に分かれば、どういったものに給付されたかもよかったら、主なものを教えていた
だければ。

野中潤二子育て支援係長

この給付につきましては、高等職業訓練を受講される方に対して給付しておりまして、主
な受講先といたしましては、鳥栖三養基医師会の看護専修学校の受講とか、緑生館——令和
5年度の実績で申し上げますと、鳥栖三養基医師会の高等看護専修学校の受講とか、医療福
祉専門学校緑生館の受講でございます。

以上でございます。

これも当初から何人ぐらい見とって、結果、今、何人ぐらいでいきそうという見込みですか。

暫時休憩します。

~~~~~

再開いたします。

ただいまの御質疑は、御返答に資料の確認等で少し時間を要しますので、後ほど御返答という形でよろしいですか、西依委員。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、ほかの意見があれば西依委員からどうぞ。よろしいですか。

じゃあ、次の方どうぞ。

10ページのこれ、委員長から止められるかもしれないけど、上の枠の中の2項の分、2項、1目の部分ですね。この委託料、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料。金額、補正減額は少ないんですけど、当初のときに何で言わんかって言われそうな話ですけど、これ補正後2,200万円ですよ。当初で聞いてなかったなと思ったんですけど、こういう、ほかのとは何か……、大体、何か1,000万円未満の、何か違うとなら違うって、勘違いですなら勘違いですって言うてもろうていいです。

児童福祉総務費の委託料ですが、児童センターの指定管理委託料とか、様々な委託料がございます。

ここで上げておりますのは、今回減額したのが、この子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料で、当初が297万円ございまして、入札の結果、今回、88万円減額をさせていただいております。

補正前、補正後の金額につきましては、この節、委託料の総額になりますので、この計画

策定だけで2,000万円かかったものではございません。

以上でございます。

#### 成富牧男委員

そうしたら、この説明欄に、例えば下の段やったら、何がどれだけ減ったみたいを書いてあるやろう、下の18節の負担金のところ。口頭でもいいけん、こういうのを、勘違いしやすそうなやつは一言触れてもらうといいなと思います。

例えば、今言ったように説明欄に、この分で減額になるのは、これ……、それはそうか。それは正しいと、それを示しとるちゅうわけね。

何か勘違いしないように、別のところでも同じような、何かあったみたいやから、よろしくをお願いします。私からは終わります。

#### 樋口伸一郎委員長

ほかにあればどうぞ。

よろしいですか。

#### 成富牧男委員

ついでに。いつも言ってることですけど、統一をお願いしたいなという意味で。

今の委託料の件ですけど、策定業務委託料っていう名称になってるやないですか。策定業務を委託するんじゃないと思うんですよね、私。策定業務の支援をしてもらう委託料だと思うんですよ。ここのところは正確にしてもらって——もし策定業務全部やってもらってるんだよっていう意味であれば、このままでいいですけど。

支援ってなるとところもありますもんね。やっぱちゃんと使い分けしてあるのであればその理由を教えてください。そういうふうの説明していただいて結構です。

#### 古賀達也健康福祉みらい部長

基本的には、各種計画を策定するに当たりまして必要な場合につきましては、業務委託をしております。

それにつきましては、名称がばらばらというような御指摘ですけれども、それについては統一をさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的には策定することは行政が策定いたします。その支援というようなことで考えております。

今後、予算等では名称が統一できないかもしれませんが、業務の発注に当たりましては名称を統一するようなことで、健康福祉みらい部内では統一させていただきたいと思っております。

以上でございます。

#### 成富牧男委員



設置目的といたしましては、本市の子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援家庭相談室が有してきました相談支援機能を生かしまして、今回、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施し、母子保健、児童福祉の連携協議を深め、妊婦、出産、子育てに困難を抱える家庭に対して切れ目なく対応することを目指しているところでございます。

同こども家庭センターにつきましては、児童福祉法の一部を改正する法律がございまして、第10条の2において、市町村はこども家庭センターの設置に努めなければならないと定義されているところでございます。

また、設置については、条例、規則や要綱の制定を必須としておりませんで、要件を満たせば自治体の実情に合わせ判断して設置するものとされております。

ここで、こどもセンターとしての要件ということで、国のほうから示されている部分がございますので、御説明いたします。

1つが、母子保健機能及び児童福祉機能の双方の機能の一体的な運営を行うこと、ここが1点でございます。

もう1点が、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長を、1名配置することとなっております。

3点目、母子保健、福祉、児童福祉に十分な知識を有する統括支援員を1名配置することとなっております。統括支援員に関しましては、保健師や看護師、社会福祉士等の有資格者が望ましいということで選任して当たるようになっております。

4つ目は、児童福祉法に定める児童福祉相談支援、あと母子保健法に定めます母子保健の健康増進に関する規定に関する相談支援業務を行うこととなっております。

5つ目が、そういったものを設置する場合は、名称はこども家庭センター、またはこれに類する自治体独自の名称を称することという、5つの要件を満たすこととなっております。

今回は、こども育成課のほうにセンターを設置いたしまして、健康増進課の職員と連携しながら、センターを開設していきたいというふうに考えております。

まず、今、言えるのが、課内室を設けまして、そこにこども家庭センターとして置きます。センター長がこども育成課長と兼務ということでされております。あと、新しい係となりますので、係長が1名来るのかなと。あと統括支援員を1名専属で配置するということが決まっております、あとは総務課のほうで、人事等もありますので、勘案して配置していただくようなことになると思います。

何分にしろ、子育てに対する相談、また支援は日々追って増えてきているような状況でございますので、健康福祉部で、こども育成課、健康増進課、一致団結してこれにあたっていくたいというふうに考えてますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等がございましたら、お受けいたしたいと思います。

#### **牧瀬昭子委員**

待ちに待ったこども家庭センターだったので、大変うれしく思っております。

三つ質問がありまして、1つ目が場所のことです。こども家庭センターが別の場所になるのか、一番連携しやすい場所ってということで、いろいろ考えていただいているところだと思うんですけども、連携がしやすくするためのこども家庭センターだと思うので、こども育成課の中に入るということで、その課内室とかっていう、さっきおっしゃったのがちょっとイメージが湧いてないので、その辺りの具体的なところも教えていただきたいのと、2点目が、実質、その看板だけついて、職員の方が専属で入るっていう形で今イメージしてるんですけども、もっと具体的に、家庭センター自体があることによって、どう変わっていくのかっていうのをお示しいただきたいなと思うのと、3番目に、これは補助金とかを国から取ってくる制度に合わせてされるのかなと思うんですけども、その際の専門委員の方、統括支援員の方、有識者、有資格者というのは、また新たにどなたかが入られるのか、それとも今までの職員の中から配置されるのか、その辺りの展望はどのようにお考えでしょうか。

#### **古賀達也健康福祉みらい部長**

今回、こども家庭センターに当たりましては、組織の一体化というところで、場所につきましては、こども育成課内にこども家庭センターを設置いたします。

課内室のイメージですけども、例えば、市民協働課には消費生活センターの課内室がございます。あと、それぞれ課内室が——維持管理課には流域治水対策室とか、そういうやつもございます。

そういう課内室と、場所についてはこども育成課内に課内室を設けたいと思います。

看板がつくだけではないかというようなことでございますけれども、今回、こどもセンターという組織を一体化いたしますので、これまでこども育成課、健康増進課、地域とか、高齢とかがそれぞればらばらであったのを、このこども家庭センターの業務に関しては、こども家庭センターが情報を集約するというような形で——今までも情報共有はできてたんですけど——情報を集約するという、組織を一体化することによってそういう効果が生まれるものと考えております。

それから、補助金の活用につきましては、今、健康増進課、保健センターのほうに設置し

ております母子健康包括支援センターには、会計年度等の国の補助を活用しております。

統括支援員等々について、正規職員の配置も含めて今、検討しておりますけれども、そういう補助の活用が可能か、またそれ以外の相談支援員等についても補助の活用については、まずは、こども家庭センターを設置して、そのあと充実に向けて今後も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### **牧瀬昭子委員**

連携が一番大事なことなのだというお話だったと思うんですけど、やはり部署が離れてしまうと、情報の行き来が難しいという物理的な問題があると思うんですけど、これまでと変えて連携をより深めるっていうのは、例えばケア会議みたいなのをこの中で集中的に行って、ここが主導をしていきながら、どういう進捗であるのかっていうのを、今までこども育成課がされてたことを、ここで一元管理するっていうイメージでよろしいのでしょうか。

#### **高松隆次こども育成課長**

そうですね、今、保健センターとこども育成課が持っている情報というのが微妙に違う部分がありまして、どちらかというと妊産婦とか産まれたての子供さんの健診とかの情報はセンターの健康増進課が持ってます。こども育成課は、DVであったりとか、虐待であったりとか、そういった通報系の情報が多かったです。一つの組織になると、それらが全部生かされてくるような形になると思います。

あと一つ、今回センターを設置することのメリットといたしましては、子育て支援係という係がありましたけれども、ここが計画を作成したりとか、医療費の給付であったりとか、様々な業務をしながら相談に当たっておりましたので、今回は相談業務を独立させて、そっちに専念していただくことによって、より細やかな対応ができるんじゃないかなということで、そういった観点からも相談の充実が図られるものと考えております。

以上です。

#### **成富牧男委員**

ごめん、細かいところで、今、説明があったところで子育て支援係がありましたけどって言われたんですが、これは無くなるという意味ですか。

#### **高松隆次こども育成課長**

申し訳ございません。

それはそれで、引き続き医療費とか様々なことを対応していきます。

#### **西依義規委員**

今、図を見せてもらって、結局、母子健康包括支援センターとこっちのこども育成課の連

携を十分にさせるために、何で真ん中に組織を置かずに、こっち側に入れた組織を置くんですかね。二つの組織を連携するためには、真ん中に組織を置いたら両方が行ってそこで話やけど、何でAとBがあるのにAダッシュのほうにセンターをつくるんですか。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

図式的には、相談業務的には保健センターも相談を受けるっていうところで、場所が違いますっていうところでのイメージがございます。それで、センター長はこども育成課長でお願いし、統括してもらうということで。

#### **西依義規委員**

保健センターのほうにも、こども家庭センターの支部みたいなものがあるんですか。

それで、たまたまこのセンターはこっちのこども育成課のほうにつくるところで、うまくいくんですかね。

こども家庭センターを何でつくるかと言ったら、その連携がうまくいってない自治体が多いけん、国がつくんなさいって言うわけでしょう。そこはどういうふうにして、だからうまくいくんですよというのをもうちょっと教えていただくと……。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

今、先進的に行われてるところも、統一されているところもありますし、こういうふうに場所が違うところもございます。

それで福祉と保健ということで、今まで別々だったんですけれども、やっぱりそういう兼務辞令等を出すことによって自分たちもそのこども家庭センターっていう意識を持っていたくことで、連携というのがもっと今より深まるんじゃないかっていうことを考えております。

#### **古賀達也健康福祉みらい部長**

現在、健康増進課、保健センターのほうに、母子健康包括支援センターがございますけれども、これはこども家庭支援センターの支部というか、そういう位置づけになります。

それで、いろんな相談とか気づきの場合に、市役所だけではなくて保健センターでいろんな健診であったりとか、育児相談とか、いろんな相談も受けてますので、そういう中でもこども家庭センターでの情報収集というか、そういうのを受けたほうが望ましいというところで、いろんな相談、場所については2か所、ばらばら分けてますけど、今回、組織として一つにするので、健康増進課でのそういう相談のやつも全部こども家庭センターのほうに吸い上げる。情報を集約してコントロールとかをこども家庭センターが担っていくというふうなところで、今回、こども家庭センターの設置に当たって整理を行いたいというふうに考えています。

以上でございます。

#### 西依義規委員

ということは、この母子健康包括支援センターというのは、なくなるっていいんですか。

#### 八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

名称的には、こども家庭センターというところに統一させたいと思います。

#### 成富牧男委員

今、部長が少し説明されかけたんですけど、さっき牧瀬委員が聞いて、尋ねてあったことと同じことなんですけど、今までこうだったんで、いろいろ不都合もありましたと。ところがこども家庭センターをつくることによって、そこら辺がこんなふうになんかうまくいくことになりましたとか、何か具体的な例も交えてないですか。

#### 古賀達也健康福祉みらい部長

もともと、基本的には児童相談の分、家庭児童相談部門と——うちでは母子健康包括支援センターと申しておりますけれども——子育て包括支援センターっていうのが、それぞれ制度としてはあったんですけども、児童福祉法が改正されて、それを統合したような形のこども家庭センターの設置について、努力義務が課されたところでございます。

その中で、今回、本市においても、そういう家庭児童相談の部門と母子健康包括支援センターの部門を統合した、こども家庭センターを設置したいというふうに考えています。

以上でございます。

#### 成富牧男委員

私が聞いているのと、少し……。あと、また、当初も予算で出てくるでしょう。ああ、同じ答えしかないのか。

何か具体的にね、逆に言うともうちょっと、こういうことを国のほうも考えてくれたんで、今までこうだったのが、こういうふうに、今しにくかったのがこういうふうになるようになった。そしてそれには、補助金なんかもついてくる、交付金なんかもついてくるみたいなのが、分かるといいなと思ったんですけど。

#### 古賀達也健康福祉みらい部長

国においては、妊娠期から子育て期に当たって、一体的な支援ということをやられております。そういう中で、多様な家庭環境等に関する支援とかの充実、強化を図るということで、これまでの児童福祉のほうの家庭児童相談部門と母子保健部門のセンターの部門の機能とか意義とかは維持した上で、組織的にそれを一つにして一体的に行いましょうというようなところでのこども家庭センターなので、それがなくなるわけじゃなくて、そういう意義と

か機能は一緒なんだけれども、それぞれ別々にあったやつを一括りにしましょうというよう  
なところでのこども家庭センターの設置を国が目指すところでございます。

以上でございます。

#### 成富牧男委員

ちょっと分からんところがありましたけど、今回こういうこども家庭センターをつくって、  
その一つの道具として、この家庭児童相談システムというのがあるんですよね。これ、今回  
じゃなくて。

家庭児童相談システムというのは、ソフトのイメージですか、それともそういうことじゃ  
なくて、こういうことを言うんだよって、今まで説明されたようなことを言うんですよとい  
うことに尽きるんですか。それだけ。それだけっちゅうたら、いかんけど。

#### 高松隆次こども育成課長

すみません、図式で示しております情報共有、連携とか、家庭児童相談システムというの  
は、数年前より保健センターとこども育成課と学校教育課で、同じシステムの中で情報を共  
有するというようなハード的な部分の整備はもう既に行ってますので、そういったものも活  
用できるということで書いております。

#### 成富牧男委員

分かりました。

#### 牧瀬昭子委員

すいません、こども家庭庁のホームページに書かれてるこども家庭センターの説明の中で、  
今回運営されている組織の体系、体制っていうのは、もう庁内だけだとは思うんですけれ  
ども、ここから様々な資源に基づくいろいろなサービスを展開する必要がある、やはり細かくやる  
必要があるかと思うんですけど、その辺りの支援もより充実させていけるのではないかと期  
待しますが、その辺りのお考えが既にあれば教えていただけますか。

#### 高松隆次こども育成課長

そうですね、今回こども家庭センター、初めて市のほうで1個策定するような形になりま  
したけれども、国のガイドラインとかでは、市内各所に設置できるようなことも書いてあり  
ます。そういったところについては、まだこれから関係者と協議しながら、そこも様々スキ  
ルのある人が必要だったりとか、今、本市がしております子育て支援拠点事業ですね。ああ  
いったものとの兼ね合い等々も考慮する必要があると思いますので、今後ずっと整理してい  
きたいなというふうに考えております。

以上です。

#### 牧瀬昭子委員

古賀達也健康福祉みらい部長

今後も、そういう支援については、いろんな個別の事象がありますので、ここで書いておりますように、関係各課が連携を、こども家庭センターを設置することによって、さらにこども家庭センターが主体となってそういう支援についても整理が図られるのではないかと、いうふうに思っております。

樋口伸一郎委員長

ほかにもありますが、議案外でもございますので、あとは個別に御確認をしていた  
 できれば、幸いです。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。



– 39 –



## 議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

~~~~~

執行部の御説明を求めます。

そのうち主なものにつきましては、各担当課から御説明申し上げます。

– 40 –

容の変更による補正でございます。

続きまして、節2中学校債につきましては、3事業とも工事費の確定によります中学校債の減額でございます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

一つ戻りますが、目4雑入、節4雑入の2項目め学校給食費につきましては、学校、学年行事に伴う給食回数の確定やアレルギー対応等に伴う喫食停止等によります学校給食費の決算見込みによる減額補正でございます。

佐藤正己教育総務課長

それでは、続きまして歳出について申し上げます。5ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目3学校教育事務局費につきましては、決算見込みの補正でございますが、そのうち節17備品購入費につきましては、小学校260台、中学校104台、合計364台の電子黒板を購入し更新を行いました。その購入費の執行残に係る減額補正を行うものでございます。

続きまして、項2小学校費、目1学校施設管理費、節14工事請負費につきましては、令和7年度に特別支援学級が増える鳥栖北小学校の教室に間仕切り設置工事を行うための費用を計上しているものでございます。

井手崇雄学校教育課長

項2小学校費、目2学校事務管理費、節1報酬から6ページの節18負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

委員会資料7ページをお願いします。

目4学校給食センター費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

節10需用費につきましては、光熱費の決算見込み及び学校、学年行事に伴う給食回数の確定やアレルギー対応等に伴う喫食停止によります給食材料費の決算見込みにより減額補正するものでございます。

また、給食材料費につきましては、委員会資料8ページ掲載の項3中学校費、目2学校事務管理費、節10需用費におきましても同様の理由で減額補正いたしております。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、項3中学校費、目1学校施設管理費の工事請負費につきましては、田代中学校運動場改修工事及び鳥栖西中学校駐輪場整備工事に係る工事費の確定に伴う減額補正でございます。

続きまして、中学校費の目2学校事務管理費につきましては、決算見込みによる減額でござ

ざいます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

目4学校建設費につきましては、節11役務費、節13使用料及び賃借料、節14工事請負費につきましては、基里中学校屋内運動場大規模改造工事が完成しましたので、執行工事費等の確定に伴う執行残を減額補正するものでございます。

節12委託料につきましては、基里中学校校舎大規模改造設計業務及び基里中学校屋内運動場大規模改造工事監理業務に係る執行残を減額補正するものでございます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

資料の9ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。

各節とも決算見込みによる減額でございますが、節18負担金、補助及び交付金につきましては、放課後児童健全育成事業等の決算見込みによる減額で、なかよし会の支援員補充が見込みより少なかったこと、市内社会福祉法人が行います放課後児童クラブの施設整備費が見込みより少なかったことなどによる減額でございます。

その下、目2文化財保護費から次のページ、目3図書館費、目4埋蔵文化財発掘調査費につきましても、決算見込みによる補正でございます。

その下、目5埋蔵文化財調査受託費につきましては、先ほど歳入で申し上げましたとおり、受託による本調査が見込みより少なかったことによる減額が主なものでございます。

その下、11ページの目8生涯学習センター費につきましても、それぞれ決算見込みによる減額でございます。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、委員会資料12ページをお願いいたします。繰越明許費について御説明申し上げます。

款10教育費、項2小学校費、1項目め、若葉小学校屋内運動場増築事業につきましては、工事発注を行い施工業者が地質調査を行ったところ、設計図にありました支持地盤では、強度が一部不足する可能性があるかと判明したため、杭使用及び構造計算について再検討する必要があったことから、建築主事への確認等を行ったため、年度内に工事完了が見込めなくなったことから繰越しを行うものでございます。

2項目め、特別支援学級整備事業につきましては、令和7年度の学級編制に伴います特別支援学級の間仕切り設置工事を行うもので、3学期中の年度内工事の完了が見込めないことから繰り越すものでございます。先ほど説明しましたように間仕切り設置工事は、鳥栖北小学校でございます。

続きまして、項3中学校費でございます。

基里中学校大規模改造事業につきましては、基里中学校校舎の大規模改造工事設計業務を発注しておりますが、本市のゼロカーボンシティ事業の一つであるZEB化、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする建物という対象施設となりましたことから、ZEB化に伴う工事対応のための設計変更を行うこととなり、令和6年度中に設計業務の完了ができないことから、繰り越すものでございます。

以上で、議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）、教育部関係分の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。執行部の説明が終わりました。

質疑に入る前に、議事録を残すための確認になりますけど、歳入の御説明をいただきましたけど、説明をいただいた以外の部分においては決算見込みに伴う増減額の補正ということによろしいですか。お答えをお願いします。

佐藤正己教育総務課長

概ね決算見込みによる補正でございます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

御質疑のある方は、挙手にて御発言ください。

ありませんか。

中川原豊志委員

ページ数が幾つもあるんで、10ページでいいのかな。11ページがいいのかな。

埋蔵文化財の調査受託費のところですが、半額ぐらい減額をされているような状況です。これは、リサプラのところの埋蔵文化財の発掘調査というふうに言われたんですが、どの程度進んでいるのか。予定内に調査完了するのかどうか心配するようなところがこの金額では見えるので、その辺のところを教えてもらえんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今回、決算見込みで大きな額を落としている理由といたしましては、当初、発掘調査面積を今年度は1万7,000平米ほどを予定いたしておりましたが、今回、諸般の事情というか、確認調査が5,000平米ほど実施できなかったところがございます。当初、開発を予定されていた場所が計画変更によって保存緑地等となりまして、調査の必要がなくなったこと、それから

古墳の残存状況が予想していたよりも悪く、破壊されているところも多かったところで、面積を縮小して確認調査を行ったことにより、今回大幅な減額をいたしているというところですね。

あと、調査の終了見込みについては、調査については順調に進んでおりますので、期間内に終了するものというふうに考えているところでございます。

中川原豊志委員

改めて確認ですが、リサプラの造成工事等に対する影響はないということによろしいですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

影響はないというふうに考えております。

西依義規委員

6 ページの、金額は僅かなんですけど、備品購入費がありますけど、今回買われた主な備品を教えてください。小学校も中学校もあるけど、小学校だけでもいいです。

佐藤正己教育総務課長

6 ページの教育振興費の備品購入分によろしいでしょうか。

これは理科振興分でありまして、弥生が丘小学校がデジタル気体測定器、基里小学校が気体採取機、モニターつき顕微鏡カメラ、旭小学校でいくと解剖顕微鏡、電子天秤、プレパラートセットとか、理科教育に関する分が主なものでございます。また、中学校につきましても、HDMI 顕微鏡カメラ、力学的エネルギー実験機、双眼実体顕微鏡等を購入されております。

西依義規委員

市民の方から聞いたんですけど、小学校のバレーボールのポール、杭——支柱は、小学校では備品じゃないって聞いたんです。中学校も備品じゃないんですか。中学校は部活動で使ったりするじゃないですか。要は、柱です。その辺を教えてくださいんですけど。

佐藤正己教育総務課長

小学校につきましては、もともとバレーボール用のネット用のポールは備品ではないというふうに聞いております。もともとジュニアバレーボールとかが持ち込んだ分が置いてあるというふうに聞いています。（「中学校は」と呼ぶ者あり）

中学校は部活動がありますので、備品として購入いたしております。

西依義規委員

何十年前かの整備だと思うんです。けれど、それは果たしてどうかなと私は思ったので。それは、やっぱり教育委員会の見解としてそういう統一で持たれているんですか。それとも

それは、私は、例えば50年もずっと柱があるのなら、ほぼ備品かなと思うんです。要は、当初は知らないですけど。

例えば、若葉小とか旭小とかが建った頃から多分ずっと置いてあるんです。それは備品とは言わないんですかね。聞いたのは、それがもうめちゃくちゃ重たく、昔のだから新しくするならジュニアバレーのほうで変えてくださいと言われたというふうに聞いたので、そんなものなのかなと思い、教えてもらおうと思って聞いています。

佐藤正己教育総務課長

去年、令和5年度になりますけれども、6年度からの対応といたしまして学校備品につきましては、社会体育等が借用する場合の基準というものを設けまして、当然に中学校とかに備品としてあるものは、借用申請をしてもらえればお貸しをします。

小学校ジュニアバレーっていうのも、基本的には社会体育という形で運営をされている関係で、小学校の授業にバレーボールというものがないというのもありまして、備品として購入することがないっていうことで判断をしております。ですので、以前からそういった形でジュニアバレーボールのチームがバレーボールネット用の柱を買われて学校に置かれていたというふうに整理があつていところでございますので、そういった取扱いを令和6年度以降もしていくということで、今回、旭小学校からバレーボール用のバーを買ってくださいとありましたが、それはあくまでもジュニアバレーボール用というふうに明確に言われましたので、それは学校が使う備品ではないということで、購入をお断りした経緯があります。

西依義規委員

私は、弥生が丘なんですけど、弥生が丘でスポーツ協会が主催するミニバレーで柱を使っているんです。

それは、ジュニアバレーからスポーツ協会が借りているということですか。ほかの地区は知らないですよ、ほかの地区がしているのかどうかは。

私は、ちゃんと両者というかみんなが話し合いでなるような見解で整理したほうがいいかなと思ったので、昔にジュニアバレーが持ってきたんで、それはうちの備品じゃありませんっていうのは。

佐藤正己教育総務課長

ジュニアバレーボールの全部の団体と話をしまして、そこはバレーボールのポールを持ってきて置いてもらうというのは了解をいただいております。もともと自分たちで購入した分を置いているというふうに御理解をいただいていたので、その中の続きで令和6年度以降も、そういうふうにジュニアバレーがバレーボールの練習をするときに、一回一回持ち帰りをしながらというのは当然無理ですので、学校に置いておくのを許可しますよということ

で、そういうふうな運用をしますっていうのを、令和6年度に市内の各ジュニアバレーボールチームの代表者と私が話をしまして、確認をいただいております。

だから、地区スポーツ協会がされている分については、もしかするとジュニアバレーボールのボールを使ってあるのかもしれませんが、そこについてはどういう経緯で使われているのか把握はできておりません。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

需用費について、お尋ねいたします。

小学校のほうでいうと6ページの款10教育費、項2小学校費、目2学校事務管理費のうちの節10需用費608万8,000円の減額と、中学校のほうだと、8ページの同じく節10需用費で857万7,000円の減額ということなんですけれども、これは何かの見込みとして買おうとしていた、もしくは事務局のほうからこういうふうな予算を立てられたんじゃないかと思うんですが、この分で使われなかった理由というか、教えてください。

佐藤正己教育総務課長

小学校費の需用費につきましては、主に光熱水費を見込んでいた分が使われなかったということで減額補正をしているところです。あと、修繕料が想定よりも少なく済んだということでございます。

樋口伸一郎委員長

答弁ありますか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

中学校費のほうの需用費の減につきましては、学校給食の給食食材費、これは学校行事等が確定することによって給食の回数等が減になったり、あるいはアレルギー対応等で給食を食べられないお子さんの分を提供しなかったり、そういう部分で減額になった分でございます。主にそういう内容になっております。

牧瀬昭子委員

それでは、一般的に先生たちとかが使っておられる事務用品関係が、鳥栖市やいろんな学校を回られる先生や事務員さん方から鳥栖市のこの物品のことが話題になったことがあったので、なので減額になっているなと思ったのですが、ここではなくて、どこの部分で事務費とかがマイナスにはなっていないということで、使われているということでもよろしいですかね。

すみません、勘違いしていました。需用費は、光熱水費ということですね。

樋口伸一郎委員長

お答えいただけますか。

佐藤正己教育総務課長

目2の学校事務管理費の消耗品費のところでありますけど、需用費につきましては、そういった分がありますので、ある程度充填、配分等をしておりますので、今回このマイナス608万円というのは、先ほど言いましたとおり光熱費でございます。

成富牧男委員

私も同じ所を聞こうかと思っていたんですけど。需用費だったら、例えば、今、言われた水道光熱費が減額すれば、ほかのところに流用することは可能なわけでしょう。需用費という中で容易に。

例えば、学校に幾らか何十万円ずつかやっておられる制度もあるんじゃないですか。自由に使えるやつ、そこら辺との絡みです。教えてください。

佐藤正己教育総務課長

この学校事務管理費の中には学校配当予算も含まれたところで一つになっておりますけれども、それぞれ学校ごとに配当しておりますので、その中で需用費を使ったり、光熱費を使って、足りなければ流用とかっていう形も行っております。

成富牧男委員

需用費の中に光熱費も入っているんじゃないですか。違うんですか。

佐藤正己教育総務課長

入っております。入っておりますので、その中で流用は学校ごとにされている状況になります。

成富牧男委員

だから、さっき具体的に出されてあって、昔から言われてたんです。あちこち先生が異動してこられて、鳥栖は何でこんなに用紙が少ないんだろうとか、昔からよく聞く話なんです。

そういうものについて、一定、今のこれは印刷代やけんとか、細かく決められていて、その50万円の範囲内で自由にできるということですか。金額が違っていたら言ってください。

その範囲内では、一応目安としてこういう費目に幾らだけど、その中では自由に使っているよ、ぐらいの裁量は学校であるんですか。

辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長

学校配当予算の予算要求を当初にする際に、消耗品とか需用費の各項目で、このぐらい使用見込みというものを出示していただいて、それで要求をします。それでも執行するときの不測の事態とかで支出が増えたときは、まず教育総務課のほうに相談いただいて、お話をして

から必要ということで流用するっていうのは、やっております。

成富牧男委員

それは、全体の金額が限られとるからむやみにできるわけやないけれども、結論的に言う
とそれは可能ですと、それは当然に各学校のほうには、そういうことできるんだよというこ
とは、きちっと徹底されているんですか。

辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長

支払いができなくなると困りますので、どうも予算がこのままいくと足りないというふう
になったときは、必ず事前に相談をお願いしますというふうに、学校へ都度都度お願いして
います。

成富牧男委員

大体分かりました。

最後に、具体的な実務の関係ですけど、学校のほうで、例えば、支出命令とかができるよ
うな。実態はどういうふうになっているんですか。

辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長

学校配当予算については、10万円未満は学校長決裁が認められておりますので、10万円未
満の消耗品とか、各種支払いは学校のほうで行っていただいております。

成富牧男委員

今のは学校だけでもう完結すると、昔だったら、こちらへ支出伝票を持って伺い立てると
かそういうものはなくて、さっき言われた10万円未満までのものは、学校の中だけで支出ま
で全て完結できるということですか。

辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長

備品購入費以外は、10万円未満の場合は、学校の判断で負担行為を起こしていただいて、
ただ、出納室に提出をするのに、こちらのほうで内容の金額等が見積りとか添付資料と間違
いないかのチェックとかはさせていただくんですけど、購入に対しては、特にこちらのほう
でお願いとかはしていない状況です。

ただ、備品購入費につきましては、備品購入伺ということで、事前にこういうものがほし
いということを教育総務課に出していただいて、協議をして購入を進めるという形をとって
います。

成富牧男委員

大体分かりましたけど、せっかく裁量で10万円未満はそうできるということであれば、な
るべくもうそこで完結できるように、まだ事務的な煩雑さの部分があれば、それも全部を学
校のほうにやると、権限移譲するっていうふうなところも、できるのであればやってみては

と思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにごいませんか。

牧瀬昭子委員

6 ページをお願いします。

款10教育費、項2 小学校費、目4 学校給食センター費、節1 報酬の減額の理由なんですけれども、この分で現在の定員数に現職のスタッフの方は、加味しているのかというところで、減額補正した理由も含めて教えていただけますか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

こちらについては、会計年度任用職員の人件費の減額になります。実際、会計年度任用職員については、それぞれ調理員が何人とか配膳員が何人ですとか、そういう一定の定数を設けているんですが、そのうちの一部については、一定数を満たしていないという状況でございます。

牧瀬昭子委員

定数に満たないというところだと思うんですが、その辺りの原因とか調整とかってというのはどのように行われているのか、いこうとしているのか、その辺りのお考えがあったら教えてください。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

定数に満たない分については、ハローワークですとかホームページのほうに掲載して募集を随時行っているところなんですけど、今なかなか集まらないような状況になっております。最近、特に人づてに募集をかけるといいますか、知り合いの方にお声掛けくださいということで依頼して、その方を通して何人かからご応募いただくというような流れもできてきております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

人づてで集めておられるということですので、中の職員さんたちの人間関係とか、やはりこの中での仕事のいろいろな割り振りとか、仕事の内容とか、時間帯のバランスとかいろいろと違うところがある中で、仕事も大変だと思うので、コミュニケーションがより潤滑になるような、そういう仕組みを御検討いただきたいと思いますので、意見として最後に申し上げておきます。よろしくお願いします。

樋口伸一郎委員長

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午後 3 時42分休憩



午後 4 時14分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

ss

採 決

樋口伸一郎委員長

これより、採決を行います。

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）

樋口伸一郎委員長

議案乙第3号令和6年度鳥栖市一般会計補正予算（第8号）中、当文教厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

[illegible]

~~~~~

– 51 –



令和 7 年 3 月 17 日（月）



## 1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 犬丸喜代子

地域福祉課地域福祉係長 有馬健次

地域福祉課生活支援係長 原裕人

高齢障害福祉課長 竹下徹

高齢障害福祉課高齢者支援係長 大石美由紀

高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下村志保

こども育成課長 高松隆次

こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いつみ園長 豊住佐知子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼保険年金課長補佐兼係長 井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長兼保険年金課係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課スポーツ振興係長 佐藤義勉

スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長 佐藤直美

文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長兼市民課係長 久保山智博

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

## 5 日程

スポーツ文化部審査

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第12号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

議案甲第15号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（スポーツ振興課）

サガン鳥栖U-15練習場について

〔報告、質疑〕

健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）審査

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第8号鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部（こども育成課、健康増進課）審査

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第6号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

議案甲第7号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（こども育成課）

鳥栖市公立保育所再編計画（案）について

〔報告、質疑〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし

午前10時29分開会

樋口伸一郎委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。

~~~~~

桶口伸一郎委員長

審査に入ります前に、執行部より御挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

石丸健一スポーツ文化部長

審査いただく前に、一言御挨拶申し上げます。

御審議いただきます議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算のスポーツ文化部関連の予算につきましては、歳入につきましては主に施設使用料、ネーミングライツ料、市債など6億5,476万4,000円。歳出は、施設の各種工事や運営に要する経費、文化・スポーツの振興に要する経費、サガン鳥栖支援事業に要する経費など15億6,147万円を計上しております。

一般会計総額に占める割合は4.64%となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

桶口伸一郎委員長

ありがとうございます。

~~~~~

スポーツ文化部

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

樋口伸一郎委員長

これより、スポーツ文化部関係の議案の審査を行います。

初めに、議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

田中綾子文化芸術振興課長

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算について御説明いたします。

文教厚生常任委員会資料、スポーツ文化部関係をお願いいたします。2ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目7教育使用料、節1社会教育使用料につきましては、市民文化会館、定住・交流センター及び都市広場の使用料でございます。

以上でございます。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

節2保健体育使用料につきましては、スタジアムをはじめとする体育施設20施設の使用料でございます。

なお、スタジアム使用料、スタジアム広告物特別使用料につきましては、今定例会に上程しております条例改正の内容を加味し、計上いたしております。

款20繰入金、項1基金繰入金、スポーツ振興基金繰入金につきましては、令和6年度末をもってスポーツ振興基金条例を廃止し、新たな制度に移行することとし、今定例会におきまして廃止する条例を上程しているところでございます。内容につきましては歳出で御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

款22雑入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうちスタジアムネーミングライツ料につきましては、株式会社駅前不動産ホールディングスと令和7年2月から令和10年6月まで3年5か月、契約金額、税別1億250万円で契約を締結しており、令和7年度分でございます。

以上でございます。

#### **田中綾子文化芸術振興課長**

款23市債、項1市債、目6教育債、節2社会教育債につきましては、文化会館改修事業及び定住・交流センター改修事業に対するもので、市民文化会館の給排水管、ガスパイプ改修工事、UD化対応、空調機、中央監視装置改修工事費及び定住・交流センターのエレベーターを改修するための設計費でございます。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

その下、節3保健体育債につきましては、体育施設改修事業に対するもので、鳥栖スタジアム電気設備改修、スタジアム昇降機改修、弓道場改修事業などがございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

#### **田中綾子文化芸術振興課長**

4ページを御覧ください。続きまして、歳出について御説明いたします。

款10教育費、項 4 社会教育費、目 6 文化振興費の主なものについて御説明申し上げます。

節 1 報酬の主なものは、会計年度任用職員 2 名の報酬でございます。

節 2 給料から節 4 共済費までは、文化芸術振興課職員10名及び会計年度任用職員 2 名の人件費でございます。

節 7 報償費につきましては、資料10ページをお願いいたします。

昨年度、新規事業のがんばる子どもたちへの激励金につきましては、作品を出品し、全国で最高賞を受賞し、表彰式に出席する際などに5,000円の激励金を支給するものとしておりましたが、予選などを経て出品した際に、最高位に限らず表彰式案内が届き、出席する場合に激励金を支給するよう拡大いたしました。

資料11ページをお願いいたします。

18歳以下の子供に限らず、予選または選考もしくは学校等の推薦を経て出場などする国または全国組織の文化芸術の振興に寄与することを目的とした財団、社団法人などが主催する全国大会において、優勝や相対的評価による最高位を受賞した個人に 5 万円、団体に10万円を支給する文化芸術振興奨励金制度を新設いたしました。

4 ページにお戻りください。

節10需用費につきましては、市民文化会館の空調のガス代など燃料費、電気代などの光熱水費及び施設設備の修繕費が主なものでございます。

節12委託料の調査設計委託料につきましては、市民文化会館内の変圧器やコンデンサーなどの電気機器更新に伴う調査設計委託料でございます。

次の工事監理業務等委託料につきましては、後ほど工事請負費で御説明いたします。

次の市民文化会館管理業務等委託料は、清掃業務や施設・設備の保守点検、舞台運営関係などに関わる委託料でございます。

次の文化事業委託料は、鳥栖市文化事業協会に委託して行う自主文化事業の企画、実施に関わるものでございます。

ピアノコンクール委託料は、フッペル鳥栖ピアノコンクール実行委員会への委託料で、鳥栖市と共催で行っております。

文化祭委託料は、鳥栖市民文化——鳥栖フェスを開催するための鳥栖市民文化祭実行委員会への委託料でございます。

なお、文化事業委託料から文化祭委託料につきましては、昨年、市制施行70周年事業として増額となっておりますが、令和7年度は例年どおりとなっております。

5 ページをお願いいたします。

節14. 工事請負費の市民文化会館改修工事につきましては、資料12ページをお願いいたし

ます。

市民公園内にございます市民文化会館は、建設から42年を経過し老朽化が進行しているため、平成30年度に策定した鳥栖市公園施設長寿命化計画に基づき改修工事を行っておりまして、令和7年度は給排水管工事、ホール客席誘導灯改修工事を予定しており、併せて工事監理業務委託料も計上しております。

5ページにお戻りください。

市民文化会館営繕工事費につきましては、ガスパイプ改修工事、UD化対応、空調機、中央監視装置改修工事費でございます。

節17備品購入費につきましては、展示用パネルや舞台関係備品の購入でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、下から2行目の文化事業推進補助金につきましては、鳥栖市文化事業協会が行う有料公演事業の事業費の一部を助成するものでございます。

次の文化芸術振興補助金は、文化団体3団体の活動を支援するための補助金でございます。昨年、市制施行70周年事業として増額となっておりますが、令和7年度は例年どおりとなっております。

次に、目7定住・交流センター費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬及び節3職員手当等は、貸館業務及び図書コーナー業務などを担当する会計年度任用職員7名の人件費でございます。

節10需用費につきましては、サンメッセ鳥栖の電気代などの光熱水費が主なものでございます。

6ページをお願いいたします。

節12委託料の施設管理運営委託料は、清掃や施設設備の保守点検、舞台運営関係などが主なものでございます。

調査設計委託料及び節14工事請負費の営繕工事費につきましては、資料13ページをお願いいたします。

定住・交流センターは、平成7年オープンから30年経過しており、施設、設備の老朽化が進んでおり、劣化の進行を防ぎ、利用者の安全を確保するため、公共施設中長期保全計画に基づき、改修工事を行うものでございます。事業内容といたしましては、エレベーターの改修設計等の委託料と舞台設備、ホール照明設備などの改修工事でございます。

6ページにお戻りください。

節17備品購入費につきましては、都市広場の除草関連備品及び図書コーナーの一般図書、児童図書の購入費でございます。

文化芸術振興課は、以上でございます。

## 小川智裕スポーツ振興課長

続きまして、款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、節1報酬につきましては、スポーツ推進委員8地区48名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、スポーツ文化部長及びスポーツ振興課職員合計14名の人件費でございます。なお、令和6年度は国スポ・全障スポ推進課含み25名分であったため、減となっております。

7ページをお願いします。

節7報償費のうち、記念品代につきましては、幼少期からプロスポーツチームを身近に感じてもらうため、チームキャラクター等をあしらった新生児に対する記念の品にかかる費用でございます。

スポーツ激励金につきましては、令和6年度から実施しておりますががんばる子どもたちへの激励金でございます。

スポーツ振興奨励金につきましては、14ページをお願いいたします。

令和6年度までは、スポーツ振興基金条例を基に、国際大会へ出場するなど成績が優秀な個人等へスポーツ振興奨励金を交付しておりました。また、全国大会、九州大会に出場する場合には、スポーツ大会出場費補助金として交通費の一部を助成しておりました。

今般、財源等を含め検討を行い、令和6年4月から整備されたふるさと鳥栖応援寄附金基金、競馬事業収入活用基金を活用し、奨励金と補助金を一本化する新たなスポーツ振興奨励金を創設しております。

事業内容につきましては、スポーツ奨励金として、オリンピックまたはパラリンピック、国際大会、全国大会へ出場される方を対象とするものとして整理し、スポーツ振興金として、全国大会で優勝された方々を対象とするものとしております。

なお、令和7年度の財源につきましては、競馬事業収入活用基金からの繰入金としております。

7ページにお戻りください。

節10需用費のうち被服費につきましては、スポーツ推進委員のジャージ代等で、令和6年度は全委員のジャージ等買い換えを行っており、令和7年度は委員の交代等に備え、計上いたしております。

節11役務費のうち広告料につきましては、後ほど地域交流推進事業委託料において御説明をさせていただきます。

節12委託料のうち地域交流推進事業委託料につきましては、15ページをお願いいたします。

地域交流推進事業につきましては、鳥栖市をホームタウンとするプロスポーツチーム、サ

ガン鳥栖、SAGA久光スプリングスと連携し、ホームゲームの活用による交流の推進や地域との積極的な関わりによって地域の活性化を図ることを目的として行う事業でございます。事業内容としては、主に例年行っております事業で、記載のとおりでございます。

続けて、16ページをお願いいたします。

事業名は、サガン鳥栖支援事業（地域交流推進事業等）でございます。

目的といたしましては、2025シーズンにJ1復帰を目指すサガン鳥栖への支援として、ホームゲームの活用による交流の推進や地域との積極的な関わりによって地域の活性化を図るものでございます。

事業内容としましては、ホームゲーム招待事業として、2025シーズン公式戦のサガン鳥栖ホームゲームに合計8,000人を無料招待、2025シーズンサガン鳥栖ユニフォームスポンサー料でございます。

その他といたしましては、鳥栖スタジアムの使用料の免除といたしまして、2025シーズン公式戦における使用料の免除及び特別使用料の一部免除を上げております。

なお、使用料の免除につきましては、本定例会において改正する条例で上程しているところでございます。

7ページにお戻りください。

次に、県民スポーツ大会出場委託料につきましては、令和6年度は国スポ開催に伴い、県民スポーツ大会が開催されておりましたが、令和7年度は佐賀市、小城市、多久市で開催予定である鳥栖市選手団の派遣に要する経費でございます。

市民スポーツ大会開催委託料につきましては、令和7年度は町区大会及びパラスポーツフェスタの開催経費でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、下から3つ目の市スポーツ協会補助金につきましては、市スポーツ協会への運営補助に係る経費で、令和6年度は国スポ開催に伴い県民スポーツ大会が開催されておりましたが、令和7年度は開催されることから、県民スポーツ大会強化費を含んでおります。

次に、プロスポーツチーム練習拠点開放奨励金につきましては、市民がスポーツに親しめる環境の充実を図り、スポーツ振興を促進することを目的としており、交付対象はSAGA久光スプリングスの練習拠点サロンパスアリーナとなります。

8ページをお願いいたします。

目2体力づくり運動推進事業費の主なものについて御説明いたします。

節7報償費及び節12委託料につきましては、例年同様の事業を予定いたしております。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、主に、毎年1月に開催しております鳥栖市

ロードレース大会補助金でございます。なお、令和6年度は市制施行70周年記念事業といたしまして実施いたしました、令和7年度は例年同様の実施となります。

次に、目3 体育施設費の主なものについて御説明いたします。

節1 報酬及び節3 職員手当等につきましては、主に体育施設職員、合計21名の人件費でございます。

節10 需用費につきましては、スタジアムの芝をはじめとする体育施設の管理用品や薬品等の消耗品費、体育施設の電気、上下水道、ガス等に要する光熱水費、各体育施設の修繕料が主なものでございます。

9ページをお願いします。

節12 委託料につきましては、体育施設の電気、空調設備等の保守点検、警備、清掃等に要する施設管理委託料が主なもので、設計委託料につきましては、工事請負費と併せて御説明をさせていただきます。

節13 使用料及び賃借料につきましては、芝管理に要する車両、トレーニング機器のリース料が主なものでございます。なお、トレーニング機器につきましては、再リースを行ったことにより令和6年度に比べ減となっているところでございます。

節14 工事請負費につきましては、まず、資料17ページをお願いします。

体育施設改修事業につきましては、公共施設中長期保全計画等に基づき、施設の長寿命化及び利用者の安全性、利便性向上を図るため、体育施設、具体的には、記載のとおり鳥栖スタジアム、市民弓道場、市民相撲場、市民庭球場、市民球場、北部グラウンドにおける改修及び改修に係る設計を行うものでございます。

次に、18ページをお願いします。

市民プール解体事業、市民公園整備事業につきましては、市民公園整備基本計画において、市民プール跡地の活用についての整備方針が示されたことを踏まえ、市民プールを解体するための設計を行うことといたしております。

9ページにお戻りください。

節17 備品購入費につきましては、体育施設備品である卓球台、柔道畳の買い換えに要する費用でございます。

以上、歳出の御説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

**樋口伸一郎委員長**

執行部の御説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**中川原豊志委員**

ありがとうございます。

ちょっと確認なんですが、2ページの歳入で、保健体育使用料のところ、四千万円ぐらい、前年度に比べて減になっている分が、先ほど説明あった16ページの、その他のところの使用料の減免というところ。この2つが今後条例改正かなんかで減免するんで、使用料のところが減額されているという考え方でいいのか。ちょっと詳しく説明を、もう一回お願いします。

**小川智裕スポーツ振興課長**

保健体育使用料につきましては、前年に比べ大きく減となっております。

議員御指摘のとおり、16ページのほうに記載しております。今回2025シーズンにJ1復帰を目指すサガン鳥栖の支援として、鳥栖スタジアムの使用料の免除、こちら記載しておりますが、まずは2025シーズン公式戦におけるスタジアムの使用料、こちらのほうで2,400万円免除。

その下書いておりますが、スタジアムの特別使用料、こちらのほうが看板等の設置に伴うものでございます。こちらについての免除額としては1,500万円で、こちらの分が大きく減額のほうとなっておりますので、前年度に比べ減額となっておりますのでございます。

**中川原豊志委員**

いいです、ありがとうございます。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

**牧瀬昭子委員**

議案の2ページからお願いします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目7教育使用料、節2保健体育使用料のスタジアム広告物等特別使用料と3ページの款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうちスタジアムネーミングライツ料3,300万円の分で、併せてお尋ねをさせていただきたいと思います。

今回、3,300万円のネーミングライツ料は据置きができたということだと思うんですけど、スタジアム広告物の特別使用料に関しては、前年が2,900万円だったところが1,202万8,000円に減額されているんですけども、この辺の積算の根拠といいますか、減額された中身について、教えていただきたいと思います。

今後、J2になったということによってのスポンサー契約とか広告収入の変動をどのように見通しているのか。具体的な影響について、市として今後どういうふうな戦略を持ってやっていこうかと思っているのかについて、教えてください。

**小川智裕スポーツ振興課長**

特別広告物の使用料について、お答えをさせていただきます。

まず、例年の積算ですけれども、前年度は2,900万円で、ここにつきましては、当初予算査定段階で、当年度の決算見込みを基に積算をしております。

令和6年度は2,900万円を見込んでおりまして、本年度も同様のやり方で積算をしまして、ただJ2降格がございましたので、2割減の、見込額の8割をもともと計上をさせていただいております。

その後、それから、今回スタジアムの特別使用料、議案で上程させていただいておりますが、この分が、2025シーズン、今、確定している試合が15試合ございます。それで、今回1,500万円を計上いたしておりますが、15試合分ということで、1試合当たり100万円の広告収入を大体……、令和6年度が1試合当たり130万円ぐらいの広告使用料の収入でございましたので、その8掛けをしたところで、1試合100万円の合計1,500万円の積算をいたしております。

その分で、今回、実際に計上させていただいてるものが約1,200万円と積算をさせていただいております。

実際、今後の広告物の動きというのは、チームの営業もございますので、うちのほうでは、掲出した結果に伴い免除させていただくということになりますので、状況については、チームのほうで営業努力を今、引き続き行っておりますので、こちらのほうからは、すいませんですが、具体的にお答えすることはできかねるところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

具体的にありがとうございます。

今回、広告物特別使用料の分が減額ということなんですが、ネーミングライツ料の分に関しての今後の見込みに関しては、担当としてはどのようにお考えでしょうか。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

今回、令和7年2月から更新をしております。契約期間は3年5か月となっております。それで、税別の1億250万円で契約をさせていただいております。大体、今まで同様の年間税込みの3,300万円となっております。

今回更新するにあたりまして、駅前不動産とも調整をさせていただく中で、やはりこういうときは支援の意味合いもあって継続させていただきたいという御要望もっております。

ですので今回、3年5か月分については、例年同様の金額で契約をしていただいているところでございます。

#### **牧瀬昭子委員**

駅前不動産様のほうから、こういう支援をしていこうという、そういう意気込みを見せていただいて、J2に降格しても支援をしていただいているというのは、大変、本当にありがたいことだなと思いますし、1年での復帰を目指してされているとは思いますが、駅前

不動産さんのほうは3年5か月、変動なく契約をしていくということで、おっしゃっているということで、最後ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

**小川智裕スポーツ振興課長**

こちらにつきましては、契約を締結いたしておりますので、3年5か月間をトータルで1億250万円、税別ですけれども契約を結ばせていただいております。

**西依義規委員**

私は使用料のところ、市民体育館使用料と市民球場使用料で、昨年、何か条例を変えて広告物を上げられるようにしたと思うんですけど、これには、それは見込まれているんですか。違うところに入っているとかな。

**時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

今の御質問ですが、球場、体育館の広告物から得られる収入につきましては、体育施設の雑入の欄に今回入れさせていただいてます。

**樋口伸一郎委員長**

下段のお答えまで。

**小川智裕スポーツ振興課長**

雑入につきまして、3ページの項6雑入のところの体育施設雑入、総額で781万1,000円上がっているこの内数でございます。それで、今回計上している分の金額については12万円、予算は12万円含んで計上させていただいております。

**西依義規委員**

2個足して12万円ということですかね。体育館と市民球場足して12万円ですか。

**小川智裕スポーツ振興課長**

そのように、2施設分ということで12万円計上いたしております。

**西依義規委員**

もう一つ使用料、その市民球場使用料が、例年これぐらいだと思うんですけど、ほかの施設に比べて収入が低いということは、使用回数が……。これはどういう、何試合掛け何日で60万円を積算されているんですか。

**時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

積算根拠につきましては、何試合掛け何日とかいうことではなくて、これまでの決算ベースを基に計上をさせていただいているんですけど、今、使用料がほかの施設に比べてちょっと少ないというような御指摘もあったんですけど、球場に関してはこれまで夜間照明の部分、ナイターのほうがちょっと少ないという部分がありましたので、LED化に伴って条例改正させていただいて——令和5年度が年間10件ぐらいだったんですね、夜間照明の利用が。令

和6年度に関しては30件以上増えてきてまして、令和7年度にはこれをもうちょっと増やしていこうというところで、今、現場の職員と、いろいろ団体に働きかけて50件ぐらい、何とか年間利用していただけないかというところで頑張っているところでございます。

この使用料に関しては、今後夜間の使用料が増えれば、増えていくんじゃないかというようなことは思ってるんですが、これもちょっと料金を上げられるように頑張っていきたいと思っている次第です。

#### **西依義規委員**

多分、さっきの広告料とも比例すると思うんで、使う人がいないと、その広告効果が低いと思うんで、ぜひ頑張っていただきたいのと、私は——10年ぐらい前の話なんで今はそうされていないと思うんですけど、例えば金曜日のナイターを借りようとする、いや、すいません土曜日に大会が入ってるんですよって、ラインも引かないかとですもんね、だから金曜もナイターは使えんですもんねっていうお話を受けたことがあるんですよ、以前。それは、あまりにも違うかなと思う。

もちろん、土曜日に使うなら土曜日の朝からラインを引いてしてもらわないと、夜は夜の時間帯があるんで、まさかそういうこと、今はあってないと思うんですけど、その辺の把握はされてますか。

#### **時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

確かに、大会の前のナイターに関しては、実際うちだけではなくて、県内の野球場、結構翌日に公式戦が入ってる場合は前日のナイターをお断りしてるところは、現在でも確かにございます。

ただ、うちに関しては、以前、今、委員がおっしゃったようなこと等があったんですけど、現在はナイターに関してはお貸しをしているという状況です。

仮に、翌日大会が入っているということであれば、現場の人間が早く出てきて準備をするというような対応で、やらせてもらっているところです。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

#### **牧瀬昭子委員**

2ページ目の定住・交流センターの使用料について、教えていただきたいんですけども、これの稼働率についてまず教えてください。

稼働していないときの有効活用についての考え方をお尋ねしたいと思うんですが、空いてるときに児童生徒の活用について、拡充を求められないかという市民の方や子供たちの声がありますけれども、それについての考え方についてお示しいただければと思います。

### **久保山智博文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長**

定住・交流センターの稼働率についてですが、まず、ホールはほぼ50%程度、それから大会議室が8割程度、小会議室でも8割程度の利用がっております。

空いてるお部屋といいますと、和室であるとか床に座卓で座るようなお部屋については、ちょっと稼働率が低いという状況はっております。

ざっくりですが、以上でございます。

### **田中綾子文化芸術振興課長**

牧瀬議員の御指摘の児童生徒の利用などということでございますけれども、先ほど久保山のほうから答弁いたしました中に、和室等の利用、稼働率が低いということがございましたので、そのようなお声があるということであれば、そのような団体さんに意見などを聞いてまいりたいと思っております。

### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

不登校の児童生徒の方で、すごく、あそこを利用されていると、図書館の前のフロアのところがいつもいっぱいになっていて、お昼御飯を食べに帰ったら、もう既にいっぱいだというようなお話があったのでちょっとお尋ねしたんですけれども、そう言っていただけると、拡充に向かって進めていただきたいと思います。

意見として申し上げます。よろしくお願いします。

### **中川原豊志委員**

資料の7ページ、負担金、補助及び交付金の一番下から2番目、プロスポーツチームの練習拠点開放奨励金。これについては、サロンパスアリーナをつくって、その管理をしてもらう久光スプリングスのほうに奨励金として3,000万円をお渡しして、市民の利用のときの対応もしてもらうようなことだったかなと思うんですが、この状況。1年間やってみての状況と、市民の方がサロンパスアリーナをどの程度使われているのか。その辺のところが分かれれば教えていただきたいというふうに思います。

### **小川智裕スポーツ振興課長**

まず、利用状況といたしましては、令和6年の4月から令和7年の2月で、こちらについては4万8,000人の方が御利用をいただいております。ここは国スポでの利用がございましたので、大幅な増になっているところでございます。

あと市民の方の利用割合は、すいません、把握できておりませんが、定期的に利用されてある市民の団体としましては、卓球とかバレーボール、あとはレクリエーションとかでも定期的に使われてある団体というのは、把握をいたしてるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

**中川原豊志委員**

一応、3,000万円を奨励金として出させていただいてるんで、市民の方の利用状況も今後把握をしていただきたいと思いますし、市民体育館のところの施設も使われていらっしやると思うんですが、せっかくきれいなところに奨励金を出しておりますんで、PRのほうも重ねてお願いをしたいというふうに思います。

もう1点いいですか。

**樋口伸一郎委員長**

どうぞ、そのまま。

**中川原豊志委員**

あとサガン鳥栖支援の分で、16ページです。

事業内容で、ホームゲームに8,000人招待というふうなことで、改めて当初で出されてますが、補正でも同じ8,000人を出されておって、2月からホームゲームが開幕して3試合か4試合かあっていると思いますが、開幕してからの観客があんまり多くないような感じも見えるんですが、市民招待の状況がどうなのかというのと、そのPRについてしっかりできているのかを確認させてください。

**小川智裕スポーツ振興課長**

4,000人の無料招待を2月臨時会の補正でお願いさせていただいて今、行っております。

まず、2月15日にありましたけれども、周知期間が短かったんで、ここについては呼びかけが僅かしかできていない状況でございます。

3月15日に小中高生の無料招待を行っておりまして、400人弱ぐらいの参加をいただいて観戦していただいているところでございます。

3月23日、こちらのほうが3,000人の招待を昨日まで募集させていただいておりますので、昨日までの分で、まだ集計をサガンドリームスのほうで行っておりますので、状況的には分かりかねるところでありますけれども、うちのほうからお声掛け、PRのやり方といたしましては、全戸チラシの配布を行っております。

それとあと、小中学校、高校、それと短大、あと専門学校、こちらのほうにつきましては、学校のメールシステムを活用させていただいて、うちのほうから情報提供をさせていただいて、保護者の方等にPRをさせていただいております。

それとあと、商工センター、商工会議所の会員企業さんのほうに御周知ができないかということで、そちらのほうもPRのほうをさせていただいております。

あと、本市のホームページとサガン鳥栖のホームページのほうにも掲載をさせていただい

て、PRに努めているところで、それと福祉団体さん等という御意見も前回いただいておりますので、今、鳥栖市社会福祉協議会のほうに呼びかけを行わせていただいて、そちらでも募集をさせていただいているところでございます。

以上で、お答えとさせていただきます。

#### **中川原豊志委員**

せっかく補正もつけて、また当初もつけて応援機運を上げようということではありますんで、呼びかけしたんやけれども、やっぱりそこまで募集できなかったというふうに、せっかくの補正予算に残を残さんように、当初予算に残を残さんように小学生、中学生がどうしても少ないときには、もっと門戸を広げて、多くの方に試合を見に行ってもらうような取組をぜひやっていただきたいと要望します。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにございますか。

#### **成富牧男委員**

主要事項でいいですね、18ページ。市民プール解体事業。

ここに目的が書いてあるとおりに御説明もあったと思いますけれども、何となくこれを読んだら、普通、素直に読めば、計画ができて、その中に市民プール跡地の活用も整備方針が示されたのでっていうと、何かその中にプールの話も入ってるんじゃないかなっていうのは、しかし、実際はそうじゃないですね。これ、やっぱり市民感情としては——ただなくすだけ。次の見通しが全くないんじゃないかと思えますけれども、改めて見通しをお尋ねします。新たな市民プール。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

こちらに記載しております整備方針について、まず御説明をさせていただきます。

市民公園の整備の基本計画におきましては、解体後の市民プールの跡地のうち、現在のレジャープール部分のほうを健康広場——健康遊具とか、ウォーキングコースなどの整備などを予定しているところでございます。

あと、50メートルプール、管理棟部分、こちらは市民球場の西側の芝広場ですね。こちらと併せてスポーツ施設エリアということで設定をさせていただいております、50メートルプールはその一部と位置づけを行っているところでございます。これが基本計画の部分にございます。

また、プールの解体につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用することといたしております、社交金を活用するに当たりましては、解体後の活用策が必要となっております。

スポーツ施設エリアは、整備候補を複数想定したゾーニングで、こちらの中に新たな温水プールっていうのは、整備候補の中としてはございます。

スポーツ施設エリアの南側、現市民プールの部分については、50メートルプール等がありますので解体が必要となっておりますので、社交金を活用した解体整備を行うため、当面の間、施設広場と一体的に使用できる芝広場、そういった整備をすることとさせていただいているところでございます。

#### 石丸健一スポーツ文化部長

一般質問で市長答弁もございましたけれども、学校のプールの動向を注視して、様々検討してまいりたいというふうな答弁をさせていただいておりますので、現在のところ、まだどうという方針までは至っておりません。

#### 成富牧男委員

今、前言われた一般質問の答弁が最終的なやつだと思いますけど、なんかね、見通しもまだ全然ないような感じなんで。早めにその見通しが……。全然、今、市民向けのプールがないという状態になるわけですから、そのところ、よろしく願いしておきます。

あと一つ、幾つか奨励金出てますよね。文化関係、それからスポーツ関係、すいません、ページ数でいうと11ページとか14ページです。

14ページにはスポーツの分が載ってますね。スポーツ振興奨励金、それから11ページ、これは文化芸術振興奨励金、つまり、片一方が200万円で、片一方は15万円ですかね。

前々から感じていたんですけど、鳥栖市の場合は、ちょっとスポーツに偏重しているような感じがするんですよね。これについて、今後どういうふうにされるのか。

これはあとの、ちょっと機構が違うんでこっちもあれですけど、文化連盟に対する補助金とスポーツ協会に対する補助金の金額が全く違うんですけど、とりあえず今、言ったやつで、今後どういうふうに考えられるのかです。

これが、探しても15万円分ぐらいしかなかったんで、こうなったんだということなのか、今からそこら辺のアンバランスのことをどういうふうに考えてあるのか、お尋ねします。

#### 石丸健一スポーツ文化部長

まず、制度としては二つ、奨励金と奨励金とがあります。

10ページのほうは奨励金でございまして、こちらのほうは昨年度創設をさせていただいております。ですので、スポーツも文化も初めての制度になります。幅広い人にできるだけ該当させるということで、同じ考え方でしておりますので、予算額は同じ50万円、50万円ということで当初から計上させていただいております。

特に、今年——令和7年度は、先ほど課長が御説明しましたとおり、文化のほうが一

と条件が厳しゅうございましたので、少し広げて、もっと該当になるようにしております。

あと、奨励金のほうですけれども、スポーツのほうはもともと基金条例のほうで奨励金制度がございましたので、そこで予算措置しておった分を基本に考えて、予算計上させていただいております。

文化のほうは初めての制度ですので、件数がどのくらいあるのかというのが非常に難しゅうございましたので、それぞれ最低1つは出る……、出てほしいという願いを込めて予算を計上させていただいております。

したがって、複数——予想より多く出た場合については、補正で対応させていただくということで考えております。

#### **成富牧男委員**

今ので分かりましたけど、やっぱり文化芸術振興課とスポーツ振興課と両方あるわけですから、もうちょっとバランスを、よろしくお願いします。

終わります。

#### **西依義規委員**

ようっと見よってですよ、これが14ページの奨励金には、全国大会出場したら1万円、個人が頂けるんですよね。それで、文化のほうは、出場したら頂ける分は、奨励金にはないんですよね。奨励金には両方ありますけど。

例えば、吹奏楽部の子が全国大会に行きました、出場します、ではないんですよね。あるんですかね。出場……、いやこの15万円のほうの優勝や相對評価による最高賞の受賞者なんで、出場しただけじゃ駄目で、出場して金賞とかを取らんともらえないっていう……。けど、スポーツの14ページは、全国大会に出場したら1万円もらえるという。

この違いは、さっきの成富副委員長の考えからするとスポーツ偏重じゃないかなと思うんですけど、これはどうなんですか。

#### **石丸健一スポーツ文化部長**

スポーツのほうは、今回、奨励金のほうをまずは整理させていただいて、文化のほうがございますので、文化のほうに新たに作らせていただいております。

スポーツのほうは、先ほど申し上げましたようにもともとあった分の財源を変えたというのが基本でございます、スポーツ振興基金の奨励金、それから全国大会出場は出場費補助金という制度がもともとございましたので、それを統一したということになります。

実際、出場費補助金のほうを内部で検討はしたんですけれども、中々整理が難しゅうございまして——多岐にわたっておりますので、今回は、まずは奨励金のほうを創設させていただいたということでございます。

## 西依義規委員

ということは、11ページの文化芸術振興奨励金にもそういったスポーツと同じような、オリンピックはないとしても、国際大会とか全国大会みたいなものを設ける余地はあるということですか。それともそこは全く別物ってということですか。

## 石丸健一スポーツ文化部長

いろんな考え方があると思いますけれども、今回は御提示させていただいた内容で整理をさせていただいておりますけれども、今後とも内容については、実際いろんな——想定しなかった分とかも出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺も含めて、まずは制度をつくらせていただいて、充実をさせていきたいというふうに思っております。

## 西依義規委員

全国大会出場になったら、保護者の方がうどんを売ったりされて、結構いろいろ頑張られてあるんで。もちろん1万円が多い、少ないとは思わんですけど、やっぱり鳥栖市としてもそういった子供たちを応援する姿勢があるのであれば、やっぱり文化とスポーツはある程度同じぐらいにしてやっとかんと、何で私たちはもらえんとですかとなった場合に我々が説明できんようになるんで、鳥栖市はスポーツをまず一番に置いて文化は二番なんですよねっていうんじゃない、なかなか難しいけん。

例えば、同じ高校とかでそういうパターンありますよね。書道部とか、なんかその場でいろいろあるかもしれんで、やっぱりそういう子たちにも、多分高校は高校でそういう助成制度を持つとるかもしれんと思うんですけど、鳥栖市も正論で返せんようなやつはもう一回再検討したほうがいいかなと思うんですけど、どうですか。

## 石丸健一スポーツ文化部長

もともと文化のほうは整理が難しかったので、今日まで制度がなかったと思っています。

昔から、ずっとスポーツと同じようにということで、私が若い頃おった30年前からずっと議論されてきて、今回やっと制度ができた。ただ、スポーツのほうはスポーツ庁とかスポーツ協会とかという全国組織が、ある程度制度が固まってるんですけど、文化のほうは幅が広くて、中々そこの整理が難しい……。

特に、予選をやったというのが中々少ないというのもあって、絵に描いた餅になるんじゃないかという懸念も一方ではあるんですけども、幅があまりにも広くて、先ほどおっしゃったように、逆に、これは該当して何でこれは該当せんとか、そういうところの整理が非常に難しかったので、今回、まずは始めんことにはということで始めさせていただいておりますので、いろんな御意見を聞きながら充実をさせていきたいとは思っております。

## 西依義規委員

まずは、そういう中学校、高校の、あるやないですか、そういう文化、そういうところからして、やっぱりいろんな団体が確かにあるんで難しいと思うし。

じゃあ、もう一点聞いていいですか。

この激励金の評判、評価。5,000円でありがとうございます、うれしいですっていう方はもちろんおっちゃんばってんですよ、いやいや、もう行くだけでも何万円もかかるし、親、家族で行くなら大概かかるのに5,000円っていうの、この事業の評価っていうのは、課内ではどういうふうにされているのか。

もうちょっとやっぱ欲しいなのか、いやいや、ありがとうございます鳥栖市さん、これはずっと続けてくれなのか、その評価を。まだ、年度途中やろうけど。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

がんばる子どもたちにつきましては、令和6年度から創設させていただいております。

保護者の方とお話しすると、やはりこういうのがあると大変助かるということで——もったかかってあるというのは、こちらも承知はしておりますけれども、やはりこういうふうな形で5,000円の激励金が頂けるというのは大変助かっておりますという声はいただいております。

#### **西依義規委員**

これはどういう形で……、手渡しですか、振込なんですか。ネットでできて、申込書に、2回ぐらい市役所に来て、なのか、どうなんですか。

#### **石丸健一スポーツ文化部長**

当然、振込になりますけれども、大体こういう対象者は、通常、ほとんどの方は市長表敬をされるので、その時に市長から直接お渡しをしていただくという形が基本形になっております。

以上でございます。（「ちょっと関連で」と呼ぶ者あり）

#### **中川原豊志委員**

その対象者なんですけど、例えば小学校、中学校、高校とかスポーツの団体とかに入っていて、県の代表とかになるのは分かるんですが、例えば、種目によっては、その学校の高野連とかいうところじゃなくて、違う何か、民間の——民間って言うとおかしいけど、学校を通さない大会で、全国に行ったりするような種目もあるじゃないですか。そういったものも対象になるのかならないのかっていうのは、どういう判断でされているのか。

#### **石丸健一スポーツ文化部長**

がんばるの激励金のほうは、国とかそういうところが後援になっておればいいので、民間団体が主催された大会であっても、後援という形をとって……、ほとんどどっかが後援をさ

れるのが通常の例になっておりますので、そういうのは、今回この激励金を昨年、創設しましたので、逆にそこで拾えるようになっております。

**中川原豊志委員**

国とかが後援になってれば大丈夫と。民間の……、その辺もちょっと……、確認ができればいいということですね。ちょっと確認します。

いいです、ありがとうございます。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

**牧瀬昭子委員**

同じところでなんですけど、がんばる子どもたちへの激励金というところで、先ほど保護者の方からのお話はお伺いできましたけど、子供たちからの御意見とか、こういうふうにしてもらえるともっといいのになあとかいう要望、そういう場が何かあるのかどうか、聞くことができるのかどうか。

これから意見反映をする必要があるかなと思いますけど、その仕組みの導入について、何かお考えなどあれば教えてください。

**石丸健一スポーツ文化部長**

運動とか、あと文化活動とかしていращやる保護者の方、それから、全てのところに指導者の方が必ずいращやいますので、そういう方からのお話とかは、耳に入ることがございます。

ただ、子供さんと直接というのは、先ほど申し上げたように、表敬とかお越しになったときとかは、当然私たちも、また市長も直接お話をされるし、表敬の前に雑談をする中でいろいろお話を聞いたりはしておりますので、特別に何かの会場をつくるとか、そういうのではなくて、そういう日頃活動の中とか、そういうふうにお越しになったときに、その都度、お話は聞いていきたいというふうに思ってますし、現在もそのように行っております。

**成富牧男委員**

スポーツ振興の中でよく、西依委員も言われてましたけど……、

**樋口伸一郎委員長**

何ページですか。

**成富牧男委員**

今のところに関連して。

いわゆる振興計画、文化振興でいうと文化振興の計画、基本計画、マスタープランみたいなやつですね。そういうことが言われてますけど、それについて今、鳥栖市の場合は両方と

もないですよ、そういうの。

今、出るとようなやつも、計画の中での、例えば人材育成とかいう位置づけ、文化が地域で果たす力、文化の力とか、そういうのをきちっとやっぱり位置づけると、いつもここで言われている予算も、よりどころがあって取りやすくなる。

それは当然、そういう計画は、関係者、一般市民の方、それに実際携わっておられる方々が参加してつくるということに、つくるっちゃうか、まずはそこで御意見を聞いてつくることになると思いますけど、今、その辺、そういう計画に対する考え方、今どういうふうに持っているのか、現時点で。

#### **石丸健一スポーツ文化部長**

以前も申し上げましたけれども、県のほうのスポーツ推進計画というのはもうなくなっておまして、それぞれ個別の事業をするときに、その事業に対する考え方、そういうのをお示しになって事業されている——スポーツに関してはですね、そういう形、今、SSPとかされてますけど、そのSSP事業の計画というか、方針を出されています。

県のほうの計画がない状態なので、どうしたものかというのは、市のほうでもいろんな施設整備の方針とかも今後立てていかなければいけないと、別途立てていかなければいけないと思ってますので、どういう形で、その計画ではないにしても、何らかの大きな方針等をお示しするようなものは必要だというふうに思っておりますので、形は別にして、そういう方針を作成はしてまいりたいというふうに思っております。

#### **成富牧男委員**

文化についてもちょっと触れてください。

#### **石丸健一スポーツ文化部長**

文化については、文化事業協会等と特に密接に事業を推進しておりますけれども、こちらのほうも、スポーツ同様大きな考え方というのが必要ですし、現在、文化事業協会と文化芸術振興課の在り方の検討を始めておりますので、その中で一定方向性が示されると思いますので、それを基に、考え方についてお示しできる形をつくれればなというふうに思っております。

#### **成富牧男委員**

そういうふうなやつがあれば、繰り返しになりますけれども、よりどころがあれば、予算なんかも要求しやすいということになると思いますので、ぜひそれはやっていただきたいなと。市民に説明する上でも、ここにこげなっとなとですよと言えるからですね。

終わります。

#### **田村弘子委員**

すみません、がんばる子どもたちへの激励金、これ年度内、何回、複数でもよかったですか。

**小川智裕スポーツ振興課長**

こちらについては、年度1回になっております。

**田村弘子委員**

やっぱり、いつも説明を受けてるんですけども、激励金が何回、あと、学校教育課が持っている中体連だったりのところでも、こういう補助金、助成金があったりするってところが、お手数かもしれないけれども、一覧か何かにもとまったりしますか。スポーツ文化部が持っているものと、学校教育課が持ってるものとかの、こういう子供たちに向けての大会に行くにあたっての補助金、助成金の一覧表みたいな。

年1回なのか複数回なのか、どういう大会だったら、後援に何がついてたら申請できるのかってような整理できたものがあったりすると——私たちも頭の中でごっちゃになってしまっていて、もしつくっていただけるのであれば、そして皆さんが、出してもらえたらってところの一致が見られたらっていうところなんですけれども、私がすごく混乱してしまっていて、何か聞かれてもうまく答えられないことが多いので、もしも出していただけるならと思うんですが、どうでしょうか。

**石丸健一スポーツ文化部長**

スポーツ文化部のほうから教育部のほうには、事業の概要について当然お知らせしてますし、各学校のほうにも個別にお知らせをさせていただいたりはしております。

ですので、今、申された内容で、私、スポーツ文化部のほうから教育部のほうに内容についてはお示しさせていただいておりますので、教育部のほうでまとめてつくっていただけるように、スポーツ文化部のほうからもお話をしたいというふうに思います。

**樋口伸一郎委員長**

今、田村委員から、その資料がもう今の段階でお示しできるのであればという部分もありましたが、いかがですか。

まだ今から作成……、ないということでもいいですか。石丸部長お願いします。

**石丸健一スポーツ文化部長**

それぞれの概要については持ってますけど、教育委員会の分が、最新の情報かどうか分かりませんので、私どもの部の分はいつでもすぐ出せますけど、その辺が一緒にということであれば、先ほど申し上げたように、教育のほうにというふうに、こちらのほうから申し上げたいというふうに思います。

**樋口伸一郎委員長**

皆さんどちらがよろしいですか。現在ある分を出していただくのかと、ある程度折り合いがついた形で教育部と協議した後のを出してもらうか、どちらがいいですか。(発言する者あり)

**石丸健一スポーツ文化部長**

いや、うちのほうは出すとは全然あればってん、一覧表になったほうがいいのではないかというふうに思いますので、そこは教育部のほうとお話をして、どういう形とは別に、出す方向で話をしたいと思います。(発言する者あり)

**樋口伸一郎委員長**

じゃあ、西依委員の前に、整ったらでいいんで、情報提供をお願いします。  
それでいいですか、田村委員。(「はい」と呼ぶ者あり)(「すいません、田村委員のところで、いいですか」と呼ぶ者あり)

**西依義規委員**

激励金をもらって出場……、5,000円もらう人もスポーツだったら、あと1万円ももらえるんですよ、ということですね。別制度なんで。

分かりました。はい、いいです。

**樋口伸一郎委員長**

田村委員に戻しましょうか。続きがあれば。

**田村弘子委員**

ありがとうございます。

7ページの目1保健体育総務費からの、節7報償費の記念品代というところをもう少し詳しく聞かせていただけますか。

**小川智裕スポーツ振興課長**

新生児の方に対する記念の品を検討いたしております。

こちらについては、鳥栖市が2つのプロスポーツチームを有しておりますので、ホームタウンというのを実感できるような形で、対象といたしましては、市民課に出生届とかを御提出いただきますので、そのときにそのようなグッズをプレゼントさせていただいて、鳥栖市に生まれたときから将来サポーターになっていただけるような、できればそういうふうな方向、目的ということで、今回、新たに作らせていただいております。

こちらについては市民課の窓口でお渡しできるように、そういった形を検討、調整をしているところでございます。

**田村弘子委員**

すいません、中に入れるものがどんなものにしようとかいう検討はされてありますか。

#### 小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、両チームのキャラクターがあらわれたような、使っていただけるような、まだ、今、詰めてるのは、よだれかけとか何かそういうふうなものを日常的に使っていただいて、チームを身近に感じていただけるようなものということで、すいませんがちょっと検討をしているところでございます。

#### 田村弘子委員

そこで一つ提案なんですけれども、お尻拭きとかでふたになるやつ。お尻拭きを開けたりする部分のところ。そこは、新生児時以降もお手拭きだったりとか、そういう衛生面での、何て言うのか、上につけて、我が家でも、いまだにつけてるので、そこで両チームのキャラクターが入ってたりすると、赤ちゃん期だけではなく、長く使えて、目につくようなものになるのかなと思いますので、そういうところも考えていただけると。

あと、キーホルダーみたいな感じで、くっついてたりするといいなと思いますので、そういう案も上がっていくことがうれしいですので、よろしくお願いいたします。意見です。

#### 樋口伸一郎委員長

要望ですね。（「はい、要望です」と呼ぶ者あり）

ほかによろしいですか。

#### 牧瀬昭子委員

主要事項説明書16ページと15ページのところでサガン鳥栖と、プロスポーツチームへの機運を上昇させるためにというところで併せてお伺いしたいと思います。

まず16ページのほうでいくと、今回J1復帰を目指す中ということで支援を行っていく内容について、これを使っていこうということなんですが、一番は応援機運の醸成をしていく必要があると思います。無料だから行ってみようかという方ももちろんおられると思いますが、やっぱり今回必要なものは、今までファンじゃなかった人たちにどう働きかけるか、やっぱり興味を持っていただくための上手な工夫が必要になってくると思うんですけど、その辺りをどう考えておられるのか。

2つ目に、地域とサガン鳥栖のつながりを深めるための工夫をどんなふうと考えてあるのか。

3つ目に、具体的な施策ですね、子供たちを含めて、市民型で取り組んでいくために、どういうふうな地域——さっきの2つ目と重なりますね。子供たちを含めたところでどういう機運を上昇させていくのかということについて、まず16ページの分でお尋ねしたいと思います。

#### 小川智裕スポーツ振興課長

委員御指摘のとおり、新たなサポーター、新たなファンの獲得というのは必須なことかと、こちらでも認識をしているところでございます。

今回、3月23日の分で市民招待を行っておりますけれども、今まで見てこなかった方にいかに情報を届けるかということで、全戸配布は前も行ったんですけれども、今回、新たに商工会議所とか商工センター、そういったところで企業さんのほうにも御協力いただいて、こういうことを行っているよっていう周知をさせていただいております。

併せて、専門学校、外国人の方の学校も含めたところで情報提供を行って、ちょっとでも新たな方、見に来ていただく方を周知させていただいております。

それとあと、先ほど申しましたけれども、社会福祉協議会とも連携を行って、今回も行わせていただいております。今回、あそこにあります児童センターのほうからも周知をしていただいて、そちらの方からも申込みを頂いているところでございます。

今まで小学校とかはさせていただいておりましたけれども、就学前の方にはなかなか情報がいっていない場合もあるかと思しますので、そういったところも含めて、また来年度、実施する場合については、検討をしていきたいと思っております。

あと、社協の事業におきましては、福祉事業も行われておりますので、そういったところに参加いただいている方にも観戦を呼びかけていただいておりますので、あちらのほうはひきこもり対策事業とかも行ってますので、そういった方々も御招待をさせていただきたいと思つて、周知をさせていただいているところでございます。

これは、もう新年度に入ってからですけれども、地域食堂とか、そういった集まりもあつているということで、情報を市民協働課からも頂いておりますので、そういったところにも御案内をさせていただいて、まとまってみんなで観戦する楽しさもあるかと思しますので、そういったところの周知にも力を入れていきたいと考えております。

あと、地域の活性化というところで、どうつなげるのかということ等での御質問に対しましては、今、7地区で毎年6月から7月にかけて地区スポーツ教室というものの実施をスポーツ振興課で行っております。

そういった際に、両チームのほうにお声かけをさせていただいて、選手であつたり、サガン鳥栖であればOBの高橋さんとかに来ていただいて、市民の方と一緒にスポーツを楽しんでいただく機会をつくっております。

そういったものとか、あと子供たちでいきますと、中学校の交流事業として、今回では文化発表会とかクラスマッチとか、そういったものにも事業を行わせていただいておりますので、子供たちの夢、希望となる存在である選手を少しでも身近に感じていただけるように、チームのほうには地域に出ていっていただくように働きかけを、また引き続き行わせてい

ただきたいと思っております。

#### **牧瀬昭子委員**

たくさん考えていただいていることが大変よく分かりました。

特に、経済的に貧困層の方々からすると、まず興味関心を持つことの余裕とか時間とかが持てなかったりとか、親御さんが一緒についていくことが難しい御家庭とかもたくさんおられるので、先ほどおっしゃっていただいたような団体としての観戦とかということは、ぜひ御検討いただきたいと思います。御検討いただいて本当にありがとうございます。

併せて中学校とか、子供たちへのいろんなところの場面で選手とのコミュニケーションを取れるというのはもう本当にかげがえのない機会だと思うんです。サガン鳥栖とかスプリングスの選手とか、プロスポーツの選手がこうやって目の前におられるというのは、子供たちはすごく機運が上がってくると思います。

もちろんサガン鳥栖チーム、スプリングスチームの箱推しはあったとしても、個人個人のつながり、この選手がいるから応援に行こうとか、この選手がこんなに頑張っていたから、こんなふうによくしてもらったとかっていうことが、やっぱり本当に応援したいなって思うことを共有できていきますし、やはり機運を上げていくためにはそこが一番大事になってくるかなと思いますので、先ほど働きかけをしていくということでおっしゃっていただきましたけど、今後ともぜひ拡充をよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

#### **西依義規委員**

8 ページのバレーボールクリニック委託料の令和7年度の内容は、こういったクリニックなんですか。

#### **小川智裕スポーツ振興課長**

2 回実施を予定しておりまして、1 回が市内の中学校の女子バレー部の方をサロンパスアリーナにで実施をさせていただくと、あともう1 回が女子ジュニアバレーのほうに集っていただいて、バレーボールクリニックの実施を検討しているところでございます。

#### **西依義規委員**

それはそれでいいんですけど、ぜひ若葉小とか旭小に出向いて行って、そういったクリニックをやるのもいいかなと思うんで、呼ぶやつと、小学校に行ってもらって、ただ小学校の備品が、どうか分かりませんが、そういった行くのも私はありかなと思うんで、そういったのも来年度以降、御検討いただきたいと思っております。

もう一つ、別のところで改修費がありましたよ。

**樋口伸一郎委員長**

何ページでしょうか。

**西依義規委員**

主要事項の、2つだけ内容が書いてないんですよ。市民弓道場と市民相撲場の改修内容を教えてもらっていいですか。

何でここだけ書いてないんですか。

**樋口伸一郎委員長**

17ページですね。お答えを。

**時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

今、御質問の市民弓道場、相撲場の改修工事につきましては、まず改修内容につきましては、これは本市の計画に基づいて改修を行うものです。

弓道場につきましては、主に長寿命化を目的とした屋根とか外壁の改修ですね。あと照明のLED化、そこら辺を予定しています。あと、利用者の方の利便性向上ということで、トイレの洋式化を計画しています。

それと相撲場につきましては、こちらも基本的に長寿命化に基づく管理棟というか、付属棟、更衣室とかが入った建物ですけど、その改修であったり、あと土俵ですね。土俵の屋根であったり、柱であったり、そこら辺の改修を計画しているんですけど。

それと、あと利用者の方から要望が多いようなトイレの改修、和式トイレということと、あと狭いということで、大会等を行われるときに非常に保護者の方とかが使いにくいというようなお声をいただくので、そこら辺も踏まえて間取りの変更を一部考えています。

それで、長寿命化プラス利用者の方の利便性向上ということで、照明のLED化であったり、トイレの洋式化、あと相撲場に関しては一部間取りの変更ということで、女性のトイレを増やすというようなことも考える改修を計画しております。

改修工事の記載がないということで、すいません、漏れておりまして、大変申し訳ございません。

**西依義規委員**

利用者の意見も聞いてっていうお話だったんで安堵したんですけど、これはどれぐらいの要望に応えられてるんですか。もっとやりたいことがあるんですけど、今回は3,800万円とか9,900万円でここだけなのか、それとも大まかな声はこれで拾えてるのかっていう、改修の達成度。

**時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

利用者の声を際限なく聞いてたら切りがない部分もあるんですけど、基本的に、特に相撲場に関しては大会等が行われるときの、例えば相撲協会であったり、連盟さんだったり、利用者の声を踏まえたところの改修ということで、今回改修を行うことで一定の満足というか、理解を得られるかと思ってます。

それと弓道場に関しても弓道連盟のほうと、連盟さんの一番の要望として、ここ最近多かったのが雨漏りであったり、壁から水が染み出してくるというような要望が非常にあって、それを踏まえたところでの改修なので、そこら辺も一定利用者の方の満足というか、そこら辺は得られるのかなというのは思っている次第です。

#### **牧瀬昭子委員**

同じページ、17ページで、市民球場の防球ネットの増設事業です、3塁側の防球ネットということで。

以前の文教厚生常任委員会の際に見回られたときに、ここがなかったということがあって追加されたんだと思うんですけども、前回のときに、もう少しここをお伺いしたがよかったかと思いながら、すみません、質問させていただきますけど。これを設置するに至るまでの経過、何か事故があったりしなかったかどうかとか、これをその時につけなかったのは何でだったのか、つけるにあたって、やはり8,900万円は大きいと思うんですけど、もし前もってつけておけば、もっと安く済んだんじゃないかなと思うんですけども、その辺りの御見解をお伺いできればと思います。

#### **石丸健一スポーツ文化部長**

もともと——もともとというか、ファウルボールが出るっていう形でして、昔は左バッターの方がそんなに多くなくて、普通、右バッターで右側に出る。右側のほうには、市民プールがありましたので、危ないというのが多分あったんじゃないかなというふうに思います。

最近では、当然左バッターもたくさんいらっしゃいますし、一番大きかったのは、体育館のほうから球場のほうに行くスロープがあるんですけど、そのスロープが2年前に大改修されて、ちょうどネットがないところにスロープができましたので、実際に事故があったわけではございませんけれども、そういう事故が起こる可能性が非常に高くなったということもありまして、急遽すぐするということで、工事をするようにしたということでございます。

ですので、あれがなくて事故が直接起こったというのはございませんが、多目的ホール、諸室のガラスが割れたというのはありますけれども、人の事故というのは聞いておりません。

#### **牧瀬昭子委員**

前もって検討されることはなかったわけですね。状況が変わってきたのでやらざるを得なくなったのでっていうところが一番大きな原因でしょうか。

#### 石丸健一スポーツ文化部長

状況が変わって、安全性を確保する必要があると判断いたしまして急遽、急な形でありましたけれども、設置をするということにいたしております。

#### 西依義規委員

このネットは何メートルぐらいのネットなんですか。高さというか……。

#### 時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

今、既存のバックネット、後ろから1塁側に張ってるのが22メートルございます。それと高さを合わせるような形で、22メートルで設置する予定でございます。

#### 西依義規委員

この委員会でもよく出る多目的グラウンドの整備ですよ、一般質問でも、もう、あそこの龍谷短大のところ一本槍なんで、例えば儀徳グラウンドを、わーっとネットで囲んでしまっ  
て、また軟式使ってもいいよってのはならんとですか。硬式で越さんぐらいのネットでしょう。

ただ、儀徳グラウンドは、例えば軟式で、もう8,900万円で、2つで——分からんけど一億  
幾らで囲んでしまっ……。それが、もうよくないですか、どうなんすか。

そういうことを一回、検討はされたことあるんですか。

#### 石丸健一スポーツ文化部長

ボールが確実に出ないようにするには、もう上も囲むしかない。それで、現在の球場のネ  
ットについても、ボールが出る確率が100%ないということではなくて、70%か80%ぐらいと  
聞いてます。

それより高くすると、今度建築基準法の構造物になって、金額も物すごく張るようになりますし、高くなるので、物すごく金額がかかるので、ちょっとどのくらい……、倍ぐらいになるのかあれですけども、今のネットは全て建築基準法に該当しないぎりぎりの高さでさ  
せていただいておりますので、本当に出らんごとするには、先ほど申し上げたように、どんなに  
高くしても確率的には出るので、必ず全部かぶせん限りは出らないということになりますか  
ら、なかなかかさ上げというのは、「素人考えということね、ごめんね」と呼ぶ者あり）難  
しいというふうには思っております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

#### 樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

#### 中川原豊志委員

当初予算とかには上がってこないんですけども、今、西依議員が言った多目的グラウン  
ドの整備について、新年度に執行部としてどういうふうな検討をしていくのかとか、また都

市公園についても、今、建設経済のほうでは用地の件とか、何か協議をしてるみたいなんです。主に運動広場だったりスポーツ広場、スポーツエリアだったりという、スポーツ関係の施設をそこにゾーニングされてるんで、その辺についての今後の検討について、どういうふうに考えているのかということと、例えば、その進捗状況について適時、委員会のほうに報告とかできないものなのか、確認をさせてもらえんですか。

#### 石丸健一スポーツ文化部長

担当部署としては、できるだけ早く方向性を出したいというふうには思っておりますけれどもなかなか、まず、その部分だけではなくて、鳥栖市全体の体育スポーツ施設をどうするのかというのを、まず大きな方針を基に——この場所は何をしますというような形を示していかなければいけないというふうには思っております。

ですので、そういう大きなその方針というのは、できるだけ早く検討してお示しできるような形が取れとればと思っておりますし、あと個別のほうは、様々な事案を検討しておりますけど、その段階ではなかなか、まだ決定していない段階でのお示しというのは、難しいのかなというふうには思いますが、どういった検討を今しているというふうなお話はできるかというふうには思っております。

#### 樋口伸一郎委員長

議案外なので、ある程度まとめてお願いします。

#### 中川原豊志委員

どういった検討をしているっていうふうなものも踏まえて、委員会のほうにはぜひ御報告していただきたいということと、市長の任期も折り返しになりましたんで、多目的グラウンドについてはもう公約で言われてますんで、執行部のほうもそれに向けてしっかりと取り組んでいただきたいと要望しておきます。

#### 樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

これは委員会としても、今、部長が御答弁いただいたように決定事項を報告していただく、これはもちろんありがたいですけれども、今言われたように、検討段階でこういう考え方をしている、その考え方を基にいろんな協議をしているという状況でもいいので、ぜひ、今、委員の要望があったように、情報提供の観点から、よろしくお願い申し上げます。

ほかにございせんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。



けということですので、またその改定をする機会、スケジュールとしていつ頃、これをまた規約の改定、条例改定があるのかという、2つお尋ねいたします。

#### 小川智裕スポーツ振興課長

特別使用使用料につきましては、今回、広告物等を設置するものに限るということで、これは試合単位で設置される広告物になっております。

それ以外に常時設置してある看板、それについては対象外といたしております。

ですので、今回は、免除する分については、先ほど当初予算のほうでも御説明させていただきましたけれども、大体、毎試合ごとに設置されるもので、100万円見込んでいる分、その分を減免するものとなっております。

また、この改正につきましては、附則のほうで、令和7年4月1日から12月31日まで時限的に減免するものですので、ここにつきましては、これで改正は……、またこれを元に終わりますとかいう改正はなく、また、これ以降の支援につきまして現段階では、すいませんが、具体的にお答えすることはできかねますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 西依義規委員

これ、元の条文を読んでたら、第10条に「市長は、特別の理由があると認めるときは前条の使用料を減免することができる。ただし、グラウンド使用料以外の使用については、減免しない」という条文があるんですね。

そういうの関係なしに、附則をつけたら、もうこれで10条飛び越して……、9条には触れてありますけど、10条は触れなくていいんですかね。

#### 小川智裕スポーツ振興課長

こちら、10条につきましては減免ですので、一部終了も……（「全額免除じゃないということですか」と呼ぶ者あり）

はい。今回は免除ということで、第9条のほうとの関係性のみ記載をしているところでございます。

#### 西依義規委員

見ると、前回、2回ぐらいされてますよね、これ。平成13年と平成15年、この条文に同じような条文で。

それで、これの減免できる主語は誰。これ主語がない文章ですけど、これは減免することができるものとする。誰がどういうふうに免除することができるんですか。

#### 小川智裕スポーツ振興課長

すいません、こちらにつきましては、市長が徴収することとなっておりますので、市長が









います。また、保険料軽減分につきましては、県の負担割合が4分の3となっております。

#### **竹下徹高齢障害福祉課長**

その下、特別障害者手当等給付費負担金は、心身に重度の障害があるため日常生活で、常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対して支給する手当に係る国の負担金で、国庫負担の割合は4分の3となっております。市の負担が4分の1でございます。

次の障害者自立支援給付費負担金は、障害者に対する福祉サービス給付に係る国の負担金で、国庫負担の割合は2分の1、県の負担割合は4分の1となっております。

次の障害者自立支援医療費負担金は、障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担金で、国の負担割合は2分の1、県の負担割合は4分の1となっております。

次の障害児施設措置費負担金は、障害児の通所や相談支援事業等に係る国の負担分で、国の負担割合は2分の1、県の負担割合は4分の1でございます。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、節3生活保護費国庫負担金の生活保護費負担金につきましては、生活保護費としての生活扶助、医療扶助等の国庫負担金、自立相談支援事業費負担金につきましては、生活困窮者に対する就労相談支援や住宅確保のための給付業務等に対する国庫負担金で、いずれも国の負担割合は4分の3でございます。

#### **竹下徹高齢障害福祉課長**

次に、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金、地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスを提供するため、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、相談支援事業に要する費用に対する補助金で、国の補助率は2分の1以内、県の補助率は4分の1以内となっております。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、そのページの一番下です。

節3生活保護費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、生活保護適正運営体制強化事業の補助率は4分の3、生活困窮者就労準備支援事業の補助率は3分の2など、生活困窮者就労支援事業に伴う国庫補助でございます。

4ページをお願いいたします。こちらが4ページの一番下になります。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金の節3生活保護費県負担金につきましては、居住地がない被保護者に対するもので、保護費、保護施設費及び委託事業費に要する県の負担金で、県の負担割合は4分の1でございます。

続きまして、資料5ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金のうち、2番目の民生委員・

児童委員活動費等交付金につきましては、民生委員・児童委員の活動費及び市内 8 地区の会長の活動費、協議会の活動推進費、運営費に対する県の補助金でございます。

#### 竹下徹高齢障害福祉課長

その 2 つ下、重度心身障害者医療費助成事業費補助金は、重度心身障害者の医療費自己負担に対する助成事業の県負担となっております。月ごとの自己負担総額から 500 円を控除した額を助成するもので、県の負担率は 2 分の 1 となっております。

#### 林康司地域福祉課長

続きまして、6 ページをお願いいたします。

款 18 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金、節 1 利子及び配当金の地域福祉基金利子につきましては、地域福祉基金の運用拡充を図り、運用収益を高齢者支援の事業経費に令和 6 年度から 7 年度に増額をいたしております。

また、款 20 繰入金、項 1 基金繰入金、目 4 地域福祉基金繰入金、節 1 地域福祉基金繰入金におきましても、同額を繰入金とするものでございます。

#### 竹下徹高齢障害福祉課長

その下、款 22 諸収入、項 4 受託事業収入、目 1 受託事業収入、節 1 民生費受託収入の地域支援事業受託料及び保健福祉事業受託料につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合からの受託料でございまして、地域支援事業として介護予防事業や食の自立支援事業、生活支援体制整備事業など、保健福祉事業としては、紙おむつ支給事業や緊急通報システム事業の実施に対する受託料でございます。

以上で、歳入に関する説明を終わります。

#### 林康司地域福祉課長

続きまして、資料 8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費のうち、節 2 給料から節 4 共済費までにつきましては、健康福祉みらい部の部長及び地域福祉課 6 名、高齢障害福祉課 20 名、こども育成課 14 名の職員、並びに広域市町村圏組合などへの派遣職員 12 名、合計 53 名分の人件費でございます。

節 12 委託料の主なものといたしましては、上から 4 番目の地域福祉計画調査委託料といたしまして、令和 9 年度始期の第 5 期鳥栖市地域福祉計画策定のためのアンケート調査等のための委託料でございます。

次に、資料 9 ページをお願いいたします。

節 18 負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、中ほどの社会福祉協議会補助金

につきましては、社会福祉協議会の運営補助人件費でございます。

次の、ふれあいのまちづくり事業補助金につきましては、各町区で自宅に閉じこもりがちな高齢者に気軽に集まっていただき、食事やレクリエーション、おしゃべりを楽しむサロンの開催でございます。

次の福祉ボランティアのまちづくり事業補助金につきましては、ボランティア団体に助成を行うことで各種ボランティアの養成に寄与するものでございます。

次の全日本同和会補助金につきましては、人権同和対策等への活動に対する補助金で、昨年と同額を計上いたしております。

次の民生委員連絡協議会補助金につきましては、鳥栖市民生委員児童委員連絡協議会及び8地区民生委員児童委員協議会の負担金や研修会、自主活動への補助金でございます。

節24積立金につきましては、地域福祉基金の運用拡充を図り、運用収益を高齢者支援の事業経費に今年度、令和7年度から増額して充てるものでございます。

節27繰出金につきましては、国民健康保険特別会計職員の人件費及び保険基盤安定や財政安定支援など、国民健康保険特別会計の繰出金でございます。

#### **竹下徹高齢障害福祉課長**

次に、10ページをお願いいたします。

目2障害者福祉費につきまして、節1報酬から節4共済費の主なものといたしましては、会計年度任用職員として、ひかり園の指導委員4名及び障害者支援係の窓口等職員5名分の人件費に係るものです。

節12委託料の主なものにつきまして、一番上の障害者理解基礎調査委託料は、令和8年度に改定を予定しています障害者福祉計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の基礎資料とするため、市民アンケートを実施するものでございます。

6番目の相談支援事業委託料は、障害者や家族の相談に対する必要な情報の提供及び権利擁護のための援助、障害者が地域で安心して生活できるための相談支援事業の業務を委託するものでございます。

その2つ下、社会福祉会館（身障センター）指定管理委託料につきましては、障害者福祉センターの施設管理及び機能回復訓練、各種講座、更生相談事業を社会福祉協議会へ指定管理により委託するものでございます。

11ページをお願いいたします。

節17備品購入費につきましては、耳が聞こえづらい方が安心して窓口を利用できるよう、高齢障害福祉課窓口に軟骨伝導イヤホン2台を導入するための購入費用でございます。

節18負担金、補助及び交付金の主なものといたしまして、下から2番目、福祉タクシー助

成金は、身体障害者の１級・２級、療育手帳のＡ、精神障害者保健福祉手帳の１級・２級の障害のある方に対しましてタクシーの基本料金を助成するものでございます。

次に、節１９扶助費の主なものといたしまして、重度心身障害者医療費は身体障害者手帳の１級・２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級などの重度心身障害者の医療費の自己負担分について、月額５００円を差し引いた額を助成するものでございます。

その下、障害者自立支援医療費は、障害の軽減、機能回復のための医療費を助成するものでございます。

次の障害児施設給付費は、障害児の通所支援等に係る給付でございます。

次の障害者自立支援給付費は、ホームヘルプ、ショートステイ、施設入所等の介護給付サービス、自立訓練等のサービス利用に係る給付、相談支援、障害者の補装具費などで個別に支給決定が行われる障害福祉サービスの利用者に対する給付費でございます。

次の障害者日常生活用具給付等事業費は、地域生活支援事業として自立支援生活支援用具など、日常生活用具の給付または対応を行うものでございます。

下から２番目、特別障害者等手当は、心身に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対して手当を支給するものでございます。

１２ページをお願いいたします。

目３老人福祉費でございます。

節１から節４までは、地域支援事業の事業費支弁人件費としての高齢者支援係職員の人件費の一部及び会計年度任用職員４名の人件費に充てるものでございます。

節７報償費の主なものといたしましては、敬老祝金、８０歳、８５歳、８８歳、９９歳、１００歳と節目の年齢の高齢者、約１,３７７名に対して支給の見込みでございます。

次に、節１２委託料の主なものといたしましては、２番目の認知症実態調査委託料は、令和８年度に策定予定の認知症施策推進基本計画の基礎資料とするため、市民にアンケート調査を実施するための委託料でございます。

３番目、食の自立支援事業委託料は、おおむね６５歳以上の独居の高齢者や高齢夫婦の方で、食事の調理等が困難な方に食事の提供と安否の確認による見守りを行うものでございます。なお、委託業者につきまして、これまで椎原寿恵会と寿楽園の２事業者に委託しておりましたが、椎原寿恵会が令和７年度からの受託を辞退されましたので、それに代わる業者を選定し、現在、委託に向けて調整中でございます。

下から２番目、介護予防事業委託料でございますが、いきいき健康教室やふまねっと教室、ロコモーショントレーニング教室などの一般高齢者向けの介護予防教室などの事業のほか、住民主体で取り組む介護予防事業を推進するため、介護予防体操でございますとすっこ体操

に取り組む町区に対し、通いの場立ち上げ支援事業を引き続き実施いたします。

また、通いの場において認知症高齢者の早期発見、早期対応を図る地域巡回介護予防検診を実施していきます。

また、介護予防活動に従事するボランティアを養成する介護予防サポーター養成事業や要介護状態に陥る可能性のある高齢者向けの通所型サービス事業である元気クラブを継続いたしまして、ボランティア養成と活動の場を同時に整備してまいります。

13ページをお願いいたします。

節16公有財産購入費の先行取得用地購入費につきましては、土地開発公社の長期保有地の解消のため現在、鳥栖地区広域市町村圏組合及び小鳩園駐車場として使用しております（仮称）総合福祉センター用地を買い戻すものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金でございます。介護給付費、介護予防事業費、包括支援事業費、事務費などに関する介護保険の負担金でございます。

5番目のシルバー人材センター補助金につきましては、シルバー人材センターの運営補助及び事業補助を行うものでございます。

その2つ下、敬老会補助金につきましては、敬老会主催者に対し、75歳以上の高齢者1人につき上限1,500円の補助を行うものでございます。

その2つ下、食の自立利用者支援事業補助金につきましては、資料24ページのほうを御覧ください。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、食の自立支援事業において物価高騰の影響による食材費、食材料費等の増額相当分を事業者に補助することで、高齢者の自立した生活を支援するものでございます。

事業費の見込みといたしまして、1食当たりの上限80円に、令和7年度の見込み数5万食を乗じた400万円を見込んでおります。

資料13ページに戻っていただきまして、節19扶助費の主なものといたしましては、老人保護措置費でございます。65歳以上の高齢者で、環境や経済上の理由で居宅での生活が困難な方の養護老人ホーム入所のための措置費でございます。

14ページをお願いいたします。

目4老人福祉センター費でございます。

節1報酬、節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員3名の人件費でございます。

次に、節10需用費の主なものといたしましては、中央老人福祉センター及び若葉まちづくり推進センターの燃料費、光熱水費でございます。

次に、節12委託料でございます。中央老人福祉センターの警備、室内清掃、管理業務、機械設備等の保守点検に係る経費でございます。

節14工事請負費につきましては、高齢者福祉施設の非常放送設備が老朽化により更新が必要となっているため、工事を行うものでございます。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、ページを飛びまして、資料18ページをお願いいたします。

項3生活保護費、目1生活保護総務費のうち、節1報酬から節4共済費につきましては、生活保護を担当する職員7名及び会計年度任用職員6名の人件費でございます。会計年度任用職員報酬の一部詳細につきましては、資料29ページをお願いいたします。

事業名、生活保護適正運営体制強化事業でございます。

令和6年度から国の補助事業を活用しまして会計年度任用職員を採用し、生活保護、保護業務のケースワーク周辺業務について体制を強化し、生活保護制度の適正運営を図っております。

令和7年度からは新たに行政対象不当要求への対応として、警察OBや行政対象暴力への対応経験者等を配置の想定をいたしているところでございます。

国の補助率は4分の3で、事業費につきましては、会計年度任用職員2名分の人件費で762万7,000円となっております。

資料、戻っていただきまして、19ページをお願いいたします。

目2扶助費、節19扶助費につきましては、生活保護における生活扶助や医療扶助等でございます。

続きまして、次の20ページをお願いいたします。

項5災害救助費、目1災害救助費、節1報酬及び節7報償費につきましては、後ほど甲議案において審議いただく災害弔慰金等支給審議会の委員報酬及び審議会会長の謝金でございます。

災害弔慰金等支給審議会につきましては、昨今の豪雨災害など大規模災害が県内、近隣自治体においても発生しており、また昨年1月の能登半島地震など突発的な災害がいつ起こるか分からない状況であることから、災害での因果関係の判別が困難な場合に、災害関連死として取り扱えるかどうか審査いただく審議会でございます。

節19扶助費につきましては、火災、水害等の災害罹災者に対し、見舞金を支給するものでございます。

以上、令和7年度鳥栖市一般会計予算中、健康福祉みらい部のうち地域福祉課及び高齢障害福祉課の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

**牧瀬昭子委員**

御説明ありがとうございます。

まず、資料 8 ページ、10 ページ、12 ページでまとめて質問させていただきたいと思います。

地域福祉計画や障害者福祉計画、高齢者福祉計画などが令和 9 年改定ということで、調査などが行われるということですが、この辺のアンケート調査のスケジュールや、その内容についての御検討、その役割の分担ですね、委託のどの部分を委託して、どの部分を市が関与していくのか。それに当たって、アンケート調査をどの範囲でされるのか。実態に即したのを実効性のあるものとするように、具体的な方向性をお示しいただければと思います。

**林康司地域福祉課長**

まず、資料 8 ページの地域福祉計画調査委託料ですが、こちらの委託料の内容といたしましては、調査票の印刷製本、発送、返信用封筒の印刷、また、アンケートを回収した後のデータ入力、集計、分析、報告書の作成となっております。

市内の 2,000 人を対象に調査票を郵送いたしまして、今回は回答に郵送での返信とウェブ回答も取り入れる予定としております。

この調査を令和 7 年度に行いまして、令和 8 年度に審査会等々開きまして、令和 8 年度中はパブコメで、令和 8 年度内に計画を策定したいというふうに思っております。2,000 人の対象は、市内の任意に抽出した世帯となります。

**竹下徹高齢障害福祉課長**

まず、障害者理解基礎調査委託料につきましては、障害者福祉計画、障害福祉計画、あと障害児福祉計画が 3 つ一体になって同じ時期に改定期を迎えますので、その分の市民意識調査といいますか、基礎資料となる分のアンケート調査を行うものですが、障害者対象で 1,000 名、市民の方対象で 1,000 名、合わせて 2,000 名をそれぞれ無作為抽出で抽出しまして、アンケートを実施するものでございます。

アンケート内容については、高齢障害福祉課のほうでこれから検討をして、業者さんのほうには、アンケート調査票の印刷ですとか郵送、回収、そしてアンケート調査の集計ですね、そういったところまでお願いしたいと思っております。

認知症施策推進に係る調査委託料につきましても、これは令和 6 年 1 月 1 日に認知症基本

法が施行されたことに伴いまして、国のほうで令和6年に国の基本計画が策定されております。

そのもとで、地方自治体においては基本計画の策定が努力義務とされておりますけれども、形態としまして10市町の調査をいたしましたところ、高齢者福祉計画に合わせてつくるところが大半でございましたので、私どものほうも令和8年改定予定の高齢者福祉計画の改定に合わせて、実態調査を行うこととしております。

対象といたしましては、18歳以上の市民の方1,500人ということで予定をしているところでございます。

内容についてはこれから課内で検討させていただいて、委託先については、先ほど障害のところで申しましたとおり、アンケート用紙の作成ですとか、郵送の発送から回収、そしてアンケートの集計というところまでお願いしたいと思っております。

#### **牧瀬昭子委員**

詳細をそれぞれお示しいただきましてありがとうございました。

この内容について、今回、特にここが改定されるとか、先ほど認知症のところが追加されるとかということがあると思うんですけど、より何か追加しなければならなくなったとか、何か法的なものとかっていうのは特にはないですか。

高齢福祉の認知症のところぐらいな感じでっていうことでよろしいですか。(発言する者あり)

ありがとうございます。

先ほど認知症のほうの18歳以上の1,500人ということではあったんですけども、できればその御家族とか、実際に認知症のことで当事者になっている方たちに対するアンケートや意識調査などっていうのを、お考えになられてないかをお尋ねいたします。

#### **竹下徹高齢障害福祉課長**

認知症当事者の方に対する調査に関しましては、介護保険課のほうで介護保険事業計画の改定の前段階の準備としてアンケート調査を実施されまして、その中に一応認知症についての項目もございますので、そちらのほうで当事者の方に対するアンケートは、取れるのかなというふうには思っております。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございました。

それでは、最後、要望として、アンケート調査をされる前に、今回、特別にこれを追加したこととか、その内容として、こういう素案をつくらうと思っておりますなどの内容に関して、パブコメの説明会のときに具体的にお話はありますけれども、その前に情報として御提供い

ただく機会を設けていただきたいと要望として申し上げておきたいと思います。お願いいたします。

**樋口伸一郎委員長**

これに対してはお考え等があれば、情報提供などであればお受けしますけど。

**古賀達也健康福祉みらい部長**

アンケート等の調査結果につきましては、いろんな分析をして、次の計画への反映とかの部分もございますので、これまでも委員会の中で計画策定に当たって丁寧な説明を求められておりますので、可能な限り丁寧な説明に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

ほかにございませんか。

**成富牧男委員**

いろいろありますけど、まず13ページの負担金、補助及び交付金。

2番目に先ほども、今、お話に上がった鳥栖地区広域市町村圏組合負担金について関連してお尋ねしたいんですけど、まず、さっき市から行ってる人が派遣っていうんですか、正式に派遣でいいんですか。12名と言われました。

私の印象では結構多いなと思ったんですけど、これは各市町の協定じゃないけど、何か約束事があって、こういう全体がこれだけだからって、何かの約束等があるんですか、それぞれの市町の派遣職員の割合は。

**古賀達也健康福祉みらい部長**

広域市町村圏組合への派遣につきましては、派遣期間等の期間とかについては派遣協定を結んでおるところでございます。

ただ、人数等につきましては、これまでも変遷してきておりますけれども、事業の内容によってこれまで増加したところがございます。

**成富牧男委員**

いや、私が聞いているのは、何か鳥栖市……、ずばり言うたらね、単独でしたほうが、12名ちゅうたらたっぷり12名ぐらいを……、基本、正規職員でしょう。

変えていいぐらいあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

**古賀達也健康福祉みらい部長**

詳細の人数については、今、手元に資料がございませんけれども、広域市町村圏の介護保険だけでは、市の職員、派遣職員が大体半分ぐらいかとは思いますが。残りはほかの町からの

派遣職員がおるところでございます。

#### 成富牧男委員

なかなか組合のほうではそういう話、できんのでですね。

率直なところ12名もおれば、例えば高齢障害福祉課との連携もスムーズに、隣同士でいくと思うし、何か介護保険組合が入ると——ちゃんとやりよりますと言われるかもしれんけど、これ単独のほうが、よりスムーズにいくんじゃないかと思っておりますが、最後に、この件については県内で単独でやってるところがあったら紹介してください。

#### 古賀達也健康福祉みらい部長

県内では、単独でやっているところは伊万里市と唐津市だと思います。佐賀市とかは中部広域連合とか、武雄市、鹿島市とか、そちらのほうは杵藤地区の広域でやられているというふうに認識しております。

#### 成富牧男委員

何かえらい冷たいこと言うみたいやけど、そういうことも、ぜひ考えてもらいたいし、先ほど言われた派遣期間についても、必要な人はどうしても、それはこの庁内の異動でもそうでしょうけど、そこに、ちょっとタイミング外したらずっと長くなってしまうとかね、そういうのもあるんで、やはりそういう……、3年から5年ぐらい、まだ長いとね。

すみません、ちょっと教えてください。

#### 古賀達也健康福祉みらい部長

今、広域市町村圏組合の介護保険には、事務職のほうと、保健師のほう、あと認定審査の関係で保健師のほうを派遣いたしております。

保健師については原則2年でございます。事務職については原則3年でございます。

事業の進捗と申しますか、制度が変わったりという場合では、事務職のほうは、鳥栖市の職員は若干、延長になることもございます。

#### 成富牧男委員

基本、そういうちゃんとした派遣期間が定められてあるのであれば、原則に近いような感じで、ぜひやってもらいたいというふうに思います。

取りあえず、それで一旦終わります。

#### 中川原豊志委員

13ページの負担金、補助の4番目、高齢者福祉乗車券については、今年度下半期になるのかな、乗合タクシーの実証実験があるというふうなことで、この前、一般質問でも高齢者福祉乗車券の利用も考えるというふうなことも答弁されとったみたいなんですけど、ここに関して、その分の利用上の見込みとか、加味してるところがあるのかないのか。

また、乗合タクシーとの話ってというのが、所管で国道・交通課と打合せといいますか、そういうふうな話合いがあったのかどうか、ちょっと確認をさせてください。

#### 竹下徹高齢障害福祉課長

高齢者福祉乗車券につきましては、令和7年度から乗合タクシーの実証実験をするということで国道・交通政策課のほうからお話があります。

そこに、この乗車券を使えないかっていうところで協議しておりまして、うちのほうとしても、そちらへの助成も前向きに検討したいと思っておりますけれども、現在の時点で運行事業者も決まってくなくて、ルートとか、どの程度の需要があるかっていうのがまだ見込んでない段階ですので、今回、当初で上げさせてもらっている分については、例年どおりの路線バスとミニバスの分で計上をさせていただいております。

実証運行が具体的にになってきましたら、その辺を加味して必要になる場合は、ちょっと補正で対応したいと思っております。

#### 中川原豊志委員

担当は、建設経済のほうになろうかと思えますんで、具体的な内容についてはこっちで分かりませんが、担当のほうで分かれば、また委員会のほうにも御報告していただきたいというふうに思います。

もう一点いいですか。食の自立支援事業の分が、椎原寿恵会さんが今回御辞退されたというふうなことなんですが、辞退された理由というのが分かればというのと、今後の受託事業者についての進捗状況なんかが分かれば教えていただければと思います。

#### 竹下徹高齢障害福祉課長

椎原寿恵会さんが、2月の初めに、令和7年度からの受託を辞退したいということで申入れがございまして、その理由としては、ちょっと赤字幅が大きいということが一つ大きくあるのと、人がなかなか——配達とかのですね——集まらないっていうのも理由としておっしゃっていました。

一応、それを受けて、市内の配食サービスをやってる事業者に当たりまして、今やってる毎日365日配食ができる事業者というところで調査を行いまして、1社、今の条件で対応できる民間配食業者がございましたので、そちらのほうと新年度からの配食について、今、調整をしているところでございます。

#### 中川原豊志委員

これについては、弁当を配るだけじゃなくて、いろんな見守りだとか、そういったものも含んだ事業になってますんで、新たにしていいただける事業所があればいいんですが、質の担保だけは落とさないようお願いをしておきます。

## 西依義規委員

じゃあ、ちょっと先ほどのいいですか。

辞退されて、赤字幅がっていうものですよ、その事業者に責任があるのか、市の補助が足りんのかっていうその分析はどうなんですか。事業者の努力が足りんのか、市がもうちょっと出せば採算が合うのかって。

## 竹下徹高齢障害福祉課長

一応、2事業者——今まで寿楽園さんと椎原寿恵会さんとありまして、寿楽園さんも若干赤字ではあるんですけども、やっていけないことはないっていうことです。

寿恵会さんのほうがちょっと赤字幅が大きくて、もうこの事業は続けていけないというふうなことで、法人内で決定をされたというふうに聞いております。もう配食サービス自体をやめられるということで、食の自立だけじゃなくて、自費でやられていた配食サービス自体をやめられるということを聞いております。

うちのほうとしては、委託料を決めるに当たっては、こちらのほうで人件費の上昇率とか、その辺を加味して委託料を決めておりますけれども、そこで足りないっていう……。一応、これでできるんじゃないかっていうところでお示しさせていただいて、今まで契約をしてきたっていうところで、相手さんもそれでいいですよということで受けられてきたといった経緯がございますので、それで法人さんの判断でそういう形になったんじゃないかなっていうふうには思っています。

## 西依義規委員

もちろん契約って平等やろうけど、実は違うですよ。多分平等関係になってないんで、そこはやっぱ担当課なり職員さんが酌み取って、ぜひ正式な場で言えんようなことまで酌み取って、やっぱ財政課のほうに予算要求していかんと、いろんなところでお世話になる業者さんなんで、採算合わんけんぶちぶち切られたら多分、鳥栖市役所の職員さんが、じゃあ給食センターから配ってよってなりますよ、あんまりその辺の数字を甘えよると、そこは、もちろんしっかりされよっとは思いますが、ぜひそういうのがないようにお願いします。

そんなやつで、いいですか。また違うのを、もう一つ。

9番の社会福祉協議会の補助金が今度ちょっと減ってるんですよ。減った理由を教えてください。

## 林康司地域福祉課長

社会福祉協議会の補助金につきましては、社会福祉協議会がコロナのときの貸付フォローアップ事業に取り組まれている分を、社協独自の財源があるため、その分を多めに減額をしてもらっているところでございます。

あと、職員の入替え——新たに経験年数の長い方が退職されて新採のほうで雇われるので、その分での金額の差が出ております。

#### **西依義規委員**

多分ここもそうでしょうけど、今の社協さんの人数で、今の業務で四苦八苦してるのか、それとも余力があるのか、適正なのかちゅうのは、よう分からんでしょうけど、何となく空気感からいくと、何でもいろんな事業がどんどんどんどんで、社協に対する、今度の地域福祉計画もそうでしょうけど、地域全体の福祉ってのは鳥栖市だけじゃなくて社協さんも含め、地域も含めて、みんなでこの地域福祉計画を担っていくわけやけん、そっちの体制はもうしっかり見らんと、もう一回、本当に足りてるんですかぐらい言ったほうがいいと思うんですよね。

ぶっちゃけ、余計給料取る人と新米とで変わったけんちゅうだけならいいんでしょうけど、ぜひその辺は、漏れがないようにしていただきたいと思います。

もう一個、その欄の民生委員活動費補助金は、私一般質問をさせてもらって、民生委員さんの不足が続いてると思うんですけど、新規の当初予算で、もちろんその活動費だけをぼんと上げてきて、何ら新しいことに挑む工夫とか、例えばタブレットを持ってもらうとか、もうちょっと広報に力入れるとか、そういう新たな予算っていうのはここに入ってるんですか、2,127万5,000円の中に。それとか、その下の460万5,000円の中に。

#### **林康司地域福祉課長**

2,127万5,000円の内訳につきましては、委員さんの活動費と地区会長の活動費で2,127万5,000円となっております。

民生委員連絡協議会補助金の460万5,000円につきましては、協議会の運営費等でございまして、その活動、実際の活動の分ってということでの補助金の上乗せということは、当初では入ってはおりません。

#### **西依義規委員**

今やっているのが、区長さん方に民生委員さん見つけてくれって言ってるんやけんですよ、区長さん方に自治会に対しての民生委員新規獲得事業補助金じゃないけど、そういうのをつけて何かせんと、全く毎年同じことを、私はやっぱりお金と事業ってセットだと思うんで、足りんなら見つけてこないかんけど、お金ゼロ円で見つけてこようっていうことがよう分からんのですけど、その辺はどうですか。

#### **林康司地域福祉課長**

西依委員がおっしゃっていただいておりますように、民生委員・児童委員の推薦に当たりましては、本当に区長さんに苦勞をいただいているところでありまして、今回も令和7年12月で

一斉改選を迎えますので、そのために各地区の嘱託員会を回らせていただいて、今年度の12月の一斉改選に向けたスケジュールと、推薦のお願いに上がったところではございますけれども、国のほうも推薦の、選任の考え方といたしまして、いろんな社会福祉協議会やNPOさん、ボランティア活動さん等々からも広く周知し、声かけをして、人選に当たってくださいということですので、市といたしましても、そういったところへの依頼のほうを3月中旬に行わせていただいております。

その旨も嘱託員会のほうで御説明させていただきながら、また、最終的に委員さんになっていただく方へのお話、そこで詳細な説明が必要な場合は、市の職員も同行して対応させていただくということも話をさせていただいているところでございます。

また、嬉野市のほうに、会長会で福祉協力員についての御質問をいただいている、そういった制度、取組についても視察に行っておりますので、12月に向けての、そういったところでの民生委員さんの負担軽減、また選任については、選任しやすいというところの取組は、民生委員会の会長さんたちとも話をしていきたいと思っております。

#### **西依義規委員**

本当、区長さんから出る言葉って、何で俺らばかりにっていう声しか聞かんとですよ。ぜひ、まずそっからだけでも変えて、もうシステム化、ないし人材バンクでもいいけん、とりあえず区長さん任せっちゃうのはあまりにも勝手過ぎるけん、やっぱそこは独自に担当課が自分のネットワークなりをつくるなりして、していかなといかんという気がします。令和7年度期待しておりますんで、よろしくお願いします。

#### **林康司地域福祉課長**

そのように、嘱託員会でも説明をさせていただいております。

ただ、やはり民生委員さんも地域で活動いただくということですので、最終的な推薦は区長さんのほうにお願いしますということも申入れをさせていただいております。

#### **成富牧男委員**

今、実態は西依議員が言ったとおりと思うっちゃけど、やっぱそもそもの推薦会、民生委員推薦会っちゃうのがあるやん。その役割はどげんなつとると。一斉改選やらするとき。

#### **林康司地域福祉課長**

継続の方におかれましては、基本的には書類っていうか、そういったところの審査で推薦会のほうをさせていただきますけれども、新規の方等につきましては、事務局のほうで調書等々作成いたしまして、推薦会のほうにお諮りさせていただくようになります。

#### **成富牧男委員**

今のは、もう決まったあとの話ば、大体めどがついて決まって、もうこれでどげんでしょ

うかっていう話やろ。

私が言いよるのは、それかもしれんけど、推薦会委員の方——何人かな、今おんしゃるとは。

**樋口伸一郎委員長**

いいですよ、御発言できるんやったらお願いします。

**有馬健次地域福祉係長**

すいません、民生委員推薦会の委員の内訳になりますけれども、福祉関係団体が2名、福祉事業関係が2名、民生委員が2名、学識経験者が2名、教育関係が2名、行政機関2名となっております。（「で、合計の……」と呼ぶ者あり）

**樋口伸一郎委員長**

12名ですね。

**成富牧男委員**

分かりました。

それで、推薦会は本来……、だけど推薦会やろうが、名前は。今イレギュラーで、区長さんはそんな……。

それから、ちょっと気になったんで。区長さんですか、それとも嘱託員さんですか、どちらですか。

**林康司地域福祉課長**

区長さんをお願いをいたしております。

**成富牧男委員**

さっき、嘱託員会ちゅうたよね。区長さんね。（「はい」と呼ぶ者あり）

推薦会という名前があるのであれば、もうちょっと、それこそ区長さんは何も裏づけがないのに、主役のごとして一生懸命探しよんしゃるわけやろう。

最終的には、自分になったり、自分の連れ合いをしたりとかいうケースも、ひょっとしたらあるっちゃないかと思うけど、そんぐらいしよるとやったらよ、むしろ少しでも関連性のある、この推薦会の委員さんを、今これだけ欠になっておりますのでっていうことで、極端に言うと、その人たちに地域ば当てて、ここに何名足りませんからちょっとそこら辺で……。何か推薦会委員をもうちょっと活用することを考えたらいかがでしょうか。

**林康司地域福祉課長**

その推薦委員の方々に人選っていうか、民生委員の確保っていうところの御相談っていうのは……、実際ほかの自治体さんとかも、鳥栖市がすればということにもなるかと思うんですけども、この中でも福祉関係団体の方からも出ておりますので、そういった方にも、退

職者等の地域での活動についてということで御紹介というか、人選確保にはお願いをしておりますので、そういった観点からも並行してお願いをしているような形にはなっております。

#### 成富牧男委員

さっきの説明でも、今のままじゃいかんっていうことで、いろいろなところに広げて、おらっしゃらんやろうかちゅうやつを広げてあるみたいだから、それにも期待しますけど。やはり推薦会、じっと待ってって名前が上がってくるのを待ってくのが推薦会じゃないと思いますので、もう少し推薦会委員さんに頼むということをされてはいかがかと思います。

答弁は要りません。

#### 樋口伸一郎委員長

御要望ですね。

#### 西依義規委員

思い出したかのように。

協力員やサポーター制度の検討はされたんですか。それでされた結果、どういう結論ちゅうのを。

#### 林康司地域福祉課長

先ほど申しました会長会のほうで、嬉野市のほうにおっしゃってる福祉協力員の視察行かれて、多分、会長会の中では、前向きな考え方をお持ちかなと思っておりますので、それにつきましては、また今後詰めていきたいとは思ってます。（「だめやったちゅうこと」と呼ぶ者あり）

予算は、まだ今しておりませんので。（「どういう感触やった」と呼ぶ者あり）感触としては、やはり協力員は民生委員の会長さんたちも、望んであるような状況ではありますので。

（「そっか。すみません、聞き漏らしとった」と呼ぶ者あり）今年に入ってから行かれてありますので。（「そういやさっき言いよっちゃった」と呼ぶ者あり）

#### 樋口伸一郎委員長

ほかにもあればどうぞ。

#### 牧瀬昭子委員

11ページの、鳥栖・三養基地区手話奉仕員養成講座運営費負担金について、お尋ねをさせていただきますと思います。

令和6年が45万円で、今回39万7,000円ということなんですが、事業の中身が何か変更になったり定員を減らすとかいうことがないようにしてほしいなと思ってお尋ねしますが、中身について何か変更点などがあったら教えていただきたいと思います。

今、政策協議会のほうでも手話言語条例について話し合いが行われてる中でも、やはり手話

養成講座から一定レベルの方々をより排出していく必要があるんじゃないかということですが、けれども、鳥栖市として、手話通訳者の養成とか、学んだスキルを生かせる環境整備とか、今後の展望などをどんなふうにお考えなのか。

手話を学びたい市民とか、コミュニケーション支援を聴覚障害の方にされていくための役割として必要だと思いますので、現在あれば具体的にお示しいただければと。なければ、ぜひ御検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

#### **竹下徹高齢障害福祉課長**

手話奉仕員養成講座の負担金につきましては、一応、実施を佐賀県の聴覚障害者協会のほうに委託をしてるんですけれども、そちらからの見積書を基に予算を組んでまして、1市3町でやってるものですから、その分でうちの負担分ということで、今回39万7,000円を上げさせてもらってますけれども、5万3,000円ほど昨年より安くなってるのが、内容までは把握してないんですけれども、基本的には、約半年間ですね、来年度は毎週土曜日に2コマずつされるってということで、一応、合計で47回の講座を予定されているようでございます。

人数が、鳥栖が去年、令和5年度にしたんですけど、結構参加者が多くて、その人たちに対しては、国スポのボランティアにぜひ参加してねってということでお願いをしたところです。テレビドラマとかの影響もあって、手話に興味を示される方が多くなってきたるっていうのを感じてます。

養成講座を受けられた方が、その後の活躍の場っていいですか、そういったのをつくっていくのも一つ課題かなとは思っております。

手話言語条例のほうを議員さん方のほうで考えられているってということで、この辺、条例をつくることによって、さらに手話言語に対する理解が深まって、手話をやってみようっていう方が増えることを、ちょっと期待をしております。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。

活躍の場をつくっていく必要があるんじゃないかということで、条例をつくっていく上でも、その辺りの拡充が今以上に必要かなと思いますので、ぜひお計らいいただきたいと思います。

続けて、主要事項説明書の29ページをお願いします。

生活保護の生活保護適正運営体制強化事業についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

これに関してなんですが、ケースワーク体制の強化というふうに書かれてありますけれども、具体的にはどのような政策をする予定になっているのかをお尋ねいたします。

不正受給の現状として、何かとても多いように感じさせてしまうことはちょっと避けたいなど私は思っているんですけれども、その辺り、現在の状況が分かるようでしたらお示しいただきたいと思います。

3つ目に暴力団員等による不正、不当要求の実態についてということで書かれてありますけれども、現状として今、何か担当課としてお困りの点があったりとか、実態がどういうものがあってこれを導入しようとしているのか、ありましたらお願いします。

最後になりますが、ケースワーカーがやはり不足していたりとか、世帯数が1人当たりでとても多かったりとかっていうことがあると思うんですけれども、その辺りの改善を併せてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

#### **林康司地域福祉課長**

まず一つ目の、どういった業務を担ってあるかということですが、その方の貯金とか銀行とか資産関係の調査をお願いしたり、また医療関係の病院とのやり取りとかも、医療費扶助とかの関係で、そういったところでの書類の整理等を行っていただいております。

不正受給防止等って、こちら、そういったこの事業の要綱、昨年度も同様のやり取りをさせていただく中で、ここの部分を、そういうことの視点からあまり強くってということも昨年度おっしゃられたところもあったので、説明の中ではそこはあえて強く触れずに体制強化というところで御説明をさせていただいたところですが、不正受給っていうか、返還金とかの御質問をいただきましたけれども、なるべく早めにそういった収入の把握等々もしまして、そういった返還金が起こらないような取扱いというか、事務の進め方をしていきたいとは考えております。

あと、暴力団員等や粗暴な言動、現業員の不当な要求に対してということですが、たまたま今日も、ちょっと……。主に電話でのやり取りが多くございます。かなり、担当の職員とかに強く言われて、やはり不当じゃないですけど、やはり大きな声で言われて、職員もかなり参ってしまっているというような状況もありますので、そういったあと基本的に実地訪問ですね。各保護を受けられる際に前もっての御自宅等々への訪問とか、そういったところにも同行していただいて、お互い安全・安心に職務が遂行できるよう、また受けられる方も安心して生活保護を受けていただけるような体制づくりをしていきたいと思っております。

ケースワーカーの不足につきましては、令和6年度で1名増えたんですけれども、またその方もお休み状況になって、現業員の中でもなかなか休みがちでもあるんですが、そういった中でまた1人当たりの世帯、1人増えたことによって80世帯を割ったんですけれども、

実情としてはまた増えてきてる状態ですので、その話につきましては、総務課ともいろいろ話をさせていただきます。

1月に国スポから1名職員が来て、事務的には少し回せるところもあったんですけども、その期間ではケースワーカーということは、令和7年度にそういった研修を受けていただいてケースワーカーになっていただくような考えではあります。

#### 牧瀬昭子委員

詳細をいただきました。

やはり生活保護受給者の方々の生活の中で、大変な御対応をされているんだというのを…。大変だと思われ、（「そげん人もおるとのこと」と呼ぶ者あり）ただ、（「そげんなのでですね」と呼ぶ者あり）はい。

なので、これを用いて、より円滑なケースワークをやっていこうということですね。

ということで、やっぱり、ケースワーカーの方たちの心のケアとか、仕事量の負担とかっていうのが、お休みになったりとか精神的に大変な思いをされたりとかっていうことに、やはり集中しやすいと思いますので、その辺りの研修ですとか、お休みですとか、人員の増とかっていうのをぜひ、部長も担当課も合わせて、より一層強化を進めていただきたいと思います。

要望とさせていただきます。

#### 樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

#### 成富牧男委員

今、ここに書いてあるように、警察の人とかも補強しますっていうのは、それはそれでいいっちゃけど、例えば、電話はやっぱり上司が代わりに、うまくこじつけつくって、ぱっと代わってやるとか、とにかく同じ人が同じ人にずっとするっていうのが一番心に来るけんね。

だから、そういうことがないようにせないかんっちゃけど、それとあと一つは全庁的な体制が必要かと思うたいね、そういうときに。もうここで言うなら1階フロアーに任しておこうみたいな——ここに言う話はないとやけど、本当は——そういうのがあったらいかんと思うちゃんね。

ただ、警察ばつくとけばもう事足りるって、もし総務課とかが思いよったらそれは大きな間違い。やっぱり全体として、そういう人、そういう職場、安心して仕事につけると。

これが逆になったら、がずっと上から、丁寧な対応からね、こういう警察のOBの方とかついたら、逆に下手すると、虎の威を借るっちゃう言葉は適切な表現じゃないかもしれんけど、丁寧な対応がそうじゃないようになっていかんしね。まずはやっぱり公務員としての

対応が求められるから。

言いたいのは、遠慮なく、全庁的な応援体制でそういうことにあたるっていうことが必要だと思いますが、現在どうなっとつとですかね。それだけ聞いて、ごめん。

#### **古賀達也健康福祉みらい部長**

現在、いろんなハラスメントがあります。特に、カスタマーハラスメントとかですね。今年度に総務課のほうで、全庁的に全職員研修等を行っております。そういうクレーム対応も含めて、そういう中での研修等を含めて、クレーム対応のマニュアル等も含めて、策定をされております。

今回、特に生活保護行政においては、こういう補助制度もございますので、そういう活用についても総務課のほうからお話がありまして、総務と協議いたしまして、今回新たに会計年度任用職員として1名増を提案しているところでございます。

#### **成富牧男委員**

これについて一つだけ。

退去命令とか出すのはどこが出すことになってますか、今の役割分担上。

#### **古賀達也健康福祉みらい部長**

退去命令につきましては、庁舎管理規則で、総務部長だったか……、ちょっと詳しくは分かりませんが、庁舎管理規則の中で退去命令が出せるかと思います。

#### **成富牧男委員**

今のところは大事なところなんで、システムの出来上がると言いきったけど、やっぱりなんか、今のごたつとでも、もうスムーズに、それこそ、ああいう水害とかと一緒に、第1、第2、第3じゃないけど、最終的にはもう、びしっといくようなシステムにしとかなと、今どこが出すのかが、部長自身がどげんやったかなじゃ、私いかんと思うっちゃんね。やっぱり安心して執務につけるごとやってください。

#### **田村弘子委員**

先ほど、電話とかの対応のときに、そういう大きく出られるときがあるというところが話されてあったと思うんですけども、録音をしますっていう前提の発信での受け取りっていうところに、今後変えていったりとかは……、今ないですね。

よく、今後のサービス向上のために録音させていただきますっていうような文言が、全庁的にそういう電話の中であると、そういう件数も減ってくるのではないかなと思うんですけど、今そのシステムを入れられてないですね。

#### **林康司地域福祉課長**

通話の録音機能は、電話機についております。アナウンスのほうは、設定されておられ

ん。基本、録音での対応になっております。

**田村弘子委員**

録音していますっていうのは、相手の方は御存じないんですか。

**林康司地域福祉課長**

いろんなやり取りの中で、ちょっとこれはっていう状況になったら録音させていただきま  
すっていうところで、話を進めているところでございます。

**田村弘子委員**

やはり、最初からアナウンス的にも録音していますっていうところを発信されていくほう  
が、やはり電話のやり取りの中ではちょっとヒートアップされる方もいらっしゃるかと思  
いますので、全庁的にそういうシステムを入れていくっていうところを検討するほうがいいの  
ではないかと思います。

今後、ハラスメントの問題っていうところも出てきておりますので、鳥栖市役所はどの会  
話も全部録音してるんですよっていうほうが、これは録音する、これは録音しないではなく、  
どんな電話でも録音させてもらってますっていうふうにシステムも変えられるようになって  
いくと、もうちょっと職員さんの負担が減るのではないのかなと思いますので、今後の要望  
としたいと思います。

**樋口伸一郎委員長**

ちょっとここで、質疑の途中ですけど。

対応の個別の中身、要望等については多分様々にあると思います。対応については、よく  
していくという答えですので、どなたか、もう一つぐらいあれば、まとめて。その対応の中  
身についてとかもまとめていただくと、次の質問に行けるんですが。

あるいは、もう次の質問にいつてよければいきたいと思いますが、よろしいですか。

ほかにも御質問があれば、どうぞ。

**成富牧男委員**

そしたら、まず旅費関係で、8ページに旅費がありますね。ここに同和関係の研修会なん  
かの旅費は入ってるんですか。

**林康司地域福祉課長**

8ページ、この中にも入っております。

**成富牧男委員**

基本、前年度と同じように、変わってない、項目的には。

特に、私が一般質問なんかでした同和団体の幹部研修、全日本同和会の幹部研修とか婦人  
部研修とか、青年部研修とかその研修に市の職員が行くっちゃうことについてはいかがな

ものかって言いよったけど、そのままつけとるわけね、今年も。

**林康司地域福祉課長**

参加要請があっている研修につきましては、その分の旅費は計上させていただいております。

**成富牧男委員**

参加要請があったらつけるっちゃうこと自身が問題と思うけど、そうしたら、一つだけ確認しておきます。

今、私が幾つか言った研修——幹部研修とか——これは身内の研修、同和会の身内の研修だという認識があるかどうか、それだけちょっと確認させてください。

**林康司地域福祉課長**

鳥栖市以外にも、佐賀県や県内5市等々参加されてあるので、身内の研修というか、大会とは、私としては認識いたしておりません。

**成富牧男委員**

そげん言うならもう一回。

認識しとるかどうかだけ聞きよつとばってん。幹部研修よ、全日本同和会幹部研修が身内……、全日本同和会の研修じゃない。外部の人たちが普通入る研修じゃないという認識はないと。

**樋口伸一郎委員長**

林課長。（「入ったらいかんとは言わんとよ。認識はないんですかと言いよつと」と呼ぶ者あり）

**林康司地域福祉課長**

鳥栖市に限らず、県やほかの自治体さんにも参加要請をされてあって、その自治体さんも合わせて参加されてありますので、その幹部だけの研修というか、会の会員だけの研修っていうふうには認識はいたしておりません。

**成富牧男委員**

これだけでとどめますけど、よそはどげんでもいいったいね。鳥栖市の担当課として、この幹部研修っていう研修会を、身内の研修とは思わないということですね。それ、一応確認ください。

**林康司地域福祉課長**

先ほどの繰り返しになりますけれども、認識はいたしておりません。

**樋口伸一郎委員長**

いいですよ。どうぞ。

**成富牧男委員**

ちょっと、あきれますね。

続けていいですか。

そしたら、そういうふうなことで認識もしていないので、同じ、毎年度毎年度繰り返になるんでしょうけど、9ページの18節かな、同和会の補助金関係についてお尋ねをします。

まず、前提として、私の一般質問で、鳥栖市の差別の実態を尋ねたら、2件しかない。20年近く遡っても2件しかないというお答えでした。これをどう見るかっていうことですよね。

私はもう、これが基本的に同和差別はなくなったというのを言ってるんじゃないかというふうに思うんですが、それについての見解と、あと続けて、鳥栖市の実態を示すような何か調査があるのか。アンケート調査でも何でもいいし、そういうのがあれば、これだけありますよと、数字で表せるような何かがあれば教えてください。2つ質問しましたね。

**林康司地域福祉課長**

実際、鳥栖市において差別がもうなくなっているのではないかっていうことですが、この差別の考え方については、鳥栖市だけで考えるものではないとは思っております。ですので、今までも、県とも連携して協力関係の下にということ御答弁させていただいてる部分もあります。

県の人権政策基本方針等々でも、まだ、今なお存在してますというようなことも明記されておりますので、そういったところからも一緒に協力して、取り組んでまいりたいとは考えております。

**成富牧男委員**

それ聞いたよね。

今また、補強する意味ででしょうけど、県のを出されたけど、県はその実態は数字としては示せないという答弁をされましたよね、一般質問では。

だから、私がさっき聞いたのは、佐賀県のを出せじゃないですよ。鳥栖の実態を示す何かそういう調査はないですかって聞いたんです。

**林康司地域福祉課長**

生涯学習課のほうで意識調査はされてありますので、その中には……。

すいません。特段、それに直接触れた調査等々は、ございません。

**成富牧男委員**

ということだよね。こういうのを、もう基本的に同和差別はなくなつたと言うんですよ。私はそう思います。

それで、にもかかわらず、ずっと同和にお金を出してるわけですけども、幾つか具体的に聞きます。

規約は、全日本同和会の規約に準ずるということですけど、会員は何名いらっしゃるんですか。世帯とか。

**林康司地域福祉課長**

13世帯の29名で伺っております。

**成富牧男委員**

13世帯の29名。年齢とか何も分からんとですよ。世帯1名でもないから。世帯1名かどうか分からん。そういうのは規約には、明確になってないですね、全日本同和会の規約に。

それで、400万円について、ずっとお尋ねします。今まで私が述べてきましたが、そちらから言ってください。

補助金を開始した時期、今400万円ですけどね、それから金額の推移。それから、なぜその時期に始まったのか、それが1つ。

それから2つ目は、全日本同和会鳥栖支部の総予算に占める補助金の割合、会費の割合。それから、その次が……。

まず、そこまでです。

**林康司地域福祉課長**

昭和54年からそういう補助をしておりまして、平成26年度に、今の金額の400万円に見直しをいたしております。

あと、会費の中での……。その時の減額につきましては旅費等の見直しで減額をいたしたところでございます。

補助の割合と、額の推移。昭和54年度に800万円。昭和55年度に676万1,000円。昭和56年から平成25年度までが500万円。平成26年度から令和6年度までが400万円となっております。

(「割合と決算額」と呼ぶ者あり)

決算額が479万5,675円、そのうち市の補助金が400万円となっております。会費につきましては13万9,200円でございます。

その割合はちょっと……

**樋口伸一郎委員長**

いいですよ、割合、おおむね分かるんで。戻しましょうか。

**成富牧男委員**

いつも言ってる内容なんで。

今のでお分かりのとおり……。再度、さらにちょっと質問です。

旅費を削ったと言われましたよね、100万円は。旅費を削ったと言われた。何の旅費を削ったんですか。

**林康司地域福祉課長**

研修の参加人数とか、宿泊の日数とかを減らして減額ということにいたしております。

**成富牧男委員**

見直したやつがあるっちゃうこと。その年だけやなくてそれからずっと100万円減らしとるわけやん。っちゃうことやろ。何か見直したと。

見直ししましたって言ったら、もう少し積極的にアピールされたらどうですか。

**古賀達也健康福祉みらい部長**

補助金の減額につきましては、主にいろんな形での旅費の見直しを行ったところでございます。宿泊日数の減とか、あと人数とかの減とか、そういうところを図りまして、500万円を400万円に減額したところでございます。

**成富牧男委員**

そいでですね、結局、479万円の総事業費みたいに考えていいんですかね、これ。同和会のね。479万円で、その中の400万円が補助金、僅か13万円が会費ですよ。

福祉団体、いっぱい補助金出すところもあるかと思いますが、この健康福祉みらい部ではですね。こんなに極端に、これ九十何%でしょう。これだけ補助金に依存する団体っちゃうのがほかにありますか。提出やらしてもらってる、例えば、補助金交付団体みたいなところで、把握されてるところだけでもいいですよ。

**林康司地域福祉課長**

すいません。具体的には把握はいたしておりません。

**成富牧男委員**

これ、今まで一般質問でもいつも言いよったことやから答えていただけるかと思ったら、こういうのはないでしょう。こういうのがもしあったら大体財政のほうではねられますよね。もう補助金やめろって、普通だったら。そうじゃないですか。

ほかの、例えば繰越しが——ここは繰越しはないみたいですけど——繰越額が補助金以上になればとか、一つの基準で言うとな、そういうのもあるやん。これはそれよりもまだ、私はひどい、もう全く自立していない、この補助金の、事業費の内訳だと思っております。

それで、そのまま次行きますけど、一般質問の答えで、差別がなくなるまで補助金は出し続けるというふうに言われましたけれども、部落差別解消法は差別をどのように定義しているのか教えてください。

これは、委員会で改めて聞きます。

暫時休憩します。

~~~~~

再開します。林課長お答えを。

部落差別の解消の推進に関する法律における部落差別でございますが、定義規定はありませんけれども、法務省人権擁護局が令和2年6月に公表した部落差別の実態に係る調査結果報告に、部落差別の定義について、部落差別解消推進法の部落差別とは、同和問題に関する差別というのを、理解を前提とするのが相当であると記載をされているところでございます。

また、人権教育啓発白書の同和問題に関する説明は、部落差別解消推進法の施行を受け、令和３年度版からは、同和問題を部落差別同和問題と記載をされてあるところでございます。

結局、通常やったら、通常であれば法律の中に差別とはこういうもんですよっていうのがないといかんはずやけど、ないわけよね。ないわけよ。

それやったら、この同和差別っていうのは、差別がなくなるまで補助金を出し続けるっちゃうばってん、同和会は、いやあんた達は差別がなくなったって言うばってん、私たちはこういう、これも差別って思うから差別は残っとる、なくなっとらんて言えばずうっと続くということよね、ということを申し上げておきます。

終わります。

御協力ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。それでは質疑を終わります。

以降は、会議についての規定をさせていただいているものでございます。

以上で説明を終わります。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。執行部の御説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手にてお願いをいたします。

牧瀬昭子委員

御説明いただきました災害弔慰金ですけれど、審議会を置くということですが、今後豪雨災害とかが頻発してますので、鳥栖市の場合は特にですね。その辺りの支援の拡充とかを今後見込みとされているのかどうか、それとも関係ないということですか。

審議会だけ、拡充するということですか。

林康司地域福祉課長

今回の審議会の設置につきましては、申しましたように、直接災害で亡くなられたということが分かれば、そのまま国、鳥栖市のほうで先ほどの規定された弔慰金をお渡しすることになるんですけれども、死亡の原因がその災害に関連しての、長期避難所の生活とか、そういった災害が起因するものであるかというものを判別していただくために、医師や弁護士などを委員として審議会を設置して、そこで審議いただくものでございます。

牧瀬昭子委員

分かりました。ありがとうございます。

もう一つだけ、最後、すいません。

死亡された方で、世帯主が500万円でそれ以外の方が250万円とか、世帯主だけが高かったりするものの、この基準の設定の仕方というのは、どこで決められているものなんでしょうか。

林康司地域福祉課長

世帯の生計を主として維持されてある方っていうのも、別途規定がありますので、その世帯で生計主というか、その方が一番高い金額ということになります。（「国で」と呼ぶ者あり）

国で、はい。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですね。質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午後 2 時49分休憩

~~~~~

午後 3 時 5 分再開

樋口伸一郎委員長

それでは、再開いたします。

~~~~~

健康福祉みらい部（こども育成課・健康増進課）

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

樋口伸一郎委員長

続きまして、健康福祉みらい部こども育成課、健康増進課関係議案の審査を行います。

初めに、議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

高松隆次こども育成課長

それでは、健康福祉みらい部のこども育成課及び健康増進課分について説明をいたします。

まず、歳入でございます。資料の2ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2 負担金、目1 民生費負担金、節2 児童福祉費負担金のうち、
主なものを申し上げます。

保育所保育料につきましては、市内の公立、私立を含めた17認可保育所及び市外の認可保育所に通う園児の0・1・2歳児の保育料でございます。

井上克子健康増進課課長補佐兼保健予防係長

款15使用料及び手数料、項 1 使用料、目 3 衛生使用料、節 1 保健衛生使用料の休日救急医療センター使用料につきましては、休日救急医療センターの受診者の診療報酬額と窓口の自己負担額でございます。

高松隆次こども育成課長

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費国庫負担金の

うち、主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、公立を除きます第1号から第3号の認定者の保育に対する給付への負担金でございます。

同様に県の負担金もございまして、負担割合につきましては、1号認定については国が100分の37.45、県が100分の31.4。2号認定者につきましては国が2分の1、県が4分の1。3号認定者については国が100分の59.08、県が100分の20.46でございます。

2つ下の児童扶養手当費負担金につきましては、扶養する児童が18歳に達する年度末まで、独り親家庭の母または父親等に支給される児童扶養手当の負担金でございます。国の負担割合は3分の1でございます。

2つ下の児童手当費負担金につきましては、児童を養育している方に支給される児童手当の負担金でございます。国の負担割合は、年代等で変わりますが、3歳未満の被用者が10分の10、非被用者が15分の13、3歳以上高校生世代までが9分の7でございます。

同様に県の負担金もございまして、負担割合は3歳未満の非被用者が15分の1、3歳以上高校生までの分が9分の1でございます。

続きまして、目2教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金の子育て支援施設費等利用給付費負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化によります私立幼稚園に通園する満3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を幼稚園に対して支払う給付費に対します負担金でございます。国の負担割合は2分の1で、県の負担割合は4分の1でございます。

続きまして、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金のうち、主なものについて申し上げます。

母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、独り親支援のための資格取得などをする間の生活費の負担軽減のために支給します高等技術訓練促進費などの給付に要します補助金でございます。国の補助率は4分の3でございます。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、私立保育所等における保育士確保の事業の一つでございます、保育士宿舍借り上げ支援事業に対する補助金でございます。補助率は国2分の1でございます。

次の子ども・子育て支援交付金につきましては、認可保育所等で実施されます延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業等の特別保育事業及び家庭児童相談システムに要する費用に対する補助金でございます。国、県ともに補助率は3分の1、利用者支援事業のみは国が3分の2、県が6分の1となっております。

次の就学前教育・保育施設整備交付金につきましては、認定こども園施設整備に係る補助金でございます。詳細につきましては歳出で御説明します。

次の困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金につきましては、昨年度まで児童虐待DV対策等総合支援事業費補助金でございましたけれども、名称等がちょっと変わりました、相談事業に就きます女性相談支援員の報酬に対します国の補助金でございます。国の補助率は2分の1でございます。

その下の妊婦のための支援給付交付金は、昨年度まで出産・子育て応援交付金として実施しておりましたが、令和7年度より制度化されまして、名称も変更しているところでございます。詳細につきましては歳出で御説明いたします。

井上克子健康増進課課長補佐兼保健予防係長

4ページをお願いいたします。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金と、5ページの款17県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、乳児家庭全戸訪問事業、継続支援の必要な世帯への養育支援訪問事業、利用者支援事業に対する補助金で、国の補助率は、訪問事業が3分の1、利用者支援事業が3分の2でございます。県の補助率は、訪問事業が3分の1、支援事業は6分の1でございます。

4ページの上に戻りまして、節1保健衛生費国庫補助金の母子保健衛生費補助金は、産後ケア事業、産後間もない産婦に対する健康診査事業に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

高松隆次こども育成課長

5ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金のうち、主なものについて御説明いたします。

ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、ひとり親家庭及び父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成する事業に対する県の補助金でございます。県の補助率は2分の1でございます。

次の子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県の補助金でございます。県の補助率は2分の1でございます。詳細は歳出にて御説明いたします。

保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業、医療的ケア児保育支援事業及び認可外保育施設衛生安全対策事業に対する県補助金で

ございます。補助率は、それぞれ保育補助者雇上強化事業が8分の7、保育体制強化事業が4分の3、医療的ケア児保育支援事業が4分の3、衛生安全対策事業が3分の2でございます。

井上克子健康増進課課長補佐兼保健予防係長

その下、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金の健康増進事業費補助金につきましては、健康教育、健康相談や保険未加入者の健康診査、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査等に関する補助金で、補助率は3分の2でございます。

続けて、次の6ページをお願いいたします。

ページ下の款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節2衛生費受託収入の休日救急医療運営受託料につきましては、鳥栖市休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの運営受託料でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節2保健衛生雑入のうち、保健センター雑入につきましては、保健センターの3階・4階にある医療福祉専門学校緑生館の建物の占用や共有部分に係る電気料や維持管理費の負担分でございます。

高松隆次こども育成課長

節4雑入のうち、主なものを申し上げます。

子どもの医療費返還金につきましては、子どもの医療費助成分のうち高額医療費に該当した医療費分で、保険者または保護者からの返還金を見込んでいるところでございます。

次の保育所給食費につきましては、公立保育所4園の保育士と職員分及び園児分の給食費の実費徴収分でございます。見込額を計上しているところでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について、説明いたします。

すいません、ページ飛びます。15ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のうち、主なものについて申し上げます。

節1報酬から節4共済費につきましては、女性相談支援員1名、家庭児童相談員2名、母子父子自立支援員1名、子育て支援総合コーディネーター1名、計5名分の会計年度任用職員に係る人件費でございます。

節11役務費のうち手数料につきましては、子どもの医療費助成事業に係るレセプト審査支払い手数料でございます。

節12委託料のうちシステム改修委託料につきましては、本年7月に施行いたします子ども

の医療費助成対象拡大に伴うシステム改修の委託料でございます。

社会福祉会館児童センター指定管理料につきましては、主に小学生までを対象とした各種教室や幼児を対象としたフリールームなどを開催する児童センター事業運営に係る指定管理料でございます。委託先は、鳥栖市社会福祉協議会でございます。

2つ下、ファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子供を預ける側の利用会員及び子供を預かる側の協力会員による会員制の子供の一時預かりなどを行う事業の委託料でございます。これにつきましても、委託先は鳥栖市社会福祉協議会でございます。

節13使用料及び賃借料のシステム使用料につきましては、家庭児童相談システムのリース及び保守料でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金につきましては、中原特別支援学校に鳥栖市から通学している児童の放課後児童クラブ利用に係る負担金でございます。前年度実績等により、7名分を計上しているところでございます。

節19扶助費のうち、児童扶養手当につきましては、18歳までの児童のいる独り親家庭等に支給される手当でございます。前年度等の実績見込みにより、約560世帯分を計上しているところでございます。

次の母子家庭等自立支援給付金につきましては、独り親の母または父親が、看護師や歯科衛生士、保育士などの就職に有利な資格を取得する間の生活費の負担軽減のために支給されるものでございます。前年度から、継続分と新規分を合わせて全部で16名分を見込んでいるところでございます。

ひとり親家庭等医療費につきましては、独り親家庭等の母または父親及び18歳までの児童にかかる医療費の一部を助成するものでございます。

子どもの医療費につきましては、子育て世帯に対し児童にかかる医療費の一部を助成するものでございます。

資料の25ページをお願いいたします。

事業名、子どもの医療費助成事業ということで、今年度拡大した部分について御説明をしたいと思います。

目的としましては、18歳到達年度末、高校修了前までの子供の医療費を助成し、健康の維持及び増進を図り、子育て世代の負担軽減に努めるものでございます。

事業内容といたしまして、令和7年7月1日から通院及び調剤助成の対象を高校生世代まで拡大、拡充することとしております。なお、令和7年4月1日以降の医療費に係る医療費から遡及適用することとしておりまして、4月、5月、6月受診分については7月1日以降に償還払いということで対応したいと考えております。

支給件数及び支給額については以下のとおりでございまして、高校生の拡充分について約4,900万円を見込んでいますところでございます。

なお、財源の一部につきましては、今回、競馬事業収入活用基金繰入金、ふるさと「とす」応援給付金基金繰入金の一部を活用するということではしているところでございます。

資料16ページに戻っていただきます。

目2 保育園費のうち、主なものについて申し上げます。

節1 報酬につきましては、主に保育所職員、保育士35名及び看護師3名、給食調理師9名、保育所支援4名の会計年度任用職員の人件費でございます。

節2 給料につきましては、保育士及び栄養士47名分を計上しております。

節3 職員手当等につきましては、正職員47名分及び会計年度任用職員51名分の職員手当を計上しています。

節4 共済費につきましては、正職員47名分について計上しているところでございます。

節10 需用費につきましては、公立保育所4園で要する消耗品費、燃料費、光熱水費、給食材料費などが主なものでございます。

節12 委託料の施設管理委託料につきましては、公立保育所4園の消防点検、警備業務、高所清掃業務等委託の委託料及び下野園を除きます3か園の園庭芝管理委託料などでございます。

資料の17ページをお願いいたします。

節18 負担金、補助及び交付金につきましては、前年度当初予算と比較しまして、全体で約3億円増額しております。これにつきましては、主に施設型給付費の伸びと認定こども園施設整備補助金によるものでございます。

2段目の施設型等給付費につきましては、私立保育所12園、認定こども園4園、地域型保育事業所7施設、幼稚園4園と、その他広域施設等に対する運営の給付費でございます。増額の理由としましては、私学助成の対象でありました幼稚園が給付型幼稚園へ移行したことなどによります増でございます。

4つ下の保育体制強化事業補助金につきましては、私立保育所等において保育士の業務負担の軽減を図ることを目的としまして、保育資格を有さない方で保育所等での清掃、消毒及び園外活動の見守りを行う保育支援員の配置に必要な費用を補助するものでございます。7園を予定しているところです。

その次の保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、私立保育所等において保育所の勤務環境の改善や業務負担を軽減し、離職防止を図ることを目的とし、保育士の補助を行う保育補助者を雇用するために要する経費、費用を補助するものでございます。これも7園予

定しているところございます。

認定こども園施設整備補助金につきましては、資料の26ページをお願いします。

事業名といたしまして、認定こども園施設整備事業でございます。

目的といたしましては、現在、市で必要な保育定員を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応するために子育て環境の整備を図るということになっております。

事業内容といたしましては、就学前教育・保育施設整備交付金を活用いたしまして、私立保育所から認定こども園の移行及び乳児等通園支援事業を併設するための施設整備に要する費用の一部を補助するものでございます。

対象になる保育所は、社会福祉法人鳥栖双葉福祉会の鳥栖双葉保育園、1園でございます。

なお、令和8年度までの2か年をかけての整備を予定しておりますので、令和7年度は見込み工事進捗率によります全体の7割を補助するものとしております。

下の表、定員、施設整備後の施設の類型が保育所から保育所型認定こども園になります。定員が110名で予定しております。

負担割合として国が事業費の2分の1、市が4分の1、事業者が4分の1でございます。

対象となる補助基準額が4億9,785万4,000円でございます。その基準額の7割が令和7年度に計上いたしておりますので3億4,849万6,000円。これにつきまして、4分の3が国と市の補助でございますので、6,137万2,000円が今年度の当初予算計上額となっております。

資料を戻っていただきまして、17ページをお願いいたします。先ほどの続きです。

負担金、補助及び交付金の、中ほどよりちょっと下ですね、私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所等が実施します延長保育事業、一時預かり保育事業、病児保育事業、障害児保育事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業に対する補助でございます。

その次の医療的ケア児保育支援事業費補助金につきましては、医療的ケアの必要な児童を受け入れております私立保育所1園に対し、看護師の人件費等に係る費用を補助するものでございます。

一番下の保育所等給食費臨時支援事業費補助金につきましては、資料の27ページをお願いいたします。

事業名が、保育所等給食費臨時支援事業となります。

目的といたしましては、物価高騰によります保育所等給食への影響を回避するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保育所等に高騰する給食材料費の増額相当分を公費により負担し、保護者の負担を軽減するとともに、栄養バランスや量を保った給食の実施を継続するものとしております。

事業の内容につきましては、令和6年度以降の保育所等副食費におけます公定価格上昇分をですね、対象施設へ給付するものでございます。

また、公立保育所においては、公定価格上昇分の副食費徴収を免除し、保護者負担額を据え置くということにしております。

対象施設は、保育所、認定こども園。1施設当たり月100円の12か月の園児数ということになっております。

事業費は、公立はそれにかかる分は徴収免除、私立については補助金として交付することになっております。

17ページをお願いいたします。

続きまして目3児童手当費のうち、節19扶助費につきましては、児童を扶養している方に支給される児童手当でございます。

昨年、令和6年10月支給分から制度が拡充されまして、保護者の所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算として第3子以降の支給額の増額、支給月を年3回から6回へと変更されているところでございます。

制度の拡充により、児童手当に要する扶助費について、本年度18億636万円を計上しており、前年度当初予算と比較しまして、3億3,928万5,000円の増額となっているところでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

目4妊婦のための支援給付費につきましては、資料の28ページをお願いいたします。

妊婦のための支援給付金給付事業でございます。

目的といたしましては、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、包括的な相談支援事業支援と併せて、妊娠期及び出生届提出時等に合わせて10万円の妊婦支援給付金を支給することにより、経済的な支援を実施するものであります。

事業の内容といたしましては下記のとおり、支給額等につきましては妊娠中に妊婦さん1人当たり5万円、出生指定届提出時などにおきまして、妊婦さんに支給をいたします。

子供1人当たり5万円ということになっております。上記につきましては延べ1,200人分を計上しているものでございます。それと事務費についても計上させていただいております。

負担割合は、以上でございます。

井上克子健康増進課課長補佐兼保健予防係長

20ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、母子保健事業に係る会計年度任用職員2名と、受給単価任用の会計年度任用職員及び健康増進課職員20名、保険年金課職員5名の人件費でございます。

節10需用費につきましては、保健センターの光熱水費や鳥栖市休日救急医療センターにおける医薬材料費などでございます。

節11役務費のうち、通信運搬費につきましては、保健センターの電話料、乳児健診や各教室の案内用郵便等でございます。手数料につきましては、妊婦・乳児健康診査の事務手数料でございます。

次の21ページをお願いいたします。

節12委託料のうち、産婦健診委託料につきましては、資料の30ページをお願いいたします。

産後2週間、産後1か月の健康診査の費用を助成するもので、受診結果を医療機関から迅速に回収することで、産後の初期段階における母子に支援を強化するものです。健康診査期に係る費用を市内の産科医院に委託料として支払うものです。

出産後の健康診査を県外で受診された場合は、償還払いとなり、節19扶助費にて対応予定にしております。

次に、21ページにお戻りください。

節12委託料の上から3つ目、保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務や警備業務、空調、消防設備、自動ドアなどの設備点検業務などの委託料でございます。

その下、休日救急医療センター業務委託料は、日曜祝日、年末年始について、鳥栖三養基医師会に委託し、一次救急医療を行うものでございます。

その下、妊婦・乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施する妊婦健診、妊婦歯科検診及び乳児健診でございます。

節18負担金、補助及び交付金の一番上の広域小児救急医療支援事業負担金につきましては、夜間の小児救急医療体制を確保するため、久留米広域小児救急センターの運営に対する負担金でございます。

その下の病院群輪番制運営補助金は、一次救急医療である休日救急医療センターにおいて、応急処置後の入院を要する患者の二次救急医療を担う医療機関への補助金でございます。

節19扶助費につきましては、里帰り出産等により委託医療機関以外で受けた妊婦健診費用及び産婦健診費用を償還するものでございます。

22ページをお願いいたします。

目2予防費の節1報酬につきましては、がん検診や予防接種などの各種事業に従事する時給単価の会計年度任用職員の報酬でございます。

節11役務費の通信運搬費につきましては、予防接種やがん検診等を通知する郵送料が主なものでございます。手数料につきましては、予防接種の審査手数料が主なものでございます。

節12委託料の下から3つ目、がん検診委託料につきましては、胃がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、乳がん、前立腺がんなどの6種類のがん検診の委託料となっております。一番下の予防接種委託料につきましては、予防接種法に定められている定期予防接種及び風疹の任意予防接種の委託料でございます。

資料の32ページをお願いいたします。

特に痛みを伴う带状疱疹について、令和7年4月1日から定期予防接種となります。接種対象者は、年度内に65歳になる方。65歳の方は5年間の経過措置を取り、5歳年齢ごとに接種をいたします。ワクチンは生ワクチン、不活化ワクチンのいずれかを御自身で選びます。接種回数は生ワクチンが1回、不活化ワクチンは2回接種になります。自己負担は接種費用の3割程度、ただし生活保護世帯は無料となります。

22ページにお戻りください。

節19扶助費の予防接種費につきましては、予防接種は佐賀県内の医療機関で鳥栖市の予診票で接種できますが、里帰り出産などのために子供が県外で予防接種を受けた場合や高齢者が施設に入所し、県外で予防接種を受けた場合などにその費用を償還するものでございます。

高松隆次 こども育成課長

続きまして、23ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節18負担金、補助及び交付金のうち、子育て支援施設等利用給付費につきましては、幼児教育の無償化に伴い、幼稚園等に通園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対して給付するものでございます。

昨年度当初予算と比べて減額しておりますが、理由といたしましては、給付費の助成対象であった幼稚園のうち1園が、給付型幼稚園として施設型給付費へ移行したことによりますものでございます。

以上で、説明を終わります。

樋口伸一郎 委員長

ありがとうございました。執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

御質疑のある方はお願いいたします。

牧瀬昭子 委員

まず、15ページからお願いします。二つまとめてお伺いしたいと思います。

児童ショートステイの事業委託料とファミリー・サポート・センターの事業委託料について、お尋ねをさせていただきたいと思います。

この両事業の見込み数をお示しいただければと思います。

このファミリー・サポート・センターの事業委託料に関しては、昨年が1,103万7,000円で100万円ほどの増額ということなんですが、これは事業の拡充とか、事業内容の変更などを行う見込みがあるのかどうかということについてお尋ねをいたします。

高松隆次こども育成課長

ショートステイの分につきましては、年齢はいろいろありますけれども、10名分の7日間について計上させていただいております。

ファミリー・サポート・センターについては、まず一つは人件費については人勧等に——昨年度上がっておりますので、その分について準じて委託費をつけておりますので、まずそれが上がっているところでございます。

野中潤二子育て支援係長

あと、委託、保守点検料とか、その他もろもろ、人件費の高騰に伴う分の上昇を含んでるものです。

牧瀬昭子委員

分かりました。

まず児童ショートステイの事業委託料ですけど、10名分掛けの7日間ということで、これ以上になった場合に補正をする予定があるのかどうかと、ファミリー・サポート・センターの今現在の利用会員と見守り会員の利用状況と、あと見守り会員が少ないことによって、利用されたい方がなかなか難しい状況にあるということを利用者の方からお伺いしてるんですけども、見守り会員を広げるための施策について、市としてはどういう見解をお持ちかというのをお尋ねしたいと思います。

野中潤二子育て支援係長

まず1つ目の、ショートステイの利用について予算額を超えることがある場合っていうものの対応につきましては、流用等、補正に間に合えば補正等を経て対応してまいりたいと考えております。

続きまして、ファミリー・サポート・センターの会員数につきましては、令和5年度の実績で申し上げますと、利用会員が1,015名、協力会員が135名、両方会員が87名、計1,237名となっております。

ファミリー・サポート・センター事業の利用につきましては、今まで委員会等で答えさせてもらったとおり、出張児童センターとかによって会員の周知を徹底する、事業の周知とか会員募集の周知を行っていることに加えまして、利用料が平日であれば、平日午前7時から午後7時、日中の料金であれば1時間600円、それ以外であれば700円の利用料を頂いてると

ころなんです、その辺りの見直しにつきましても、委託先である社会福祉協議会と協議を行いたいということで、話を進めているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

利用料について、これから協議をなされるということで、利用者がより利用しやすいようにということと、あと協力会員の方が継続して活動できるようにということのためにされると思うんですけども、まずその協力会員と両方会員になるために、研修などをやらないといけないと思うんですけど、この研修の項目として、もちろんお預かりするので大変いろいろな講座を受けないといけないのは分かるんですけども、年に一回の講座のそのタイミングしかないということで、なかなか協力会員になるタイミングを逸してしまうとずっと、1年間待たないといけない状況に今あると思うんですけど、その辺りの改善などの御見解があったら。

もしくは、今後どういうふうに増やしていこうかという改善点があったらお示しいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

野中潤二子育て支援係長

牧瀬議員御指摘のとおり、講習会を受講していただくところが条件としてあったりするところなんです、やっぱり協力会員の方が少ないというのは先ほど申し上げた数字にもあらわれているとおりでございますし、なかなか事業の性格上ボランティア、相互扶助というところの特色が強いことから、やっぱり朝の皆さん忙しい時間帯というのは、協力会員がいらっしゃっても協力できるのかというところは、常にある、考えられる状況かなと思っております。

ただ、講習等を増やすことにつきましては、事業を委託しております社会福祉協議会と協議をしてまいりたいと思います。

牧瀬昭子委員

ぜひ協議をしていただいて、回数を少し分散していただくとか、増やしていただくとかということで、協力会員さんにも周知徹底をより広げていただきたいと思います。利用会員の人が使いやすくしていただきたいと思います。要望として申し上げておきたいと思います。

西依義規委員

私も以前質問したんですけど、結局協力会員の方で、百数十名の方で昨年度、協力された方は何人いらっしゃいますか。もちろん、登録は100名以上おっしゃるけど、実際そのマッチングが行って、会われた方は何人いらっしゃいますか。

野中潤二子育て支援係長

利用状況につきましては、令和5年度延べ実績でございますが、1,213件でございます。

樋口伸一郎委員長

令和5年度。（「はい、実績で申し上げます」と呼ぶ者あり）

西依義規委員

いや、今、牧瀬委員がおっしゃったことを、課題を掘り下げていくと、例えば、その一部の——例えば20名とか30名の方がもうフル稼働で、千何件を回しよるのか、いやいや100名中七、八十名ぐらいがマッチングして合わせよるのかで全然違うと思うんですよ、その体制が。例えば、延べだけじゃ分かんですけど、その辺分かりますか。

だからその事業委託が——これで私が聞きたいのは、適正なのか適正じゃないのか、向こう側もウィン・ウィンなのかを聞きたいんですね。もっと言うと、ちょっと鳥栖市さん委託料足りんよと、子ども・子育てのこんだけのニーズに応えるにはもうちょっと追加してもらって、いろんな協力会員さんへの待遇改善とか、自分らの委託の事務の負担軽減なのかとか、それともいやいやそういうのは要りませんよが分かる数字を教えてください。

樋口伸一郎委員長

分かりますか。（発言する者あり）

いけますか。

野中潤二子育て支援係長

この1会員の稼働率っていうのは把握しておりません。

西依義規委員

だから、100名が多いのか少ないのか、足りてるのか足りてないのか。その需要に対して供給が応えられてるのかっていうのはどうなんですかね。

野中潤二子育て支援係長

社協のほうからは、そのような足りてる足りてないというお話は何っておりません。

西依義規委員

結局、委託になるんでだんだん成果が見えんようになりますよね、今のおっしゃった、その。委託されてるのあなた方なんで、あなた方の事業を委託先がしてるけど、委託先の詳しいことは分かりませんじゃ、ちょっと違うかなと、鳥栖市の税金使って。

補助金ならいいですよ。社協、補助金なら、もう補助しよっとやけん、それは向こうが何に使おうが補助だけど、けど委託やけんですよ、そこはもうちょっと数字を拾ってせないかんとと思うんですけど。

私は前からこれを言ってる、実情も調べてくれって言ってるんで、今回100万円ほど増えと

ったんで、その辺のお話の結果、100万円増えたのかなと思ったら、全然そういう話もせずに、ただ人件費なんかが増えたから100万円って聞いたんで、そういう質問をさせていただいてるんですけど……。どうですか。

高松隆次 子育て課長

ファミサポの件につきましては、今後調査して、検討できるようにしていきたいと考えております。（「ぜひ話し合ってください、視察に行くよ、社協に」と呼ぶ者あり）

成富牧男 議員

私も非常に気になっておりますので、私の質問は簡単です。

今、言われた内容に関連して、社協の職員は、何人でこれに当たってあるんですか。こういう業務に1人とか、こういうのに合わせて2人みたいな、具体的に。

高松隆次 子育て課長

ファミサポにあたる社協の職員さんは、常勤が2.5人。1人掛け持ちの方がいらっしゃいます。あと、非常勤が1名の体制で取り組まれています。

樋口伸一郎 委員長

ほかには、ございませんか。

牧瀬昭子 委員

16ページをお願いいたします。

職員手当等のところで関連して質問させていただきたいと思いますが、補正のときに御説明いただきました子ども家庭センターの設置などによって、それぞれの担当課の割り振りなど、仕事の分担がまた増えたり、役割分担がきちんとされるようになったりということを期待して申し上げ、質問させていただきたいと思いますが、その辺りの人員体制について、今後、どういうふうに展開されるのか、御見解をお尋ねしたいと思います。

古賀達也 健康福祉みらい部長

子ども家庭センターにつきましては、一応、この前御報告させていただいたように、子ども育成課内に課内室を設置いたしまして、今の子育て支援係から分離して家庭児童相談係を新設するように考えております。

人員につきましては、一応、そういった形で係が増えるのと、あと、専門職である資格を有する統括支援員を配置したいと考えております。

具体的には、全体の人事に関することですので、実際の配置にあたりましては、人件費等については社会福祉総務費のほうになるのかなというふうには思っています。

あと、子ども家庭センター関連では、児童福祉総務費のほうで、例えば家庭児童相談員とか、母子父子相談員とかの会計年度の報酬等がそちらにあたりますし、システムの使用料等

が、家庭児童相談システムの使用料等になりますので、そちらのほうがかども家庭センター関連になるかと思います。

また、健康増進課関係でもこれまでの会計年度任用とかで対応等しておりますので、そういった関係の報酬等が該当するかと思います。

牧瀬昭子委員

具体的にありがとうございます。

一般質問の中などでこども家庭センターと、あとそれ等に伴って子ども計画についても、御質問がいろいろな議員さんから上がってたと思うんですけども、この子ども計画に関して、人員としてどの部署でやるとするならば、計画をどういうスケジュールでやっていこうとしてるのか、まだそこまで決まってないのかどうか。その辺りは、ちょっと併せていかがでしょうか。

古賀達也健康福祉みらい部長

正式に組織が4月から立ち上がりますけれども、一応、今回そういう子供の相談とか、切れ目ない支援とかという形でこども家庭センターを課内室で設置して、相談関係はそちらの係のほうを新設したいというふうに考えております。

今後、子育ての施策全般等を検討するような部署としては、現在の子育て支援係がございますので、子ども計画についてはそちらのほうでの検討になるかと思います。

牧瀬昭子委員

子ども支援係のほうで具体的に進めていければということまでということで、今後のスケジュール感とか、いつ頃までに考えてますとかっていうことは今のところないということでしょうか。いかがですか。

古賀達也健康福祉みらい部長

一般質問の中の答弁で申し上げましたけれども、こども大綱と、あと都道府県の計画を勘案して策定するというようなこともございますので、県のほうが今年度策定をされます。

また、計画の中で子供に関する施策を盛り込みますけれども、その施策については、子供、若者の意見をというような部分もございますので、そういう意見の聴取の方法、県の計画、また、ほかの他市の取組状況等を勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

牧瀬昭子委員

子供たち、若者たちの声を聞くための時間も用意していただけるということですし、策定にあたっては、いろいろな市町が今現在行われていることを、ぜひ、いいところを取り入れていただきたいなと思いますので、要望として、今後できるだけ早めに策定を推進していただきたいと思っております。

成富牧男委員

こども家庭庁、この間頂いた議案外報告資料が分かりやすいので、それでお尋ねしたいんですけどね、今の関連、予算でいうと今の関連。

私、やっぱり、一つは兼務なのかどうなのかと、それから正規職員かどうかのちゅうのが非常に気になるんですけど、このこども家庭センターの、水色のでいうと、どこがどうなるんですか。兼務、増員、そして正規、非正規というか会計年度任用職員の。

古賀達也健康福祉みらい部長

基本的には正規職員、会計年度職員で対応したいと思っております。

例えば今、母子健康包括支援センターには、会計年度任用職員が相談等の業務を行っております。今、こども育成課のほうの家庭児童相談とか、母子自立相談とかについては、会計年度で対応しております。

あと、職員の配置とか兼務については、人事のほうと相談しながら適正な配置に努めてまいりたいと考えております。

成富牧男委員

あの、今、最後に言われたところ、この間説明のときにちょっと言うたかもしれんけど、今日は、3月の何日ですか。これはもう4月1日からですか。

だから、何かね、ここで言うときには、もう総務と人事の話も決まった。言うならば、私たちはこげん要求しよったばってん、すいません、こうなりましたぐらいの、何か話があるかと思ひよったら、何か人事任せというのは、やっぱどうも解せないんです。

それで、まだ決まっとらんちゅうことであれば、我々としてはこういうふうに要望しておるところです、こげんなるかどうかわからんばってんって言われるなら分かるんですよ。

具体的に、ちょっと私のほうから聞きますけど、さっきから出とるこの統括支援員有資格者という、それからその下の相談員。この2人は、こども育成課としてはどういうふうに、職員の資格としては考えてあるのかですね。資格という言葉が正しいのかな。正規か非正規かっていうふうな意味で尋ねております。

具体的にちょっと、私たちとしてはこういうふうに今、要望しとっとですけどねぐらい、もうこの時期やったら要るっちゃないですか。

古賀達也健康福祉みらい部長

まず、統括支援員については、有資格者、保健師等でございますけれども、正規職員の配置をお願いしたいというふうに考えております。

相談員につきましては、先ほども申し上げましたが、現在勤務していただいております家庭児童相談員とか、母子自立相談員とかでございまして、こちらにつきましては会計年度任用職

員でございます。

成富牧男委員

少し具体的に分かりましたけど、統括支援員は、部の中——どげん言えばいいかね——増員なのか、純粋な増員でこられるのか、そこら辺はわからんということかな。

このこども家庭センターの、この統括支援員はとにかく正規職員でやりますと。やるつもりですか、まだ。つもりですね、一応ね、つもりです。

今、それは、少なくとも部内の中で、どっからか持ってくるって話にならんで、純粋な増員を望んであるのかどうなのか、もうそこまでです。

古賀達也健康福祉みらい部長

今回、こども家庭センターについては、新たな業務として設置をいたしますので、こちら側としては増員でお願いしたいというふうに考えてます。

樋口伸一郎委員長

予算の、ページ数をつけていただいた上、御質疑をいただければありがたいです。ちょっと議案からそれがちにもなっちゃいますんでね。よろしくお願いします。

ほかにあればどうぞ。

西依義規委員

すいません、じゃあ牧瀬委員と成富委員の関連で……

樋口伸一郎委員長

ページ数を。

西依義規委員

ページ数はもうどこか分かりますけど、人件費のところですよ。

こども家庭センターについて、国の考えとしては、国としては1人の配置を想定して財政措置を調整していますと書いてあるんですけど、統括支援員に対する国の支援はあるんですか、人件費相当の。

古賀達也健康福祉みらい部長

ここが難しいところで、国の補助制度はございます。ただ、正規職員でそれが活用できるかっていうと、ちょっと難しいんじゃないかと。

結構、国の補助制度で、会計年度だったら補助が大丈夫ですけども、正規職員だったら補助対象外というようなところもございまして、統括支援については、国として補助制度はございますけれども、正規職員であるために補助の対象とはならないのではないかとというふうに考えております。

西依義規委員

そのほかに見ると、その地域の実情に応じてセンター長が統括支援を兼務することは可能ですと書いてあるんですよね。だから、私は思うけど、センター長と統括支援が何かこう、何かな……、その中で引っ張り合いじゃないですけど、やっぱりその統括支援員さんが多分、この一番、こども家庭センターの統括なんで、そういうポジションで、課長はこっちのポジションで、八尋さんをこっちのポジションみたいにするのが普通なのかなと、それは違うんですか。やっぱ兼務がいいんですかね。

高松隆次こども育成課長

国のガイドラインに示されておりまして、必須条件が五つぐらい、この間御説明したんですけど、その中にセンター長を置くことということです。これについては、他自治体も似てますけれども、保健課の課長さんであったり、子供課の課長さんだったりして兼務している方が多いです。

ただ、統括支援員はもうフリーで、兼務することなく、先ほど、補助金の話もあったんですけど、民間の方でも可と。民間というか、新しい方でも可ということであるんですが、ただ、条件として児童福祉であったり、母子保健に詳しい方で、有資格者ということですので、そういったところで、それ専門で動くような形にはなりますので、センター長はどちらかちゅうと、こういったところで説明したりする分で、実際の相談の司令塔みたいのが、やっぱり統括支援員の方が担われるのかなというふうに考えております。

樋口伸一郎委員長

それでは、ほかに議案審査ございます方、どうぞ。御質疑ある方。

西依義規委員

123ページの予算書のところで、そっか、こっちのページは……。

予防接種委託料ですけど、説明資料の32ページですかね。前年度予算から9,300万円ほど増えてるんですけど、ここに書いてあるのは、带状疱疹のワクチンで1,843万円だけなんですけど、これどんどころがどう増えたかっていうのは、こういう説明書には要らないんですかね。これが带状疱疹のワクチンの説明書ならいいんですけど、これ予防接種費の説明なんで。教えてください。

森岡裕子健康づくり係長

資料の22ページの、節12の委託料の予防接種委託料の増額について、昨年度より9,000万円ぐらい増えている分の予算に関しましては、この分は、コロナの予防接種で増えた分の委託料になってます。というのが、昨年度の当初予算のときには、新型コロナの予防接種の予算のほうが入っておりませんで、10月から開始だったので、その分で9,000万円ぐらい増えているっていう分は、新型コロナの予防接種委託料っていう分の増額になっています。

带状疱疹の予防接種の委託料に関しては、国のほうからの情報っていうのが12月末、1月に入ってから正式に定期接種っていうところがはっきりしてきましたので、令和7年度の予算の中で带状疱疹の予防接種っていうのは実施していきますけれども、当初予算の中で、带状疱疹の予防接種もやっていくということです。

古賀達也健康福祉みらい部長

主要事項で、今回、大体新規事業について、主要事項を作成させていただいております。

議員御指摘のとおり、予防接種全般じゃなくて、今回、带状疱疹ワクチンという部分で、新規の分だけを掲載させていただいております。資料のつくり方としては、今後検討してまいりたいと思っております。

西依義規委員

こないだ補正予算で、コロナに取っとったけど、あんまり使わなかったもんねっていうやつがそれっていうことですよね。2割も使っていないような数字のことですよね。その同じやつですよね。

はい、分かりました。

成富牧男委員

17ページの上のほうです。負担金、補助及び交付金の下から3番目、私立保育所特別保育事業。これって、特別保育にはどげな保育があるかと、これ土日の開所っちゃうか、そういうのも含まれてるんですか。

それから、もう一遍に言いますけど、あと、公立保育所はあえてここに上がっとらんけど、その人件費、賃金、給与とかそういうところに入ってるんですか。それとも公立はしたらいかんて決まっとるのか、していないのか。

以上。

高松隆次こども育成課長

タイトルのとおりですね、私立保育所に対する補助金になります。

内容につきましては、延長保育の加算であったり、一時預かり事業、病児保育の事業、子育て支援ですね、子育て支援拠点事業、子育て支援センターのことですけれども、あと、障害児保育事業、等々が入っております。

土曜保育も……。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

土曜日の保育は、保育実施日になっております。保育園は月25日の保育ということになっておりますので。日曜日につきましても、今、認可保育所で実施しておるところはございませんが、土日の保育につきましては全て給付費の中に含めることになっております。

なので、この特別保育事業には入っておりません。

特別保育事業で、公立で補助金が充てられているものは、小鳩園の一時預かり事業は、こちらを頂いております。

成富牧男委員

だから、別な言い方すると公立ではできるけれども、小鳩園しか実施されてないってことですか。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

申し訳ありません。言葉があれですけど、歳入の分には、これは、すいません、小鳩園なので入っておりません。

一時預かり事業につきましては、歳入で、小鳩園の分は補助申請していただいております。

ほかの分につきましては、交付税とかのほうで算定されると聞いております。

成富牧男委員

詳しい説明してもらってますけど、要は、実質的な、そういう私立でやっておられる、今挙げていただいた延長保育とかいろいろな保育は、小鳩園以外でもそしたら、ほかの公立保育所でもやられてるんだよという意味ですか。ただ、財源、歳入は全部このために充てられているわけじゃないよという意味ですか。

単純に、公立保育園でやってるのか、やってないのかというのを聞いてます。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

こちら特別保育事業のメニューの中で、公立保育所で該当しております延長保育事業と一時預かり事業、あと障害児保育事業というのは公立保育園でも行っておりますが、そのうち補助金として国のほうから頂くのは、一時預かり事業のみということになっております。

樋口伸一郎委員長

やっているというお答えですね。

成富牧男委員

やっているということですね。分かりました。

樋口伸一郎委員長

いいですよ、まだ続きあれば。いいですか。そのままどうぞ。

成富牧男委員

それこそ、アンケートの、こないだの、例の支援事業計画のアンケート理由記載欄の中に、土日の保育のことで書いてある、やってほしいみたいを書いてあったんだけど、一部誤解もあるかもしれないけど、土日の現状は、お金を出したらするということですか。割増か何かやっぱり要るんですか。それとも通常の、7時——今7時かな、これ、朝——7時から夜7

時まで、その間やったら延長とか、いわゆる割増し料金は要らんっていう考え方ですか。

すいません、ちょっと勉強してから聞かにやいかんやったでしょうけど。

脇友紀子 ども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

土日の保育で申し上げれば、料金は発生いたしません。（「ません」と呼ぶ者あり）はい。

ただし、申し訳ないですけど、休日保育が、今、認可の保育所で実施できておりませんので、今、鳥栖市内では企業主導型保育所で、日曜日の一時的なお預かりを受けていらっしゃいます。そちらについては有料になります。（「ちょっと待って。ようわからん」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎 委員長

ちょっと議案外にそれつつあるので、ある程度やり取りをしたら……（「いや、いや、それが有効にされとるかどうかわからない」と呼ぶ者あり）

今、脇補佐の答弁の時間です。終われば戻します。いいですか一旦戻して。

成富牧男 委員

だから、割増し料金は、土日は発生しないということでいいですか。それだけ確認を。

樋口伸一郎 委員長

答弁どうぞ。どなたが。

脇友紀子 ども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

通常の認可保育所でしている分については、園には給付費でお渡しをしております。保護者さんからの特別な追加料金は必要ないということになっております。

成富牧男 委員

公立はやっているんですか、いないんですか。（「公立保育所は土曜日……」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎 委員長

挙手にての御発言を御協力お願い申し上げます。

脇友紀子 ども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

土曜日までは、土曜日の保育は通常どおりやっております。（発言する者あり）日曜日はやっております。

成富牧男 委員

日曜日は、公立保育所はやってませんよ、ちゅうことでいいですか。

脇友紀子 ども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

そのとおりでございます。

樋口伸一郎 委員長

よろしいですね。

ほかにございせんか。

中川原豊志委員

同じページでいいんですが、認定こども園の補助金の件なんですけれども、これが今、双葉園って言われたですかね——が認定保育園に移行するんで、改修工事等が発生するからってということで。これに伴って、例えば、3ページやったかな、3ページの国庫支出金が、前年度4,700万円が1,600万円になるとか、最終ページの幼稚園費んところの……、二十何ページやったっけ。幼稚園費んところも、前年度9,500万円から3,300万円に減るっていうの、これは全部関連してきてのこの予算編成になっているのかというのをまず確認……。違うのかな。違う。

ちょっと教えてもらえんですか。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

最初にお話しされました17ページの分は、双葉保育園の施設整備ということで、保育園から認定こども園へ建て替えということになります。

後からお話しされました分については、駒鳥幼稚園さんが、今は県補助金で、私学助成補助金で全て運営をされてあったところなんですけれども、来年度からは給付型の幼稚園に移行されたいということで申請がっておりますので、駒鳥幼稚園さんのまま給付費をお渡しするということになります。（「施設型給付になるわけ」と呼ぶ者あり）

そちらで予算が幼稚園費、教育費の幼稚園のほうから、保育園費の給付型のほうにお金が振り分けが変わっております。

中川原豊志委員

二十何ページの幼稚園費も同じようなことですね。

じゃあ続いてです。

認定こども園になる双葉園さんのところなんです、今現在が保育園ですよ。保育園から認定こども園になるっていうのは初めてのケースかなと思うんです。今まで幼稚園だったのが認定こども園になったところばかりだったと思うんですね。

だから、そういうケースの場合、どちらかと言うと今まで保育所の需要が多かったんで、幼稚園が保育園になって、保育園の機能を有した——要は待機児童を解消するためとか、そういうふうなことだったと思うんだけど。

保育園から認定こども園になった場合、ここに定員が110名と書いてあるんですけども、今現在の定員と認定こども園になった場合の定員というのは、どういうふうになるのかなと。保育の量の確保っていうのは可能なのかなというふうに思うんですが、ちょっと確認させてもらえんですか。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

双葉保育園さんは、保育所型の認定こども園ということを想定されております。

形態としましては、通常今まで保育所であれば、親御さんが、保護者さんが仕事を辞められたら保育の要件を満たさないということで、保育所を退園せざるを得ないケースがあったものを、そのまま双葉園にしながら、教育のほうに移行できる、そのまま利用を続けられるってところが事例になります。

先ほど申された定員につきましては、1号、教育、幼稚園の分につきまして、9名の定員枠を想定されていらっしゃいます。3、4、5歳児さんで、1学年3人ずつですね、定員としては。

保育園につきましては、その分3歳児以上の保育園の定員を7人減らすってことを今、申請がっております。

3歳児以上につきましては、今、市内でも、ほぼもう皆さん入れて、逆に定員が余っておりますので、こちらについては協議のもと可能かと考えております。

2歳児までの3号、0、1、2歳児さんの定員につきましては、プラス2名ということで、想定されているところでございます。

中川原豊志委員

保育所型認定こども園という呼び方を初めて聞くような気もするんですけども、認定こども園って、幼稚園と保育園の機能を兼ね備えているのが認定こども園というふうになったんで、ただ、幼稚園が9名見てあって、保育園のほうは7名ほど減る、ということは、保育の確保という意味、観点からすると、マイナスになったとっとなってしまう気がするんですが、どちらかというと、0、1、2歳の供給が足りない状況にあらうかなというので、もう少しその辺を多く見てもらうようなことでやるっていうんであれば分かるんだけど、その辺は2名ぐらいしか増えないということで、この制度っていうのはどうなのかなっていう気がするんですが、改めてちょっと確認、その辺どういう制度なのか教えてもらえますか。

高松隆次こども育成課長

ちょっとお答えとあれかもしれないんですけども、そもそも認定こども園の幼稚園の分については、今は幼稚園でも延長の部分がございますので、多彩な働き方とかには対応できると思っております。

今回の施設整備については、今、計画でありますけれども、一つが幼稚園の1号を受け入れるようなことと、併せて、誰でも通園制度——いわゆる国が令和8年度から実施したいというところでやっていますけれども、それについての専用室ですね。そういったところも今回、

設置されると聞いております。

さらに学童も合わせて併設という形で整備するという形になっておりますので、そういう学童については教育のほうの担当になりますけれども、そういった部分で多彩な需要に対応するような形で、今後、こども園というのも進んでいくものじゃないかなと考えております。

古賀達也健康福祉みらい部長

現在、0、1、2歳については、今回定員を2名増にさせていただくということと、定員だけでいけば、当然、定員いっぱい、3歳以上は入ってないんで、その分の7人減して、今はそういう仕事をやめた場合には転園、退園しなくちゃいけない部分を引き続き残れるように、幼稚園部門として9人分というところで、そこで差引き2名は増になるんですけど、その分の定員は確保されてるというようなところで、全体的には4名の定員としては増になるかなというふうには思ってます。

中川原豊志委員

幼稚園から保育園の機能を有する認定こども園にする場合というのは、多分給食室か何かを造らなくちゃいけないとか、そういうのがあったんで、施設の改修というのはかなり金額がかかったかと思うんですが、保育園型からの幼稚園の分を9名ほど確保するっていうと、ここに四億幾らっていう施設改修の金額が出てるんですが、こんなに必要なのかなという気がしますし、双葉園の土地についても条例か何かを、話がなかったっけ——土地について何か話がちょっとあつとつたとか何か聞くんで、実際、どういうふうに双葉園さんが今後なるのかっていうのを、大まかに分かりやすいような説明ができないもんかなと思うんですが。

高松隆次こども育成課長

今、申請の計画段階のお話ですけれども、そもそも双葉園が築45年以上たちまして、結構老朽化が進んでおりまして、前が市道になるんですか、あそこのところで割と建物が道にせり出しとって、せり出しちゃうか、もう歩道ぎりぎりになつとって、結構交通に関する、危ないとか、車の寄せつきや前面の駐車場が小さかったりして渋滞したりとか、そういった交通上の危険性とかもずっと考慮されて、悩まれてある部分もありまして、今回、建て替えに合わせて、今、国が目指してるような機能を併せて持つような施設として整備されるということでお聞きしておりまして、先ほど申し上げましたが、乳幼児等通園支援事業ですね、誰でも通園制度という新しい制度で、専用室を設けられたりとか、幼稚園の部門を受け入れの枠をつくられたりとか、そういったところで計画されているところでございます。

樋口伸一郎委員長

ちょっといいですか、御答弁中ですが。

中川原委員がおっしゃってるのは26ページの目的の内容に沿った保育定員の確保や子育て環境の整備について、今、補助金の金額が妥当であるか、適正であるかっていうふうに認識をしてあるかっていうことを趣旨として聞いてあります。

そこに対しての、感覚でいいので、御答弁をお願いしたいです。

高松隆次 子育て課長

これにつきましては、国の補助基準額に沿って、当然、国のほうに審査をしていただいている部分でございますので、資材の高騰等も加味したところで決定してるところだと思いますので、適正であると考えております。

樋口伸一郎 委員長

目的に沿って適切であると。中川原委員、どうぞ。

中川原豊志 委員

ここに書いてある目的とかを読むと、保育の供給量が増えてるわけでもないんで、単に園の建て替えに向けて、こういう機能を有するようにしたっていうだけ、逆みたいな捉え方に聞こえちゃうんで、もう少し目的が保育の定員の確保というところが書いてあるんで、そういった意味では、逆に減ってるような状況なんで、ちょっと目的とそぐわんのじゃないかなという気がしたんで、質問をさせてもらっております。

ただ、老朽化で建て替えをした場合でも、こういう補助金というのは対象になるということでも考えてもいいんですか。

脇友紀子 子育て課長補佐兼保育幼稚園係長

通常、建物の構造にもよりますけれども、50年で補助金の対象には問題なくなります。

今回、先ほど課長が申してましたように、双葉園が46年と少し早いものにはなりますが、ほかの機能を有するもの、必要な多様な保育ニーズに対応するためということで目的書かせていただいておりますが、先ほどの誰でも通園制度とかそういうことに移行されるもの及びロータリーを造るために2階建てにされて、やっぱりそこら辺の登降園の安全確保ということをやっぱり早期にしたいっていう法人さんの意向がありましたので、それに応じて補助するものであります。

中川原豊志 委員

国の採択を得てということなんで、別にいいんですが、ちょっとそういうふうな、必要な保育定員っていうところが一番ちょっと気になるころではあったんで質問させてもらってるところであって、今後の多様な保育ニーズの供給ということであれば、別に問題はないと思うんですけれども、保育園から認定こども園になるのが初めてのケースだと思うんですね。今まで幼稚園から認定こども園というのばかりだったと思うんで。

そういったところがあって、とりあえず初めてのケースなんで、ちょっと確認をする意味で聞かせてもらったんで、別段これが駄目ですよと言ってるわけじゃございませんので。

きちんと市民ニーズに応えるような施設であれば、そういうふうな形で造っていただければと思いますんで、よろしくお願いします。

以上です。

古賀達也健康福祉みらい部長

中川原議員のほうから、必要な保育定員の確保というようなところで、今回、0、1、2歳のほうは増を図るというようなところで、現状は、市内の保育所の中で、やはり入所待ち児童が0、1、2で発生しているというような状況で、まずは0、1、2の定員を増やしたいというようなところで今回、2名ですけれども、増えるというところでございます。

あと、一般質問等でも申し上げましたけれども、量の確保から今度質の確保とかいうような形で、誰でも通園制度とかそういう新たなサービスへの対応等も踏まえることが必要かと思しますので、今後も多様な保育ニーズに対応するような形と入所待ち児童の解消のために、引き続き保育所整備含めて努めてまいりたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員長

ほかにあれば。

西依義規委員

22ページの、説明あったと思うんですけど、委託料の健康づくり推進事業委託料ちゃ、どういうやつですか。もう一回、説明いいですか。

森岡裕子健康づくり係長

食生活改善推進協議会に対しての委託料になりまして、地域の方たちの食生活の改善を推進するために、ボランティアさんを養成したり、その方たちの活動についての委託料っていうことになってます。

西依義規委員

ありがとうございます。

私、健康マイレージのことかなとちょっと思っって、健康マイレージは報償費の商品代やったですよ、122万3,000円。前回の決算で、多分、中川原委員が、もちろん紙もいいけど、そういうアプリとかスマートフォンでっていうのを質問、要望されたときに、次長さんが一応検討しますっておっしゃったんで、検討された結果がどうやったか教えてください。

古賀達也健康福祉みらい部長

健康マイレージについては、電子化というか、アプリ化については、検討は行っておりますが、結果としてはまだ検討中でございます。

理由といたしましては、今回、国のほうで、健康管理システムが標準化になるんですけれども、実際にマイレージだけをアプリじゃなくて、まずは健康そのもののアプリっていうのを導入して、その一部にマイレージとかそういう運動とか、そういうやつを加味するようなアプリが望ましいんじゃないかというようなところで、やはりアプリの導入に、結構経費的な面も含めてかかります。

標準化に合わせて、国のほうでも、そういうアプリとかそういう部分のデータとか、そういうやつの取組もなっておりますので、現状はそういうところも加味しながら、まだ結論は出ておりませんが検討中でございます。

西依義規委員

もちろん国のを待っていてもいいんでしょうけど、ほら、商品券、とっちゃんも半分半分ぐらいしよるやないですか。紙とアプリと。

だけん、その紙を私もなくせとは言わんけど、せめて122万円を……、分かりますよ、これ見せたらアプリ使ってこれ見せたら、サガトコ見せたらクオカードやりますよっていう、その書く手間も含めてですよ、もう、システムを作れちゃ言わん。ただ、アプリ版と紙版を置くぐらいは、ほとんどただでできると思うんで、その辺はもし……、いやいや、できますよ。

あと、商品代ということで目的が何も書いてないのがちょっと私はこの書き方で不満なんですけど、要は、何のために商品代をやるかちゅうたらやっぱ健康づくりやないですか。そこ絡まないかんけん、やっぱりそのために122万円使うと、健康づくりのために122万円使うんだから、もちろん紙でもいいけど、やっぱり市民が身近に触れる——70歳以上の方が多いて前回、決算のとき言いよっちゃったけんですよ。我々ぐらいからやっぱり徐々に健康に気付けやんけん、そういったのが取っ組みやすいやつを、もう一回よかったら検討していただければと思いますんで、よろしくお願いします。

樋口伸一郎委員長

何かありますか。

古賀達也健康福祉みらい部長

確かに、健康づくりのためにマイレージもやっております。いろんな形で運動習慣を身につけるといのは介護予防にもつながりますし、医療費抑制にもつながりますので、そういった観点で、若い頃から運動習慣を身につけるという場合においては、やはり紙よりアプリとか、そういうやつを取り組んだほうが効果的だというふうに思っておりますので、引き続き、よりよい制度となるように検討のほうを続けてまいりたいと考えております。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

17ページの医療的ケア児保育支援事業費補助金について教えていただきたいんですが、令和6年が559万円で今年度が529万円ということで、減額になっているんですが、その理由をお聞かせいただきたいのと、この利用の見込みということで、お一人の方というふうにおっしゃってましたけれども、医療的ケア児の保護者の方々へこういったサービスを、補助金がありますよとかっていう周知をどのような形で行って、保育園を活用しやすくしているのかということについて、今、行われていることを教えてください。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

まず1点目、昨年度との違いにつきましては、前は初年度ということで、園のほうで企画されてた研修についての費用が、もう園のほうでされないということで、研修費を落としていただいています。

制度の周知につきましては、該当される方っていうのが、やっぱりどちらかの施設を使われたりとか、保育園を希望されて御相談に来られた方ということになりますので、入所相談なり施設さん、または支援員さんたちから御相談があったときの御説明ということでさせていただきます。

牧瀬昭子委員

状況は分かりました。ありがとうございます。

相談員さんたちは、この事業を御承知ということで、そういう支援サービスを使いたいという方には、もうそれをお知らせしてるということで、よろしかったですよね。今後もそうしていくということでよろしいんですね。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

議員言われる、おっしゃるとおりでございます。

県のほうでも入所のコーディネーターっていう方がいらっしゃいますので、そちらの方が間に入っていただいたりっていうことで、入所調整を円滑にやってるっていう実態もありますので、制度につきましては、そちらのほうも通して周知していただいているところです。

牧瀬昭子委員

どうもありがとうございました。

続いて、21ページの産後ケアの事業委託料について、お示しいただきたいんですが、今回の産後ケアの事業費が、こちら令和6年が224万5,000円、今年度が188万3,000円というふうになっているんですけれども、その見込みについてどういうふうに変化があったのか。

利用者の方の声を聞く機会、アンケートなどの調査をしたらどうかというのをちょっと要望させていただいておりましたけれども、その辺りの必要性を担当課としてどのように考え

ておられるのか。

3点目が、他自治体の産後ケア施設を利用されている方が、例えばですけど、小郡市さんとかで利用されてる方がおられるそうです。とても産後ケアの仕組みもいいので、利用されてる方がおられるらしいんですけれども、その方については補助とかってというのが鳥栖市からではないので、団体さんが補助金を取ってきて、鳥栖市の方にそれをつけておられるっていう状況があるということでした。なので、拡充などをしていただけないかなということを、これからも、ぜひ増やしていただきたいと思いますと思ってますが、この辺りの見解をお聞かせいただければと思います。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長

まず、1点目ですけれども、去年と比べまして産後ケア事業の委託料が36万円ほど減額されております。

内容ですけれども、ショートステイが延べ35回、デイサービスが延べ70回、授乳育児相談については100回、この分は変わっておりません。この減額は、令和6年度の実績で見込んでの減額となっております。

あと、利用者の感想につきましては、ショートステイとデイサービスを利用された方につきましては、利用後の感想ということでアンケートを出していただいております。

最後の小郡市さんの施設を利用されてあるっていう方の状況についてですけれども、現在、鳥栖市で産後ケア事業を利用できるショートステイとデイサービスにつきましては、市内の医療機関、1医療機関での利用となっております。市内には産科が2施設あるんですけれども、どうしてもやっぱりもう一つの実績につきましては、医療のほうの手いっぱいで、ちょっとそこまで、事業を行うことができないということで、1医療機関になっております。

今後の見込みになりますけれども、今、佐賀県のほうで、佐賀県広域で産後ケア事業を使えるようにしようということで、その調整を図っている段階でございます。

サービスの提供量が少ないことや、人材が不足していることなどが本当に問題点とありまして、これは鳥栖市だけじゃなくて佐賀県、全国におきましてもこの問題がございます。増加しますと、県で広域化になったとしても、施設の取り合いになったりする可能性もありますので、そこを県のほうは心配をされていて、調整を慎重にしているところでございます。

県内の状況でもそういった状況ですので、まず県内のほうをきちっと調整して、広域化が進んだ段階で、その後、県外のほうの施設につきましては、近隣の市町の方と情報を交換しながら調整を進めてまいりたいと思っております。

牧瀬昭子委員

状況を説明いただきましてありがとうございました。

佐賀県内で広域化っていうところをまずやらないといけないっていうのは、もちろん分かるんですけども、やっぱり佐賀県内でこういう施設があるかっていったら、やっぱり佐賀市内まで行かないといけないということを考えると、近隣でそういう場所があるのであれば、活用しておられる方がもう既におられますから、そういったのも早急に調整を図っていただけるように、これは要望として申し上げておきたいと思います。

最後に、すいません、31ページの妊婦等包括相談支援事業についてお尋ねいたします。

相談の充実を図るということですが、具体的にどのような相談支援を行うことになるのでしょうか。相談件数の推移とか支援を必要とする妊婦、子育て家庭の対応の状況について、お尋ねしたいと思います。

この事業の課題について何かやる中で支援につながりにくいケースなどがあるのであれば、その要因は何になるのか。3点目が、今後こども家庭センターの連携というのが大事になってくるかと思いますが、その辺りを進める上で、こういうふうにしていこうかと思っているとか計画などありましたら展望をお聞かせいただきたいと思います。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長

妊婦等包括相談支援事業ですので、妊婦に限らず、妊婦、乳児、幼児、そして保護者、母子保健に関する全ての相談をこちらのほうで、包括相談支援事業のほうで請け負っております。その中には健診や家庭訪問、育児相談など多彩な事業がございます。

実績ですが、母子健康包括支援センターが令和3年度から開設されたんですけれども、例えば妊婦の場合は、令和3年度の件数が611件、4年度が570件、5年度が734件、延べ数で出ております。産婦の場合は同じく787、680、644。これぐらいでよろしいでしょうか。

そして、課題でございますけれども、なかなか産婦さん、妊婦さんの精神面への対応ですね、そこを含めての対応っていうのが、課題がございます。

産後健診事業が新規で始まりますけれども、できれば、その産後健診のときに、健診とともに産後のうつの質問票とか、赤ちゃんへの気持ち安定等、育児に対するお母さんの思いとかのアンケートも、3つ一緒に取るによりまして、そして、できるだけ早く母親の精神面の課題とか問題点とかをスクリーニングしまして、そして、問題があった場合は迅速に家庭訪問で対応して、そして母親の産後うつの防止や虐待の予防を図るということを、今度の産後健診の事業とともに考えております。

とにかく、子供と親がしっかり健やかに育っていくように、少しでも虐待が減らせるようにということですね、課題を考えて事業を推進しております。

古賀達也健康福祉みらい部長

今回の妊婦等包括相談支援事業につきましては、この事業の内容に書いておりますけれど

も、一番最後のところで10万円ですね、今まで出産子育て応援交付金のときに、妊娠時と出産後とかにアンケートを取って、5万円、5万円で交付してたんですけれども、それが令和7年度から制度化されて、その中でこういう妊婦等の包括相談支援事業というのが、新たに制度化されたような形で今回、そういう形を取り組むところでございます。

こども家庭センターにおきましては、基本的には先ほど母子健康包括支援センターの実績を申し上げましたが、母子健康包括支援センターの機能をこども家庭センターは取り込むような形なので、そういう相談とともに、当然、センターに相談だけじゃなくて、こういう形での面談とか、あといろんな健診時のそういう相談なり情報把握っていうのが、こども家庭センターの中で取り組んでいくところの窓口の一つというふうに認識いたしております。

樋口伸一郎委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午後 4 時53分休憩

午後 4 時59分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

~~~~~

## 議案甲第6号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

### 条例の一部を改正する条例

#### 樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第6号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### 高松隆次こども育成課長

ただいま議題に上がりました議案甲第6号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要について説明いたします。

今回の改正の理由につきましては、家庭的保育事業、小規模な預かり保育の分なんですけれども、その設備及び運営に関する基準等がございまして、これも国の法律の一部改正に伴いまして関連する部分についての改正ということになります。

改正の内容といたしましては、これまで家庭的保育事業の中で必要だった栄養士の配置につきまして、これに管理栄養士についても可ということで、加えるというふうになっております。

これにつきましては、栄養士法の改正によりまして管理栄養士育成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となるため、施設の運営等に関する要件として栄養士の配置等を定めておりますけれども、栄養士免許を有しない管理栄養士の配置等を行った場合についても、該当要件を満たすことができるように改正を行うものでございます。

あと、代替保育及び保育内容支援に係る連携施設の確保について、基準の緩和をされております。困難であると認める場合については、他事業者と適切に連携する等の要件を満たすことで当該連携施設を確保しないことができるとする規定及び当該要件について国の基準改正に合わせて所要の見直しを行うというふうになっております。

さらに、連携施設に関する経過措置の適用期間について、10年であったものを15年に延長されております。

その他、改正に伴う条文の文言整理を行っているところでございます。

53ページ、改正後の第7条の上から10段目ぐらいですけれども、保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならないという条文がありますけれども、これにつきまして、次の54ページ、55ページの部分で、それぞれ要件を満たす場合には適用しないこととすることができるとか、協力がとれればそれで行うものが該当するというような形で、そのような緩和をされている

ところでございます。

第17条——55ページの下のほうになりますけれども、第17条が食事の提供の特例ということでございます。

次のページになりまして、56ページでございますけれども、2のところ、従前は栄養士により提供ということでありましたけれども、この栄養士については、先ほど栄養士関係の法改正によりまして、栄養士または管理栄養士でも可ということで追加されております。

一番最後の附則の第3条ですけれども、これにつきましては、制度が始まって、平成27年に始まって10年たって2025年に今なってますけれども、さらにあと5年延長するというのは文言がございますので、それに合わせて改正してるところでございます。

施行日は、令和7年4月1日からとしているところでございます。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

御質疑のある方は、お願いいたします。

#### **牧瀬昭子委員**

分からないので教えていただきたいんですけど、栄養士と管理栄養士が書かれることによって、全体的に誰でもというか、保育施設がより開設しやすくなるという面の緩和ということですか。違いますか。

#### **高松隆次こども育成課長**

といいますよりも、栄養士法が改正されまして管理栄養士は栄養士免許の取得が不要となるようなことになってるみたいです。

栄養士の方が、これは県の免許を取得して一般の方の栄養管理をされると。管理栄養士については、これは国家資格ということになってまして、これについては、さらに病気とか乳幼児等の栄養管理を行うということになっております。

これが、今回から管理栄養士を取得することによって栄養士の県の免許のほうも含まれるような形になりますので、それによって基準が変わりまして、それに準じて鳥栖市の条例も変わるというようなことでございます。

今回改正する部分につきましてはの該当する施設といいますか、案件は鳥栖のほうには今のところございません。

#### **樋口伸一郎委員長**

よろしいですか。

ほかにございませんか。

よろしいですね。質疑を終わります。

議案甲第7号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

次に、議案甲第7号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

高松隆次こども育成課長

ただいま議案になりました、議案甲第7号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案の概要ということで、御審議いただきたいと思います。

これは先般より御説明させていただいてますように、外来及び調剤に係る医療費助成を高校生世代、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、年度末までということで拡大したいということで、これによりまして経済的負担の軽減を図りたいというふうに考えております。

これにつきましては、条文の整理ということになります。

これまでは、第1号対象者ということで未就学児の医療費助成について書いておりました。同じ条例の中で第2号対象者ということで、小中学生についての助成について述べておりました。第3号対象者ということで、高校生世代のことを書いておりましたけれども、これにつきましては、2号対象者、小中と高校生年代が同じ助成内容になりますので、入院から通院、調剤が同じ助成の対象になりますので、これについては2号に統合しております。関係するところについては、重複する部分については削除ということになっております。

1号については未就学児ということで残りますけれども、これにつきましては県外医療機関で未就学児と小中高生については若干、違いがありますので、これについては1号と2号ということで分けさせていただいております。関係するところについては、今回削除いたしているところでございます。

併せて、61ページになりますけれども、鳥栖市ひとり親家庭医療費助成に関する条例ということで、医療費のほうの対象者を引用してる部分につきましても未就学児と小中高ということで、1号、2号というような記載に改めるところでございます。

この条例につきましては、7月1日から施行し、令和7年4月1日以降の医療費に係る医

療費から適用するということになっております。

現物給付等の対応は4月1日から、システムの改修等々により7月1日から現物給付いたします。

ただし、先ほど御説明しましたけれども、4、5、6月受診分については7月1日以降償還払いということで、対応していきたいというふうに考えております。

以上、この案を提出します。御審議よろしく申し上げます。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。執行部の説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

#### **中川原豊志委員**

これも議案で審査をしている分で別に問題ないと思うんですが、あと市民への周知とか、そういったものはどういうふうに考えていらっしゃるかだけ教えてもらえますか。

#### **高松隆次こども育成課長**

これにつきましては、ホームページに上げてありますとか、市のほうのSNSの発信であったり、あと学校等にもですね、高校であったりとかそういったところに周知にまいろうかなというふうに考えております。

あと、病院の受付のところにポスターを貼っていただいたりとか、調剤薬局も同じような形でお願いしようということで、今、各団体のほう——医師会であったり薬剤師会であったり歯科医師会であったり、そういったところには御説明に回ってるところでございます。

#### **中川原豊志委員**

議会承認後にしかならんのでしょうかけれども、もう日にちがあまりないんで大変だと思うんですが、承認されたら速やかに対応のほどお願いします。

#### **田村弘子委員**

医療費の助成証みたいなの、送られてくるとですよね。

#### **高松隆次こども育成課長**

そうですね、議決いただいた後にはシステム改修を行いまして、6月中には新しい資格証ということで、該当する方には郵送したいと考えております。

#### **田村弘子委員**

そしたら、4月以降は、まだ受給者証とかが送られてこられてない。病院に行って、償還払いになるので、そのままお金を払ってきて、7月以降にそれを精算するっていう形になる。

分かりました、ありがとうございます。

#### **樋口伸一郎委員長**



意見募集期間は、4月23日から5月23日までを予定しておるところでございます。

それでは、概要版に沿って説明したいと思います。

まず、策定の趣旨ということで、これまで様々な施設の整備や子育て環境の充実に取り組んできております。

保育のニーズの増加に伴って民間施設等の様々な施設において、今、保育が提供できるようになっております。保育ニーズは高いままですが、鳥栖市内におきましても児童の減少が始まっておりまして、出生数自体が低下しているというような状況になっております。

また保育者ですね、保育や子育て支援のニーズが様々な多様化する中、国のほうもこれまでの保育から子育て支援のほうへということで、軸足を少し動かしながら方針が出てるんですけれども、新たな分野に取り組む担い手を確保しなければならないと。限りある保育支援を最大限活用し、子育て家庭の支援拡充のために、公立保育所が担うべき役割を整理することが必要となってきました。

そのため、昨年度、学識経験者、保育事業者、保育保護者の代表、公立の4園長からなります公立保育所のあり方検討委員会を設置していただいて、1年かけて協議をしているところでございます。

それにつきましては、あり方検討委員から昨年、令和6年3月に、よりよい保育の実現に向けた公立保育所の役割や適正規模について提言を頂いているところでございます。提言書についてはですね、本編のほうの巻末に添付しております。

提言書は、1年前のものでありますので簡単に御紹介しますと、委員会からの提言ということで、鳥栖市の保育の充実や課題について話し合いを行い、よりよい保育の実現に向けた提言を次のとおりまとめました。

提言1、保育の需要と供給の利用定員は均衡しているが、ニーズの多様化や保育情勢の変化に対応するために、今後の公立保育所は公立ならではの強みを生かし、新たな役割を担う必要があります。

2、公立保育所が担う新たな役割として次の事柄が必要です。

①全ての子育て家庭への支援、②私立保育所等への支援、③インクルーシブ保育の推進、④緊急時の保育の継続。

大きな3、公立保育所が専門性の向上を図り、新たな役割を担うためには、公立保育所4園から中規模保育所、量定が約100名、110名程度の2園に集約・再編し、人材を確保する必要がありますというような提言を受けたところでございます。

これに基づきまして、今年度、公立保育所が担うべき役割を定め、公立保育所を再編しながら、市全体の保育の質の向上及び子ども・子育て支援の機能の向上を図るために本計画を

作成しております。

あと、鳥栖市の保育の現状ということで、記載しております。

子供はやはり減っているというところで、ただ、0、1、2歳の早い年齢からの保育のニーズとか、様々な特性を持ったお子さんや障害を持ったお子さん等々の保育のニーズ等々は様々になってきているところでございます。

公立保育所4園で運営しておりますが、施設も古くなってきている部分もありますので、そういったところの検討も、公共施設の全体としてのですね、在り方も考える必要があると考えております。

公立保育所は、正規職員を各クラスの担任に配置しておりまして、園児の状況において会計年度職員を追加配置することで、現状、保育を提供しているところでございます。

第2章の2に鳥栖市の課題というところで記載しております。

まずは、全保育施設による保育の質の向上ということで、これは公立、私立問わず、保育を実施する事業所については一定の質の確保が必要であり、また、さらに向上が必要と考えております。インクルーシブ保育の実施体制の強化と、全ての子育て家庭への相談及び支援体制の強化ということで考えております。

また、施設の老朽化等への対応も必要でありまして、整備方針を定める必要もあります。

次の第3章ですけれども、公立保育所の役割ということで、今の課題を受けまして整理しております。

保育環境の確保及び役割ということで、市内各地域における必要性和バランスを考慮しながら保育提供を維持します。

また、保育施設における保育の質の確保及び向上を図るために、本市の保育の拠点として、民間保育所等へよりよい保育環境をつくるための支援を実施し、保育施策の推進の中心的役割を担っていくと。

インクルーシブ保育の推進、これは公立でインクルーシブの実施体制を確保しながら、民間保育所等においても推進して、子供の成長を支援したい。

緊急時についても保育の継続等ができるように、これから必要な家庭の保育の継続実施を公立が担当していきたいと。

全て子育て家庭の支援ということで、現在は、保育所等の利用にかかわらず、行政機関として保育所が全ての子育て家庭の支援や相談体制を構築することを求められてきております。こういった分野に人材を割いていけるような体制をとっていききたいと考えております。

こういったことで、公立保育所の保育士については、専門性の向上を図りまして行政職員としてこういった市の課題に取り組むような体制をつくっていききたいというふうに考えてお

ります。

第4章の1ですけれども、一つは人材をぎゅっと集めて対応していくためのあれでございます。そのためにはちょっと公立保育所の再編をしていきたいというふうに考えております。

今までの提言等々を踏まえまして、4園から2園程度に集約して、保育士をほかのところに配置したり、民間の支援に回したりとか、そういった対応がとれるようにした方がいいというようなことで再編を考えております。

4園ありますけれども、小鳩園につきましては再編の方向性といたしまして、本市の基幹公立保育所として公立で存続したいというふうに考えております。理由といたしましては、市の中心部に立地しておりまして各保育施設にも近いと。子育て支援の連携や災害時の対応が、市役所であったり、消防署であったり、保健センターであったりとか、そういったところに非常に近いところありますので、ここを中心として存続したいというふうに考えております。

あともう一つ白鳩園ですね、これは基幹保育所を補完する公立保育所ということで、小鳩園と白鳩園につきましては、中規模であって——まず中規模であるということがまず1点と、白鳩園については、基里地区になりますけれども、中学校校区に認可保育所が一つしかございません。今後、地区の子育て支援拠点としてやっていくには、公立が手を入れて支援を実施していく必要があると考えておりまして、小鳩園と白鳩園については、公立で運営していきたいと考えております。

次の下野園につきましては、民間保育所として移管し、保育を継続していきたいと考えております。2歳児以下の入所待ち児童のために定員を確保する必要性が今後も考えられますので、そういった、小規模ながらもニーズに合ったような形での保育を展開したいと考えております。

なお、民間活用によりまして、様々な地域ニーズに合わせた施設への移行できる可能性もございますので、そういったところで民間移管と考えております。

あと1園が鳥栖いづみ園ということで、これにつきましても民間保育所へ移管して継続して保育を実施したいと考えております。

一定の定員数を確保するということと、あと施設が大規模であります。民間活用によりまして保育以外の子育て事業とか様々な保育ニーズに対応する施設利用について検討できる余地がありますので、そういったところを把握していきたいというふうに考えております。

最後、第4章の2、再編の進め方ということで書かれております。

今後につきましては、移管先の事業者を選定していきたいと考えております。専門の知識を有する者等により選考委員会を設置して、保育所等の運営の実績のある、まずは社会福祉

法人、さらに幼稚園等々を持っています学校法人等を基本として公募により選定していきたいと考えております。

民間事業者への引継ぎ方法といたしましては、移管による保育環境の変化に伴う在園児と保護者の影響に配慮しながら、引継ぎを進めていきたいというふうに考えております。

また、移管先事業者、保護者代表者等の関係者による協議の場を持ちながら進めていきたいと考えております。

保育の引継ぎにつきましては、移管前に、移管先事業者の職員と共同保育の実施等々を想定しております。

また、会計年度任用職員の方で希望等があれば雇用継続を協議し、円滑な引継ぎに努めてまいりたいと考えております。

また、移管後も1年間必要に応じて保育の支援を行うとともに、それから先についても公立保育所の役割に基づき支援を続けていきたいというふうに考えております。

スケジュールにつきましては、令和7年度に選考委員会を設置したいと考えております。公募により一定移管先事業者を選定できればと考えております。令和8年度から移管先事業者と移管に向けた協議を開始できればと考えております。

そのときに、各施設の状況を見まして、簡易な改築、改修等々をするのかしないのかというようなことも協議していきたいと考えております。

ただ、これからの計画でありまして、事業者の応募状況というのは様々な改修等の段取り等とスケジュールによりまして、今考えてるスケジュールはちょっと変更になるようなことも想定しているところでございます。

すいません、ざっくりと御報告いたしましたけれども、こういった内容につきましてパブリック・コメントということで市民の皆さんの御意見を広く募集したいと考えております。

意見の募集方法としましては、市報の4月号及びホームページ、デジタルサイネージで実施を周知し、あとこども育成課窓口、児童センター、まちづくり推進センター、図書館、また私立保育所の各園、公式ホームページ等で公表したいと考えております。

意見等々は郵送、ファクス、電子メールによるものとし、こども育成課のほうに提出していただきたいと考えております。

これに限らず、保護者説明会とか地元のほうの説明等々も今後計画をしているところでございます。

以上、御説明といたします。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。

この際ですので、確認したいことや御意見等がありましたらお受けしたいと思います。よろしくをお願いします。

#### 中川原豊志委員

公立保育所のあり方検討会が終わっているというのは、大体聞いてはおったんですが、ある程度の形としてこういうふうな形が出てきております。

ちょっと気になるのが、うちの近所とすれば、やはり下野園が一番気になるんですが、例えば、もう築六十数年と書いてありますし、今でも老朽化で雨漏りがしたりとかいうふうな話もいろいろ聞くんで、民間に移行するにしてもかなりの改修、もしくは建て替えが必要になろうかという気がします。下野園の場合、もし建て替えをするとした場合、場所はあそこのまんまなのか。

あそこの場所っていうのは、神社庁か何かになってるんじゃないかなと思うんですが、そこで建て替えする場合、建てるのが可能なのかっていうところは把握されとつとですか。

#### 高松隆次こども育成課長

この件につきましては、古い書類が出てきまして、地元の下野町のほうが保育所を建てるのでということで、当初神社庁と取決めをされているような状況がございます。

神社庁については、確認をしたところ、そういった公共的——公共的というか地元の人が使うような施設であれば今後も使用して構わないというような回答をいただいたところでございます。

ただ、市が直接そこに建てるとなると、ちょっとまたいろんなあれがありますので、そこは、現地に建てる場合については民間に移管した後建てるとかですね。そういった協議が必要になると思います。

そこは、下野町のほうの意向等々も確認しながら、現地になるのか、また別のところなのかとかそういったところから協議してまいりたいと思います。

#### 中川原豊志委員

神社庁がいいですよって言った場合でも、あそこの場所自体が市外化調整区域になつとりゃせんかなと思うんやけども、それでも建てることは可能なのか。

#### 樋口伸一郎委員長

神社じゃないとですか、あそこは。神社というか、敷地の何か用途みたいな。制限があると思うんですけど、そこでしょう。

どうなるんですかっていう御質問ですけど。民間って言っても、そういう制限がでしよう。(発言する者あり)

移管ができるお考えなのかっていうところでしょうね。(発言する者あり)

### 高松隆次こども育成課長

基本的には既存の施設の改築という形で対応できるかと思っておりますけれども、今、中川原議員言われたとおり、現地建て替えが、絶対じゃないような状況でもございますので、地元の意向であったり、手を挙げられたところの意向だったりとかで、ほかに建てるのか、それとも空き家等々が活用できるのか等も含めたところで、今後検討、協議していきたいと考えております。

### 成富牧男委員

まず、最初に中川原委員言われたとおり、これ在り方かな、そこでこういうのが大体出ましたよ、ちゅうのは見せてもらいましたよね。

そのあとどがんなととつかいな、どがんなととつかいなでずうときて、1年たって、今ぽんとこれが来とるわけよね。

なんか、他んとで出てきたけど、何かもう、もう少しその時その時、今こういう感じで進んでおりますとかいうのが欲しかったなというのが、まず第一にあります。

それで、ここまで話の進んどるちゅうことは、かなり——案とは書いてあってもそれなりに行ってるんでしょけど、まず、当事者である保護者の方、それから地域の方、ここら辺にはどれぐらい話が行ってるのか。

### 高松隆次こども育成課長

保護者の方につきましては、各園の保護者会の代表の方に——後援会っていうんですけど、4園の後援会の代表の方に、この計画づくりの中に入っていました。

あと、4園の園長も入って、あと地元については、提言書が出るあたりから各4つの区長さん、鳥栖は今泉町と藤木町の区長さんのほうに、保育所の今後については、御提言をいただいて今後検討していくような形になりますということで、所在する区長さんについてはお話をしながら、今後パブコメしますというところまで、最近お話をしているところでございます。

### 成富牧男委員

さっき、後援会っていうのは、どういう人たちで組織してあると、保護者とイコール。

### 豊住佐知子鳥栖いづみ園長

保護者の中から、うちの鳥栖いづみ園ですと12名の方が代表として、後援会委員さんとして出てもらっていただき、年に三から四回、もし何かあれば臨時ということで話し合いをさせていただいております。

### 成富牧男委員

後援会っていう名前、珍しく聞いたんで。今後、その後援会、保護者会と言わんで後援会

ってというのは意味があると思いますので、ついでにちょっとお尋ねしとっていいですか。後援会という名称に、今現在されている。

**豊住佐知子鳥栖いづみ園長**

すみません、私が就職したときから、後援会——鳥栖いづみ園だったらいづみ園後援会委員様という形になってたので、保護者会で後援していただく、助けていただくということも決まってるのかなと勝手に想像しております。

**成富牧男委員**

助けていただくんじゃなくて、当事者でしょう。いいです、そういう……、何かあるなら。

いいです。なら、ちょっと後援会というのはもう違和感がありますちゅうことで。

そしたら、今、尋ねたいづみ園の場合は12名の方にこのお話、基本的にこの計画のお話までされたちゅうことですか。

**豊住佐知子鳥栖いづみ園長**

今年度の6月の保育参観日を利用して、全世帯へ説明させていただいております、どの園も。（「去年の6月」と呼ぶ者あり）

**成富牧男委員**

基本的には、この内容のもうちょっと、こういうふうな形で進んでいきますよちゅう話までされてるんですよ。めどもいつぐらいとかね。そのときは、全く異論はどこからも出てないんですか。

**脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長**

再度ですけれども、提言書を頂きまして、去年3月に委員会のこの場で報告させていただいたあと、公立4園全園、保護者への御説明を各園でさせていただいております。

そこについては、欠席者については漏れなく園長のほうから御説明させていただくとともに、御意見がありましたらメールでということをお願いいたしました。

そこで2件、御意見なり、御質問なりがありまして、そっちについてはこども育成課より直接、返答を差し上げているところです。

**成富牧男委員**

それは、2件というのは異論ではなかったちゅうことですか。えっ、とか、否定的な意見じゃなかったんですか。

**樋口伸一郎委員長**

お答えはできますか。

**脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長**

そうですね、2園ではなく3園が、とか御意見はありました。

## 成富牧男委員

それで、今言われたやつですけど、4園を2園にされたのは一応書いてありますけどね、公立保育所と私の保育所の比率、その前と後でどんぐらいになりますか、これがこんまま進めば。

人数でも今の定員でもいい。分かれば。（発言する者あり）13と4やろう。

それで全部に行きわたるとやろうかと思うて、公立保育所は皆さんが指導していきまして書いとるばってん。

## 樋口伸一郎委員長

お答えはできますか。まず数ですね。

## 高松隆次こども育成課長

今、おおむね保育士が45名、公立ですね4園で45名ございます。これはいづみ園が今、多いんですけど、各園に分かれて配置されております。

計画の考え方としては、110名をいろんなインクルーシブとか取り込みながらですので、15名・15名で運営したいと考えてます。45名で30名、現場といいますか保育を担当して残りの15名どうすんのっていう話ですけども、これについては、例えばこども育成課のほうに何名か保育士の資格持った職員を配置して、各園の監査に行ったりとか、医療的ケア、インクルーシブとか手がかかるところについてはちょっと多めに行ってもらったりとかそういった形で、あとは保健センターであったりとか、障害の施設であったりとかにも、保育士の資格を持った職員がいたほうがいいというようなところもありますので、そういったところで機能的な形で対応していければと。

当然、保育現場に直接タッチしない方については専門的な研修とかも受けられますので、そういったところで、大体15・15・15ぐらいの形で対応できたらというふうに考えております。

## 成富牧男委員

なるべく短く言いたいとばってん、それ、今、言われたやつは配置転換も含んでるんよね、いわゆる職種の変更とか配置転換。これって、ここの労働組合とは合意しとるとね、話しとると。

## 古賀達也健康福祉みらい部長

保育士については、これまでもこども育成課に配置をしたりしたケースはございます。職種としては事務職にはなりますので、基本的には、必要な部署への配置というのは考えられるかと思います。

ただ、まだ今後再編とかなりますので、再編とかで計画をつくって実際に動く部分につい

ては、基本、労働組合のほうは直接こちらが担当ではないんですけれども、人事のほうには当然話をしておりますので、必要であればそういう部分が出てくるかと思います。

ただ、今回こういう再編にあたりましては、現場サイドとしての各保育園の保育士等へも考え方なり意見の集約というような形での部分については諮っているところでございます。

#### **成富牧男委員**

私、決して——いろいろなところに保育士さんて必要なんよね。それこそ私がいつも言うひかり園なんかにもぜひ、行くようになるんだろうと思うけど、そうなったら。

ただ、先ほど言ったように、15園と2園になるとかな。そこら辺がね、さっき量から質へとかいう言葉もあったけど、果たして、これできるとかいなっているのを思います。

それで、私たちも、来年から何か予算——来年はまだ違うか。いつぐらいに予算で、この関係で出てきますか。そうしないと私たちはどこで、例えば、いろいろ聞いて、さらに調べて、これまだいかんばいって思ったときに意思表示できるのか。その目安ぐらい教えてください。ああ、そうですかじゃいかんけん。

#### **古賀達也健康福祉みらい部長**

再編計画については、今後パブリック・コメント等を行いますけれども、その中で、スケジュールの中で示しておりますけど、令和7年度においては選考委員会の設置をしたいと思っております。

それについては、しかるべき時期に、委員会設置に関する予算を補正で対応したいと考えておりますので、その部分になるかと思います。

#### **成富牧男委員**

今、言われたようにそれが出発点になるやろうね、事業者を選考するちゅうことやから。それ、突然にならんようにお願いしておきます。

あとは、個別にいろいろお話は、また伺いに行きたいと思います。

私からは以上です。

#### **牧瀬昭子委員**

先ほど保育士の方へも意見の集約をされているということだったんですけど、どんな御意見が出ていたかっていうのを教えていただけませんか。

#### **脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長**

令和2年度に正規職員全保育士で、現在の鳥栖市の状況、保育状況、全国的な少子化の状況等、いろいろ勉強会を重ねております。

全体でしたり、年代別でしたり、各園で話したりということで、それぞれの保育士が鳥栖市の保育士として、何が今後必要かということを協議というか、勉強していただいて、話合

いをしていただいております。

その中で、保育士のほうから、現状の園の保育をしたままで、さらに専門性を習得するような努力がないということで、鳥栖市の保育士として、行政保育士として、皆さんの役に立つために専門性をつけたいという御意見。ただ、そのためには、保育の現場からは少し離れることも考えていただかないと、そこにはできないという御意見をいただいております。

その中では、一応公立については減らすっていうお話もあったところですよ。

#### **牧瀬昭子委員**

保育士さんの数は減らさずに専門性を上げていただくための研修の機会を増やしていく、でもそれを、私立のほうに充実させていこうっていうことで理解してよろしいですか。

#### **脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長**

そのとおりの御意見が、保育士のほうから集まっております。

#### **牧瀬昭子委員**

となると保育の質の向上っていうところで、私立の保育所と、これ以上に、そういった研修の機会ですとか、循環をしながら、専門性のある保育士さんからの助言をするとかっていうことをもっと増やしていこうっていうスタンスを今後とっていきたいから、こういうふうな編成をしたいという御意向があるということですね。

#### **脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長**

私立保育所もかなり数が増えておりまして、やっぱりそれぞれの質が、できる場所、できない場所も出てきております。

その中で、保育士ではない行政職員ではやっぱり助言が適切に、即座にできない場所もあります。その中で保育士が、そういった私立さんも巡回して、助言をし、質の向上を全体的に、鳥栖市の中で全体的に上げていきたいということを考えております。

#### **牧瀬昭子委員**

最後に、やはり保護者の方々がどういうふうにお感じになれるかなと思うんです。いづみ園とかはやっぱり大きな保育園ですし、今まですごく上質な保育をしてくださってるっていうところで、評価をすごく高く言ってくれる方もおられて、その方たちにとっては、やっぱり私立への方向性の転換っていうのを、やはり懸念される方もおられると思いますので、そこはより丁寧な説明とかですね、よりよくなっていくんだよっていう展望を、ぜひ説明を充実していただきたいなと思います。

子供たちにも、その辺りがどう伝わるんだろうかというのも、大人が勝手に決めたというような感情を及ぼすのではないかなという懸念も私は思いますので、その辺りについても、ぜひ子供たちに分かりやすい説明なり意見交換なり、その辺りの感情を伝えてもらうように

してもらえないかと要望させていただきたいと思います。

**成富牧男委員**

今、脇さんのほうから言われた、令和2年度から保育士さんが始めた。それは、時間内に業務としてしたと。それとも、誰がしようとか、しなさいとか言うたと。それは、時間内にいわゆる業務と指定されたわけ。

もしそうであれば、もう既に令和2年度ぐらいからそういう話が始まっと思ったということですね。ちょっと業務かどうかだけ答えて。もうあと終わりますから。もう言いませんから。

**樋口伸一郎委員長**

あと業務とどこからの指示でというところ。（「そうそう、業務とどこからの指示で。関連あるけど」と呼ぶ者あり）

**脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長**

業務として、研修を夕方させていただいております。

**樋口伸一郎委員長**

指示は。どこからの指示というか、どこからのお勧めでそれをされたかっていうのも加えて聞いてましたが。

**脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長**

最初は、保育士さんが自園の保育しか見えていないっていうところが課題だったので、鳥栖市の中の現状の勉強会として始めたところです。

**成富牧男委員**

だから、簡単に言うと自主的な、保育士さんは結構熱心な人が多いから、ちょっといろいろ勉強しようねっていう感じで始められたのか、こういうのをやってほしいということで、もう最初から業務としてやられたのか、そのどっちですかということです、聞いているのは。

**樋口伸一郎委員長**

どなたがお答えしますか。いけますか。

**豊住佐知子鳥栖いづみ園長**

いろいろと保育の質を考える時期がちょうど来ていました。大体毎月、園内研修なりなんかで時間外に研修をしておる中の、一つの課題として今後インクルーシブやいろいろなものが入ってきてるけど、どうやって今後していったらいいのかという自主的な考えで研修として、課題としてさせていただきました。

**成富牧男委員**

それは時間内の研修っちゅうこと。時間内と言われたですね。（「時間外」と呼ぶ者あり）時間外。そしたら、残業手当も何も付かん、いわゆる自主研究グループですか。

**樋口伸一郎委員長**

そこは改めてお答えをください。

**豊住佐知子鳥栖いづみ園長**

時間外に、園内研修として参加される方は、できるだけ参加してくださいということで、しました。で、いいんでしょうか。

**樋口伸一郎委員長**

はい、いいです、大丈夫です。お答えになってます。（「超勤対応」と呼ぶ者あり）

**豊住佐知子鳥栖いづみ園長**

ごめんなさい、超勤対応でさせていただいております。

**成富牧男委員**

ということは、上司の命令の下にやったちゅうことですね。超勤命令が出たわけでしょう、当然。

**豊住佐知子鳥栖いづみ園長**

その日、参加するという方には、はい、命令を出しました。

**成富牧男委員**

業務でやりよったちゅうことですね。はい、分かりました。いいです。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

**中川原豊志委員**

今回出てる案については、去年の6月ぐらいには園の参観日とか何かで、園のほうとか保護者とか、関係者にはもう報告をしたというふうなことでしたよね。

そのときには、再編計画のところまで話はあったわけですか。4園を2園にします、小鳩園と白鳩園にしますっていうところはあったんですか。

**豊住佐知子鳥栖いづみ園長**

その時は、まだ再編がどこになるかは決定しておりませんでしたので、園名まではお伝えしておりません。ただ、4園を2園に考えてるっていうところまでは、ちゃんとお話の中に入っております。

**中川原豊志委員**

では、この4園を2園にするという再編計画が、この小鳩園と白鳩園は継続で、下野園といづみ園は民間委託と、民間という形に決まったのはいつぐらいですか。

**高松隆次こども育成課長**

決定したのは2月……、2月ですね。庁内協議をしまして、でございます。

## 中川原豊志委員

今年の2月ということであれば、決定はまだ、パブコメもされるような話なんで、鳥栖いづみはやっぱり市立保育所のままに残してよというふうな意見があった場合は可能なのか。いや、もう小鳩と白鳩に決めましたから、もう変更できませんって言うのか。

その辺は——こればつと見て、私の個人的な意見やけど、小鳩と鳥栖いづみが残るとかなって簡単に最初は思いつたけど、鳥栖いづみも民間に移管するんだと思って。何でかなというふうに、ちょっと疑問に思うところがあるもんだから質問させてもらってるんですけど、まだ変更とかの可能性はあるのかなのかだけ。

## 古賀達也健康福祉みらい部長

基本的に再編計画案で示しておりますので、この案で行かせていただきたいと思います。

パブコメの中で御意見をいただく中で、それについては、残してくれとかいう御意見もあるかもしれませんが、基本、再編をするにあたっての公立の役割とか、そういう部分を加味したところでの整理を行っておりますので、基本はこの計画で行かせていただきたいと思いますというふうなことで考えてますが、御意見の中身を精査したいというふうに考えております。

## 中川原豊志委員

これで終わりますんで。

個人的には、民間に委託、もう数年前からいろいろ委員会でも話をしとったんですが、公立保育所と民間の保育所はどこが違うのちゅうたらどこも変わらんような答弁やったかなというふうに思っております。

今回、専門性とかいうふうなところも入ってきてるんだけど、変わらんのであれば、もう全部民間でもいいんじゃないのってすれば、市の施設の整備をする場合、市立保育所だったら市の財政でせないかんとばってん、民間の保育所だったら国とかの補助がしっかりあるんで、また、民間の保育所さんも独自性を持って保育業務を頑張っていらっしゃるんで、全部民間でもいいんじゃないかなと思うぐらいあるんですが、今回、4つを2つにするというふうな案ですんで、それはそれでやってみてもいいのかなとは思いますが。

さっき言いましたように、何でこの4園が2園になったのかなというのをきちんと説明できるように。僕はこれだけじゃちょっと弱いかなという気がしますんで、皆さんの意見を聞いていただきたいなと。

最初に言ったのが、去年の6月にその話をされとって、この4園が2園になるっていうのは、名前が出とったかどうか分からなかったんで確認をさせてもらったんですが、今年の2月ということであれば、まだ1か月前なんで今ここに出てくるのは分かるかなというふうな気がします。

これはもう6月から出とってから、今頃出してこられたら、何で今まで黙っとったと言いたかっただけなところなんで。また説明会等があるそうですんで、その辺の意見もしっかり聞いていただきたいと思います。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員長**

この提言書が2月ぐらいに出るというのは12月ぐらいでも言及はされてましたよね、おおむね。大体次に提言が来るのは、年度内のどこかで。

来たことを基に、こういう計画を出した際にはすぐ出しますということで、多分前議会のとき情報提供はされていたと思うので、それ以前は多分ないっていうお答えかと思います。

ほかにあればどうぞ。

#### **牧瀬昭子委員**

終わるつもりだったんですけど、すいません。

これを4から2にしたところで、経済的な赤字とかっていうのを抱える可能性とかがあって、4から2にするっていう意味合いもあったりはするんですか。今後の計画、見通しとしてですね。それはもうほぼないということでもいいんですか。

#### **高松隆次こども育成課長**

先ほどから申し上げてます、どちらかといいますと現場の保育士さんが様々な打ち出しが国からあって、保育しながら、悩みながら勉強する機会もないというような状況もありますので、これについては一定整理をしまして、そこについて、しっかりと力を注ぐような体制をまずつくりたいというのが、まず大きな柱でございます。

それと、言うなれば、先々、本当、少子化がどこまで進むか分からないんですが、民間も含めたところでの必要な量の確保は、一定できていると思いますので、保育、預かる部分についてはある程度民間のほうにお任せして、そういった質の確保であったり、水準の維持確保であったりする部分は公共で担わなくちゃいけないという役割分担を、今、図りたいというふうに考えているところでございます。それが第一義でございます。

#### **西依義規委員**

いや後々、パブコメがどんと出たときにですよ、結局これ誰が言いよっとかという話んときは絶対市長ですよ、これは。トップやけん。

それ、橋本市長のときに始まったけんかもしれんけど、市長がこれを見て2にするって言ったけん、そこは担当課がそうなるよじゃなくて、やっぱり首長がそういう方針で、もうぶれんようにせんと、あっちゃこっちゃ意見言うてじゃなくて、もうそこはもう市長じゃないんですか。違うんですか。そのために市長おっとでしよう、責任取るために。違うんですか。





令和 7 年 3 月 18 日（火）



## 1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課長補佐兼総務係長 西木純子

教育総務課長補佐兼教育支援係長 辻亮子

学校教育課長 井手崇雄

学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事 権藤暢道

学校教育課インクルーシブ教育推進係長 古賀直美

学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕

学校給食課長補佐兼学校給食センター係長 岡本澄久

学校給食課学校給食センター係総務主査 原田浩子

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

生涯学習課参事 久家喜男

生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長 豊増裕規

生涯学習課長補佐 久山高史

生涯学習課文化財係長 島孝寿

生涯学習課文化財係総務主査 大庭敏男

生涯学習課図書係長 中溝雄二

生涯学習課放課後児童クラブ支援室放課後児童クラブ支援係長 佐藤臣久

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

#### 5 日程

教育部（教育総務課・学校教育課・学校給食課）審査

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

教育部（生涯学習課）審査

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

#### 6 傍聴者

なし

#### 7 その他

なし

午前 9 時 59 分開会

樋口伸一郎委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。

審査に入ります前に執行部より御挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

姉川勝之教育部長

おはようございます。

文教厚生常任委員会の教育部関係の審査にあたり御挨拶を申し上げます。

本日ご審議いただく教育部関係の議案といたしましては、乙議案が1件でございます。

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算のうち教育部関係につきましては、歳入14億3,716万5,000円、歳出35億4,947万2,000円となっています。

一般会計予算額に占める予算の割合につきましては、約10.5%となっているところでございます。

主な事業といたしましては、旭小学校大規模改造事業、水泳授業の民間委託検証事業、教科「日本語」教科書改訂事業、特別支援教育支援員の配置、多子世帯学校給食費助成事業等、放課後児童健全育成事業、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備事業、赤ちゃんへの絵本贈呈事業をはじめとする図書館運営に係る経費などがございます。

詳細につきましては、このあと2つに分かれまして各担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



教育部（教育総務課・学校教育課・学校給食課）

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

これより教育部教育総務課、学校教育課、学校給食課関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。執行部の御

説明を求めます。

**佐藤正己教育総務課長**

おはようございます。

それでは、ただいまから議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算、教育部関係のうち、教育総務課、学校教育課、学校給食課分につきまして、お手元に配付させていただいております文教厚生常任委員会資料において御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

2ページをお開きください。

歳入について説明させていただきます。款14分担金及び負担金、項2負担金、目2教育費負担金、節1小学校費負担金、節2中学校費負担金につきましては、学校管理下における傷害保険である日本スポーツ振興センター負担金でございます。

**井手崇雄学校教育課長**

おはようございます。

続きまして、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節1教育総務費国庫補助金の教育支援体制整備事業費補助金につきましては、医療的ケア児支援に係る事業費に対して国から3分の1の補助を受けるものでございます。

**佐藤正己教育総務課長**

続きまして、節2小学校費国庫補助金、節3中学校費国庫補助金の主なものにつきましては、特別支援教育就学奨励費補助金、理科教育設備整備費補助金となっております。令和7年度につきましては、学校施設環境改善交付金の対象となる工事を行う予定が現在ありませんので、減額となっております。

**井手崇雄学校教育課長**

続きまして、3ページを御覧ください。

款17県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節1教育総務費県補助金から節3の中学校費県補助金の主なものにつきましては、小学校に配置しますスクールカウンセラー、小中学校12校に1名ずつ配置する教員業務支援員、また不登校対策の一環として中学校の別室において勤務している学校生活支援員に係る事業の補助金でございます。

続きまして、款17県支出金、項3委託金、目5教育費県委託金、節1教育総務費委託金につきましては、令和6年度から麓小学校において行われております理数教育の研究指定事業について、県から10分の10の委託を受けるものでございます。

**佐藤正己教育総務課長**

続きまして、4ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、1項目め中原特別支援学校田代分校負担金につきましては、中原特別支援学校田代分校の電気料金と光熱水費等の負担金であります。

#### **立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長**

おはようございます。

同じく、節4雑入のうち学校給食費につきましては、本市の小学校及び中学校の学校給食において使用します食材の購入費として、保護者、教職員などに負担していただきます給食費を計上いたしております。

委員会資料の20ページをお願いいたします。

学校給食費につきましては、本年4月に小学校は1食当たり295円、中学校は1食当たり355円とする金額改定を予定しておりますが、児童生徒の喫食分につきましては、引き続き学校給食費臨時支援事業といたしまして、令和5年度以降の金額改定に伴う増額分を公費で負担することとし、保護者の負担は、小学校は1食当たり250円、中学校は1食当たり300円に据え置いて、収入額を積算いたしております。

#### **佐藤正己教育総務課長**

続きまして、款23市債、項1市債、目6教育債、節1小学校債につきましては、小学校施設改修事業に係る起債、旭小学校大規模改造事業に係る起債でございます。小学校施設改修事業の内容といたしましては、鳥栖北小学校校舎照明LED化、田代小学校動力変圧器増設工事設計業務、鳥栖小学校・鳥栖北小学校動力変圧器取替工事、基里小学校消火管改修工事等に係る起債でございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費の主なものについて申し上げます。節1報酬につきましては、教育委員4名分の報酬でございます。

続きまして、目2総務事務局費でございます。節2給料から節4共済費につきましては、教育長、教育部長及び教育総務課職員9人、計11人の人件費でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

目3学校教育事務局費でございます。節1報酬につきましては、会計年度任用職員に係る報酬でございます。

#### **井手崇雄学校教育課長**

同じく、節1報酬、学校教育課分につきましては、いじめ問題対策委員等への委員の報酬及び学校教育課で任用している会計年度任用職員への報酬等となっております。また、節2

給料から節4共済費につきましては、学校教育課職員7名分の人件費、さらに節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員等の期末勤勉手当でございます。

また、節7報償費につきましては、いじめ問題対策委員会委員、就学相談会委員等の謝金及び県で配置しているスクール・ソーシャル・ワーカーの配当時間に加え、市が280時間分を充当するものでございます。

節8旅費につきましては、講師旅費等の一般旅費、また会計年度任用職員である教育支援センターみらいの指導員、また教育相談員等の交通費としての費用弁償でございます。

節10需用費の消耗品費につきましては、麓小学校における理数教育研究に係る消耗品費でございます。

#### **佐藤正己教育総務課長**

節11役務費、1項目め通信運搬費、408万9,000円のうち243万4,000円につきましては、市立小中学校のインターネット回線使用料でございます。

#### **立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長**

同じく通信運搬費のうち120万円及び手数料につきましては、小学校及び中学校の学校給食費の徴収管理に係る郵便代、コンビニエンスストア収納代行手数料等でございます。

#### **佐藤正己教育総務課長**

節12委託料につきまして御説明いたします。

1項目め、2項目めにつきましては、小中学校の警備、日直等を委託しております費用でございます。下から2番目のICT支援業務委託料につきましては、小中学校でのICT機器を活用した事業研修等の支援業務に要する費用でございます。

#### **井手崇雄学校教育課長**

同じく、節12委託料の学校教育課分の主なものでございますが、上から三つ目語学指導業務委託料として小学校の英語の授業及び外国語活動で活用するために配置している外国語指導助手5名に係るものとなっております。

#### **佐藤正己教育総務課長**

節13使用料及び賃借料1項目めシステム使用料につきましては、市立小中学校の図書システム使用料、保護者連絡システム使用料、市立小中学校タブレット使用に係るフィルタリングソフト使用料でございます。

今回、市立小中学校タブレット使用に係るフィルタリングソフト使用料を計上いたしております。前回はタブレット購入時に5年分まとめて支払っておりましたが、令和8年度にタブレットを更新予定なので、1年分切れるような形となりますので、その分を予算として計上しております。

## 井手崇雄学校教育課長

申し訳ございません。節12で説明がまだ終わっておりませんでしたので、追加いたします。

節12の上から五つ目、医療的ケア支援委託料につきましては、医療的ケア児に係る委託料。その下、日本語教科書改訂委託料につきましては、委員会資料の18ページをもって御説明をさせていただきます。

18ページをお開きください。

教科「日本語」教科書改訂事業といたしまして、これまで使用しておりました紙の教科書をデジタル化し、児童生徒が持つ1人1台タブレット型端末を有効に活用し、主体的な学びをより一層推進することで、教科「日本語」のさらなる教育効果、拡充を図るものでございます。事業費といたしましては、委託料のほか、改訂委員への謝金や費用弁償、著作権使用料等を計上いたしております。

## 佐藤正己教育総務課長

節18負担金、補助及び交付金、2項目めスクールサポーター配置負担金につきましては、中学校に配置しておりますスクールサポーターに係る負担金でございます。

続きまして、項2小学校費、目1学校施設管理費でございます。節10需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものでございます。

節12委託料につきましては、1項目めと3項目めは小学校8校の各種設備点検、樹木剪定と施設管理に要する委託に係る経費でございます。2項目めの設計委託料につきましては、鳥栖北小学校LED化工事設計業務、田代小学校動力変圧器増設工事業務に係る設計委託料でございます。

節14工事請負費の営繕工事費につきましては、鳥栖小学校・鳥栖北小学校動力変圧器取替工事、弥生が丘小学校渡り廊下撤去改修工事、田代小学校なかよし会建築に係る外構工事、基里小学校消火管改修工事のほか、小学校施設の営繕工事に係る費用及び遊具設備工事に係る費用でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校新設に伴います都市再生機構立替金の償還金でございます。

## 井手崇雄学校教育課長

続きまして、目2学校事務管理費でございます。

目2学校事務管理費、節1報酬は、小学校8校の学校運営協議会委員(5名ずつ計40名分)、また特別支援教育支援員45名、教員業務支援員8名分の報酬でございます。

節3職員手当等につきましては、特別支援教育支援員、教員業務支援員の期末勤勉手当でございます。

## 佐藤正己教育総務課長

また節1報酬に戻ります。

学校医報酬につきましては、学校医15人、歯科医12人、学校薬剤師8人の報酬となっております。

節7報償費につきましては、卒業記念品代でございます。

## 井手崇雄学校教育課長

節8旅費につきましては、特別支援教育支援員、教員業務支援員等の交通費としての費用弁償でございます。

## 佐藤正己教育総務課長

8ページをお願いいたします。

節10需用費でございます。小学校8校の学校運営に必要な消耗品費、光熱水費等経常経費でございます。需用費が令和6年度に比べまして減額となった理由といたしましては、令和6年度に小学校の教科書が改訂されましたので、教職員用の教科書と指導書の購入費用を計上していたためでございます。

節11役務費につきましては、電話代や切手など通信運搬費、水質検査手数料などが主なものとなっております。

節12委託料といたしましては、塵芥収集委託料、児童の健康診査及び小学校教職員の健康診査等の委託料となっております。2項目め、水泳指導業務委託料につきましては、水泳授業の在り方及びプール施設の在り方を検討するために行います検証事業の経費でございます。令和7年度は、市立小学校8校の水泳授業を民間委託いたします。

委員会資料19ページをお願いいたします。

主要事項説明書です。水泳授業の民間委託検証事業でございます。

事業の目的は、天候に影響を受ける小中学校の水泳授業時間の確保を行い、今後の水泳授業及びプール施設の在り方を検討するため、小学校の水泳授業について、引き続き試行的に民間委託を行うものでございます。

事業内容といたしましては、民間委託をさらに推進し、水泳授業の効果の検証、適切な授業体制の確立を目指していくため、市立小学校8校において、民間プールを活用し水泳授業を実施いたします。

水泳授業の委託といたしまして、対象学年は全学年、授業回数は1人当たり5回、着衣水泳授業の委託につきましては、対象学年を5年生と6年生の2学年とし、授業回数は1回行うこととしております。

予算につきましては、水泳授業、着衣水泳授業の委託、保険料、交通費、移送費で5,328

万3,000円を予算として計上いたしております。

続きまして、追加として水泳授業の民間委託のアンケート結果等の資料をお渡ししておりますので、それに基づいて説明をさせていただきます。

令和6年度に実施しました若葉小学校のアンケート結果について御報告いたします。令和7年度当初予算審議の場で報告することになり、大変申し訳ございません。

それでは、1ページの上段につきましては、アンケートの回答率でございます。児童は347人中333人の回答、感想が302人からありました。保護者は347人に対して248人の回答があり、意見が82人の保護者からあっております。

児童のアンケート結果では、「1ベストスイミングでの水泳授業は楽しかったですか」という設問で「とても楽しかった」、「楽しかった」を合わせると79%でした。次の設問、「これまでと比べて泳ぐことが好きになりましたか」という設問では、「とても好きになった」、「好きになった」を合わせて95%でした。次の設問、「コーチの教え方は分かりやすかったですか」という設問に対しては、「とても分かりやすかった」、「分かりやすかった」という回答を合わせて96%でした。児童からおおむね受け入れられていると判断しております。

次の設問として、「安全に安心して泳ぐことができましたか」という設問では、「とても」という回答が69%、「まあまあ」が26%となっております。「泳ぎ方が上達したと思いますか」の設問では、「とてもそう思う」と「そう思う」で合わせて88%でした。水泳授業の回数については、「ちょうどよい」が50%の回答をもらっております。

2ページ目の下段につきましては、児童の感想を項目別に集計したものでございます。

3ページ以降に、学年ごとの児童の感想を抜粋して掲載しております。

1年生では、「テストが楽しかったです。先生の教え方が分かりました。泳ぐのが楽しかったです。いっぱい泳げたし、泳げなかった技も泳げるようになってうれしかった」とかです。「顔つけができるようになりました。顔つけができなかったけれど、教えてもらってできるようになりました」とか、2年生では、「ビート板の練習が楽しかったです」、「いっぱい泳げたし、泳げなかった技も泳げるようになってうれしかったです」。

3年生は、「板キックがとてもたのしかったです」、「教え方が上手だった」、「きょねんよりも泳げてとても楽しかったし、とても分かりやすかったです」。

4年生では、「前は泳げなかったものを泳げるようになって楽しかったです」、「先生が、面白かったです」。

5年生では、「天気で中止になることがなかったから、昨年より楽しくできた」、「スイミングは苦手だったけど上手にできて嬉しかったです」、「最後の溺れたときの訓練が楽しかったです」。

6年生では、「プールはほとんど見学して2回しか水泳ができなかったけど、去年より上達しました。前までは泳ぎが苦手だったけど、少し好きになりました」、「先生方が優しく分かりやすく教えてくれたので上達が早く、できたときの達成感がすごかった」等の感想を頂いております。

次のページをお願いいたします。次に、保護者アンケートの結果を報告いたします。

水泳授業の民間委託についてという設問については、87%が「賛成」という回答をいただいております。次の設問、「お子様の水泳の技能は上がったと思いますか」という設問では57%が「上がった」。「お子様の水泳への意欲は高まったと思いますか」につきましては、61%が「高くなった」と回答されております。次の下段につきましては、保護者からの水泳授業の民間委託に対する意見につきまして、80人の保護者から頂いた意見の項目別のものになっております。

次のページをお願いいたします。保護者からの意見を抜粋しております。

「保育園から民間委託のスイミングに行っていたので、抵抗なく子供も通っていました。親としても天気を気にして、あるかな？と聞いてくる子供に対しての対応とかもなく、特性持ちの子もスケジュール変更なく過ごせてよかったです」、「水泳という科目をなくさないでほしいので学校で行うのが無理なら委託は賛成です」、また最後に、「雨・暑さ等の天候面と虫・落ち葉等の衛生面での心配がなくなり、親子共に安心して水泳の授業に取り組めたと思います。来年以降も民間委託を希望します」との御意見をいただいております。

続きまして、5ページの下段につきましては、児童の授業への不安や拒否感に含まれる感想を記載しております。

1年生では、「先生の話が早かった」、「あまり楽しくなかったです。なぜかという水泳が嫌いだからです」とか、「2班の先生が、怒ったときにビート板をもってプールを叩いたから怖かった。また、2班の先生が怒るときに言葉遣いが怖かった」。

3年生は、「急に顔をつけられました」とか、「レベルを分けてほしくなかった。よびすてじゃなくて「さん」をつけてほしかった。自由時間が楽しかった」、「レベルを分けないほうがよかったです」。

4年生からは、「厳しかった」、「泳ぐのが大変だった」というような回答を頂いております。

次の6ページをお願いいたします。

6ページの上段につきましては、保護者からの確認、整理が必要な御意見でございます。保護者からは、「気になることがあるとき様子が見れないのが困る。水泳に抵抗がある子が少し頑張ってみて、疲れたら終わりにしたくても、全体の授業が終わるまで帰れないのもつ

らい。バスがいやだという子もいる」、「楽しかったが、厳しかった。苦しい時もあったと2人とも言っていた」——これは複数の児童の保護者からの意見です。「技術向上だけでなく、個々に合った楽しめるメニューにしてほしい。そのためには先生方がメニュー決めに介入していただきたいと考えます」、「水泳授業が慣れた頃に終わってしまったので、もう少し水泳授業が増えてくれると嬉しいです」、「レベルに合わせて分けてくれていたが、レベル関係なくみんなで足並みそろえて進んでいきたかったそうです。楽しく学べる感じが平等ではないと本人は思っていたようで、後半は行きたくないと言っていました」——これは3年生の保護者からです——等々の意見をもらっております。

6 ページの下段につきましては、学校からの民間委託後の感想と意見の抜粋でございます。先生方から「プールに入ってから技術指導の負担がなくなり、児童の評価に集中できた」、「プールの管理がなかった。指導をスイミングスクールのコーチにいただいたことで、安全管理がプールの上から落ち着いてできた」、「プール指導をするうえで必要な、教員側の着替え等がなくなり楽になった。また、プールの中での指導に悩むこともあったので、それがなくなったのがよかった」。

一方で、「水泳の授業を2時間続けて行ったことや、専門的な指導により児童の体力への負担が大きかったように感じた。そのため、その後の授業での集中力の低下や、苛立ち等が見られた」、というふうな意見があっており、また、次のページでも、「泳力は伸びたかもしれないが、水遊び的要素があまりなく、水泳の時間を学級経営には活かせなかった」等の意見があっております。

以上で、報告を終わりますが、児童の授業に対する不安や拒否感の解消、保護者からの意見の確認、整備については、受託事業者と共有し令和7年度の指導に生かしてもらう必要がありますので、令和7年度から始まる7校につきましても情報共有を行い、実際の水泳授業の場に生かしていきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### **井手崇雄学校教育課長**

それでは、節12委託料のほうに戻らせていただきます。節12委託料の上から2つ目、開かれた学校づくり推進事業委託料につきましては、児童生徒の豊かな心を育む教育の充実を目指すことを目的として、学校、家庭、地域社会が連携しながら学校目標に向かって学校運営が行われるとともに、地域の人的、物的資源を活用しながら、お互いをパートナーとして、連携協働による開かれた学校づくりを進めるための経費として計上いたしております。

#### **佐藤正己教育総務課長**

節17備品購入費は、児童用机・椅子の購入費用の学校施設用備品購入費、授業で使用しま

す教科用等備品購入にかかる費用が主なものでございます。教科用と備品購入のうち、495万4,000円は図書購入費でございます。これは市立小中学校の図書蔵書率100%を令和7、8年度の2か年で達成するための増額を行っております。

続きまして、目3教育振興費でございます。9ページをお願いいたします。

節17備品購入費は、授業で使います教材及び理科教育等の備品購入費となっております。

節19扶助費は、要保護、準要保護児童の学用品費や給食費等への補助、特別支援学級在籍児童への就学奨励費でございます。

#### **立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長**

続きまして、目4学校給食センター費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、学校給食センターにおける調理等の業務に従事します会計年度任用職員69人分の報酬でございます。節2給料から節4共済費までにつきましては、学校給食課職員12人分の人件費及び会計年度任用職員のうち、勤務形態が常勤である職員59人分の期末及び勤勉手当でございます。

節8旅費のうち費用弁償につきましては、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

節10需用費につきましては、主に学校給食センターで使用する消耗品費、燃料費及び光熱水費、調理機器などの修繕費、小学校給食で使います食材の購入費でございます。食材の購入費につきましては、項3中学校費、目2学校事務管理費におきましても同様に中学校給食分を計上いたしております。

節11役務費の手数料につきましては、学校給食課職員及び会計年度任用職員の腸内細菌検査等に要する費用などでございます。

節12委託料につきましては、小学校給食に係る給食配送業務や炊飯業務、施設の保守点検業務などに係る委託料でございます。

節17備品購入費につきましては、小学校給食で使用している食缶、コンテナ車などの給食用備品の買い換えに要する経費でございます。

10ページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、多子世帯学校給食費助成事業に要する費用のうち、小学校給食に係る補助金分でございます。

資料の21ページをお願いします。

この事業は、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減し、子育て環境の一層の充実を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び競馬事業収入活用基金を活用し、第3子以降の子に係る市立小中学校の学校給食費について、その全額を助成するものでございます。

なお、基準となる第1子につきましては年齢の制限はございません。このことについては、項3中学校費、目2学校事務管理費におきましても同様に、中学校給食に係る補助金を計上いたしております。

#### **佐藤正己教育総務課長**

続きまして、目5学校建設費でございます。

節11役務費、節12委託料、節14工事請負費及び節18負担金、補助及び交付金につきましては、旭小学校大規模改造工事に関わります費用でございます。

委員会資料22ページをお願いいたします。

旭小学校大規模改造事業に関します主要事項説明書でございます。旭小学校の管理特別教室棟、普通教室棟及び屋内体育館の施設老朽化に伴う大規模改造事業のための工事であります。

屋内運動場の大規模改造工事につきましては、令和5年度に完了しております。事業内容といたしましては、運動場に仮設校舎を設置した上で、管理特別教室及び普通教室の改修を行うものでございます。

施設概要といたしましては、鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ床面積は、管理特別教室棟2,755平方メートル、普通教室棟3,406平方メートルでございます。

改修内容につきましては、屋根、外壁、内装の天井、床、壁、建具等、電気設備、給水管改修等でございます。

改修期間は、令和6年度から令和9年度の予定でございます。最後に継続費の内訳を記載しているところでございます。

委員会資料10ページにお戻りください。

項3中学校費、目1学校施設管理費でございます。節2給料から節4共済費につきましては、学校用務員1人分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものとなっております。

節12委託料は、中学校4校の各種設備点検のほか、施設管理及び樹木等伐採に要する経費でございます。2項目めの測量設計委託料は、鳥栖中学校テニスコート整備工事測量設計、鳥栖西中学校の農具倉庫新築工事設計業務に係る委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、営繕工事費として鳥栖中学校運動場西側防球ネットかさ上げ工事費と中学校施設の営繕工事に係る費用でございます。

#### **井手崇雄学校教育課長**

続きまして、目2学校事務管理費、節1報酬につきましては、中学校4校の学校運営協議会委員、特別支援教育支援員16名、学校生活支援員4名、教員業務支援員4名、中学校栄養

士 2 名に係る報酬でございます。

また、節 3 職員手当等につきましては、特別支援教育支援員、学校生活支援員、教員業務支援員、中学校栄養士 2 名の期末勤勉手当でございます。

節 4 共済費につきましては、学校生活支援員 4 名分の共済費でございます。

#### **佐藤正己教育総務課長**

すみません、もう一度節 1 に戻っていただいて、学校医報酬は、学校医 7 人、歯科医 7 人、計 14 人。学校薬剤師報酬は、学校薬剤師 4 人の報酬となっております。

続きまして、節 10 需用費は、中学校 4 校の消耗品費、光熱水費が主となっております。令和 7 年度は、中学校教科書の改訂がありましたので、教職員用の教科書と指導書を購入するために消耗品費が増額となっております。

節 11 役務費は、電話代や切手代など通信運搬費、水質検査手数料が主なものとなっております。

節 12 委託料、塵芥収集委託料や生徒の健康診査及び中学校教職員の健康診査委託料となっております。

#### **井手崇雄学校教育課長**

同じく節 12 委託料の 2 つ目、開かれた学校づくり推進事業委託料につきましては、先ほど御説明させていただきました小学校費のものと同様でございます。

#### **立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長**

同じく節 12 委託料の最後、給食業務委託料につきましては、中学校給食に係る調理及び配送業務の委託料でございます。

#### **佐藤正己教育総務課長**

節 17 備品購入費は、生徒用机・椅子等、学校施設用備品の購入費用、授業で使用する教科用備品等の学校施設用備品の購入費でございます。教科用等備品購入費のうち 1,000 万円は、図書購入費でございます。市立小中学校の図書蔵書率 100%、令和 7 年度と 8 年度の 2 か年達成での増額を行っております。

節 18 負担金、補助及び交付金の主なものは、日本スポーツ振興センターへの負担金のほか、各種教育研究会の負担金となっております。

目 3 教育振興費でございます。

節 17 備品購入費は、授業で使用する教材及び理科教育等の備品購入費となっております。

節 19 扶助費は、要保護、準要保護の生徒の学用品費や給食費等の補助、特別支援学級在籍生徒への就学奨励費でございます。

目 4 学校建設費でございます。基里中学校大規模改造工事に係る経費を計上いたしており

ます。

節11役務費につきましては、建設確認申請等の手数料でございます。

以上で、議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算、教育部関係、教育総務課、学校教育課、学校給食課分の説明を終わらせていただきます。

御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございました。執行部の御説明が終わりました。

これより質疑を行います。御質疑のある方は、お願いいたします。

#### **田村弘子委員**

主要事項説明書のほうからいいですか。

19ページの水泳授業の民間委託検証事業のことについて、詳しくお話を聞かせていただきたいんですけども、授業回数が令和6年度は6回だったかと思うんですが、5回になっているのはなぜでしょうか。

#### **井手崇雄学校教育課長**

回数につきましては、学校とのヒアリング等でいろいろとやり取りをさせていただいた中で、まず学校の年間計画が11回程度行われていたということで、民間委託の授業回数の1回についてですけども、大体60分間の水泳の授業を1回で行いますので、1回につき学校の授業としては2回分を考えているということで、5回で1回が2回分なので、計10時間の授業が行われるということで考えております。

それから、6回で実施をしたときに、やはり回数的にも多いんじゃないかという声も実際にございましたことから、10回ということでやってみて、今後の児童のスキルの伸び等を見ていきたいと思っております。

#### **田村弘子委員**

ありがとうございました。

先ほどのアンケート結果もそうですけども、声を聞きながら検証をされているっていうところが、この回数を考える中でも反映されているんだなというところを感じましたので、やはり子供たちが水泳、水に親しむというところで検証を続けながら、鳥栖市の子供たちが泳げるような環境というところを今後もつくっていただきたいと思いますと思いますが、中学校に関してはどのように、今後お考えでしょうか。

#### **佐藤正己教育総務課長**

中学校に関しましては、まず小学校の民間委託がうまくいくのかということと、その後いろんな施設が、限りがあるっていうところで、そういったところの受入れが可能かというこ

とも含めて考えなければならないと思っております。

以上でございます。

**田村弘子委員**

中学校の体育で昨年、水泳の授業ができなかったとか、少なかったっていう声も聞いたりしますので、中学校の生徒にも、水泳、泳ぐ機会というところがあるように、今後、働きかけていただきたいと思います。それでは、この鳥栖市内全校がプール民間委託になっている委託先っていうところは、もうほぼほぼお決まりなんではないでしょうか。

**佐藤正己教育総務課長**

おおむね業者等との話し合いが終わりまして、契約は結んでおりますので、大体決まっているところでございます。

**田村弘子委員**

差し支えなければ、8校……（「契約していいと」と呼ぶ者あり）

**佐藤正己教育総務課長**

契約はまだ済んでおりませんで、随時、話し合いを行っている状況でございます。申し訳ございません。

**田村弘子委員**

その話し合いの中で委託先がどこかっていうのは、まだこの段階では決定してはいないので、お示ししていただくことは難しいですね。

**佐藤正己教育総務課長**

契約が終わっておりませんので、申し訳ございません。

**田村弘子委員**

ありがとうございました。

そうしたら、私が気になっているのが、夏休みに水泳連盟さんが水泳教室などを行われていたかと思うんですけども、今後の開催場所とかいうところでの協力っていうのは、もう小学校のプールが全く使えない状態に来年度からなっていくというところですよ。水泳連盟さんが水泳教室を開催するに当たって、どこか提供できるような場所っていうのは、何かお考えをお持ちでしょうか。

**姉川勝之教育部長**

水泳連盟さんがされていらっしゃるという部分に関してですけど、一般質問等でもあったかと思うんですけど、まずスポーツ振興課のほうでどのように対応を考えられるのかという中で、当然、この庁内の中で教育部のほうに御相談があれば、対応は考えていきたいと思うんですが、基本的には教育部のほうとしては、小学校のほうについては民間委託を進めてい

る中で、現行プールの維持管理をする予定は今のところございませんので、水道代であったりとか、薬剤の管理であったりとか、そういったところを、じゃあどなたがしていただけるのかとか、そういったところについては、今後の協議、御相談があった場合での内容、相談になるのかなというふうに考えております。

#### **田村弘子委員**

ありがとうございました。

夏の水泳連盟さんの水泳教室で、泳力が伸びたっていうところのお話も聞いていたりしていたものなので、中学校のプールは小学生にはやはり深かったりするところもありますので、どこか協力できるような場所、もしくは何か案が出てくればいいなと思うので、そこはスポーツ振興課と一緒に、対処していただきたいと思います。

鳥栖市からも水泳のオリンピック選手が出ていたところもありますので、また今もパラリンピックで頑張っている水泳選手の方いらっしゃいますし、やはり鳥栖にもそうやって水泳で水に親しみながら成績を残している人たちがいるってところで、もうちょっと裾野を広く、機会を持てるような取組をよろしく願いいたします。

#### **姉川勝之教育部長**

教育部として御相談があった場合での御協力とか対応のほうは、検討できる部分はしていきたいと思うんですが、要はお金的にいけばそういう水道代、薬品代。あとはプールを開設するならばそれを掃除したりする人、あと誰が監視するのかとか、誰が施設を管理するのかとかっていう部分について、基本的にそういうものをうちのほうとしては教職員のほうの負担を軽減するというのを一つの目的として、水泳授業の民間委託のほうをやっておりますので、逆行するようなことになるとなかなか、という部分もございますので、そこは庁内の中での検討課題になるのかなと考えております。

#### **田村弘子委員**

ぜひとも前向きな検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

#### **西依義規委員**

すみません、あまりにも……。まずこの5,328万円の積算方法を教えてもらっていいですか。全部は細かくて読めんやろうけど、何がこれぐらい、掛ける一回数幾らの、何名っていう。輸送代が幾ら、合計幾らっていうのは、普通それぐらい書いていただいて、こんな概算で5,328万円って出されたって、はい、そうですかって言えますか。

#### **佐藤正己教育総務課長**

今回のこの積算につきまして、前回のベストスイミングさんであれば、1人頭幾らという

金額で出されたので、そういう金額をお出しできたんですけど、業者さんによっては、全体の費用で、コーチ1人幾らという頭割りとかそういう形で、業者さんが今回4業者あるんですけど、全部まちまちの計算の積算が上がってきていますので、その合計としてこの金額を上げさせてもらっていますので、現在、手元にそういったこの業者がこうですっていうのは今のところ用意はしておりません。

#### 西依義規委員

我々は予算を審査しているんで、予算に対する求め方が適正かどうかは必須だと思うんですよ。

鳥栖駅周辺の4,000万円を委託しました、4,000万円で認めてくださいと、あんまり変わらんこと言っていますよ。あそこは分かるんですよ、それはもう出ませんと。

私が心配しているのは、8校全部委託するじゃないですか。それでプールはもう全部閉鎖しますとしたときに、もう民間との交渉材料がないです。だって、うちはもう8校閉鎖しているんで、今さらできません。民間さんは令和8年度はこれぐらいかかります、令和9年度はこれぐらいかかります。ずっと言いなりですよ。

だから先ほどの水泳教室も含めて——例えば、昨日の保育園も再編するときも、2園は市立で持ちますと、あとの2園は民間委託します。何かあったときのために市立は持っておきますと。それは十分分かりますよ。

ただ、8校を全部投げて、例えば、もう小学校が無理なら田代中なり鳥栖中なりに手を入れて、そこを市民プールができるまでの間、鳥栖市立プールとしますと。いずれプールができるならそこが……、今度は箱があるので、人さえ委託すればいいんでしょう。

だから、箱がないことが一番心配だと思うんですけど、そういったリスク管理じゃないけど、そういったことはどう思われていますか。令和7年度は分かかります、じゃあ令和8年度、9年度、10年度以降の交渉材料は何かありますか。

もっと言うなら、みやき町がもっとよく言ってきましたと、500万円と言ってきましたと、久留米市も800万円と言ってきましたと。段々値がつり上がって、するのか、下手したらうち断られるじゃないですか。やっぱり地元の子供たちのほうが優先ですと。そうしたら、そのときはどうするんですか。

まず開示もしないし、8校をそのまま審査してくださいの材料が足りないと思うんですけど、どうなんですか。何かあったときとか。

#### 樋口伸一郎委員長

公立の補完する役割的なものも何かお考えがあれば、教えてください。（「何か中学校を少し改修するなりせんと」と呼ぶ者あり）

お答えはすぐに出ますか。（「予算の積み上げやろう」と呼ぶ者あり）

**佐藤正己教育総務課長**

見積書はありますので、その内容について業者ごとの分を全部出すのはあれなので、まとめる時間を頂ければと思います。

**樋口伸一郎委員長**

契約前でもそれを出すことは可能ですか。

**佐藤正己教育総務課長**

実際それを頂いているのは12月とか、そういった時点での生徒数の見込みとかで出しますので、実際の契約額からは若干変わってくるっていうのはあると思いますけど。

**西依義規委員**

一番心配なのは、単価幾らで出している事業者は、まだいいですよ。1万2,000円ですよって。それを1万3,000円で、なら分かりますけど、まとめて出されたところには何て言いますか。

多分施設の管理費も違うから、そこに対する交渉があるならいいですよ、市のほうで。もうおたくはすみません、ベストスイミングさんとか、分からんけど、どっちかにそういう交渉ってあるんですか。じゃあ、選択肢はこちらにあるのかないのか。

**佐藤正己教育総務課長**

現在のところ交渉する余地っていうか、やはり時間との確保はできるのかっていうところから入っておりまして、時間の確保はできますっていうところで、まず授業時間の確保を先に行っております。

その後に、その中で回数等を決めて金額が出てきた形になっておりますので、当然、言い方によっては、委員が言われている言い値というか、向こうの金額になっているところでございます。

**西依義規委員**

例えば、多年度の随契——これがいいのかどうか分からんですよ。5年でお願いしますと、それで持ってこられて、よっぽどのことがない限り5年間はこの値段であんまり変わらんとねって、そのほうが逆に安心できるんです。

単年度予算で持ってこられると、来年度は絶対これより下がることないと思うんで。いろんな部分が上がっているんで。その辺はどうなんですか。ただ、もちろん業者さんも5年先は分かりませんかしょうから。

**姉川勝之教育部長**

今後のこの検証の結果にもよる部分もあるんですが、教育部のほうとしては、この水泳授

業の民間委託を進めていきたいというふうには考えております。

ですので、検証結果で一定やっていけるというふうな話が出てくるのであれば、今後、業者のほうと複数年契約ということは当然、視野に入れた上でしないと、逆に毎年毎年っていうのは、先ほど西依委員のほうからも言われている、要はもう翌年度から、例えば、バツですよとか言われるケースを常に抱えないといけないような話にもなりますので、当然、そういう複数年での契約っていうのを業者のほうともしていくような話にはなるのかなというふうには考えております。

業者のほうからしても、単年度っていうよりも、経営的な今後の見通しを考える際には、当然に複数年のほうが多分よろしい。そこと、そういう地元、市外のところとの絡みを業者さんがどう考えるのかっていう部分で、市と業者のほうで協議を今後進めていくような話になるかと考えております。

#### **西依義規委員**

給食センターとも似ていますよね、これ。給食センターは自分の箱を造ったから、ちょっと安心できるんですよ。これがもう委託、委託やったら、同じような心配が出るんで。

だから私は、市営プールをやっぱり教育委員会から積極的に言わんと、うちはこんなに不安定なんですというところを言っておかないと、向こうの市長部局にも伝わらんかなと思うんです。その辺はこっちからぜひその声を上げたほうが、私はいいと思うんで。絶対不安定ですよ。

私は以上です。

#### **中川原豊志委員**

続きになるけれども、例えば、若葉小を検証したときに、1人1回の単価的なものっていうのはあったと思うんです。それを基に、例えば、5,000人の小学生に全部ある程度の単価を合わせれば、その業者ごとに見積りの仕方は違ったにしても、1人当たりの単価というのはある程度同じような感じになってくるんじゃないかと思うんです。

そこを見て、この業者は1人当たりになるとすごく高いとか低いとか、そういうものを積算根拠にしないといけないと思うんで、向こうが言ってきた値段を全部そうですか、そうですかじゃなくて、見積りをもらったときに、そういうふうな1人当たりの単価にするのか、逆に、コーチ1人の単価という考え方じゃなくって、こっちの人はやっぱり生徒1人に対する単価を計算して見積りを徴取すべきじゃないのかなと。その辺のところの計算はされてはいないのかと思っているんですが。

#### **樋口伸一郎委員長**

若葉小の検証からですね。

## 辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長

手元に単価の表を持ってきていないので、詳細が御説明できないんですけれども、基本的に今、御相談させていただいている業者さんの単価というものが、若葉小学校の今年度お願いしている単価より物すごく高いとか、低いとかいうところはないんですけれども、ただ一部、送迎をやられていない業者さんとか、現状、業者さんで送迎が自分でできないとか、うちの時間割を、この学校で5回必ずお願いしますといったときに、送迎まではちょっと難しいと言われる業者さんについては、ほかの業者さん——例えば、バスとかタクシー会社をお願いして、その分上乗せになっているということもあるというお話になっているので、そういう学校については、単価がほかの学校よりは上がってしまう状況にはなります。

今回、積算するに当たって、若葉小学校の1人当たりの単価をこちらでも目安にして、見積りの確認はしているんですけど、どうしても一番優先させたいのが、小学校8校の民間委託の検証を行いたいということで、引き受けていただける業者さん、市内8校全部を実施できることを優先させていただいたというところがありますので、単価について若葉小学校と大体同じようになるようにしてくださいと、こちらから強く業者へ申し上げることはできてはいない状況です。

## 中川原豊志委員

単価が手元にないと言われたので、やはり当初予算の審査をするときには、そういう積み上げがあって、この金額になっていると思うんで、そういう資料はしっかり準備をされておくべきだと思いますんで、西依委員からもあったんですが、ある程度分かるような資料の提出をしていただけんかなと思います。

## 姉川勝之教育部長

見積書をそのままということにはならないと思いますので、整理をして、この総額になるという積算の内訳を準備をさせていただきたいと思います。

## 樋口伸一郎委員長

この件に関しては、確かに中川原委員、西依委員のおっしゃるとおり、積み上げたベースとなる根拠というものは、より明確に分かるようにっていうのは基本的なもののなので、委員会からも要望をさせていただいて、できるだけ分かりやすいもの、積み上がった根拠の提出は委員会からのお願いとして申し上げておきます。

## 中川原豊志委員

これは、もう審査の項目になっていますんで、委員会終了後とかいうことじゃなくて、どこかで休憩を取ってもらって、改めて資料の提出をしていただければというふうに思いますんで、よろしくお願いいたします。

#### 樋口伸一郎委員長

これに関しては御対応をお願いします。

発言の途中なので、一区切りつけて回します。

#### 中川原豊志委員

この予算の件についての審査はまた後ほどということなのですが、民間委託の検証の中で、水泳が楽しくなったとか、よかったとかという意見もあるんですが、後ろのほうに保護者からの確認や意見とか、もしくは感想とか、あまり好ましくないとか、心配だったと。先生が怒ったことが結構怖かったとかということも載っております。

そういった子供とか保護者の不安なデータも出ているんで、この件についてはどういうふうに対処されているのかをまず聞きたいと思います。

#### 井手崇雄学校教育課長

水泳授業の民間委託を行っていますので、アンケートを取りました。

様々な意見が出てきておりますが、まず、今まで学校で水泳を行っていました。その中でもアンケートを取ったら、同じような意見は恐らく出てくるものと思います。そこはもう教師による指導のばらつきはかなり大きいので、今の時点で学校での水泳指導でのアンケートを取るのであれば、もっと出てくるのかなというのがまず前提にあった上で、スイミングスクールのコーチの指導力、やはりそこは、技術指導は恐らく教員よりも高いです。

ただ、子供たちへのそれぞれの年齢に応じた接し方については、やはり未熟な部分がこのアンケートでも出てきておりますので、そこはきちんとスイミングスクールのほうに指導といたしますか助言をして、子供への接し方、名前の呼び方等については、改善をお願いしております。

今後も恐らく出てくるとかと思いますので、そこは継続して行っていきたいと思います。

#### 中川原豊志委員

楽しかった、水泳がうまくなった、学校の先生たちも楽しかったとか、いいほうに言う分はどれだけでも言えるんですが、例えば、不安や拒否感の感想というところで、先生の話が速かったとか、先生の言葉遣いが怖かったとか、そういう意見も結構ありますんで、これは去年の検証なので、検証された施設さんにはお話されたかもしれませんが、今年度もし全校で4施設でするんであれば、新しい施設もあるわけですから、そういったところについては、そういうふうな水泳の指導だけじゃなくて、小さい子供さんたちが安心してスイミングを、授業を受けられるような環境づくりについてもきちんとサポートしていただきたいと要望しておきます。

#### 樋口伸一郎委員長

今、水泳授業の民間委託検証事業についての御質疑が集中しておりますので、まずこの件に関しての関連、あっちに飛ぶとまた戻ってくるので。

順次行きますんで、御発言が重なっていますが、順次行きます。

**田村弘子委員**

先ほどの積算根拠を出していただくときに、昨年度の若葉小学校のときにどのような単価だったのかっていうものも以前、説明していただいていたんですけども、そこも一緒に合わせて記載していただけると比較の対象ができるのかと思いますので、そこも加えてお願いいたします。

**樋口伸一郎委員長**

可能ですか、昨年の分。

**佐藤正己教育総務課長**

若葉小学校の令和6年度分は令和7年度も同じ事業者を予定しておりますので、基本的には同じ単価になっているかと思いますので、そこら辺はまた令和6年度分という形で別途に掲載することは可能であります。

**樋口伸一郎委員長**

いいですか。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

**牧瀬昭子委員**

この件に関して3点質問をさせていただきたいと思います。

一度に8校にする意味とか意図とか、その辺をやる必要性についてどのように検証されて、若葉小1校だけだったところをいきなり8校にされたのかっていうところをお示しいただきたいです。

その際に、改修に関する費用とか、これから継続していくってもしなかった場合に、これぐらい費用がかかるので、今回一気に8校やるときに5,328万円がかかるけれども、それでもやっぱり費用対効果というものはあるのではないかとか、先生たちの負担に関して、これぐらいの軽減がなされると感じているので、こうしたいと思っているとか、その辺りの検証の中身を教えてください。

最後に、保護者負担がこれ以上どんどん増えてきたときに、鳥栖市が負担する分、そして保護者が負担する分が出てくる可能性とかっていうのはないのかというのが、保護者から懸念の声が上がったりしているんですけども、その辺りの考え方についてもお示しいただければと思います。

**佐藤正己教育総務課長**

一度に8校にする意図につきましては、令和7年度も引き続き、検証事業をしたい、少し

でも拡大をしていきたいというところで、いろんな事業者にお声かけをさせていただいたところ、小郡市にある施設のほうから、小郡市も同じように動きがありますっていうことを伺いました。そうすると受入れが困難になります、鳥栖市さんはまだ余裕ありますけど、それが1年遅れると、もう全然受け入れなくなりますっていうお話がありました。

そういうことから、例えば、今年1校だったから来年2校とか、3校とかっていう形をしていて、急に令和8年度に全校となったときに施設の確保が困難になるのではないかっていう危険があったことです。それで久留米市のプールを経由して話をしたところ、小郡市がそんな動きがあったということが分かりましたので、そういう部分があったので急がないといけないと。

それと、基山町のほうもそういった動きをされていたっていうこともあって、やっぱりこの時期は水泳授業の民営委託化っていうのがあったので、先に水泳の環境、プール施設を確保するということが先にあったというところが一つの意図というか、それで8校するっていうことを決めたところでございます。

改修に関する費用につきましては、維持費は小学校でいくと年間で1,000万円弱かかっております。それとあと循環ろ過機——水をずっと循環、ろ過をするのが、1基当たり2,000万円近くしますので、それを8校ですると1億6,000万円ぐらいかかると。それから、プールの改修を一番直近で改修したのが、平成24年度に鳥栖西中学校を改修したときに、1億6,000万円ぐらいかかっております。当然、今の物価高からすると2億円とか、かかってくる形になりますので、そういう費用でいくと8校でいくと16億円ぐらいかかっていきますので、その合計で毎年1,000万円を計算していく部分と、ここ10年でもう1億円、それからそういった改修の分からすると、やっぱり20億円近くはかかってくるっていう計算をしたときに、民間委託で5,300万円とすると、40年ぐらいは可能であるっていうふうに判断したところでございます。

雑駁な数字で合わせておりますけれど、今後、例えば学校にプールを建設するときに、今までみたいな外に露天というか、屋根をつけないままのプールを改修できるのかは現状としてそういうことはもう無理だと。現状の天候からすると無理だろうと。

そうすると、屋根をつけると換気が必要になってくる、そうすると当然、温水じゃないけど、24時間泳げるようなプールを造るとか、そういうふうな形と、やっぱり費用がもっともって上がってくると考えていくと、そういった委託をすることのほうが安く経費が上がるのではないかというふうに考えているところでございます。

保護者負担につきましては、現在、全ての学校の授業に係る分ですので、当然、水着とかはもう負担でありますけど、それ以外は基本的にプールの委託に係る費用については市の公費負担というふうに考えているところでございます。

#### 牧瀬昭子委員

分かりました。詳細をいただきました。

かなり高額な費用がこれから見込まれてくるというところがあるでしょうし、お話の中には出てきませんでしたけれども、教員の皆さんたちの負担というのも前回の若葉小学校のときにはおっしゃっていたかなと。その管理のやり方とか、それが学校によって管理が難しかったりとか。ほかの市町では、水を出しっ放しにして費用がすごく多額にかかったとか、そういうこともあったりとかが検証された上でこうなったんだろうなというのを今、感じているところです。

最後になりますが、この小学校のプールが使われなくなった後の使い方についても検証されているのであればですけども。去年、鳥栖小学校で行われたカヌー教室とかということで活用されていたんですけども、そういった別の使い方をされる可能性とかで保管していきたいと思われているのか、それとも、もう校舎を広げるとか、校庭を広げるとかという考えがあって、壊す方向性にあるのか、その辺りも検討されているのであれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 佐藤正己教育総務課長

現状のところでは、将来的なプール施設をどうするかという方向性はまだ決まっておりません。

以上です。

#### 樋口伸一郎委員長

ただ、これは関係予算で学校施設のプールにおいては、多分そのまま延々と行くわけにもいかないし、ある程度のところで一定の方向性というのはどこかで出てくるかもしれないので、そのときの情報提供はお願いしておきたいです。

#### 姉川勝之教育部長

現行の学校プール、学校によって施設の老朽化状況とか、ろ過機を取り替えて何年経っているのかという状況がありますので、一斉に全部壊しますとかいう話まではうちの方では決めていない状況でございます。

ただ、仮にそういうものを解体するにしても、一定、民営事業の方向性を決めた上で、あとは老朽化の激しいところからとか、そういったところの検討を今後進めていくことになるかと思うので、そういった際は解体費の予算等もお願いをさせていただく話になるかもしれないので、そういったところを含めて御説明をさせていただきたいと思います。

#### 牧瀬昭子委員

若葉小学校でもそうだったんですけども、この計画がある前に一番の当事者の子供たち、

先生たち、そして保護者の皆さんたちへ、やりますよっていうお知らせはあっても、こういう状況ですからこうしないとまずいんですとか、こういうことをやろうとしているんですの情報提供と、あと意見の収集というのが、やっぱり一段階必要なんじゃないかなと思うんです。現在、プリントが1枚配られているという話を保護者の方から聞きましたけれども、やはりそこに思いだったりとか、意見だったりとかっていうものも、始まる前からいただく必要があるんじゃないかと思いますが、その辺りの御見解とか御検証の内容とかあれば教えていただけませんか。

#### **井手崇雄学校教育課長**

周知につきましては、たしかにプリントが1枚っていうのは事実でございます。そこは保護者のほうから問合せがあったときには、その都度回答ということはしておりますが、さらに詳しい情報を学校のほうへ、それから学校から保護者へ出していくことにつきましては、こちらでもう一回、精査をさせていただきたいと思います。

また、質問があったときには、その都度回答していきたいと思っております。

#### **成富牧男委員**

関連ですけれども、最初に中川原委員の要求に応じて、後から資料を出していただくということだったんですが、その際は、当然に仕様書みたいなものを出されたと思いますので、口頭ではそういう話も出ていたんで、その内容が分かるやつ、一般的には見積り、こういうやつをやりたいからこれで見積もってくれというふうになるんでしょうから、そういうものが分かるやつ。仕様書そのものでなくてもいいので、相手に見積書を出してもらうときには当然、取っておられると思うので、そういう内容にさせていただきたいと思います。

それともう一つ、今、私も改めていろいろ話を聞いていて、若葉小のときもそうだったんですけど、今回も検証、検証と言っているけど、本格実施のための議論に、こっちもそのままそれを錯覚したような感じで私自身も聞いてしまっているなと思うところがあるんです。ですから、検証次第で選択肢を、さっき西依委員とか牧瀬委員が言われた、検証を踏まえて一部やっぱり残すとかいうことをしておかないと、もう本当に足元を見られて、だんだんつり上げられていくっていうものを私も懸念しました、皆さんの議論を聞きよって。そういうところについてはいかがでしょうか。

#### **樋口伸一郎委員長**

若干質疑の内容が重複する部分もあるかとは思いますが、改めてお答えを。

#### **佐藤正己教育総務課長**

若葉小学校のときは検証事業で、今回8校しております。

実際の検証事業という形で授業時制の確立とか、移動の問題とかっていう形を検証して課



再開します。

#### 成富牧男委員

私のほうからあと一つ言っておかないといけないと思ったのは、さっき水泳連盟が困るだろうという話が出ていました。そのときの部長の答弁で要請がありましたらっていうニュアンスで言われたと思うんです。そうじゃないと思うんです。

水泳連盟というのは、社会教育か何かですか、社会教育の中の社会体育ということであれば、同じ教育委員会に文化、スポーツとかの仲立ちするところもあるわけですから、積極的に、実はうちは今回予算にもこういうふうな感じで上げてやっているんだけど、こっちのほうから働きかけるぐらいの姿勢が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

#### 姉川勝之教育部長

水泳連盟の分、社会体育の部分になりますので、縦割りでっていう話になれば、所管としてはスポーツ文化部のほうにどうしてもなってきます。ですので、教育部のほうといたしましては、当然に要請というか御相談のほうは、庁内で協議を進めていくという話にはなるかと思えます。

そういった中で、うちのほうで、例えば、改修等とかの施設の状況等で、ここだったら貸せるっていう施設があれば、そういう場所はここにありますよっていう部分は当然、お話をさせていただくような話になりますし、あとはその維持管理等々についてをどうされるのかっていうのを庁内の中でスポーツ文化部と併せて協議をしていきたいと思えます。

#### 成富牧男委員

だから、教育委員会じゃないですけど、役所の中にスポーツ文化部で、スポーツ担当のところがあるわけでしょう。その社会体育ですよ。

それこそ、今言われたとおり縦割りじゃないですけどもって、建前じゃなくて、少なくとも検証事業によって、あれはどげんしようかって言われているわけですから、それについてはもっと積極的に、向こうの社会体育、いわゆるスポーツ文化部のほうに働きかけるぐらいの——直接、水泳連盟にじゃなくていいんです。だから、まずは役所同士で何かを話さないかのじゃないかなと思えます。終わります。

#### 樋口伸一郎委員長

そうしたら、この件に関してはまだ続きがありますし、今、委員会から資料の提出等もお願いをいたしております。準備等々もありましようから、この件に関しては一旦、保留をさせていただいて、関連するほかの議案審査を行った上、資料等が整ってからまた改めてその専用の時間を取りますので、御理解をいただいた上で、ほかの質疑がある方を優先してここから先進めさせていただきます。

執行部のほうにおいては、資料の準備を休憩中を通してよろしくお願い申し上げます。ほかに御質疑のある方どうぞ。ページ数をお願いいたします。

#### 西依義規委員

8 ページの17備品購入費で、施設用備品購入費は小学校のほうでしょうけど、これは椅子とかテーブルって聞いたんですけど、今回どのようなものを買うのかということと、もし各小学校からこんなものを買ってほしいけど、いや、今回は教育委員会としてそこまでは回らんやったというような、大まかなものがあれば教えてください。

#### 佐藤正己教育総務課長

教育総務課が購入する分としては、机、椅子っていうものが主になっておりまして、あとここの中に各学校にある牛乳保冷庫など古くなっている分から更新とかをしております。

学校から直接に大型備品等の購入を要望等された場合は、当初予算でこの中の予算に組み込みをして購入できるように予算化をいろいろと例年しているところでございます。

学校が必要とする備品は、各学校の配当予算の中に備品っていうのを置いています。備品費がありますので、そこで備品購入をしてもらうというような状況であります。

#### 西依義規委員

体育館で使うやつは、この中には入っていないというところなんですか。教育総務課では違うと。

#### 佐藤正己教育総務課長

体育館とかで使う備品につきましては、小学校費の学校事務管理費……。すみません、代わります。

#### 辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長

体育館で使う物のうち主に体育の授業で使う物については、教育振興費の中の10の2の3の備品購入費の教材費、9 ページの一番上です。こちらが学校配当以外になっていまして、こちらで授業に関する教材分は購入をしていただいております。

体育館で使う物でも施設等でどこでも使う、先生方がメインで使う、あと放送機器とか、そういう物については、教育総務課の施設用備品購入費、または学校配当予算の教科用備品購入費のどちらかで購入をするようになっております。

主にアップをするのは、金額が大きいものについて教育総務課のほうに毎年高額リソース、こういう物が欲しいという物を学校の方から要望を出していただいて、予算に限りがありますのでこちらで聞き取りを行って、新年度に向けて去年買えなかった物を優先させたりとか、壊れてしまって直ぐに必要とか、そういう聞き取りを行った結果で優先順位をつけて購入をしております。

## 西依義規委員

補正予算からの続きになるんですけど、例えば、そういった違うクラブ活動というか、社会体育の方が寄附されたこととかはあるんですか。

もし、そういったこと、機材を寄附された場合は学校備品になり得るんですか。それともそういった物は受け付けないんですか。そういう事例はありますか。

もう一つ、体育館で持ち込んだ備品でけがをした場合は、施設管理者は教育委員会でしょうけど、備品じゃない物が持ち込まれた場合、責任は一切教育委員会にはないという見解ですか。例えば、鉄を落として足を骨折したと、その場合は、もちろん勝手に持ち込んだ支柱で足を折ったんで、それはおたくらの責任なのか、いやいや、体育館の管理者が教育委員会なんで体育館の管理者の責任なのか。

そういうのは、どう我々は見ればいいんですか。いや、もし後者やったらいかなんと思うんですね。

## 佐藤正己教育総務課長

そういった体育用具等の寄附は、ここ二、三年はなく、大体図書とかそういった分が主なものです。当然、学校管理下ですので、授業中に体育用具を出すため動かしていたときに、それは当然、授業中であるというのは学校の管理下になりますけど、例えばそれが、もう放課後になって、社会体育となると学校の管理下っていうものではないかなというふうに考えております。

## 西依義規委員

すみません、予算からずれて。その授業中にジュニアバレーが使ってる五、六十キロある支柱をのかせていましたと、それちょっと邪魔やけんって。それを子供が落としましたと。その場合は、学校の管理責任が問われるってことですか。

## 樋口伸一郎委員長

議案外ですので、一定のところでとどめてください。

## 井手崇雄学校教育課長

今の件でお答えさせていただくと、やはり学校の管理責任になるのではないかと思います。もちろん、けが等の治療費については学校のほうから、スポーツ振興センターのほうから支払われることになると思っております。

## 西依義規委員

この場で、私は重たいから軽いものが最近あるけんっていう話から、備品として受けとってもらって買い換えたらどうかって言ったけど、無理でしたというお答えをこの間いただいたんで、続きを言わせていただいたけど、急にせろとは言わんけど、私の中で整理をしたか

ったんで、そういう場合は学校の責任ならそういったものの管理とか、どこに置かないかんとか、持ち運びはこうだというのを。

ただ、私は思うんですよ、幾ら夕方やろうとそれでも小学校の児童が使いよるわけでしょう。よそから来よるかもしれんけど、田代小学校だったら田代小学校の体育館で、田代小がミニバレーしよるわけでしょう。やっぱり小学校の命と安全を守るのは、学校の責任やけん、そこはもうちょっと検討した方がいいんじゃないかなと思います。

**樋口伸一郎委員長**

お答えは大丈夫です。ここでとどめます。

ほかに御質疑のある方。議案審査に戻します。

**佐藤正己教育総務課長**

引き続きいいですか。今、学校では、そういったポールとかが直置きだと転んだり、グラットとすることがあるので、山形のポールかけを備品で購入してかけてやったりとかして、なるべくそこに掛けてくださいねっていうふうな指導というかお願いはしてあって、なるべく直置きをしないようにっていうふうなことは、されている状況でございます。

いろいろあるかとは思いますが、限られた予算の中での部分ですので、そういう形で今とらせていただきます。

**樋口伸一郎委員長**

議案審査の分であればいいですよ。大丈夫ですか。

**西依義規委員**

私はそこを整理していただきたかったからで……。

**樋口伸一郎委員長**

西依議員、議案審査のほうに。ほかの意見があればということで戻したので。

**成富牧男委員**

7ページの学校事務管理費の報酬に、学校運営協議会委員報酬というのがありますね。

これは、いわゆるコミュニティースクールの分ですよ。コミュニティースクールは、現状がどげんなっているのかを、そこそこ詳しくじゃなくて、例えば、前にこうやっていたのが、運営協議会が地域でつくる学校になってこういうところはよくなったんですとか、どこかそういう例を一点でもあれば挙げてもらいたいなと思います。負担だけ増えたとかということはないと思いますので。

**権藤暢道学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事**

学校運営協議会のほうに来ていただいていることということで、幾つかあるんですけれども、例えば、安全活動、交通安全教室、それからあと地域交流の取組として、例えば、基里

中学校のほうでは大人としゃべり場とか、それから鳥栖西中学校のほうでは、職業人に学ぶとかという講座みたいなものをしていただいております。

学校と地域と一緒にあって、取組が進んでいるものと考えております。

#### 成富牧男委員

私が知りたいのはそのあと、そういうことを取り組むことによって、こうなったよっていうところがほしいのですが、今はまだ現在進行形で、とりたててその成果でこうなりましたよということはないということですか。

#### 井手崇雄学校教育課長

明確な数値化したような成果指標等はございませんが、今、権藤参事のほうが話をしました、そういう学校行事ですけれども、学校の教員だけでは到底不可能な取組です。

例えば、基里中学校の大人としゃべり場も多様で多くの人材を集めてこられます。それは学校運営協議会がなければ、教職員がそれを、人集めから、運営からやることになりますのでかなり厳しいと。価値ある取組を学校運営協議会が担っていただいていると思います。

それから、職業人に学ぶも、いろんな職種の方を運営協議会の方々が集めてこられています。なので、児童生徒の成長という面では、それはもう校長から教員からのヒアリングではございますが、やはり地域への感謝の気持ちであったり、思考の幅ってというのが高まっているというのは、それは聞いております。

#### 成富牧男委員

成果が上がっていると、今、私が見ていないかもしれんけれども、これについてはお互いに交流する、そういうイベントというの大がかりやけど、何かそういうことはあるんですか。答えは要りませんけど、交流する、各学校で情報を共有する、もちろん一般市民も参加して、そういう場を地域でつくる私たちの学校とか、そんな感じのテーマは任せますけど。

何かそういうものを年に1回ぐらいやって、機運を盛り上げていく、醸成していくのがあればいいのかなと、また頑張っておられるその地域の方々の励みにもなるかと思えますので、これは要望です。

それとそれに関連して、次が8ページの小学校ですかね、学校事務管理費で委託料がありますよね。開かれた学校づくり推進事業の中身を、これ簡単でいいです。

さっきの西依議員の話とも全く無関係じゃないのかなということも思うんですけど、これは何を、どういう事業をやっておられるのか、これを裏づける何か要綱とか、そういうものがあるのかということです。

そうしたら、さっきのような学校施設を社会体育とかそういう地域の人が利用するときに、例えば、そういうルールも何かつくる、これと関係あるのかなと思っているんですけど、全

く関係ないならないでいいですけど、まずこの説明だけしてください。

#### **井手崇雄学校教育課長**

目的等につきましては、先ほどの説明の中に入っておりますので、具体的にどのような事業が行われているかといいますと、要綱もございます。要綱の中には、地域ボランティア活動事業、心の教育に関する事業、体験学習事業、教科「日本語」を柱とする小中一貫教育事業、コミュニティースクールに関する事業、その他上記事業の目的に合致する事業というふうに明記されております。

#### **成富牧男委員**

私が勘違いしていたところもあるようですけど、要は地域の人が学校を使う、そういうときの何かルール、学校開放、地域の人も使えますよと、その際には、こういうルールで使ってくださいと、備品についてはこういうことで使ってくださいと、その時に何かあってもそれはその責任でしてくださいとか、そういうのは現在ないわけですね。

#### **井手崇雄学校教育課長**

成富委員がおっしゃられたことは、恐らく学校の施設使用、施設借用に関わることではないかと思っております。

#### **成富牧男委員**

そういうふうにしてあればいいんですけども、もう少しそこら辺をさっきの西依議員への答えにもそういう側面を言っていただければよかったなと思いますので、以上で終わります。

また、あと追加で質問しますが、この件は終わります。

#### **牧瀬昭子委員**

開かれた学校づくり推進事業委託料について、8ページと11ページの小中学校を合わせてなんですけれども、この事業について先ほどいろいろと具体的な話をさせていただきましたが、現在、ほかの民間団体、主には特定非営利活動法人、いわゆるNPO団体とかが、不登校の支援とか不登校を未然に防ぐための支援をされる際に、もしくはその保護者の方々が見守りをされるというようなこととかもこの事業の中に入ると思うのですが、そういったことを連携して学校現場の中で生かしていただければと思うんですけども、これに関しての事業に対する御見解というのは、教育委員会としてはどういうふうに思っておられるのか、お考えをお示してください。

#### **井手崇雄学校教育課長**

先ほど私がお伝えした事業内容の中に、最初の話で地域ボランティア活動事業っていうのがあります。今、牧瀬議員が言われました不登校対策の一環として、恐らく、中学校にあり

ます別室ですね。別室の学校生活支援事業ですけれども、例えば、小学校には実際別室がございませんので、仮に、小学校の一室を校内の教育支援センターという位置づけで取り組んでいるほかの自治体がございます。なので、この開かれた学校づくり推進実施要綱の中の地域ボランティア活動事業というところで、活用が可能かどうかというのは、こちらも検討していかないといけないのかなと思っております。

不登校にかかる補助金とは別でございますので、開かれた学校づくりと不登校の支援事業が重なってよいのかっていうのは、検討させていただきたいと思います。

**樋口伸一郎委員長**

御要望に対するお考えは、もう一、二回でとどめていただいて議案審査に戻していただくようにお願いします。御発言をどうぞ。

**牧瀬昭子委員**

そうしたら、この予算、195万円ということですから、中身を教えてください。

**樋口伸一郎委員長**

内訳でいいですか。

**古賀直美インクルーシブ推進係長**

予算の中身なんですけれども、各学校への予算配分はうちで行うんですけれども、与えられた予算の中身については、各学校が予算を立てていいような格好になっております。

ただ、主なものとしては消耗品費であったり、あと謝礼、謝金に値するようなものであったり、少し通信運搬費があったり、そういったところがほとんどでございます。うちからのルールとして、備品購入費については購入をしないように、なるべく活動に関わる経費で御使用くださいというようなことでお願いをしております。

以上でございます。

**牧瀬昭子委員**

具体的にありがとうございます。

中身については、それぞれの学校で工夫をされてということだと思うんですけど、先ほど井手課長のほうからも言っていただきましたが、そういうことをされたいという地域のボランティアの方々との連携というところで、内容についても精査をまたしていただければと思います。要望としてさせていただきたいと思います。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにありませんか。

**西依義規委員**

すみません、予算があんまりないんであれですけど、3ページの中学校費県補助金の中に

部活動指導員活用事業費補助金がありますけど、もちろんこれは部活動に指導された方の手当みたいなやつ補助金でしょうけど、部活動の地域移行に関して、教育委員会で何か検討しよるんじゃないかったですか。それはまた違ったですか。

#### **井手崇雄学校教育課長**

今、西依委員がおっしゃられていたとおりで、こちらは部活動指導員活用事業実施要綱にのっとって、各中学校に部活動指導員を配置しているものでございます。一応これも県の事業で、これが部活動の地域移行へのつなぎというような位置づけで県のほうで実施されているものでございます。

教育委員会といたしましても、部活動の地域移行につきましては、今、検討を重ねているところでございますが、明確にいつ実施っていうのは、まだはっきりとしておりません。

#### **西依義規委員**

地域移行の質問をしていいですか。

#### **樋口伸一郎委員長**

いいです。予算関係なので。

#### **西依義規委員**

それは、お尻を決めてかというか、いつまでに出すっていうのを決めてるのか。

いや、私は部活動地域移行がいいかどうかとも分らんわけですよ。検討した結果は、今までどおりがいい、検討した結果、この種目とこの種目は地域移行でいいんじゃないかとか、いろんなパターンがあると思うんですよ。

まとめ方は、どっかいつの時期にまとめるとかあるんですか。

#### **井手崇雄学校教育課長**

部活動の地域移行につきましては、国も今はまだはっきりとした方針が示せないといひますか、今スポーツ庁が、一番新しいもので令和6年の10月末頃に出した中間取りまとめっていうような書面がござひます。そちらを基に教育委員会といたしましても、今、進めていこうとしております。

それ以前には、令和8年度には完全移行しようというような国の方針もござひましたが、現在、スポーツ庁が実際にその中間取りまとめと、今度、来春と言われましたが、今度の春、まだ明確には示されてませんが、そこで最終の取りまとめ、国の方針というのははっきりしてきます。

それを受けて、教育委員会としても基本的な方針を定めたいと思っておりますが、今、中間取りまとめの中で、令和8年度から前期と後期に分けて、8、9、10、11年度、12年度、13年度で段階的に、地域移行を進めていってほしいというようなことが明記されてひますの

で、うちもそれにのっとして令和8年度から地域移行が順次進められるように、今、調査等を進めているところでございます。

#### **西依義規委員**

分かりました。

もう一つ、昨今によく聞く教職員不足みたいな形で、鳥栖市の小学校・中学校で通常これぐらいおらないかんけどこれぐらいですって、この予算に反映されるかどうか。

県からのお金でしょうから、どこで質問していいかわかんないですけど、例えば、教員業務支援員配置とかは関係ないかな。例えば、足りないなら足りないなりに市が補填するとか県がこうするみたいな予算はどこを見ればいいんですか。

例えば、5人足りんなら5人足りん分の、何かそういうのはどこを見ればいいんですか。

#### **井手崇雄学校教育課長**

実際の学校の先生と言われる一般の正規職員につきましては、県費の職員でございますので、実際、今、御指摘があるように、教員不足は今も続いております。実際、欠員もありますので、そこについては非常勤講師等を充てて、学校教育を支えているところですが、その非常勤講師につきましても、県の予算から充当されておりますので、実際、市費のほうから出ているものではございません。

#### **牧瀬昭子委員**

先ほどの部活動補助金のところで関連して質問させていただきたいと思います。

今回、前年度からすると、前年度が112万円だったかと、今年度が238万4,000円ということで増額をされているんですけれども。これまでの経緯の中で、効果をどういうふうに見られていたのか。配置の状況とかが進もうとしているので増額されているのかどうか。それに対する課題をどんなふうにご考えておられるのかというのをまず1点目をお願いします。

2点目が、各学校でそれぞれの部活がないところに対して、隣だとか近隣の中学校とかに行きたいという要望があった際に、それに対する子供たちの意向に即したものを必要とされると思うんですけれども、子供たちの意見を尊重する立場から、どういうふうにご考えとしてお持ちなのかというところを2点お尋ねしたいと思います。

#### **井手崇雄学校教育課長**

部活動指導員の活用事業費の補助金というのが、実際、学校は確かに働き方改革もありまして、指導員の配置を望んでおりますが、実際のところ、指導員がなかなか昨年度も見つからない。希望はしていても、指導していただける方が見つからないのが現状でございます。

見つかった学校につきましては、補助金を活用して指導員を配置しておりまして、今年度増になっておりますのは、昨年度なかなか見つからなかったものが、今年度は見つかって、

そこに対して補助金を活用したっていうようなことでございます。

実際、効果と言われますと、もちろん数値とかはございませんが、やはり指導員が外部から入っていただければ、この指導員の活用の要綱では、教員と一緒に指導すべきものではなく、この方が一人で指導しないといけない。要するに、その分教員は、学校の本来の業務に携われるというようなことですので、教員からの声はやはり居ていただいてとても助かったと。休日に今まで出てきていたものが、休日はちゃんと休養がとれるようになったとか、そういう声は頂いております。

それから、次の御質問の部活動がないところにつきましては、やはりこれまでも、例えば、基里中学校は生徒が少ないことでバスケット部が5人そろわないとか、そういった状況は実際にございました。

そこは、受け入れる学校があれば、そういったところに行って、別の学校で合同練習っていうような形で取り組んでいるところもございます。例えば、現在、田代中学校のサッカー部がないことで、サッカーをしたい子がサッカーをできないっていうような状況も実際にございます。

これにつきましては、やはり受け入れる側に判断を任せているような状況です。やはり部員の数だったり、責任問題であったりがございますので、現在は、なかなか受け手がないような状況にはあります。

そういったことも含めまして、部活動の地域移行というのが、今後、ある競技は、この学校に集まって市の中学生が集まってできるとか、例えば、陸上の競技場のほうに陸上部がみんな集まってそこで練習するというような整理を今後していったら、子供たちがやりたいスポーツをやりたいときにできるような条件整備等については、今後検討を進めていかなければならないと考えているところです。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

#### **成富牧男委員**

小学校と中学校が両方ありますけど8ページ、小学校事務管理費、節18負担金、補助及び交付金、これ三神地区同和教育研究会負担金というのがありますね。そして、中学校のほうも12ページに名称が少し異なりますけど、同和教育研究会負担金3万4,000円。この研究会の設置目的、それから構成、その他を教えてください。

#### **井手崇雄学校教育課長**

教職員が子供たちに人権教育を進めていく上で、こういった三神地区の同和教育研究会等の研修に参加をするのは、とても意義のあるものと捉えております。成富委員から御質問が



今、手元に資料がございませんので、あとで資料のほうをお出ししたいと思います。

**成富牧男委員**

それでは、その資料が出た時点で質問あれば、質問をさせていただきます。

以上です。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにご覧いませんか。

**牧瀬昭子委員**

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーについて、まず3ページの款17、項2、目8と、6ページの款10、目3、節7、先ほどスクールソーシャルワーカーの分は報償費として謝礼の中に入ってますということだったので、それも併せてお尋ねさせていただきたいと思います。

今回、小中学校におけるスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの配置の状況、その課題とか利用の不足があるかないかなど、相談時間の拡大について学校などの配置をより一層進める考えが、まずあるかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

2点目に、県の補助金が増えてないところ、スクールカウンセラーのほうは増えていない状況を踏まえると、市としてスクールカウンセラーの配置時間とか対象校を増やす必要性はどのように認識されているのか。もし、現状で十分とお考えであれば、これから先、他の連携する箇所を考えているのかどうか。私は、必要だと思っているのでお尋ねしたいと思います。

3つ目に、より充実した支援体制を整えるためには、市の財源を活用する必要があるのではないかと思いますけれども、特にスクールソーシャルワーカーに対しては、時間数が足りないという御意見を頂いているところでございますので、その辺の実態に即して、どのようにお考えなのかお答えいただければと思います。

**古賀直美インクルーシブ推進係長**

私のほうから時間のところを少しお話させてください。まず、スクールカウンセラーのほうなんですけれども、これは県の事業ではあります。中学校については、県のほうから直接スクールカウンセラーを派遣していただきます。小学校については、市の会計年度任用職員という形で3分の1の県補助を頂いているような状況です。

教育相談体制の充実とか強化を図るために、これは不足なく時間を確保する必要があるというふうに学校教育課のほうでも考えております。

それで、直近の時間推移のほうを御報告させていただきたいんですけれども、令和5年度に関しては、スクールカウンセラーを小学校のほうで640時間、配置をしていただいております。

す。中学校のほうが892時間ということで、合計1,532時間の時間で活動をしていただいております。

これが今年度になりますと小学校のほうが704時間で、少し増えております。中学校のほう924時間ということで、合計1,628時間スクールカウンセラーのほうを配置していただいております。県のほうも市の要望に応じて、少しずつといいますか、大幅にとといいますか、この辺は時間が確保されております。

令和7年度に関しても時間を増やしたほうがよからうというところで、現在、こちらに関しては、県のほうに要望をしておりますので、今はまだ県のほうから内示をいただいている段階ですので、こちらで具体的な時間が申し上げられないんですけれども、うちが確保したいと思っているような時間は、県のほうも考えていただいているというような状況です。

また、令和6年度、令和7年度の状況を見て、当然足りないということであるならば、また県のほうと一緒に時間数を確保していくような格好で努力をしていきたいと思っております。

次に、もう一つがスクール・ソーシャル・ワーカーの件だったかと思うんですけれども、スクール・ソーシャル・ワーカーが、うちの市独自の280時間がついた経緯は、やはり県からの配置時間だけでは足りないよだということで、280時間を令和4年からつけていただきました。とても助かっております。

調べているところでは、令和3年度は、県の配置時間だけだったので1,520時間でした。令和4年度に関しては、県の配置時間1,530時間ということで10時間増やしていただいたんですけれども、これにプラスして市独自の時間をつけていただきましたので、1,810時間ですね、動けるような形になりました。

令和5年度に関しては、令和4年度と同じ動きでございました。うちのほうとしては、令和6年度のときに、もう少し時間を増やしていただけないでしょうかということで、県のほうに要望を出しておりました。そうしたところ、県の配置時間がプラス120時間を増やしていただいて、今年度は1,650時間を配置していただきました。市独自の時間は280時間でしたので、合計で1,930時間というところで、令和3年度から比べると410時間増で、全体でプラスということになっております。

令和6年度に様々な御意見等も、スクールソーシャルワーカーさんとうちの指導主事が意見交換をさせていただいて、どのあたりが本当に要る時間だろうかということを検討させていただきまして、令和7年度の県への要望に関しては、また少しうちから足した時間数を要望しております。今はまだ、県から、内示の段階なのでここでは申し上げられないんですけれども、うちからの要望を随分見ていただいているなというふうに思っております。



午後 1 時25分再開

**樋口伸一郎委員長**

再開いたします。

質疑の途中でしたので質疑を続行いたします。御質疑のある方は挙手をお願いします。

**成富牧男委員**

小学校関係で 8 ページの小学校事務管理費、節18の三神地区同和教育研究会負担金、それから同じく今度は中学校が12ページ、名称が若干違いますけど同和教育研究会負担金、この予算の中身というよりも、研究会の中身について少し御説明をお願いします。

**井手崇雄学校教育課長**

成富議員の御質問にお答えします。

この三神地区同和教育研究会という研究会ですけれども、役員としては校長が 6 名、それから各学校の担当者が 6 名、それから監査委員が 2 名ということで、全て学校の教職員によって構成をされており、この会員といたしましては、三神地区管内全ての教職員が参加をしているような状況でございます。

設置目的といたしましては、人権同和教育に関する教職員の意識を高め、授業実践力を身につけることでしたり、部落史学習や部落問題学習をはじめ、様々な人権問題に関する教材研究を進め、すぐれた授業実践を三神地区内の多くの学校に広めるという目的がございます。

以上、御説明させていただきます。

**成富牧男委員**

もう一回だけ質問させていただきます。

一人一人が任意で加盟するような研究会ではないかどうかの確認と、もう一つは、これは負担金ですよ。補助金じゃなくて負担金で出ていますけれども、そのところはいいんですが。成果物みたいな何かは出ているんですか。例えば、報告書とかそういうものが分かれれば。

**井手崇雄学校教育課長**

一人一人に会員になる、ならないの確認等は行っておらず、全ての教職員が自動的に入会をするというか、しているというか、そういう状況でございます。

それで成果物といたしましては、毎年事業報告等がございますので、いつ何どきにどういった研修会を行った、勉強会を行った、授業研究会を行ったというような報告がございます。

以上です。

#### **佐藤正己教育総務課長**

負担金の請求時に、負担金で鳥栖市が幾ら払ったか、6万5,000円払ったときの費用の中が、一応鳥栖市に在籍する教職員の人数を負担金として納めてくださいということで、会員としてなっているという意味で、井手課長からの説明でございます。

#### **成富牧男委員**

要は、個人がずっと、何がしかのお金、会費を払ってというやつとは違うということですね。

もう最後になります。教員の負担になるような内容ではないという認識でいいですか。出席したりいろいろとすることが、教職員の負担にはなっていないということでもいいですね。

#### **井手崇雄学校教育課長**

教職員の負担と言われますと、負担が全くないとは私も言い切れません。実際、学校の勤務時間外の研修もあつたりいたしますので。

ただ、それが本人の負担になっているのか、それとも本人はその研修に行ったことで自分自身のスキルアップということで考えている教員もいますので、一概にそこで負担かどうかというのはお答えできませんし、教育委員会のほうに負担ですというような声は上がってきておりません。

#### **成富牧男委員**

なかなか負担ですというのは難しいと思いますけど、分かりました。

また、これについてはおいおい中身について、また別の機会も含めて、お尋ねしていきたいと思います。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにも御質疑がある方、お願いします。

#### **中川原豊志委員**

せっかくですので、教科「日本語」の改正をするというふうなことで提案されていて、主要事項説明書の18ページですか、それで委託料727万3,000円、一応改正する内容等が具体的にどういうふうなことを改正しようと考えていらっしゃるのか、教えていただけんかなと思います。

#### **井手崇雄学校教育課長**

中川原議員の御質問にお答えします。

改正につきましては、現在、鳥栖市の教科「日本語」改訂委員会の委員、それから改訂部会といって現場の先生方で内容の検討を進めておりまして、実際に今までの教科「日本語」の教科書の中身を全て精読をいたしまして、必要な部分は残し、重複している部分等を確認

して、そこは削除したりですね。内容を差し替えたり、そういった作業を行っております。

また、アナログからデジタルに変わりますので、デジタルの音声であったり、それから紙では拡大ができないものが、ポップアップ等で拡大ができるようになったり、そういった中身のデジタル化っていう視点でも、内容のほうは検討をしているところでございます。

#### **中川原豊志委員**

例えば、具体的に当初つくられたときから、もう十数年たってるかなと思いますので、その間で、例えば地元とか日本の中でとか、いろんな動きがあったことに対して、それを教科「日本語」の中に新しく組み入れようとかそういうふうなことも考えていらっしゃるのか。改正に当たって、どういうふうなことを具体的に考えていらっしゃるのかなということを聞きたいです。

#### **井手崇雄学校教育課長**

委員の中に文化財にとっても造詣が深い方がいらっしゃいますので、鳥栖の地域に目を向けて、鳥栖のそういった文化財であったり、そういったところを取り入れようという動きは今ございます。

ただ、現代社会の中における日本語というか、そういった部分については、恐らく今のところ自分の記憶の中では、取り上げるようなことはやっておりません。

以上、よろしいでしょうか。

#### **中川原豊志委員**

さらによくなることを期待しておりますので、よろしくお願いします。

続けてよかですか。

ページ数が8ページやったかな。委託料の下から2番目、学童輸送業務委託料についてですけれども、多分これは鳥栖小学校の高田地区の小学1、2、3年生ぐらいの通学にタクシー等を使つての登下校をされているというふうなことだと思うんですが、何人ぐらい該当の生徒がいらっしゃるのか。

#### **辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長**

令和7年度の学童輸送の予定の人数につきましては、2年生が3人の予定になっています。

#### **中川原豊志委員**

ありがとうございます。2年生が3人ということは、タクシーが1台で済むのかな。

往復、幾らかかるのか分かりませんが、金額的には結構な値段になっているのかなと思いますが、これだけやっぱりかかるわけですか。積算根拠を。

#### **辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長**

令和7年度の現在分かっている人数としては、2年生が3人なんですけれども、途中で転

入等により台数を増やすってということが想定されますので、今回、予算要求自体は2台を確保するということで、予算要求は確保をしています。

それで、1台当たりが大体2,170円で、登下校にかかる日数分で、一応205日で4台ということで、4台は登校に2台、下校に2台ということで4台ということで予算要求をしております。

#### **中川原豊志委員**

取りあえず今のところ3人やけれども、増える可能性があった場合ということで、予算要求はされているということですが、これ考え方なんですけど、この前もお話しさせていただきましたと思うんですが、同じように小学校が遠くなったからということで、三十数年前に下野地区の児童が学校まで遠くなったことで、バスを運行させていただいております。

そのときには、下野地区は結構多かったんですが、最近はまだ十数名いるかいなか。バスの費用負担のほうはかなり高いんで、今後の考え方で結構ですが、そういった現在バスを使って登下校されているところについては、費用負担は個人負担になっているかと思います。

こっちは、公費で負担してますんで、何か不公平感があるようにも見えますが、今後バスで学校に通っていらっしゃる遠いところについて、タクシーを運行するとかいうことでバス路線の見直しを庁舎内で検討とかされることっていうのはないのか。今後の考え方で結構です。

#### **佐藤正己教育総務課長**

現状のところは、そういった具体的な部分は考えておりませんが、バス運転手不足等で路線の見直しがあっております。国道・交通政策課から情報として入っているのは、下野線とかで見直しがあるかもしれないというふうな、実際に確実ではないですけどもそういったこともあっておりますので、そういった部分については今後の対策っていうのは、もう既に考えないといけないかなと思っております。

あとは、どちらにしても遠距離で現在のバス通学をされている児童がおりますので、そういった児童の方たちの部分については、バスがなくなるとかですね、例えば、立石町であればバスの時間が合わないんで、魚蓮坊あたりから歩いてきている低学年の子供もおられるっていうふうに聞いたりもしていますので、そういったところはどのようにしていくのかというのは個々の学校ではなくて全体的にどうするのかっていうのは、考えることは必要なのかなと思っています。

#### **中川原豊志委員**

ぜひ、高田地区だけが優遇されているように見えちゃうんで、全体的な見直しっていうのも今後は検討していただきたいというふうに思っています。

一旦終わります。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかに質疑のある方は。

#### **西依義規委員**

20ページの学校給食費臨時支援事業のところで、まずは物価高騰で上がるのは分かるし、公費負担をされるのはとてもいいことでしょうけど、これが例えばまだどんどん米も上がるし、野菜も上がっていった場合、課内でどこまで見れるのか。もちろん、国も今、無償化の方向に流れよるけん、そこは分かりますけど。この公費負担は、どれぐらい耐えられるものなんですか。

公費負担を250円と300円を変えずにずっと公費負担をされよっちゃうけど、そういった考え方はありますか。

#### **立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長**

特段、現時点で目安というものはないんですけれども、やはりその物価高騰の状況、それに対して実際の賃金等が追いついているかどうかとか、そういう状況等を見ながら、こういう施策というのを維持していきたいとは考えております。

#### **西依義規委員**

物価高騰で、結構原材料が高くなって全国の他のところで、国のカロリーベースより下回ってた自治体があったということなんです。

国が、例えば8歳、9歳でエネルギーが660キロカロリー、鳥栖市のエネルギーのカロリーは、国に合わせているのか、佐賀県に合わせているのか、鳥栖市として独自の基準があるのか、そこはどうなんですか。

#### **立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長**

基本的には目指すべき基準としては国の基準です、それを目安ということでは考えております。

#### **西依義規委員**

今、ホームページを見て令和6年4月の鳥栖北小学校と旭小学校の献立表を見たんです。それで、4月9日から4月19日までで1日入学式が入って、8日間のカロリーの数値が平均で594キロカロリーだったんです。国は660キロカロリーと言っているんです。

分かるんです、後半のほうに670、680キロカロリーってくるかもしれんけど、最初の10日間を見ると594キロカロリーしかないんです。献立にそう書いてあるんで。

ということは、どこで区切るか分からないけど、年ベースなのか、月ベースなのか、週ベースなのかは知らないけど、その660キロカロリーという国の基準を、やっぱり担当課でどう

にかして、もちろん栄養士さんとかも健康面では頑張りよっちゃうけど、こっちはやっぱりカロリーのほうを見とかんと——もちろんおいしくない660キロカロリーはいけないですけど。

おいしくて660キロカロリーくらい行くような、そういった管理というか、第三者目線というか、そういったものが要るんじゃないかなとふと思ったんですけど、それはいかがですか。

#### **立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長**

カロリーが国の基準に対して満ちていない部分については、実際に物価高騰によって、その分が手当てできないような部分とかもあるかと思いますし、ほかにも先ほど言われたみたいに時期的なもの、そういうものによっても、例えば、春先は低いけれども、だんだん高くなっていくとか、学校行事が多いときは、特にそういうような工夫をすとか、そういった上下はございます。

実際に、栄養士のほうからの面ではなくてということであれば、実際に今回も給食費の値上げということで考えておりますので、そういう部分で不足する部分があれば、随時検討していかないといけないと思っております。

#### **西依義規委員**

保護者もなんでも無料がよいとはもちろん思っていないと思うんです。お金を出しても安全で安心して質のいい物を望んでいる保護者もいっぱいいるんで、そこがやっぱりだんだんと公費負担が多くなっていくとそっちを減らすといかんの。

下手したらその250円と300円という基準すら見直すのも別にありかなと思うんです。これだけ米も高いし野菜も高いんじゃないですかって、もちろん市も50円を見ますと、80円やったら。それは保護者も私は理解されるんじゃないかなと思っています。

その辺も上げろと別にいうわけじゃないんですけど、六百六十何カロリーを到達できないのが物価高騰のせいなら、それはお金を出せば上げられるので、そこはぜひ課内で検討していただければと思いますけど、いかがですか。

#### **樋口伸一郎委員長**

これは財源に対する考え方でもあるんで、お答えはどうでしょうか。（「給食費を決めるのは、こちらだからですね」と呼ぶ者あり）

#### **姉川勝之教育部長**

この保護者負担にお願いする給食費の部分ですけど、さきほど課長が答弁いたしましたように、現時点で公費負担のアップーとかを設定しているわけではございません。

さきほどお答えしましたように、物価とかも上がってきておりますけど、春闘とかでも賃上げとか行われておりますんで、当然個人の所得とかも一定程度上がってきているかと思ひ

ます。ですので、そういった全体のバランス等々を見ながら今後公費負担をどこまでするのかというのは、随時検討をしていかなければならないと思いますし、現時点においては、この令和5年度の価格に少し据え置くってということで、うちのほうの判断として行っておりますが、これが言われるようにどんどんどんどん上がっていくというふうになった場合に、公費負担と保護者負担の割合をどうするかっていうのは、当然その上がり幅を含めて検討していく必要があると考えております。

#### **樋口伸一郎委員長**

ありがとうございます。ほかにございませんか。

#### **牧瀬昭子委員**

同じく給食センター費についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

前年度予算、まず節1報酬のところですが、会計年度任用職員さんの人数が定員数に満たすためにこうされているんだと思いながらお伺いしますけれども、前年度が7,052万円で今年度が8,059万円ということで、会計年度さんの金額は1人当たりが上がっているということもあると思いますが、定数に現在満たっていないのであれば、満たそうとしているっていう現状があるということなのかどうか。

次に、節2給料ですけれども、今度はこれが減っている理由を知りたいのですが、正規の職員さんを減らして会計年度さんを増やすという方向性にあるのかというのが1点目です。

2点目が、先ほどの小学校の給食費の問題が出ていますけれども、国のほうで無償化の動きというのが上がってきているかと思います。現状として鳥栖市のほうに国からの何か連絡があっているのかどうか、もしくは小学校給食の中のどこの部分を無料にしようとしているのか。ほかには、この分は出してくださいねということで、そういう具体的なやり取りがまずあっているのかどうか。

もし、それが今ないのであれば、ぜひ、今後その辺りの情報を随時いただきたいと思えますけれども、御見解をお伺いします。

#### **立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長**

まず、人件費の部分なんですけれども、会計年度任用職員の定数等については、令和6年度も7年度も変わっておりません。人件費、単価の上昇等で増えた分等になっております。

ただ、決算額等の違いとして、どうしてもやはり定員に対して満たしていない部分がありますので、その分について3月補正とか、決算のときには、減という形で調整をさせていただいております。

あと給料等が下がった部分については、実際に人事異動に伴うもの、それから正規職員であれば定年退職される方、こういう方の影響等で減になっている部分でございます。

あと無償化についての話なんですけれども、現時点において国のほうからどういう制度設計をされるという、その具体的な内容についてはまだ連絡があっておりません。やる方向で、するという話だけが来ているというか報道であっているような状況ではございます。

あと、そういうことですので、実際にどこを無償にしてどこを実際に負担してもらわないといけないようになるかとか、そういうような話とかは一切まだできていない状況でございます。

#### **牧瀬昭子委員**

最後に、先ほど申し上げましたけれども要望で、現在はまだということですので、随時国からの要請とかということが流れとしてありますよとかいったものが分かり次第、いただきたいですし、来年度に向けて中学校の費用とかっていうのに、今まで小学校で使っていた分の競馬の基金とかっていうのを、今度、中学校のほうで使えるのかどうかというのの御検討も、ぜひ併せてしていただきたいなと思います。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

#### **成富牧男委員**

すみません、戻りますけど、10ページの学校事務管理費の1報酬、この4番目の会計年度任用職員報酬ですが、この中には、スクールカウンセラーとかそういうやつも、予算としては含まれているんでしたかね。もし違うなら言ってください。そのことについてお尋ねしたいんです。

#### **樋口伸一郎委員長**

それは今、副委員長が言われたのが入っているかだけでいいですか、内訳もお聞きしますか。

#### **成富牧男委員**

私が知りたいのは、全然無関係なやつならいかんから、そのことに関連してお尋ねしたいということから始めたいと思います。

#### **樋口伸一郎委員長**

その該当する部分が含まれているかっていうところからお答えください。

#### **古賀直美インクルーシブ推進係長**

成富委員の御質問なんですけれども、学校教育事務局費の中の、すみません、何ページっておっしゃってありましたか。（「10ページ」と呼ぶ者あり）

10ページであれば、中学校費になるかと思うんですけれども、こちらのほうにはスクールカウンセラーの報酬等は含まれておりません。

**樋口伸一郎委員長**

含まれていないということです。

**成富牧男委員**

そうしたら、ここに含まれてないってことは、スクールカウンセラーじゃなくて、スクール・ソーシャル・ワーカーはどこになるの。

**古賀直美インクルーシブ推進係長**

スクール・ソーシャル・ワーカーにつきましては、学校教育事務局費の中（「何ページ」との声あり）学校教育事務局費は、委員会資料の6ページになります。

学校教育事務局費の中の7報償費の謝金の部分に含まれております。

**成富牧男委員**

私が聞きたかったのは、また議案外になったらいかんもんだから、だから根拠を一生懸命訪ねていたんですが、小学校は県費と言われましたかね。あれはスクールカウンセラー、そのところをもう一度お願いします。

**井手崇雄学校教育課長**

小学校につきましては、市のほうで計上しています。中学校につきましては、県から直接来ております。

**古賀直美インクルーシブ推進係長**

成富委員が聞かれたのは、スクール・ソーシャル・ワーカーの部分でよろしかったですか。（「はい、それでいいですよ」と呼ぶ者あり）スクール・ソーシャル・ワーカーにつきましては、小学校、中学校を含めて、全て県のほうから派遣をさせていただいております。足りない部分について、280時間ほどを市独自で予算化させていただいております。

**成富牧男委員**

すみません、質問がまずくて。

それで私が知りたいのは、現在スクール・ソーシャル・ワーカーは両方とも県費で、市のほうが継ぎ足してということだったと思いますけど、そうしたらこれは報償費ですね。これは報償費でしか駄目だっていうことですかね。報償費ぐらいの頻度しかないということですか。

例えば、会計年度任用職員みたいな人を充てるには、授業量というか、それだけの量がないから、そういう報償費っていう感じになっているんですか。その県のほうの考え方は。

**古賀直美インクルーシブ推進係長**

県での雇入れの職種といいますか、どのような形で雇用されているのかっていうのは、すみません、把握をしておりません。

## 成富牧男委員

大体どこら辺のことで聞きたいかと、確認いただいたと、分かっていたいたと思いますので。私が言いたいのは、こういうとても大事な、そして、今まさにますます必要になってきているソーシャルワーカーもしくはカウンセラー、こういう方々が会計年度とか、こういう報償費という形での——報償費は雇用でもないですよ——形態になっているけれども、これは例えば、正規の人にすることは可能なのかなのか。

それは鳥栖市の分でもいいし、県費の分でもいいんですが、可能なのかなのかだけ聞きたいです。

## 古賀直美インクルーシブ推進係長

まず、スクールカウンセラーさんについては、市の会計年度任用職員さんになられます。それで、スクール・ソーシャル・ワーカーの部分について、現在のところは会計年度任用職員ではないんですけれども、会計年度任用職員に関しては市の総務課のほうとの調整も要りますので、ここでの発言は控えさせていただきます。

## 成富牧男委員

そういうことじゃなくて、いくら鳥栖市が正規雇用にしたいとしても法律上、もしくは県から来る県費の分については、正規とかそういうことじゃできない縛りがかかっているんですよってことなのかどうか、そこをお尋ねしています。現時点で分かれば。

## 古賀直美インクルーシブ推進係長

スクール・ソーシャル・ワーカーの市独自の部分につきましては、県のほうから補助をいただいておりますので、特に縛りはございません。

## 姉川勝之教育部長

このスクール・ソーシャル・ワーカーは、まず本体——本体と言ったら変ですけど、大本の部分は県のほうで、そこが会計年度として雇われているのか、うちと同じで謝金なのかというところまでが確認取れていないんですが。

まず、大本の部分が県のほうで手当てをされている部分で、実際に県のほうからも、要は、年間でトータル何時間ってような形の割り振りが先ほど説明があったかと思うので、そこを超えた部分をうちが追加でお願いさせてもらっているという形の中で、要は、二重契約とか雇用契約が二つとかにならないように、多分うちのほうとしては謝金でやっているような形になっております。ですので、そこをうちがどこの部分を雇用するのかっていうのが非常に分かりづらい。年間の総時間の中の結局オーバーする部分、ここまではやっていいですよっていう部分になりますので、そこが雇用としてできるかっていうと、なかなか難しいのではないかというふうに考えます。

## 樋口伸一郎委員長

県費ではなく単費のほうに集中して御質疑いただければと思います。

## 成富牧男委員

単費の分でもいいですよ。それとか県費と関係ないと言ってるのは、例えば、県がこれ以上できませんと、鳥栖市への割当てはこれだけですよって、さっきも出てたかな。4欲しいのが3しか県が使えるやったと。その1を本当はほしいわけじゃないですか、必要だったわけですね。

そういうときには、私の記憶によれば、例えば教員の場合やったら、単費で、いわゆる鳥栖市のお金で手当てしてもいいよってというのがあったと記憶してるんですよ。違うということだったら、言っていただいていいんですけど。

それと同じ発想で、今、尋ねてるんですね。それと同じ発想で、鳥栖市の教育委員会の考え方で、つけるつけないはしても構わないんですか。つけなさいじゃないです、まず可能なのかっていうことだけ確認しています。

## 井手崇雄学校教育課長

今、教職員のお話がありましたが、鳥栖市ではやっておりませんが、ほかの自治体で、単費で、例えば町の単費で学校に教職員を1人つけるとか、そういうことはございます。そういう発想で一定、市としてつけることは可能かもしれませんが、こちらの教育委員会としては、今そこについて検討はしておりません。

## 成富牧男委員

そういう発想、そういうことを聞かれるとは思わんやっみたいない感じだと思いますけど、ぜひ、既成概念というか、捉われないで必要だったら正規職員でもいいじゃないですか。なんか、この頃はここに限らず、重要な部署におられる、それとか新しく設置される部署の専門職の方が——これは私の感じですが——なかなか正規じゃなくて、会計年度とかそんな感じになっている。

ところが需要からいうと、いろんな話を聞くと、皆さんからの話を聞いても、もっとあると思うんです。

だから、どこかに設けといて、栄養士の皆さん、例えば、学校給食センターなんかも、どこかにセンターに置いて、あとあちこちに回っておられるんじゃないかと思いますが、そういう形で使い方はあると思いますから、遊ばすという状態じゃないと思いますので、ぜひ、今後そういうことも全体の予算の都合もあろうから。

だから、ぜひ可能かどうかだけ。今日の時点では、可能であるということで確認しておいていいですか、今日は。

**姉川勝之教育部長**

スクール・ソーシャル・ワーカーのほうから話が始まったかと思います。

現状、うちが謝金でお支払いしているのは、先ほども御説明しましたように、今やっただいてるスクール・ソーシャル・ワーカーの方の相談を受け付ける時間が足りないということで、その足りない部分をつけていると。今、成富委員がおっしゃっているのは、例えば、そういうスクール・ソーシャル・ワーカー事業にそのものの人数が足りない、人の時間じゃなくて、人が足りないというふうになった場合に、それを市単独でやれるのかどうかというのは、それはやれるとは考えます。ですから、そういった状況に応じて検討をしていきたいというふうに思います。

**樋口伸一郎委員長**

ほかに御質疑のある方はいますか。

**牧瀬昭子委員**

8ページと11ページで併せてお伺いしたいと思います。

款10教育費、項2小学校費、目3……。

**樋口伸一郎委員長**

目3は9ページかな。

**牧瀬昭子委員**

失礼しました。目2学校事務管理費、節17備品購入費のうちの教科用等備品購入費、それと中学校費も同じく教科用等備品購入費について、お尋ねしたいと思います。

中学校のほうは11ページ、17備品購入費、教科用等備品購入費です。

それで今回、質疑の中でもお話がありましたけれども、中学校のほうは相当増額を、約5倍ぐらいしていただいていますし、小学校のほうでも微増でつけていただいています。先ほど御説明の中でも100%の目標値に合わせて、2年で達成するためということをつけておりますということだったので、それで併せてお伺いしたいんですが、これは今回だけではなくて継続したりとか、目標値に達するようにするためにということで、確認させていただいてよろしいでしょうか。

今回、今年度だけなのかどうなのかということをお尋ねします。

**佐藤正己教育総務課長**

説明で申し上げたと思いますが、令和7年度と8年度の2か年で当面100%に持っていくってところで、この予算を計上させていただきました。

**牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。100%に向けてというところで予算を計上していただいているとい

うことでした。

とは言っても100%に達した後に、それで新しい本が今度は次にぐっと減ってしまうのではなく、新しい本も買っていけるような予算措置というのも、今後、また継続して考えていただきたいなと思いますので、これはもう要望で終わらせていただきます。

以上です。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

**西依義規委員**

中川原委員からあつてました教科「日本語」のやつで、18ページに委託料で727万3,000円があるんですけど、この委託先の業種と、どういった作業内容なのか。

結局、七百二十何万円が高いのか安いのかがよく分かんないんですけど、何かそういった参考にされたものとかあれば。

**井手崇雄学校教育課長**

委託料727万円につきましては、委託先は教科書会社、いろんな教科書会社がございますので、幾つかの教科書会社とやり取りしながら、今、この数字を出しているところでございます。

**樋口伸一郎委員長**

積立て根拠じゃないですけど、理由、妥当性とかそうした理由をお尋ねしないと。

**権藤暢道学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事**

今ある教科書、紙の教科書を、まずデジタルにしないといけないので、結局組版というか、新しい版をつくるが必要になってきますので、そのあたり、全てをもう今ある文章なりなんなりを打ちかえたり、それから写真を新たに入れ込んだり、あと、例えばポップアップで表示される、そこを押したら詳しい説明がぽんと出たり、動画が出てきたりとか、そういう仕組みをつくるんです。仕掛けをつくるので、その辺りでかなり、かなりというか、お金がかかるというところです。

**西依義規委員**

その作業というか、これはどれぐらいの期間かかるんですか。1年間かかるんですか。そのデジタル化にするのに。

例えば、3か月ぐらいで終わる作業なのか、1か月なのか、半年なのか、1年なのか、それでこの720万円が、ああ、それくらいよねっていうのか、いや1か月ならそれはちょっと高過ぎやろうという、それを知りたいです。

**権藤暢道学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事**

まず第1稿を入れます。これが1稿入れるのが一応、教科書会社によっていつまでっていうのが違うんですけども。

第1稿入れて、こちらで出来上がったものを見て、さらに修正が多分必要になってきますので、第2稿をまた入れます。それで、最終的には第3稿まで入れることができるので、修正を加えながらやっていきますんで、どれぐらいの期間が、はっきりと何か月かかるっていうのは言えませんが、長い時間をこちらとやり取りしながら、つくっていくものになるかと考えております。

#### **西依義規委員**

これを何年間ぐらい、例えば10年使うのか。紙の印刷代がどれぐらいかかって、どれぐらいのランニングコストから比べると、これぐらい効果があるんだぞとか、削減になるんだぞみたいなものがあれば、あと先生方の使い勝手がどうよくなるかとか、もしそこまで分かれれば。

#### **権藤暢道学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事**

一応、今考えているのは10年間ぐらいを考えていまして、コストの面でいくと令和5年度に紙のものを3年分一遍に刷っています。そのときにかかったものが全部で420万円ぐらい。3年分です。

1年分が3年で割ると140万円ぐらいになるんです。これを10年使えば、1,400万円になりますよね。これが、七百万円ということであるのであれば半額ぐらいでっていう、10年使えばですけども。

ただ、5年使っても700万円ですので、6年使えば元は取れるのかなっていうところでございます。

#### **西依義規委員**

私は、紙からデジタルになかなか慣れないから紙がいいんですけど、もちろん、子供たちは生まれた時からデジタルなんで、そこら辺は大丈夫だと思うんです。

あとは、ほかにも「わたしたちの鳥栖市」とかあるじゃないですか、いろんな鳥栖市だけで使っている副読本。ああいう物もデジタルにされたほうがいいのかなとか、そういった検討も——もちろん全国で使うんやったら、もう全国でデジタルがあらうけん。そっちはそっちが安いでしょうけど。

うちだけしか使わない、そういった物は何か今後……、これもいいですか、こういう質問も。

#### **樋口伸一郎委員長**

ある程度は。

## 井手崇雄学校教育課長

私たちの鳥栖市につきましては、鳥栖市内の教職員の監修のもと作成をされております。それで、次年度が恐らく次の改訂期になると思いますので、そこでデジタル化をするか否かにつきましては、また校長の下、そこで集まった社会科の担当教員と市教委との協議の上で決定していくことと思いますが、現時点で明確にデジタル化とかいうような声は上がっておりません。

## 樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。

そうしたら、先ほど水泳授業の民間委託に関して、追加の資料等を委員会のほうから要求をいたしておりまして、御準備をいただいております。

この説明をいただいたあと、確認や御質疑等をお受けしたいと思いますが、これに関しては個別に意見されたいことや御要望等も多々あるかと存じますが、御発言を拒むものではありませんが、御発言は結構です。

ただ、それに対するお考えとか、やり取りを行うと収拾がつかなくなる可能性もあるので、御要望、御意見に関しては、御発言でとどめていただくように御協力をお願い申し上げます。

それでは、資料に対する御説明をお受けしたいと思います。よろしくお願いします。

## 佐藤正己教育総務課長

さきほど資料を提出いたしましたので、説明させていただきます。

水泳授業民間委託費用等内訳といたしまして、一番最初の上に若葉小——これは令和6年度で今年度でございます。

児童数360人、1年生から4年生223人、5、6年生129人で、概算で443万円となっております。1人当たりの単価は1,977円、これは1人当たりの授業料を1回当たり1,600円にするのと保険料等が入ったところでございます。

2番目、鳥栖小学校については、児童数631人、1年生から4年生404人、5、6年生227人、概算が699万円で、1人当たりの単価は2,067円。

旭小学校は児童数731人、1年生から4年生503人、5、6年生233人、概算費用が887万2,000円で1人当たりの単価は2,267円。

田代小学校は、児童数477人、1年生から4年生325人、5、6年生152人、概算が541万7,000円で1人当たりの単価は2,135円。

弥生が丘小学校は、児童数510人、1年生から4年生295人、5、6年生が215人、概算の費

用額が629万5,000円。1人当たりの単価は2,277円。

鳥栖北小学校は、児童数740人、1年生から4年生490人、5、6年生250人、概算費は776万6,000円、1人当たりの単価は1,966円。

若葉小学校は、児童数352人、1年生から4年生223人、5、6年生129人、概算費用が371万2,000円、1人当たりの単価は1,965円。

基里小学校は、児童数333人、1年生から4年生195人、5、6年生138人、委託費の概算が733万5,000円、備考として、自社バス利用が困難であるためタクシー業者と委託予定ということで、1人当たりの授業料単価は4,069円。

麓小学校は、児童数552人、1年生から4年生が373人、5、6年生179人、概算が689万6,000円、1人当たりの単価は2,346円となっております。

この1人当たりの授業料につきましては、委託額を授業ののべ参加人数、授業5回プラス5、6年生のみ着衣水泳1回で割った金額で算出をいたしております。

見積りを要するための資料といたしましては、指導実施回数各学年5回、1回につき60分程度、着衣水泳1回、5、6年生のみ実施、1学年ごとに指導を実施、受託者は学習指導要領に基づいた評価項目を当該校と確認し、教員の評価を支援すること。

指導体制としては、泳力別に児童をコース分けし、各コースには受託者においてインストラクターを1名以上配置し指導に当たること、施設を安全に利用できるよう監視員の配置など適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること、水泳施設として衛生的な環境と水質の維持に努め、学校衛生基準第4水泳プールに係る学校環境衛生基準に準じた水質検査を実施し、その基準を満たすこと。

水泳授業指導時間は、指導に必要な場所を一般客用と区別して設けること、水深については、0.7メートルから1.2メートルの範囲とし、学年や泳力の状況によりプールフロア等で深さを調整し、安全に配慮した指導が可能なこと。

移動としては、特別支援学級児童を含む全児童及び教職員の移動ができるよう、受託者がバス等を確保し、送迎を行うことということで、こういう資料をもとに当該の見積書を請求しているところでございます。

以上でございます。

**樋口伸一郎委員長**

ありがとうございます。

今、御説明が終わりましたので、御確認、御質疑のある方はよろしくお願いします。

**牧瀬昭子委員**

ありがとうございました。7番目の基里小について御質問させていただきたいと思うんで

すが、自社バス利用が困難であるため、タクシー業者へ委託予定ということですが、これはタクシー業者に別発注をかけて鳥栖市が業者を頼むのか、それともプール業者さんがされるのかっていうので、移動のところで、最後に受託者がバス等を確保し、送迎を行うことっていうふうに書いてあるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

**佐藤正己教育総務課長**

これにつきましては、受託業者がバス、タクシー業者からそういった輸送できる手段を確保するっていうことでございます。

**牧瀬昭子委員**

やはり全体を見比べても1人当たりの単価がちょっと高いので、それで確認ですけど、例えば、タクシーじゃなくてレンタルバスとかのほうが金額的に抑えることができるんじゃないとか、その辺りの御検討は、プール会社さんとされたりとかはあるんでしょうか。それとも、全部もうお願いしているんで、そこまでは言えないのか。その辺はいかがですか。

**佐藤正己教育総務課長**

いろんな業者さんに当たってあるみたいで、結構、時間がかかったんで、やはりバス会社さんとかいろんなところへされた上の最終的な結論として、この金額が出てきているところでございます。

**樋口伸一郎委員長**

ほかに御質疑のある方。

**西依義規委員**

ありがとうございます。その5,300万円の積算を見せていただいて、十分理解はできますんで、この予算に関しては、私は問題ないと思いますけど、先ほどから言ってますとおり、バックアップ機能じゃないですけど、これはあくまで水泳授業の民間委託検証事業ですよ。5,300万円使って検証するんですよ。

ということは、その検証結果、こういう部分が課題だったというのは、明らかに出ると思うんです。もちろんその先の随契の話も、長期契約も。やっぱりそこに関する何か報告書なり、後々、10年後、例えば、市民が見て、こういう過程で民間委託になったんだというふうな、やっぱり残るものは要と思うんですけど。例えば、令和6年度は若葉小をされていますが、そこで出すのか。それとも、ここでの何かの時期に——全部終わっていたらもう予算に間に合わないんで、中間報告でもいいですよ。何かの形を出すべきだと思うんですけど、そこまで含めた質問をしたいんですけど。

**佐藤正己教育総務課長**

当然、検証事業でございますので、こちらが求めている時間割の組み方であるとか、移動

の問題であるとか、そういった部分はもう随時把握できている部分が出てくると思いますので、そういった検証報告等をして、次の年の改善とか、そういうものを積み重ねていって、最終的にはどういう方向に行くのかという決定をすることになってくると思います。

ですので、当然うちのほうもそういった事業者からの報告をもらうことは必要ですし、教育委員会事務局として学校教育課と教育総務課のほうで、そういった検証は最終的にはする必要はあるかと考えております。

#### **西依義規委員**

この議論は残したほうがいいと思うんで、ぜひ残していただきたいのと、さっきも言ったけど、自前のプールの必要性についても、教育委員会として検証の中にどっかに書いていただいて、願わくばそれが一番と。ただ、今はもちろん場所と時間もかかるんで、ぜひその辺も含めて検証していただきたいと思います。

以上です。

#### **樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

#### **中川原豊志委員**

確認ですけど、基里小学校のみが自社バス利用が困難って書いてあるんですけども、4つぐらいの業者さんに2校ずつ見てもらうのかなと思っているんですが、そうじゃなくて、基里小は基里小だけ1校なのか。もしくは基里小と一緒にのところがどっかあって、そっちにはバスは出せるけれども、基里小だけは出せないよというふうになっているのか。どうですか。

#### **佐藤正己教育総務課長**

やはり授業時間が2時間弱、1回の授業で取りますので、移動時間を考えていきますと、基里小学校を例えば、小郡市内のもうちょっと奥のほう、弥生が丘と田代小学校を予定するところに行くと、時間がオーバーします。それとあと久留米のほうでもオーバーしますっていう形で、基里小学校の一番近い水泳施設が小郡市の福童のほうにあるスイミングスクールが一番近かったというところで、そこに御相談したところ、自社バスが1台あるっていう形で、その時は一回で三十何人とか運べる能力がないということで、こういう形になっております。

#### **中川原豊志委員**

基里小学校は——小郡市の施設を利用する市内の小学校はほかにはないということですか。

#### **佐藤正己教育総務課長**

小郡市を基里小学校1校で1施設を使うという形です。

**中川原豊志委員**

ということは、ほかの施設であと3つあるとしたら、3校を見ていただく施設もあるということですか。

**姉川勝之教育部長**

業者の数の説明の仕方が不足していた部分があるのかなと、食い違いがちょっとあっているみたいなんで。

業者としては4つですけど、場所としては5か所を今、想定しております。要は、1つの業者がこっちとこっちを持っているところがありますので、4事業所、5か所でお願いをしようというふうに考えております。ですので、この基里のところともう一つが1校ずつだけを受けて、残りが2校ずつというふうな形でお願いをしようと考えております。

**中川原豊志委員**

どこの学校がどこってということは、後々分かると思うんですが、水泳授業の時間帯ってうか、年間で計画をされているのかなとは思いますが、4月から3月までっていうわけにもいかんでしょうけど、どの程度の時間割を今、検討されているのか。

要は、水泳に使う時間を何か月間ぐらいは見なくちゃいけないかなとか、というものも含めてお願いします。

**権藤暢道学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事**

大体の学校が4月の終わりぐらいから始めて、2学期いっぱいぐらいで大体終わる。つまり12月ぐらいで終わるような予定ではしているんですけども、延びるところも学校の人数が多いところ、入っているところは1月までずれ込むところもございます。

**中川原豊志委員**

検証事業でしようからいいんですが、例えば、4月の終わりから11月ぐらいまでで終われば、12月から3月までで、もう1クールできたりするんであれば、施設数にどうにか、今の施設の中で少なくなっても、鳥栖小だけになっても、どうにか8校見れるとかいうふうなことができないのかなというふうなところも一緒に検証してもらえればいいのかと思っただけです。

ぜひ、そういうものも検証していただければ、今後につながるかなっていうところで、お願いします。もし答弁できたら。

**樋口伸一郎委員長**

答弁できますか。

**佐藤正己教育総務課長**

当然、そういった施設側の空き時間とかともあるかと思いますが、そういった学校が早く

終わってしまうとか、そういうことがあるようであるなら、そういった部分も含めて検討できればと思っております。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

**井手崇雄学校教育課長**

中川原委員の御提案は、学校のほうにももちろんで投げかけてみたいとは思いますが、大体学校が1月に入ってしまうと、やはり卒業式とか終業式に向けて、1年間のまとめの時期に入っていくので、2月とかに入ってしまうと学校側が嫌うところはあるのかなと思います。が、できる限りいろんな形で、いろんな方向性で検証していきたいと思いますので、御助言ありがとうございます。

**樋口伸一郎委員長**

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

私のほうから1点です。資料ありがとうございました。再三にわたり恐縮なんですけど、やっぱり西依委員もおっしゃったように予算、この五千万円単位の予算が出るときっていうのは、このケースにかかわらず、やっぱりこうした根拠書みたいな——もう口頭でもいいです。これは物すごく重要になってくることでもあるので、ここはどこどこ課とかじゃなくて、改めて、こうしたものを複数にわたるものが集結して予算が組み上がっているものとかに関しては、御準備を、想定をしていただくように御要望させていただきます。

それで質問なんですけど、今、4事業者5か所、ここは納得できます。ただ、公費の流れとしては、移動のところに書いてある受託者がバス等確保し、のところを含めるとこの受託者が実質、単価は4,069円というところで頂いた分をタクシー業者まで含まれてってなると、公費としては流れが5事業者に行っているようになるじゃないですか。タクシー業者にも流れているわけですね。

もちろん払っている人は、事業者がタクシー会社にお支払いするんだと思います。そうなれば、タクシー業者がどのような車で、どのようにして、どのような状況で子供たちをこの施設に送っているのかっていうのは、ほかのところは水泳事業者さんに確認すればすぐ分かるんですけど、ここはもう移動のところに書いてあるように、受託者がバスを確保しとなっている以上は、また越しで聞いていくしかないっていうところになると思うんで、その辺のタクシー業者とかの把握、行政が把握する部分っていうのはもう受託者から聞くしかないと思うんですけど。

もう、完全に任せているのであれば、要は大型バスで行くのか、あるいは何台もピストン

移動して、中型のタクシーでいくのかっていう状況がここだけ変わってくると思うんですけど、行政の把握状況というのはどのように考えておりますか。このタクシー業者です。

#### **佐藤正己教育総務課長**

今年度の若葉小学校のときもそうですけど、私たちもどういった状況か分かりませんので、やはり現場に赴いて輸送状況等も確認させていただいておりますので、実際は基里小学校のときにも、そういった輸送状況とか、さっき委員長が言われたような、どういった車種で来るのかっていうのは、しっかりと把握をして確認はしていきたいと思っております。

#### **樋口伸一郎委員長**

そういう意味では、この基里小だけが特別な状況——お金の云々じゃなくて——ですから状況把握っていうのをしっかりされていくようお願いを申し上げます。

ほかにはございませんか。

#### **田村弘子委員**

資料ありがとうございました。この検証事業を行うに当たって、する前とした後っていうところを子供たちに聞けるのが最後のチャンスだと思うので、民間委託になる前の、民間委託に向けてとか、今までの小学校の水泳がどうだったかっていうところのアンケートと、民間委託を受けてから、授業を受けてからの気持ちの変化みたいなのが分かるようなアンケートなどがあったら、今後何かの参考になるのではないのかなと勝手に思っていたりするので、これは個人の要望として受けとめていただけると幸いです。

#### **樋口伸一郎委員長**

これはアンケートを先ほど御説明いただいた部分とかもあるので、今後そういうアンケートを取るというお考えがあるのかっていうところが、現在あればお答えを受けしますが、どうですか。

#### **井手崇雄学校教育課長**

田村委員の御意見、ありがとうございます。

自分の理解では、今回、御提示しておりますアンケート結果というのは、子供たち、特に6年生なんかは過去5年間で自校のプールで経験をした子たちです。

その子供たちが、やっぱり1年前と比較しながら答えているものだと思っています。ですので民間委託に行く前に、どのような項目でアンケート調査をして、学校プールはどうでしたかっていうのを聞くのか、その後に、じゃあ今度、民間委託先のスイミングスクールはどうでしたかとか、そこについては、今後、学校教育課、教育総務課内でなぜそのアンケートが必要なのかっていうところから整理をさせていただきたいと思っています。

それで、冒頭申し上げましたとおり、ここに出しました資料はやはり子供たちが長年学校

プールで経験してきた経験を基に1年生以外は回答しているというふうに自分らは認識しておりましたので、もう一度検討させていただきたいと思います。

#### **田村弘子委員**

検討していきたいというお答えありがとうございました。ただ、やはり私たちは予算を見ながら、子供たちのためと思っていろんな施策をしているけれども、民間委託になって授業を受けるのは子供たち自身ですので、子供たちの思いも大切にしながら検証事業が進んでいくことを願っておりますので、検討のほどよろしく願いいたします。

#### **成富牧男委員**

今のに関連しますけど、既存の受託するところがあるっていう前提で進んでいますよね。場合によっては、あるけれども条件のいいところに、ごめんねって言われるとか、極端な場合潰れるとか、そういうことも考えられるんで、やっぱり先ほど西依委員も言われたように、いろいろなことをもうちょっと想定してやらんと後戻りできんごとなるんで、そこんところを、それこそ今後進める場合には、もう今あるのは当たり前っていうことじゃなくて、ひょっとしたら、よそから先に今後抑えられるかもしれんし、いろんなケースを考えてからやっていただきたいなど。

以上です。答弁は要りません。

#### **樋口伸一郎委員長**

要望ですね。では、お願いしておきます。

#### **牧瀬昭子委員**

この単位について教えていただきたいんですけど、右端の1人当たりの授業料単価っていうのは確認ですが、5回分のっていうことで1人当たりでいいんですか。1回分か。

#### **姉川勝之教育部長**

今、資料の一番右側につけている1人当たりの授業料単価というのは、1人当たりの1回当たりの単価になります。

#### **牧瀬昭子委員**

ありがとうございます。それでは、最初に検証されている、若葉小学校は現在の児童数が360人で来年度は352人ということで、8人減ると思うんですけども、委託料が443万円から731万2,000円と、結構減額されたんだというのは、業者が変わるからなのか、その辺の検証をされた上でやっぱり減らそうとしたのか、教えてもらえますか。

#### **佐藤正己教育総務課長**

若葉小学校の今年度と来年度の差につきましては、回数が1回減っております。6回が5回になっている、その分の差です。

樋口伸一郎委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終わります。

佐藤正己教育総務課長

最後に予算審議とは別の報告になりますけど、田代中学校のドアの件とか、鳥栖中学校の雨漏りの件で御報告を申し上げます。

田代中学校の廊下の窓が落ちたとかという分につきましては、業者と話をしまして窓に戸車を新しくはめまして、崩落しないような形で修繕を発注いたしております。

鳥栖中学校につきましては、西側階段の踊り場の建具あたりから雨漏りしていた分については修繕を行っております。あと、ほかに雨漏りやひび割れなど老朽化の状況を調べておりますので、その時に併せて雨漏りやひび割れの状況などの報告をいただいております、その分につきましては、今後こういった工事が可能かということは検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

それでは御説明、御報告がありましたので、御確認、御意見等があればお受けいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは報告を終わります。

執行部準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時38分休憩

~~~~~

午後 2 時49分再開

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

款17県支出金、項 2 県補助金、目 8 教育費県補助金、節 4 社会教育費県補助金のうち人権・同和教育振興費補助金につきましては、人権同和教育に係る社会教育指導員の人件費及び同和教育集会所の運営費に係る県の補助でございます。

次に、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室事業に対し、県から事業費の3分の2の補助を受けるものでございます。

次に、項 3 委託金、目 5 教育費県委託金、節 2 社会教育費委託金の人権啓発活動再委託金につきましては、人権関係の啓発事業に係る委託金でございます。

資料の 4 ページをお願いいたします。

款22諸収入、項 4 受託事業収入、目 1 受託事業収入、節 5 教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発事業に伴います埋蔵文化財発掘調査に係る経費を開発者から受託するものとして計上いたしており、次期リサイクル施設整備に係る発掘調査分が主なものでございます。

項 6 雑入、目 4 雑入、節 4 雑入のうち生涯学習課関係の分につきましては、鳥栖市誌販売代金及び図書館のコピー機使用料等の社会教育施設雑入を計上いたしております。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

資料の13ページをお願いいたします。

まず、款10教育費、項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費の主なものについて御説明をいたします。

節 1 報酬につきましては、社会教育指導員等の会計年度任用職員及び社会教育委員等の報酬でございます。

節 2 給料から節 4 共済費につきましては、図書館を除く生涯学習課職員及び会計年度任用職員等の人件費及び手当等でございます。

続きまして、節 7 報償費につきましては、主催講座の講師、地域学校協働活動推進員等の謝金及び二十歳の式典の記念品代等でございます。

節 8 旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当及び研修旅費等が主なものでございます。

節10需用費につきましては、課内で使用する消耗品、コピー代、印刷代等及び同和教育集会所の光熱水費、なかよし会の修繕料等が主なものでございます。

節11役務費につきましては、二十歳の式典関係郵便代及び若葉小学校なかよし会建設に係る建築確認申請手数料等が主なものでございます。

節12委託料につきましては、若葉小学校なかよし会建設工事設計業務委託料、田代小学校

なかよし会建設に係る工事監理委託料、同和教育集会所及びなかよし会の管理委託料及び二十歳の式典映像撮影等業務委託料でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、二十歳の式典の会場借上料及び少年少女自然体験学習事業の寝具借上料が主なものでございます。

節14工事請負費につきましては、田代小学校なかよし会建設工事費でございます。

節17備品購入費につきましては、田代小学校なかよし会建設工事に係る机等の備品購入が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金及び会費、毎年対馬へ小中学生を派遣しております、少年少女派遣事業補助金、社会教育関係団体への補助金でございます。そのうち放課後児童健全育成事業補助金につきましては、なかよし会のほか、民設民営の放課後児童クラブの運営及び施設整備に対し補助を行うものでございます。

資料の23ページをお願いいたします。主要事項説明書を掲載しておりますので、そちらのほうで説明をいたします。

令和7年度の補助の内訳につきましては、運営費の補助が、なかよし会及び民設民営クラブ6園、また施設整備が民設民営1園に対して補助を行うことといたしております。金額等については、御覧のとおりでございます。

また、資料の14ページにお戻りください。

次に、目2文化財保護費の主なものについて御説明をいたします。節1報酬につきましては、文化財保護審議会委員及び遺跡保全管理作業等に従事する作業員の報酬でございます。

節7報償費につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会委員の謝金等でございます。

節12委託料につきましては、文化財整理室の警備、市内史跡等の樹木伐採、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡の用地取得のための不動産鑑定委託料及び史跡整備基本計画改定に係る図面作成委託料ほか、見学会、歴史講座等の委託、また勝尾城筑紫氏遺跡環境整備委託を行うものでございます。

資料の24ページをお願いいたします。

こちらが勝尾城筑紫氏遺跡保存整備事業の主要事項説明書になっております。こちらの事業につきましては、今年度に史跡整備を進めるための用地の公有化、それから史跡整備基本計画の改定等を行うことといたしております。所要の予算を計上しているところでございます。公有化事業につきましては、1,012万6,000円。それから、計画の改定のための予算といたしましては298万1,000円等を計上いたしているところでございます。

次に、資料の15ページにお戻りください。

節16公有財産購入費につきましては、先ほど御説明いたしました勝尾城筑紫氏遺跡の立木購入費及び用地の購入費でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金と民俗芸能の保存会開催や有形文化財の保存管理に対する補助金でございます。

続きまして、目3図書館費の主なものについて御説明をいたします。

節1報酬につきましては、図書館運営協議会の委員及び図書館司書等の会計年度任用職員の報酬でございます。

節2から節4の共済費につきましては、図書館職員5人分の人件費及び会計年度任用職員の手当等でございます。

節7報償費につきましては、図書館で実施いたしておりますおはなし会等の講師謝金が主なものでございます。

節8旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当及び研修旅費等が主なものでございます。

節10需用費につきましては、消耗品に令和7年度から赤ちゃんへの絵本贈呈事業、いわゆるブックスタート事業を行うための予算を計上いたしております。

資料の25ページをお願いいたします。

ブックスタート事業の主要事項説明書を掲載いたしております。事業内容といたしましては、赤ちゃん、その他保護者に絵本の読み聞かせをし、絵本をプレゼントする事業でございます。親子の愛着形成を支援するとともに最初の本との出会いの場を提供することで、生涯にわたる読書習慣の形成につなげていくことといたしているところでございます。

そこに表をつけておりますが、体制といたしましては、図書館、市民課、こども育成課、各子育て支援センター、それから読み聞かせボランティア団体と協力をしながら行うことといたしております。対象が市内の生後5か月から1歳児にいたしております。

それから、配付の日時については、毎月2回、図書館の指定日で配付を行うとともに、そこに来られない方については、各子育て支援センターのフリールームの日で配付を行うことといたしております。場所については、図書館及び子育て支援センターということになっております。配付の方法につきましては、図書館または子育て支援センターで3種類の絵本の中から1冊を選んでもらいまして、読み聞かせをし、絵本パックを渡すということをいたしております。

パックの内容ですが、絵本1冊とオリジナルバッグ、子育て支援関係のチラシ等を予定しております。

広報につきましては、出生届を提出していただいたときに事業内容のチラシの配付、対象

者が生後4か月になった月に案内はがきを送付いたします。このほか、市報、ホームページ、ポスター掲示、チラシ配布、市民ポータルのプッシュ型通知など、それからほやほや教室などでチラシを配布する予定といたしております。

資料の16ページをお願いいたします。

需用費のうちの修繕料につきましては、エレベーター消防設備等の修繕を行うことといたしております。

それから、節12委託料につきましては、施設の清掃、警備業務、空調設備等の保守点検などの施設管理業務委託及び図書館システムの保守等委託料が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、事務機借上料及び図書館情報マーク使用料が主なものでございます。

節17備品購入費につきましては、書籍及びDVDやCDなどの視聴覚資料の購入に必要な経費及び令和7年度新たに導入いたします移動図書館車等の購入費用が主なものでございます。

資料の26ページをお願いいたします。

そちらが今回新たに導入いたします移動図書館車購入事業の主要事項説明書になっております。目的は、子ども達がいつでもどこでも読書活動ができる環境づくりに寄与するため、新移動図書館車を運営し、図書資料を提供することといたしております。

事業内容は、佐賀県PTA連合会の寄附金を活用いたしまして屋外でも活用できます移動図書館車を導入いたしまして、小中学校を巡回するなど学校と図書館との連携を強化することといたしております。それから、今回屋外でも使用できる移動図書館車を導入いたしますので、これまで運営が困難であった場所での運営が可能となりますので、市民の利便性の向上が図られるものと考えております。

寄附の概要といたしましては、今回の事業内容といたしましては、移動図書館車と車載用の図書システム端末、書籍、備品購入費等で寄附の総額が720万円ということになっております。

16ページにお戻りいただきまして、次に目4埋蔵文化財発掘調査費につきまして御説明いたします。

こちらにつきましては、市内の遺跡確認発掘調査に伴う経費で現場整理作業員の人件費、機械器具等借上料が主なものとなっております。

次に、目5埋蔵文化財調査受託費につきましては、歳入でも御説明をいたしましたが、開発事業に伴います、市内遺跡の本調査を開発者から受託して行うための経費を計上いたしております。

資料の27ページをお開きください。

こちらが令和7年度の主な事業として次期リサイクル施設整備事業の埋蔵文化財発掘調査事業の主要事項説明書でございます。こちら、次期リサイクル施設に係る分を計上いたしておりまして発掘作業員等の報酬、測量等の委託料、機械器具等借上料が主なものとなっております。金額等については御覧のとおりでございます。

続きまして、資料の17ページにお戻りください。

目8生涯学習センター費の主なものについて、御説明をいたします。

節7報償費につきましては、生涯学習センターで開催をいたします、教養講座に伴う講師謝金でございます。令和7年度は、インターネットやコンピューターといった情報技術へのアクセスや利用の程度によって生じる社会的な格差、いわゆるデジタルディバイドの解消に向けた学びとして、新たにスマホ、パソコン講座を行う予定といたしております。

次に、節12委託料につきましては、生涯学習センターの管理運営に係る経費で、管理、清掃、警備業務、空調設備等の保守点検業務及び令和6年度から開催をいたしておりますeスポーツ教室を引き続き開催するための委託料でございます。

節17備品購入費につきましては、生涯学習センターにおける市民の調べ学習を支援するため、令和7年度から生涯学習センターに公衆無線LAN、Wi-Fiを導入することといたしており、所要の予算を計上いたしております。

以上で、議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算中、教育部生涯学習課関係の予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の御説明が終わりました。これより質疑を行います。

御質疑のある方はどうぞ。

牧瀬昭子委員

15ページから、まずお願いします。

款10教育費、項4社会教育費、目3図書館費の節1報酬と節2給料についてお尋ねをさせていただきたいと思います。現在の会計年度職員報酬が合わせて3,011万4,000円ということで、前年度から今回増えているのは、人件費の増ということだと思います。給与のほうは減額されているので、これは退職者のことなのか、何を指しているのか。

それで一番お伺いしたいのは、正規の司書さんが何人いて、会計年度の司書さんが何人おられるのかという人数の把握をしたいと思いますので、お願いいたします。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今、正規職員の司書資格を持っているのが1名です。正規職員が5人おりますけれども、1名が司書の資格を持っております。

あと、会計年度任用職員として雇用いたしております職員のうち、10名が司書の資格を持っております。

牧瀬昭子委員

詳細ありがとうございます。正規の職員5名のうち1人だけしか司書さんがおられず、逆に会計年度の方で10名中10名が司書さんの資格を持っておられるということで、これについてなんですけれども、鳥栖市の考え方をお示しいただきたいと思うんですが、正規の職員の数を、司書の数を増やす必要性が私はあると思うんですけれども、鳥栖市の考え方として、継続的なサービスの充実を図る上でも、専門性がある司書さんを正規で増やすという方向性を、ぜひお示しいただきたいと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

委員御指摘の趣旨、いわゆる継続して、質の高いサービスを提供していく上で、長く雇用していくという意味では正規職員の司書ってというのが好ましいというふうに考えておりますが、昨今、正規職員の募集の中で司書資格を持ってある方がなかなかおられない現状もございますので、現在そういう専門職については、会計年度任用職員として募集をいたしているところでございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。専門性があるからこそ正規の司書さんが必要な理由としては、やはり今後の会計のところ、図書の購入についてとか、予算をとっていくことについても、やはり正規の職員さんを1人から2人と増やしていく必要があるのではないかと思います。要望として申し上げておきたいと思います。

併せて、図書購入費についてそのまま入らせていただきたいと思います。

16ページをお願いします。

款10、項4、目3の節17です。この分の図書購入費についてお尋ねいたしますが、年々、物価高騰もありますし、1冊1冊の本が値上がりしている中で、前年度と予算が変わっていないということなんですけれども、図書費を上げなかった、その見解というところと、あと図書の購入費の水準というのが適正であるのかどうか。不足しているという市民の方の声を私は聞くんなんですけれども、その辺の見解を担当課としてはどのようにお考えかをお尋ねいたします。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

委員御指摘のとおり、昨今の図書資料の購入、いわゆる単価というか、そこら辺が上昇傾

向にあるというのは我々も承知しているところでございます。当然、それに伴いまして予算増というのは今後考えていくべきだろうというふうに、我々も思っておりますが、今年度につきましては、移動図書館車の導入とその他の経費もかかってきておりますので、資料の購入費については整理をしているところで、我々としては、この予算の範囲内においてできるだけ充実した図書がそろえられるよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。方向性としては、賛同いたしますので、ぜひ予算増を目指して一緒に取り組ませていただきたいなと思っております。

併せて移動図書館の件も、16ページで、17備品購入費のうちの移動図書館車購入費について、質問させていただきたいと思います。この分で、本がどのくらい載るのかというところで、以前使われていた最初の初代は相当大きなものだったと思います。2号車については、今、まちづくり推進センターとか屋根のあるところに運んでいかれて、持って上がったりなどということで大変な御苦労もされていると思います。

それで、今回は軽自動車の導入ということなんですけれども、冊数を減らして細い道を行けるようにするという点では軽自動車のいい点はあると思うんですけれども、やはり子供たちに学級文庫とかそういうものを通して本を選ぶ楽しみというところをぜひ充実させていただきたいと思いますが、この車種を選ぼうと思われた経緯、予算内でということもあるかもしれませんが、見解をお示してください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

先ほど委員から御案内あったとおり、今回、導入する移動図書館車については軽トラックをベースとした車両でございます。車載できる図書の冊数が約500冊。現行運用をしておりますワンボックスタイプの移動図書館車が大体1,000冊程度載りますので、約半分の積載冊数になります。

これを選んだ理由といたしましては、先ほど御指摘があったとおり、当然予算の範囲内で導入することが条件となるというところと、今まで行けなかった、いわゆる狭隘な道路を通っていくようなところも行けるっていうことも含めて、少し小さめの車両、それから今回導入しようと思っております車両については、子供に好かれるようなデザイン等ができるような車両というふうに聞いておりますので、そういったところもこの車両を選定した理由でございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

詳細をありがとうございました。最後に要望として示させていただきたいと思います。

現行の2号車目がワンボックスタイプということで中で見て——3号車目は軽トラタイプですけれども、やはりこうやって選んで見ていただけるといところが、やっぱり移動図書館車のいいところじゃないかなと私は思いますので、4号車目があるのであれば、やはり大きいタイプで、学校とか幼稚園、保育園に行ったときに、子供たちが選んで見て、借りられるという状況をぜひ担保していただきたいと要望して終わりたいと思います。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

緒方俊之委員

移動図書館車関連なんですけど、これの年間のランニングコストっていうのはどこにありますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

ランニングコストにつきましては、まず保険料が節11役務費の中に、自賠責の保険料が入っているのと、あと消耗品等の中にガソリン、いわゆる燃料費を計上いたしております。

樋口伸一郎委員長

消耗品の中ですか、燃料費じゃなくて。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そうですね、通常かかってくるランニングコストとしては保険料と燃料費、それから、いわゆる書籍を入れ替える必要があったりするので、今後になりますけれども、今回は、この720万円のPTAから寄附を頂いたものを活用して積載する本と、車両と、いわゆる車載用のパソコン等を主に購入させていただきたいと思いますが、今後、車載用の書籍の入替え費用としては、出てくるものというふうに考えております。

緒方俊之委員

誰が運転して、年間どんぐらいの回数というか、その辺教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

運転については、図書館の職員、いわゆる会計年度職員も含めて図書館の職員が行うこととなります。

それから、回数については、基本的に週3日程度は稼働をしていきたいというふうに考えているところでございます。

緒方俊之委員

今週はここに行ってとか、ルートとか、今からいろいろ考えていくということですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

移動図書館車は今議会で予算を議決していただいて発注をかけていきますけれども、特殊車両で受注生産となっておりますので、発注をかけてから納入までに少し時間がありますので、今後はどこに行くか——基本的には小学校、保育園、幼稚園については、巡回をしたいというふうに考えております。

そのほか、先ほど申し上げた、今まで行けなかったようなところで基本的には遠いところとか、そういった部分について、今後ルート等も考えていきたいというふうに思っているところでございます。

成富牧男委員

まとめて、関連は先に聞いたほうがいいと思いますので。図書館の関係で、まず、主要事項のほうで、26ページ、移動図書館車、今のところですよ。

それでお尋ねしたいのは、さっき関連で質問が出ていましたけど、新たな人員配置があるのかと、それから、先ほど2号車と言ったのかな、既存の今、大きめの車ありますよね。これはどうされるのですかということ。

取りあえずそれでいいです。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

新たな職員配置は、今のところございません。

それから、現行運用しておりますワンボックスタイプの移動図書館車についても、引き続き運用をしていく予定でございます。

成富牧男委員

現状の人員で、職員で行っていくということですけど、私、4月の市政だよりを見たときに、あそこに移動図書館車の時間が少し短めになりますとか出てなかったですかね。そういう広報出されませんでしたか。

1時間になりました、前が何時間なのか恥ずかしながら知らんのですが、今までは何時間だったんですかね。その影響が出てないかというのが心配で言っています。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

現行の移動図書館車については、1時間半の運用をいたしておりますが、新たな分については1時間ということで考えております。

成富牧男委員

今の段階でどうのこうの言っても同じでしょうけど、車をそういうふうに寄附してもらったお金ですとやったら、それに人員も頑張って今後増員、それこそ注文してからしかできんとやろうけんが、その間にでもまた、6月とか9月とかあるんで頑張っていただきたいなっていうことです。それはもうそれです。

続けていいですか。

ちょっと気になったのが、先ほどの15ページの、さっき牧瀬議員の質問にあった会計年度任用職員の報酬。これちょっと確かめたいんですけど、図書館勤務の職員が正規職員5名中1名が資格を持っていると。そういうことでよかったですね。あと10名中10名が資格を持っているけれども、それは全部が会計年度任用職員だということでもいいんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

会計年度任用職員は、ほかにもまだいるんですが、会計年度任用職員のうち10名が司書の資格を持っているということでございます。

成富牧男委員

それで、えって思ったのは、何かさっきの説明では、正規で募集しても応募がないみたいには聞こえたんですけど、そうではない、そのところを確認させてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

現在、司書として募集はいたしておりませんが、現在入ってきている職員の中で司書の資格を持っている方があまりいらっしゃらないので、配置がなかなかできにくい状況ですということを申し上げております。

成富牧男委員

だから今のところ、募集——正規職員の司書を増やすつもりはないということですよ、別な言い方すると。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そこについては、現状は司書の募集をする考えは今のところございません。

成富牧男委員

そこでさっきの、継続的につていう話があったでしょう、継続的に職員が司書業務につけるようにということで。これ、会計年度任用職員については、一応、原則5年があるみたいだけど、結構例外的に、そうじゃなくてもいけるというポジションが結構あるみたいですけど、この司書さんも同じように、5年過ぎても——5年か3年か——そのところも答弁の中ではっきりしてほしいんですけど、できるんですか。継続してできるんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

会計年度任用職員については、原則5年周期で、いわゆる試験を受けていただくということになっておりまして、司書さんにつきましても、一応5年過ぎたところで、一旦試験を受け直していただいて、試験の内容によっては、継続して任用するというような状況でございます。

成富牧男委員

それは、市役所全体で統一の形ですか。よそでは、原則５年だけど、そのまま行く人もおられますよって、私の聞き間違いだったらあれですけど。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

よその自治体については（「いや、違う。よそじゃない。鳥栖市、ごめんなさい、鳥栖市役所の他のポジション」と呼ぶ者あり）

鳥栖市役所の他のポジションについても、基本、会計年度任用職員については５年で、再度試験を受けていただいて、試験の内容等で選考をしているところでございます。

成富牧男委員

それについては、国のほうが当初そういうやり方でやってきたけれども、それではさっき出たような継続性とかが担保されないので、もう少し緩やかになったという記憶が私はあるんですけども、いずれにしろ継続性っていうのは、必要だと認めてあると思うんですよね。

だから、さっき言われたのは、５年で切るけれども、会計年度任用職員、今まで勤めてあった方もその試験の中に入れるよって、もう新規の人しか受け付けられないではないっていう意味ですよ。何か優遇措置も何もないわけ。ないならないでいいです。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

優遇措置はございません。試験を受けて、内容によって判断、選考するということでございます。

成富牧男委員

経験を加味するとか、そういうのも全くないですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

採点の中で、鳥栖市での経験に限らず、いわゆる司書としての経験については、当然に判断材料になるということでございます。

樋口伸一郎委員長

予算審査への軌道修正をお願いいたします。

成富牧男委員

分かりました。念のため申し上げますと、予算が有効に使われるかどうかに関係するんでお尋ねしました。

続けていいですか。

あとは、同和の問題でいきたいと思いますが、先ほど説明された中で……

樋口伸一郎委員長

ページ数を、よろしければ。ページ数をお願いいたします。

成富牧男委員

まず13ページ、12の委託料。同和教育集会所の委託料109万7,000円。この金額の内訳と委託先をまず。もちろん内容もです。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

委託料につきましては、夜間管理委託料、それから警備委託料、それから清掃委託料——日常清掃とそのほかの年2回の大きな清掃に分かれております。それから、消防設備点検を現在、委託をいたしているところでございます。

委託先、業者名などをお伝えしたほうがよろしいでしょうか。

成富牧男委員

現状の分でよかったら、お願いします。内容、夜間管理と、この業務の内容。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

夜間管理委託料につきましては、集会所が夜間のサークル活動とか、そういった夜間も使用をいたしておりますので、そういったときに来ていただいて、管理をしていただく方を個人に委託をいたしているところでございます。

それから、警備委託料……、警備は警備会社に委託をいたしております。

それから、清掃委託料、先ほど申し上げました年2回の大規模な清掃については、業者委託をいたしております。それから、あと一つの日常的な清掃委託については、個人に委託をいたしております。

それから、消防設備点検委託料については業者委託でございます。

成富牧男委員

その中の夜間管理委託料を、もうちょっと具体的に、何時から何時までとかして、令和6年度の今までの実績、それと清掃委託の中身、2つあるけどって。その契約内容に関わるやつかな、幾ら、こういうことをしてもらって幾らっていうのをお願いします。個人委託の分だけでいいです。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

令和6年度につきましてはまだ終了しておりませんが、見込みとして約90日来ていただいて、していただく見込みでございます。時給に換算すると1,300円ほどになるかと考えております。

あと、清掃、日常的な清掃については、大体、毎日とまではいきませんけれども、週に三、四日来ていただいて清掃していただくというような状況でございます。（「で、幾ら。単価」と呼ぶ者あり）

委託料については、月3万円で年間36万円っていう形になっております。

成富牧男委員

まず夜間委託料からですけど、要は、これは午後5時以降とかそんな感じの意味ですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

それでこの午後5時以降、私、前に聞いたときには、利用があってもなくてもこの時間のお金が発生、委託料を払ってるみたいに聞きましたけど、今はどうなんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

現在の契約内容としては、こちら月3万円で、あってもなくても月3万円っていうことで、年間36万円で契約をいたしておりますが、先ほど申し上げたとおり、ここの施設については、夜間は基本的にサークル活動などで使われている場合が多いので、そういったところも含めて月3万円っていうところで契約をいたしております。

成富牧男委員

1日単位じゃなくて月単位で、来られようが来られまいが、その時間帯——5時以降、10時までやったかいな。9時まで——開所時間帯に、来られなくても、来てもどっちでも、とにかくその都度で……。そしたら、委託を受けた人は、大体どういうふうにして連絡しているんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

来ても来なくてもじゃなくて、基本的にその行事というか、諸室を借りてある行事があるときには、その夜間管理人さんに来ていただくということになっておりますので、来なくてももらえるっていう言い方じゃなくて、そういう借りてあるときには、その方が来て管理をするということになっております。

成富牧男委員

それで管理してですよ、管理している——大事な予算の話ですからね——来ても、来なくてもじゃなくて、予定が先に分かるとるから来てもらっているという意味ですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

そういうことで、90日分予算を立てているということですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今回、令和6年度の見込みとして90日あるということで、90日分で予算を組んでいるということではございません。

成富牧男委員

今回は幾らで予算を組んでいるんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

さきほど申し上げたとおり、月 3 万円、年間36万円で予算を組んでおります。

成富牧男委員

すみません、90日にあった……、そしたら何日で予算立てられたのか、ということです。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そういう 1 日幾らとかいう決め方ではなく、月 3 万円で年間36万円という契約でお願いをしているところでございます。

樋口伸一郎委員長

質疑と答弁が重複しておりますので、一定の整理をお願いします。

成富牧男委員

私が聞きたいのは、実績でやってるのか。実績じゃないということでしょう。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

実績で予算を組んでいるわけではございませんが、先ほど申し上げたとおりこの施設については、一定の利用が夜間あっておりますので、そういったところを加味して夜間管理人をお願いしているところでございます。

成富牧男委員

ただ、これは決算のときに具体的に出ますね、幾らって。個別に。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

もちろん決算で出ますが、先ほど申し上げたとおり、1 日幾らという計算ではございませんので、月 3 万円、年間36万円っていうところでお願いをしておりますので、決算も基本的にはその決算になるということでございます。

成富牧男委員

そうか、私の聞き方が悪い。何でそういう契約にしてあるんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

先ほどから申し上げているとおり、この施設については一定程度夜間の使用がございましたことから、こういう積算っていうか、1 日幾ら、時間で幾らとかいう積算はいたしてありませんが、そういうことで、多くても少なくともと言ったら何ですが、一定以上の利用がされているところを加味して、月 3 万円程度というところを出しております。

成富牧男委員

給与で言うなら、日額じゃなくて、月ぎめでやっているということですね。ということやったら、今現在のやつは、さっき言われた60回分ぐらいは、夜間利用があるって言われまし

たよね、違う。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

90日（「あ、90か」と呼ぶ者あり）。

成富牧男委員

それで、その90は、90回分ってというのが、3万円の60……、年間90回。90回の3時間ぐら
いかいな、夜間。90回の3時間ぐらいで、月3万円、年に36万円になる。そういう計算をし
てあるということですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そういう計算と言われると、大体その程度でしょうということで、3万円ぐらいという
ところで予算を計上しております。

成富牧男委員

この話は、私が今言って、もう終わりますけれども、やっぱり何かはっきりしませんでし
たよね。やっぱり普通に他のものやったら、何でこれぐらいにしているのかっていうことを
聞いたら、もうちょっと明確な答えがあつてしかるべきだと思いますけど、月ぎめだとい
うのは分かったけど、何で月ぎめでそれぐらいの金額になったのかっていうのが、よく今の説
明では分かりませんでした。

何か、言いたそう……

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

先ほど来申し上げたとおり、ある一定数の利用もあり、先ほど答弁の中で申し上げまし
たけれども、時給換算すると大体1,300円弱程度になっておりますので、この金額については、
ほかと比較してそんなに多いとか少ないとかいう金額ではないというふうに考えております。

樋口伸一郎委員長

質疑の途中ですが、ほかの方の御質疑の共有時間でもございますので、申し訳ございませ
んが一定の質疑整理をしていただいて、ほかの方への御配慮を副委員長に対して求めます。

成富副委員長御発言どうぞ。

成富牧男委員

そうしたら最後に、この業務は誰でも、個人で一定の、通常の人であれば、受託できる権
利はあるということでもいいですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そうですね、こういう資格がないとできないとかそういうものではございませんので、そ
ういった意味では誰でもできます。

成富牧男委員

次で終わります。

広く受託を、そういう条件でできるということやったら、委託先を募集していただきたいなと思います。

一旦終わります。

樋口伸一郎委員長

ほかに御質疑ある方。

西依義規委員

また戻りますけど、移動図書館車購入事業で、事業内容の1行目から2行目で小中学校を巡回することにより学校と図書館との連携を強化し、とあるんですけど、これはこの車がないとできなかったのか、今まででもできたような気がするんですけど。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

小中学校を巡回すること自体は、委員御指摘のとおり、この車ではなくてもできるんですが、今回、図書館システムの変更——いわゆる図書館DX事業において、小中学校とのシステム連携を行うこととなっておりますので、そういった意味で、今までは図書館と小中学校がつながっていなかったもので、特に令和6年度までは定期的に巡回をするということをしておりません。

今後、その図書館システムの連携により、学校で図書館の蔵書が検索でき、図書館の本を、検索によってこの本を借りたいというときに、小学校なり中学校なりに物流を、図書館から運ぶ必要が出てきますので、そういった部分も含めて定期的に巡回することによって、物流をそこに乘せていくということを今考えているところでございます。

西依義規委員

分かりました。連携を強化、私はこの車がなくてもいいのかなと思っているんですけど、物流が発生するんであれば、誰かが何かを運ばないかんので、分かりました。

それで、もう一個、その前のブックスタートの事業で、これ一般質問とかでも出てましたんで、いろいろ議事録見たら載っていたんですけど、あのときは何て答えたのか分からんですけど、これをされようと思った目的はあるけど、その背景みたいなものを教えてもらえますか。

例えば、こういう段階を踏んでこういう、そこを調査しながら、どうしてこういうふうなのが新規事業としてなるような経緯を知りたいんですけど、最終的にはほかの課とも調整しながら、この事業を開始したいと思いますみたいな。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

ブックスタートを今回始める背景といたしましては、まず令和4年度に子供読書推進計画

っていうのを、第2次の計画を策定いたしております。その中で、子供たちが本に出会うきっかけづくりとなるような事業を図書館として行う、こういうことを計画の中でうたっております。そういったものの一つとして、このブックスタートっていうのを始めようという図書館としての思いというのがまずございました。

あと、全国的に見ても、この赤ちゃんへの絵本の贈呈事業ってというのは、結構な割合で自治体が行き組んである状況でございましたので——福岡県に至ってはほぼ9割以上と言うか、100%に近い自治体が行っている。佐賀県についても、鳥栖市とか佐賀市とかはまだ行っておりませんでしたが、結構な自治体でブックスタートを始められている状況でございました。そういった全国的な背景もございましたので、鳥栖市としても、ぜひこの事業をやりたいということで、今回始めたということになります。

西依義規委員

とてもいい事業だと思うし、効果もいろいろ考えられるのでいいんですけど、初年度は76万8,000円なんで、例えば、0・1・2・3歳とかおるじゃないですか。もらっちゃないやないですか。だから、始めてみて、うらやましいなと思われるかどうかは知らないですよ、とても好評であれば、補正でもいいので、やっぱり何かねえっていう気がしますんで。

私は、いい事業と思うから、もう生まれてからももちろん、そこに鳥栖市が用意せんやったということは、その人たちは欲しかったのにとと思うだろうと思うんで、その辺が市民の声が多かった場合は、何か考えられたりしちゃったりしますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

大変申し訳ありませんが、今のところそういったところは考えておりません。

中川原豊志委員

まず、予算についてですけれども、何人ぐらいの子供さんを計画してあるとですか。

中溝雄二生涯学習課図書係長

鳥栖市の新生児の数から見てきているんですが、令和5年度実績で530人っていう人数になっています。それで、若干最近は、少子化傾向にあるんですけれども、今回、予算計上するに当たっては、その530人っていうのをベースで人数として捕捉させていただいております。

中川原豊志委員

ここに5か月から1歳児って書いてあるんで、年齢幅でいうと1年半ぐらいになろうかと思うんです。だから、令和5年度に生まれた人数だけじゃ足らんのかなというふうに思うんですが、その辺の考え方っていうのはどうなんですか。

中溝雄二生涯学習課図書係長

申し訳ございません。年間530人ということですので、初年度については、その対象者が4

月1日生まれ以降という形になりますので、4月1日以降に生まれたお子さんが対象になるので、9月から事業としてスタートするような形になるんです。ですので、令和7年度については、400名ということで計上させていただいております。

中川原豊志委員

いや、これを見ると、4月1日からスタートするに当たって、生後5か月から1歳児って書いてあるんで、てっきり今5か月になっている人、または1歳の方も対象になるというふうにしか見えないんです。

それで、じゃあ何でそういうふうに、今年度の事業やけんが4月1日以降に生まれた人っていうふうに、決められたのかな。この辺のところの整合性をもうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

どこかで線を引く必要があるというところで、年度事業でございますので、その年度に生まれた方からが対象ということで決定をいたしております。

中川原豊志委員

先ほど西依議員も言われたように、既に生まれている人でこの対象にならない人は残念ながらというふうに思えて仕方がないんで、もう少し余裕を持って、幅広い目で子供たちの成長を見守ってほしいなというふうに思います。

これを見ても、図書館か子育て支援センターに行かないともらえない。なかなかそこまで行くことが困難な母子については対象にならないというふうになるのかなと思います。全ての子供さんたちにブックスタートができるような取組について、何かほかに考えはないですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

集中的にどこかで開催すると、先ほど委員から御指摘があったとおり、行けない方っていう方が出てくるので、子育て支援センターであれば各地域にございますので、そして、日にもこの子育て支援センターで取る場合は、フリールームの日って言って1日だけとかじゃなくて意外と日数も、そういう日が設けられているようなので、今回、こういう配付の仕方を考えております。

これでなかなか難しいようであれば、また違った方法についても検討していくことになるかというふうに思います。

中川原豊志委員

子育て支援センターに行くことが可能な方もおるかもしれません。ただ、そこだったら例えば、何回か行くうちに、またもらっていいのかな、ダブったりせんのかなと。1人1回き

りやろうと思うんで、そういった管理っていうのが必ずできるのかなというふうにちょっと不安に思うんですが。

例えば、子育てで今、乳幼児健診を健康増進課がされていますよね。それで、4か月健診やったっけ、5か月健診やったっけ、それと1歳半健診やったよね。この健診率というのは、もう九十数%なんです。ほとんどの家庭が健診に行かれてるんです。

そのときに、逆に持って行ってあげるぐらいのそういう取組をすると、全ての幼児にこのブックスタートができるのかなと思うんですが、そういうことって検討もされなかったですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

健診時に配るという検討は当然いたしておりますが、保健センターといろいろ協議を行う中で、なかなかそこに行って、読み聞かせもしてというような部分——ただ配るだけであれば、そういった部分でいいんですけれども、このブックスタート事業の一番肝というか、そういったところが読み聞かせをして、親にそういう読み聞かせのやり方等も指導をしてお渡しするという趣旨がございますので、そういったところを考えると、今回は、図書館もしくは子育て支援センターの職員さんから読み聞かせ等の指導も行っていていただいておりますという方法を採用いたしております。

先ほど来、委員から御指摘があっている、できるだけ100%に近い贈呈ができるように我々も努力していきたいというふうに考えております。

中川原豊志委員

私も西依議員と一緒に、いい事業だというふうには思っているんですよ。ですからこそ、全ての子供たちにこの支援が届くようにしていただきたいというふうに思っているんで、年齢制限をどこからか区切らないかんかもしれんけれども、幅広い子供たちが絵本を通じて読書に関心を持てるようなことにしていただきたいというふうに思いますんで、これが絶対だ、じゃなくて柔軟性をもって、今後取り組んでいただきたいというふうに思います。

ついでに、もう一点だけよかですか。

放課後児童クラブで、23ページ。

あちこちに事業費が書いてあるんで、この事業費だけ見ると建設事業とそれから補助事業と、それから施設整備の部分まで入ってるんで、どこをどう見たらいいか分からんけど。

ただ、施設整備の分の双葉学童クラブ創設というふうに書いてあるの、初めて見る名前なんで、ここについてはいつ頃申請があって、どういう施設整備をされて、完成がいつで、見れる人員——要は預かれる人数等について、もう一度教えていただけんかなと思います。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

双葉学童クラブについては、令和6年度、今年度に御相談を受けまして、来年度工事を行いたいということです。保育園の建て替えを計画されておりまして、それに合わせて学童のクラスも創設をしたいということで、御相談をいただいたところでございます。

そういったところで、来年度の予算に乗せていくということでお話をしております。

工事については、来年度工事を行って令和8年度の夏まで、一応かかる予定になっております。

それと受入人数については、10人を受入れるということで聞いております。

中川原豊志委員

保育園の建て替えに伴って学童もするということで、その辺の保育園の建設整備費と学童の、この二千何百万円というのはきちんと整理できて、学童のほうは学童のほうで国と県からの補助と自己負担と。保育園のほうは保育園で、国、県の補助と自己負担というふうな感じで、きちっと整理ができていますよね。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そこについては補助の内訳として、面積等で案分をして整理をいたしているところでございます。

樋口伸一郎委員長

ほかに御質疑のある方どうぞ。

西依義規委員

同じページの、田代小学校なかよし会Bクラスの建設工事費等で、1億400万円けれども予算書には1億円って書いてあるんです。そのほかにもいろいろ足して1億422万4,000円ってことですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

Bクラスの建設工事費等というふうに書いておりますが、こちらについては工事の監理委託、それから意図伝達業務委託そういったものも含まれた金額で、予算としては建設費が1億円でございます。

西依義規委員

これは、どこにどういうふうに建てるって、委員会で何か聞いたですか。場所とか、どういう広さとか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

建設場所については、田代小学校なかよし会、現在、既存のなかよし会がございますけれども、その北側に建てる予定で、広さ的には床面積で約200平米ほどというふうになります。

西依義規委員

今のAクラスと同じぐらいのやつが建つ、もうちょっと小さいやつが建つってこと。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長

あの横の施設より大きめに建てます。

西依義規委員

一般質問させてもらったんですけど、24ページの勝尾城筑紫氏遺跡保存整備の公有化が進もうとしていることは、とても前向きなことだと思いますけど、今回、この購入に至るような形になった……、言える範囲でいいですけど、今まで進まんやっただでしょう、一個も。一個も進まんやっただ。それで、来年度にはポツと。これがあと何割ぐらい、これで買って何%になって、今後あと何%残っているか、そのあとの分まで見込みがあるかどうかまでお願いします。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今回、急に進め始めたっていう、用地交渉自体はずっと地権者と接触をしながら行っておりまして、それが昨年、用地を売ってもいいというような御返事をいただいたところでございます。ですので、ずっと継続して用地交渉を行った結果、来年度買えるようになったというところでございます。

それと、今回用地購入をいたしまして90.5%が取得率になる見込みでございます。ですので、あと10%程度はまだ残っておりますので、引き続き用地交渉に当たっていききたいというふうに考えているところでございます。

西依義規委員

あと10%も引き続き用地交渉をされるということで、確認ですけど、この赤で囲んだところの整備じゃないけれど、そこは計画を変更したあとに何らか手をつけていかれるということだと思いますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今回、改定の目的といたしまして、用地取得できたところから整備が行えるように改定をしていきたいというふうに考えております。

樋口伸一郎委員長

大丈夫ですか。（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

田村弘子委員

24ページの同じところなんですけれども、あと残りの10%がどこか、私が分からないので教えていただければと思います。

もしよろしければ、資料としていただけると幸いです、あと残りの10%。

樋口伸一郎委員長

未購入地の資料ってありますか、もちろん把握はされてらっしゃるでしょうけど、そういう資料っていうのは、既存しますか。それも含めてお答えください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そうですね、用地交渉事ですので、なかなか……。相手もございますので、すいませんがこれについてはちょっと控えさせていただきます。

田村弘子委員

分かりました、理解いたしました。

じゃあ続けて、25ページのブックスタートのことなんですけれども、先ほどのやり取りをいろいろ聞いていると、今、SNSとか携帯とかいうところの中で、本を贈呈するっていうところに重きを置かれての裏テーマもあるのかなと思うんですけれども、ここの中で読み聞かせボランティア団体と協力して行うということが体制の中にあるんですが、ボランティアさんとの連携というか、そういうお話はある程度詰めてあったりされるのでしょうか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

ボランティア団体とのお話については、予算が通ってから詰めていこうというふうに、今、考えているところでございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。生で読み聞かせをしてもらうっていうところの経験は、やはりお母さんたちにとってもすごくいいところになると思いますので、月2回指定日の図書館と支援センターでの読み聞かせというところで、まあまあ日数があるのかなと思いますので、人員の確保だったり、質の確保っていうところはよろしく願いいたします。

いい事業だと思いますので、長く続けていけるような体制を整えてから始めていただきたいと思いますし、多分すごくいいオリジナルバッグだったり、絵本だったりっていうところを計画されてあると思いますので、どこかで線引きと言われたのがちょっと気にはなりませんが、欲しいと思われる方には、どうにか行き届くようなことも今後考えていただければと思います。

基山町は、本を入れるバックは購入できたりするとか、何かあったような気もいたしますので、そこも含めて考えて……。違うかな。

私の聞き間違いかもしれませんが、そうやっていいものだったら欲しいと思われる方たちもたくさんいらっしゃると思いますので、何かそこもあわせて考えていただけたらと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

質疑の途中ですけど、暫時休憩します。

~~~~~

質疑を続行します。御質疑のある方どうぞ。

## 牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

さきほどの質問の中で相談件数が43件と言われました（「53件」と呼ぶ者あり）、53件ですね。令和5年の53件ですね。（発言する者あり）

答弁等でも、今までお話もしてきておりますけれども、いわゆる同和問題に関わる啓発事業などへの協力、助言などをいたしております。

それから、いわゆる市のほうでは8月の同和問題強調月間とか12月の人権週間など、そういったところの企画、準備、設営、撤去などの業務、それから街頭での広報活動、アンケート集計など、そういったものについて一緒に行っております。

それから、集会所で開催される講座については、準備、受付、運営等も行っております。

それから、先ほど来、申し上げている相談業務等も行っているところでございます。

## 成富牧男委員

いや、だから相談……、開所日数は年間240日前後ぐらいだったかね。だから、もう単純に、ほかの日は何しよんしゃっとかいなっていうやつなんですよ。

今の説明がありましたけど、それは、例えば啓発は市の職員と一緒にやる。それから、お手伝いもされましようけど、それでもこげん、あと何しよんしゃっとというのが、どうも説得力に乏しいわけですよ、いつもの説明を聞きますけど。

そのところを具体的に、いやって、前は何かえせ同和の対応とか、えせ同和対応なんか、社会教育指導員の仕事じゃないですよ。これはむしろ、こっちの行政のどこかがやる場所であって、えせ同和の対応とかいつか言われたけど、それは違うと思います。今は言われなかったけど。

何か非常に説得力が乏しいんですよ。私から言うと、いや、これもやってるんですよ、これもやってるんだ、これも。これの人数じゃ少ないぐらいですって言われるなら、ごめんなさいって言うけど、どげん考えても、相談件数は53件。そして、ひょっとしたらそれは同じ人が何回か来とうかもしれんし、とか。何か、本当なのっていう気がやっぱするんですよ。

それで、最後の質問です。

これは社会福祉課にも聞きましたけど、私一般質問しましたよね。これまで20年近くの間、鳥栖市では、それこそ、どちらかというと教育委員会に関係ある学校での賤称語、差別発言がたった2件あっただけと。平成19年と令和2年、これだけ、そちらから言っていただけののはそれだけです、差別事象がありましたかって聞いたら。

私は、これはもう基本的に——基本的にですよ、全くないとは言いません——基本的にもう同和差別は解消された状態、少なくともこの鳥栖市の中ではです。そういうふう思うんですけど、そのところはどうか考えているのか。それがないと本当はこういう、いろいろな

事業に、施策に入っていけないと思うんですよ。そのところを最後に、言っていただきたいと思います。

#### **牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長**

一般質問の答弁等でも答弁されているとは思いますがけれども、国の部落差別解消の推進に関する法律の目的の中でも、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」というふうに記載もされておりまして、市としまして今後も人権同和教育に力を注いでいくためにも必要だというふうに考えているところでございます。（「ちょっと最後に」と呼ぶ者あり）

#### **樋口伸一郎委員長**

ちょっと待ってくださいね。今の御答弁以降は、恐らくですけど、意に沿った答弁は返ってこないかなと思いますので、可否の判断材料には現在の状況で、もちろんしていただいて構いませんので、意見とかそういうのでして……、質疑でもいいですけど、あんまり堂々巡りになるようだったら整理して、もう意見として投げteいただいたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

#### **成富牧男委員**

今、答弁されましたけど、私がさっきから聞きよるのは、鳥栖市での状況を見てどう思われますかって聞いたんですよ。それで、鳥栖市の中でのやつ、さっきも差別解消法では云々と言われたんで、私が聞いているのは鳥栖市の中で、何かそちらのほうから、いわゆるほかにもこんながあるんですよって、具体的な何か調査された結果とかあるんですかっていうのを聞きたいんですよ。あるあるあるって言わっしゃるから。

#### **牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長**

先ほど来、委員からの御質問の中でありましたけど、鳥栖市の中で実際に起きた事例というのは、学校でそういった事例というのはあるというふうに考えておりまして、先ほど来、申し上げてるとおり、この問題というのは、いつ、どこで起きるか分からない部分もございます。アンケート等においても、まだそういった問題があると回答してある方も一定程度いらっしゃるから、我々としてはこの問題については、ずっと言っていけないと、そういう啓発、教育というのは継続してやっていかないとなくなるといふふうに考えておりますので、引き続き力を注いでまいりたいというふうに考えております。

#### **成富牧男委員**

私は逆だと思います。あるある、あるある言われるから、市民の皆さんもあるのかなと。同和強調月間の、何か、8月号やったかね、市政だよりの中にもありましたけど、同和問題は何か問題があるかって聞いてあるから、みんなあると思いますというのが6割か7割か多

分あったんじゃないかと思いますが、それもみんな情報元はどっちかと言ったら皆さん、行政のあるあるキャンペーンから来たものだと思はうんです。

そいけん、そういうところもよく考えていただいて、今後、あるんだあるんだじゃなくて、具体的に——ゼロになるちゅうことは、逆に考えられないです。例えば、男女差別にしても、障害者差別にしても、ほかのいろんな差別にしてもですよ、本当にゼロになるということはないんですよ。九十何%かとか、それやったらもう解消されたということだと、私はそういうふうに思います。

以上です。

**樋口伸一郎委員長**

という御意見です。ほかにございませんか。

**西依義規委員**

ちょっと戻りますけど、今、図書館と学校図書室……

**樋口伸一郎委員長**

ページ数をいいですか。

**西依義規委員**

すみません、さっきの図書館のやつで。

**樋口伸一郎委員長**

主要事項でいいですか。

**西依義規委員**

主要事項で、移動図書館のやつで26ページです。

今、令和6年度にDXを入札かけてしたですよ。令和6年度途中で、今はもうつながったのか、どういう段階なのか教えていただければ。

**牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長**

令和6年度、予算をお願いして事業を行っておりまして、現在、図書館を2月25日から3月24日まで1か月間休館をいたして、今まさにシステムの入れ替え作業、セットアップ作業を行っている状況でございます。ですので、小中学校との連携については、実質にはもう令和7年度からというような形になります。

**西依義規委員**

それに関して、課は違いますが、向こう側の新たな費用っていうのは発生しない、ただインターネットつながるだけで、設備のなんかとかは、もう全く要らないですか。令和7年度からの予算はない。

**牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長**

樋口伸一郎委員長

「「はい」と呼ぶ者あり」

暫時休憩いたします。



樋口伸一郎委員長



よって、そのように決しました。



令和 7 年 3 月 19 日（水）



## 1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課地域福祉係長 有馬健次

高齢障害福祉課長 竹下徹

こども育成課長 高松隆次

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課長補佐兼総務係長 西木純子

学校教育課長 井手崇雄

学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 古賀隆介

#### 5 日程

現地視察

市民相撲場、市民弓道場、市民球場（体育施設改修事業）（宿町）

自由討議

議案審査

議案乙第9号令和7年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第6号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

議案甲第7号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第8号鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第12号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

議案甲第15号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

#### 6 傍聴者

なし

#### 7 その他

なし

自 午前10時

## 現地視察

市民相撲場、市民弓道場、市民球場（体育施設改修事業）（宿町）

至 午前11時



午前11時13分開会

樋口伸一郎委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。



## 自由討議

樋口伸一郎委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回、付託された議案を含めて議員間で協議したいことがございましたら、挙手のうえ御発言をお願いいたします。

よろしいですね。

〔発言する者なし〕

それでは、自由討議を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩



午前11時18分再開

## 樋口伸一郎委員長

それでは、再開いたします。



総括

## 樋口伸一郎委員長

これより総括を行います。

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ総括的に御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

## 西依義規委員

私からは、教育部の水泳授業の民間委託検証事業についてです。

この審査でも大分時間をとっていただきまして、いろいろ議論ができて、最終的な方向性として異論はないんですけど、せっかく部長も2人いらっしゃるんで。

要は、8校全てを民間に委託した場合のリスク管理、例えば、そこの値段がだんだん上がってきたとか潰れたとか、違ういいお客さんができたとかいう場合に、この8校を受け入れなくなった部分のバックアップ機能がないまま8校で突入していくのが、ちょっと心配がありますので、その辺で考えていただきたいのは、市民プールもなくなって、鳥栖市のプール、市営っていうか、建て方はもちろんP a r k－P F Iでも何でもいいですけど、鳥栖市が関与したプールをやっぱり早急に造る必要があるんじゃないかなってというのが言いたいことで。

結局、その検証事業と市営のプールの設立は両輪でないとなかなか認めにくい感じがしたんで、ぜひその検証事業の報告書があれば、施設から人から全部民間だけじゃなくて、もちろん施設は鳥栖市、けど運営はもちろん民間とかの部分を考えてしていただきたいなと。もちろん、スポーツ文化部が一般質問は答えられてますが、伊藤議員がされたのにですね。

もちろん、その必要性も多分分かっていらっしゃるし、健康福祉みらい部に関しては、健康づくりにはプールが相当な有意義な施設であることも多分認識されてるんで、教育部としては、学校の施設として必要と、授業として必要だけれども、3人の部長がまとまればさっ  
と行けるのかなと思いますんで、総括的に御意見を言わせていただきます。

以上です。

中川原豊志委員

西依議員の話があつての、ついでっちゅうわけじゃないですけど、今回の予算の中に市民プールの解体の設計予算が出ておりましたけれども、特にスライダープールは早急に解体したらいいかなというふうには思いますんで、できるところから早く解体工事してほしいなというふうなところがあるんですが。

解体の具体的な内容と、それから今後の市民プール一帯の整備について、またはほかのスポーツエリアも含めてですけれども、整備方向がある程度見え隠れしているところからでも委員会のほうに速やかに進捗状況を報告してほしいなというふうに思います。

市民プール、さっき視察のときに通ってきたんですけれども、あれだけ広大な敷地を芝生広場だけにしているのかなというふうにも個人的に思いますんで、今後の取組について速やかに委員会のほうに報告をお願いしたいというふうに要望しておきます。

#### **樋口伸一郎委員長**

これについては、情報提供やあるいは進捗状況の確認等にもなりますので、先般から、昨年からも出ておりますが、より早い段階でいろいろな御報告をしていただくように、改めて御要望を申し上げておきます。

ほかにございませんか。

#### **成富牧男委員**

予算の中では、直接言えませんので、この場で言わせていただきたいと思います。よろしいですか。

再三——再三まではいきませんが、弥生が丘の地区計画、その中の地区整備計画を見ますと、いまだに中学校用地というふうになってるんですよ、今の北部グラウンドのエリアが。だから、これについては、もう既に学校のほうでも、もうあそこに中学校を建てるという計画はないという、一般質問に対する答弁もあっているようですので。

これ、もう大分なりますよね、速やかにしかるべき手続をとっていただきたいなあと。これ、どっちかといえばやっぱり学校教育が、うちはもう要らんけんて言わないかんのじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

公の中に、いつまでもああいう形で中学校用地が残っているのは、私はおかしいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。終わります。

#### **牧瀬昭子委員**

先ほど中川原議員と樋口委員長のほうからもありましたけれども、まず以前からも委員会から要望などが行われていて、行政計画の策定とか進捗の情報共有をもう少し早い段階で行っていただけないかということについて申し上げたいと思います。

議員として、事前に情報を得ることということは、市民の皆さんの声をより反映する、しやすくなって、より充実した計画の策定に盛り込んでいただけることと私は思っております。

情報共有と共通の認識を得られたことによって、今後、委員会としても策定のプロセスが早い段階で情報を共有していけるということが、仕組みの改善をする必要がまずあると思います。まず、進捗状況の報告、定期的に行う仕組みなどを、ぜひ改善をお願いしたいと思います。

それが1点目で、今回、特に鳥栖市立保育所再編計画など、そういったこともありましたし、今後、障害者・高齢者福祉計画なども控えてまいりますので、その点について、ぜひ改善をしていただきたいと思います。

2点目です。

総合的に、県に対する補助金の在り方ということで増額を要望されている、特に私が、今回質疑でさせていただいたのがスクール・ソーシャル・ワーカーの件でしたけれども、増額を見込んでいるということは、その必要性、重要性というのを御認識されていることかと思います。特に福祉の現場、ソーシャルワーカーの役割というのは、大変厳しい御家庭の中では、もう命綱になっているという現状があります。

ぜひ、そういった方々の声を、ソーシャルワーカーの方が一人でも多くすくい上げて、命に関わる問題ですので、補正をしていっていただくことをもう一度要望して終わりたいと思います。

#### 樋口伸一郎委員長

関連ですか。(発言する者あり)

ちょっと私が口挟んでいいですか、先に。

今の牧瀬委員の総括的御意見なんですけど、1点目の策定される計画等については、これ昨年9月、12月とやっていく中から、委員間の中からも様々に御意見をいただいて、委員会の総意としても要望をさせていただいております。

一応、その中で今までの慣例、先例っていうのもありましようけど、その中でもより早く、だんだん早くというか、情報提供していただけるようにはなってきたと存じてます。今後も引き続き、先ほど来からあっておりますが、進捗していくもの、あるいは策定されていく計画、パブリック・コメント等の寸前といいましようかちょっと前に、タイトな状況でも議会全体に報告をされる前に、今現在は委員会等を通して、意見を交換するような場とかも設けていただいております。

牧瀬委員が今おっしゃったように、これから先も様々な、今まで継続しているような計画もありましようけど、委員会のほうに報告ができる範疇で構いません。



〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

よろしいです。ありがとうございます。挙手多数でございます。

よって、議案乙第 9 号令和 7 年度鳥栖市一般会計予算中、当文教厚生常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案甲第7号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第 8 号鳥栖市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第12号鳥栖スタジアム条例の一部を改正する条例

議案甲第15号鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第6号、第7号、第8号、第12号及び第15号について、一括して採決を行います。

5 議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。

よって、5議案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

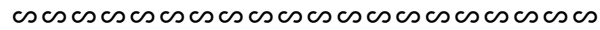
樋口伸一郎委員長

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



樋口伸一郎委員長

以上で、令和 7 年 3 月定例会の文教厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時30分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長

樋口伸一郎

